

令和4年9月定例会

# 農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

## 会議録

長崎県議会

# 目 次

## (先議・委員間討議)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、審査事件 .....	1
4、経過 .....	

## (産業労働部)

### 分科会

産業労働部長予算議案説明 .....	1
産業政策課長補足説明 .....	2
予算議案に対する質疑 .....	2
予算議案に対する討論 .....	4
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議) .....	4

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	6
2、出席者 .....	6
3、審査事件 .....	6
4、付託事件 .....	6
5、経過 .....	

## (産業労働部)

### 分科会

産業労働部長予算議案説明 .....	7
経営支援課長補足説明 .....	8
予算議案に対する質疑 .....	8
予算議案に対する討論 .....	18
委員会	
産業労働部長所管事項説明 .....	18
決議に基づく提出資料の説明 .....	20
陳情審査 .....	21
議案外所管事項に対する質問 .....	28
請願審査 .....	32
請願に対する質疑 .....	33
請願に対する討論 .....	33
議案外所管事項に対する質問 .....	34

## (第2日目)

1、開催日時・場所 .....	65
2、出席者 .....	65
3、経過 .....	

## (水産部)

### 分科会

水産部長予算議案説明 .....	65
漁政課長補足説明 .....	66

漁業取締室長補足説明 .....	6 6
水産経営課長補足説明 .....	6 7
漁港漁場課長補足説明 .....	6 7
予算議案に対する質疑 .....	6 8
予算議案に対する討論 .....	8 5
委員会	
水産部総括説明 .....	8 5
漁業振興課長補足説明 .....	8 8
議案に対する質疑 .....	8 8
議案に対する討論 .....	8 8
決議に基づく提出資料の説明 .....	8 9
漁業振興課長補足説明 .....	9 0
陳 情 審 査 .....	9 1
議案外所管事項に対する質問 .....	9 1

### (第3日目)

1、開催日時・場所 .....	1 1 8
2、出席者 .....	1 1 8
3、経過	

### (農林部)

#### 分科会

農林部長予算議案説明 .....	1 1 8
農産園芸課長補足説明 .....	1 1 9
畜産課長補足説明 .....	1 2 0
農政課長補足説明 .....	1 2 0
予算議案に対する質疑 .....	1 2 1
予算議案に対する討論 .....	1 3 8

#### 委員会

農林部長総括説明 .....	1 3 8
議案に対する質疑(第90号議案のうち関係部分及び第101号議案)...	1 4 0
議案に対する討論( " )...	1 4 0
議案に対する質疑(第102号議案) .....	1 4 1
議案に対する討論( " ) .....	1 4 1
決議に基づく提出資料の説明 .....	1 4 1
農産園芸課長補足説明 .....	1 4 2
陳 情 審 査 .....	1 4 4
議案外所管事項に対する質問 .....	1 4 4

・審査結果報告書 .....	1 7 1
----------------	-------

### (配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料(先議)(産業労働部)
- ・分科会関係議案説明資料(産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料(産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2:産業労働部)

- ・分科会関係議案説明資料（水産部）
- ・委員会関係議案説明資料（水産部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：水産部）
- ・分科会関係議案説明資料（農林部）
- ・委員会関係議案説明資料（農林部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：農林部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2：農林部）

## 先議・委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月12日

自 午前10時46分  
至 午前11時4分  
於 委員会室4

（関係分）

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山下 博史 君
副委員長(副会長)	坂口 慎一 君
委 員	八江 利春 君
”	中山 功 君
”	溝口 芙美雄 君
”	浅田 ますみ 君
”	深堀 ひろし 君
”	山本 由夫 君
”	麻生 隆 君
”	宮島 大典 君
”	清川 久義 君

3、欠席委員の氏名

中村 泰輔 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

産業労働部長	松尾 誠司 君
産業労働部次長	宮地 智弘 君
産業政策課長	井内 真人 君

6、審査事件の件名

○農水経済分科会

第89号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算(第7号)

7、審査の経過次のとおり

午前10時46分 開会

【山下委員長】ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、八江委員、深堀委員の2人をお願いいたします。

【山下分科会長】初めに、第89号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分について、分科会による審査を行います。

なお、理事者の出席範囲につきましては、付託議案に係る範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援に関する補正予算に伴うものであり、本日午後の予算決算委員会及び本会議で審議する必要がありますことから、午前中の審査としますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、予算議案を議題といたします。

産業労働部長より、議案の説明をお願いいたします。

【松尾産業労働部長】皆さん、おはようございます。

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料といたしましては、予算決算委員会農水

経済分科会関係議案説明資料をお配りしております。

3ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第89号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であり、その内容についてご説明いたします。

歳出予算は、記載のとおりであります。

この歳出予算の内容についてご説明いたします。

産業政策課

（中小企業振興費について）

令和4年1月から3月における本県へのまん延防止等重点措置の適用に伴う影響を受け、売上が減少している県内事業者への支援に要する経費として、長崎県事業復活支援給付金事業費2億7,500万円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】次に、産業政策課長より補足説明を求めます。

【井内産業政策課長】おはようございます。

資料は、令和4年9月定例会県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料先議分（産業労働部）でございます。

長崎県事業復活支援給付金事業費としまして、補正予算額2億7,500万円を計上しております。

この事業につきましては、令和4年1月から3月のまん延防止等重点措置の適用に伴う影響などを受け、売上が減少している県内事業者を対象に、本県独自で国の「事業復活支援金」に乗せをして給付金を支給するものであります。

去る令和4年3月定例会及び6月定例会におき

まして関係予算をご承認いただいたところでございますが、その後も予算額を上回る申請があったことから、再度増額補正を行うものでございます。

これまでの具体的な状況につきましては、2番に記載のとおりでございますが、3ばつ目に記載のとおり、7月末時点におきまして、既に6月補正時に見込んでいた1万3,000件を超える申請があつていたところでございます。

コロナ禍に加えまして、物価高騰などによる影響が県内の幅広い事業者に及んでいる状況であり、事業者の支援ニーズに不足することなく応えるため、給付金の支給に必要となる予算を増額させていただき、速やかに申請者へ給付したいと考えております。

3番の給付対象や給付額につきましては、当初のものから変更はございません。

支援想定事業者数につきましては、申請状況などから、1万4,500としております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

【山下分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

【山本委員】おはようございます。

ざっと3項目お聞きしたいのですが、まず件数の話なんですけれども、今ご説明があつたとおり、当初が7,600件で、1万3,000件に増額といえますか、しましたけれども、その時、増やした理由は聞いたんですけれども、1万3,000件というその数字の根拠をもう一度、確認をしたいということと、それからその根拠をもって1万3,000件というふうにしたんだけど、さらにそれを超えて、申請の締切りを7月29日から8

月末まで延長するような事態になっているということで、さらに見込んでいたものを超えた原因をどう見ているのかということと、延長した締切りは8月31日で終わっているわけですが、最終的な申請件数というのが出ているのか、まだどこかで滞留しているのか、その点をまずお伺いしたいのですが。

【井内産業政策課長】 まず、6月補正予算時に見込んだ1万3,000件の根拠でございますが、こちらは予算を策定する5月16日時点で、国の申請状況が172万件ございました。国が6月16日までの募集期間を設けておりまして、そこから国全体で約200万件の給付申請件数があるのではないかと見込んだところでございます。そこから本県の割合0.7%を乗じたということなのですが、この0.7%というのは、過去の同様の制度、一時支援金等ございましたが、そこにおける本県のシェアが0.7%ございましたので、その国の見込み約200万件掛ける0.7%ということで、本県の申請見込みとしては、6月補正の時点では1万3,000件を見込んだところでございます。

しかしながら、7月末に国の申請における本県の割合が約1%ということで、この数字が判明をいたしまして、6月補正時点で見込んだ0.7%から増えているというのが7月末の時点で判明したところでございます。

当初の見込みから増えている要因としましては、本県独自の国の電子申請のサポートを県内7地域で行いまして、この効果があったのかなということと、あとコロナに加えて物価高騰の影響が県内企業の売上減少というところの影響が大きくあったものかなと考えるところでございます。

8月末を締切りとしているところでございま

すが、当日消印有効としております。現時点で、申請件数は1万4,088件という状況でございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

次に、県の方で申請書のチェックをされるわけでしょうけれども、このチェックが、産業政策課の方になるんでしょうけれども、どういう方が、何人でやっているのかと。今、Q & Aとか、あるいは申請から給付金の入金までに、書類の不備等がなければ大体1か月ぐらいですよというふうに回答されているんですけども、そこがスムーズにいつているのか、それから今回補正を上げるということですから、今の段階で予算不足で支払いが滞っているというふうなことはないのか、そこをお伺いしたいのですが。

【井内産業政策課長】 申請のチェック体制でございますが、まず1次審査としまして委託をしており、約15名という体制でございます。

その後、県に申請書類を頂きまして、支出に向けた処理をしているところでございますが、こちらは産業政策課の職員約20名と、会計年度任用職員約10名おりますが、総出で分担をして、少しでも早く給付ができるようにというところで取組をしているところでございます。

現在、支払いが滞っているのではないかとこのところではございますが、6月補正後の予算が約25億円ございまして、9月7日時点になりますが、支出の状況が23億6,000万円というところで、現時点、この支出が滞っているという状況ではございません。

なお、申請に要する時間としては、直近では、申請から約1か月弱でお支払いができていますという状況でございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

最後に、これは市町で上乘せとか横出しとい



うふうな形でされているところがあって、お伺いした時に、今回は売上の減少が30%以上というふうな形で国も県もされているんですけども、要は、売上の減少が20%から30%のところ、例えば島原市の場合だと、思ったより少なく、減額補正をかけているような形なんです。ということは、そのレベルでなくて、30%以上ということで、かなり大きいところが増えているのかなというふうに感じたんですけども、前回もちょっとお伺いしたんですけども、業種別であるかと、市町別、そこの大まかな傾向で結構なんです、お示しいただけるでしょうか。

【井内産業政策課長】まず、市町別の申請でございますが、申請全体に占める割合の多い順に申し上げますと、1位が長崎市となりまして約29%、2位が佐世保市でございまして約16%、3位が対馬市で約8%、4位が諫早市で約7%、5位が島原市で約5%という状況でございます。

業種別に見ますと、一番多いのが卸・小売業で、同じく割合で申しますと約22%、2番目に多いのが建設業で約16%、3番目が漁業関係で約14%、4番目が製造業で約8%、5番目が生活関連サービス・娯楽業として約8%という状況でございます。

【山本委員】ありがとうございました。

体制的にも、かなり大勢の方でされているし、1か月以内で大体されているということで、大変お疲れさまでございますけれども、引き続き、滞りとかないように、それから不正等の問題もあっておりますので、チェック体制は緩むことのないように、両立して、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第89号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第89号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【山下分科会長】議案の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩します。

-----  
午前10時58分 休憩

-----  
午前10時59分 再開  
-----

【山下分科会長】分科会を再開いたします。

これもちまして、分科会の審査を終了いたします。

【山下委員長】引き続き、9月26日からの委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時 0分 休憩

-----  
午前11時 2分 再開  
-----

【山下委員長】委員会を再開いたします。

まず、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和4年9月定例会の審査内

容等についての委員間討議であります。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時 3分 休憩  
-----

-----  
午前11時 3分 再開  
-----

【山下委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかにないようですので、これをもちまして農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午前11時 4分 閉会  
-----

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月26日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時 7分  
於 委員会室 4

産業振興課企画監 (企業誘致推進担当)	原田 啓輔 君
新産業創造課長	香月 康夫 君
新産業創造課企画監 (エネルギー産業振興担当)	黒島 航 君
経営支援課長	内田 正樹 君
若者定着課長	川端 博子 君
雇用労働政策課長	吉田 憲司 君
雇用労働政策課企画監 (産業人材対策担当)	川口 博二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山下 博史 君
副委員長(副会長)	坂口 慎一 君
委 員	八江 利春 君
”	中山 功 君
”	溝口 芙美雄 君
”	浅田 ますみ 君
”	深堀 ひろし 君
”	山本 由夫 君
”	麻生 隆 君
”	宮島 大典 君
”	中村 泰輔 君
”	清川 久義 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

産業労働部長	松尾 誠司 君
産業労働部政策監 (産業人材育成・県内定着促進 ・働き方改革担当)	村田 誠 君
産業労働部政策監 (新産業振興担当)	三上 健治 君
産業労働部次長	宮地 智弘 君
産業政策課長	井内 真人 君
企業振興課長	未續 友基 君

6、審査事件の件名

○農水経済分科会

第88号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算(第6号)  
(関係分)

7、付託事件の件名

○農水経済委員会

(1) 議 案

第90号議案

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める  
条例の一部を改正する条例(関係分)

第101号議案

契約の締結について

第102号議案

契約の締結の一部変更について

(2) 請 願

「駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限  
延長」に関する請願

(3) 陳 情

・要望書

・国政・県政に対する要望書

・諫早市政策要望

・令和4年度長崎県への施策に関する要望・提  
案書

・要望書

- ・地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望
- ・令和5年度離島振興の推進に関する要望書
- ・要望書
- ・要望書
- ・令和4年度 長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・要望書
- ・架空配電線及び通信線の仮支持する新型車両の開発を願う陳情
- ・陳情書

## 8、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開会  
-----

【山下委員長】ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第90号議案「知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例」のうち関係部分外2件であります。そのほか、請願1件、陳情13件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと

存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

【山下分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

産業労働部長より、予算議案の説明を求めます。

【松尾産業労働部長】おはようございます。

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料といたしましては、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料をお配りしております。

3ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であり、歳入予算、歳出予算は、それぞれ記載のとおり計上いたしております。

この予算の内容は、

経営支援課

（中小企業金融対策費について）

コロナ関係融資返済の本格化を見据え、借換需要の増加等への対応を含む中小企業者の資金繰りを支援するため、融資枠の拡大に必要な経費として、金融対策貸付費16億6,000万円の増（融資枠100億円）を計上いたしております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】次に、経営支援課長より補足

説明を求めます。

【内田経営支援課長】 おはようございます。

分科会の補足説明資料3ページをお願いいたします。

緊急資金繰り対策貸付費16億6,000万円の補正予算について、ご説明をいたします。

(1)の目的にございますように、県では、感染症の影響を受けている県内事業者の資金繰りを支援するため、信用保証協会の保証制度を活用しまして、金融機関を通し必要な事業資金を貸し付けております。

こうした中、(2)の事業内容に記載しておりますように、今後のコロナ関係融資返済の本格化を見据えまして、借換え需要の増加等に対応するため、融資枠を当初予算の100億円から200億円に拡大する必要があると考えておまして、無利子預託を16億6,000万円増額しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【山下分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【深堀委員】 幾つかお尋ねをさせてもらいたいと思います。

今、説明の中で、今回16億円を積み増すということで、融資枠は100億円広がるわけですが、今年度、既に融資実績が出ていると思うんですが、その融資の実績と、それからこれまでもこの融資、コロナ禍になってやってきているわけですが、これまでの実績、件数等々をまず教えてください。

【内田経営支援課長】 お答えいたします。

県の制度融資であります緊急資金繰り支援資金の保証承諾状況でございますけれども、令和

4年8月末現在におきまして、まず累計ですけれども、延べ件数が1万1,663件、保証承諾の実績額の方ですけれども、約1,760億6,700万円となっております。このうち、令和4年度の実績ですけれども、こちら8月末現在ですが、件数が319件、金額が約40億900万円という状況になっております。

【深堀委員】 わかりました。トータルで1,760億円、今年度が40億円の融資の実績ということで、件数もありましたけれども、今回、借換への増加を見越して増額をするということなんですけれども、もう既に償還を迎える融資もあつたはずなんですけど、今、令和4年度で40億円の実績が出ているわけですが、このうち借換への分の実績というのはどれくらいだったのか、そしてこれまで1,760億円の実績があつているわけですが、この償還が始まる時期、それはそれぞれ違うわけですが、償還を開始するピークがいつ頃になっているのか、このあたりを教えてください。

【内田経営支援課長】 まず、令和4年度の実績のうち、他の資金から本資金への借換の実績件数ですけれども、まず件数でいきますと、319件に対して117件、それから金額で申しますと、40億900万円に對しまして約15億100万円ということで、いずれも37%の割合となっております。

あわせまして、コロナ関係融資の返済本格化の時期でございますけれども、返済を開始する最もピークとなる時期ですが、令和5年6月以降と見込んでおります。

【深堀委員】 既に今年度の融資の中の37%が借換えだったということがわかりました。そして、1,760億円のうち、その返済を開始するのが最も多い時期が令和5年6月と言われたんです

ね。

恐らく、令和5年6月に返済が始まるわけですが、令和4年の実績を見ても、多くの方々が、また借換えをしなければいけない状況になるということが想定されるわけですが、そういったところを見越して、対策をどのように考えているのか、そのお考えをお聞かせください。

【内田経営支援課長】ご指摘のとおり、このコロナ融資の返済開始の本格化というのが令和5年に見込まれておりますことから、県としましても、さらなる対策を検討する必要があるのではないかと考えております。まずは、今回の補正予算の計上によりまして、借換えを含めた資金需要の増加等に対応したいと考えています。

一方、こうした中、国におきましても、経済環境の変化を踏まえまして、伴走支援型特別保証制度の拡充でありますとか、政府系金融機関の低利、無担保融資が来年3月まで継続される、こういった一方で、中小企業の返済負担軽減策、それから前向きな投資の後押しが検討されるということで、様々な議論がなされております。

こうしたことから、県としましては、こうした国の政策、動向をしっかりと見極めながら、事業者の実態把握に努めて、経済雇用情勢を注視し、事業者の事業継続、事業再構築のための支援が講じられるよう、施策構築の検討を進めてまいりたいと考えております。

【深堀委員】非常に難しい問題だとは思いますが、国もいろんなメニューも考えているし、県としても、さらなる支援策、対策を考えていかなければならないということだったのですが、県として、こういう融資の枠の拡大というのは、預託を積み増すことによって融資の枠を広げる。借換えの場合は、結局、県の制度融資の借換えであるならば、県の預託金の増に

はならないですね。例えば、令和4年度で33億円の預託金を積んで、200億円の融資枠をした。これが例えば返済が始まる時に、また別の融資に借り換えた時に、県は、そこにまた新たな預託金を積む必要はまずないですね。その確認です。

【内田経営支援課長】県の制度融資は、金融機関が事業者に貸付けを行った実績に基づきまして預託を行うものでございます。その額は、当該年度の貸付実績、それから過年度に実施した貸付残高を基に、資金ごとの融資倍率を勘案して算定される仕組みとなっております。そのため、仮に、県の制度資金からの借換えが多い場合でございまして、基本的に貸付実績、貸付残高が同一水準であれば、預託額に影響は及ぼしません。

【深堀委員】わかりました。

県として、預託金の増減は借換えの場合においては発生しないですけれども、実際に融資を受けている事業者の立場に立って見た時に、確かに資金繰りのために借換えをするというのはもちろん必要なことだとは思いますが、当然のことながら、返済が繰り延べされるだけで、金利も一定の負担が生じてくるわけで、いつまでそれを続けていくのかということだと思います。その判断。

だから、先ほどの答弁の中で、前向きないろんな事業展開、そういったところに選別をしていくのであれば、従来から、厳しいから、厳しいからということで制度融資を利用してきた方々をどうするのかということに、少なからず近いうちにそういう判断をしなければいけない時期が来るのではないのかなというふうに私は思っているんですけれども、ちょっと重複するのですが、そこについての考え方がもし何か

あれば、教えてください。

【内田経営支援課長】県が緊急資金繰り支援資金を発動しました令和2年当時、ここまで感染症の影響が長期化するというのは想定外であったろうと思っております。

こうした中、今後、コロナ関連融資の返済の本格化が控えているわけですが、足元では、原油価格それから物価の高騰などの影響を受けまして利益が確保できない事業者の増加が懸念されております。そのため、こういった意味でも、令和2年当時とは社会経済環境が変化しているものと考えております。

このように感染症の長期化、それから原油価格・物価高騰の双方の影響を受けまして、非常に厳しい経営環境にある事業者に対しましては、県としても、事業継続のための資金繰りの支援が必要であると考えております。

一方で、繰り返しになりますけれども、コロナが収束しましても、生活スタイル等がコロナ前に戻ることはないというふうに考えられますことから、ポストコロナを見据えた事業者の前向きな事業再構築の促進というのも必要であろうと考えております。

県としては、こうした様々な対策の推進、それから関係機関の連携強化によりまして、事業者の実態に即した支援に努めてまいりたいと考えております。

【深堀委員】明確に、こうするべきだという答えを私も持ち合わせているわけではないんですけれども、事業実態そして社会環境等々を見た中で、近年、長崎では老舗企業の倒産等々が発生してきているわけで、そこをどうにかそういった倒産という状況を回避するための施策というのも当然必要ではあると思っております。

ただ、ずっと制度融資というのがどこまでで

きるのか、ただ延命するためだけの融資であっているのかという非常に難しい判断がこれから出てくるというふうに思いますので、それぞれ事業者の実態、そして社会の状況等々を鑑みて、こういった制度資金制度の在り方というのをよくよく検討されていくべきだという意見を申し上げて、終わりたいと思います。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山本委員】おはようございます。

今の緊急資金繰り対策の中にも、いわゆるゼロゼロ融資というのが含まれているわけですが、そのゼロゼロ融資について、民間金融機関については、去年の3月末でそのゼロゼロ融資自体は終了している、県の制度融資のいわゆる実質無利子もそれで終わっていると。政府系金融機関も9月で受付を終了するというふうに聞いています。今後は、返済負担の軽減、借換保証などを検討するというふうに政府系金融機関の方でも言われているんですけれども、今回の補正予算というのは、返済の本格化を見据えて借換え需要の増加に対応する融資枠拡大というのが目的とされているようですけれども、6月に、いわゆる物価高騰対策も含めたものを緊急資金繰り資金の中に含んでいると。これはゼロゼロ融資ではないですけれども、そういう新たなものが出てきているという中で、この新規事業に対応する必要はないのか。それから、先ほどピークは令和5年6月とおっしゃいましたけれども、この緊急資金繰り支援資金が一番多かったのは多分令和2年度だと思うので、令和2年4月から令和3年3月となってくると、少し前倒しで出てきはせんかなというふうに思うんですけれども、今回の16億6,000万円、融資枠の100億円で足りるのかということについてのご見解をお伺いしたいのですが。



【内田経営支援課長】 まず1点目ですけれども、今回の100億円の追加を当然新規での貸付けというの念頭に置いています。先ほど数字をご紹介いたしましたけれども、借換えの分が37%ということですので、逆を言いますと、新規の分が63%あるということですから、それももちろん対応していくということでございます。

あわせて、今後の資金需要を考えた時に、100億円の増加で足りるのかということですが、現在の積算におきましては、8月末で40億円の実績となっておりますから、1月当たりの平均額に加えまして、一定今後の増加というものを加味した金額で積算して、200億円ということにしております。

しかしながら、今後の経済雇用情勢の悪化等によりまして、さらなる資金需要が必要になるというふうに見込まれる場合には、事業者の資金繰りに支障が出ないように、財政当局とも協議をする必要があるかと考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。

それから、今回の補正予算に関連することかもしれないのですが、9月9日に、県内の商工団体とか金融機関が集まって、長崎県緊急経済雇用連絡会議というものが開催され、一部紹介されているんですけれども、この中で、資金繰りに関して話が出たというふうに報じられていますけれども、この内容について、ご説明をお願いします。

【内田経営支援課長】 9月9日に開催いたしました長崎県緊急経済雇用連絡会議における融資関係での主な意見について、ご紹介をさせていただきます。

まず、金融機関からは、製造業、卸売業を中心に資金繰りに影響があり、さらなる支援を求める声があるというアンケート結果のご紹介が

ありました。それから、借換えや条件変更等が緩やかに増加しているということで、相談等があれば速やかに対応しているというようなご報告もっております。

次に、商工団体からは、資金繰り案件についての相談件数そのものは増えていないということですが、据置期間が終了することもありまして、借換えや条件変更等に係る支援の要望があるというお声をお聞きするというところで報告がっております。

それから、保証協会からは、資金繰りが厳しくなった事業者が増加傾向であるということで、返済緩和や代位弁済が増えている、今後、令和5年の夏頃にコロナ関連融資の返済開始が本格化するということで、これからまさに支援の正念場であると考えているというような意見がございました。

【山本委員】 ありがとうございます。

そういう中で、今回、補正予算によって、本年度分として200億円の融資枠が取れたとしても、結局、最終的に融資をするのは金融機関ということになりますので、今まで借りていらっしゃる方も、すんなり返せるかどうかかわからないという中で、いわゆる貸し渋りとか、そういったものも起きるとするのは当然懸念されると思うんですけれども、こういったことに対して、県としてどのように働きかけていくのか、ご説明をお願いします。

【内田経営支援課長】 現在、事業者、金融機関等と意見交換をする中では、資金繰りそのものに大きな問題が生じているというような声は承知をしております。一方で、先ほどもご紹介させていただきましたように、借換えや条件変更等に係る支援を求める声があるというふうにお聞きしております。

こうしたことを受けまして、県では、これまでも金融機関や信用保証協会に対し、返済条件の緩和、借換え相談等に迅速、丁寧、柔軟に応じただけのように、機会を捉えて要請を重ねてきております。今後も引き続き、継続して、ご理解とご協力を求めてまいりたいと考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。

今後どうするのかということで、帝国データバンクの調査だと、約7割の企業というのが、まだ返済は本格化していない、これから返済になってくるんだということで、このうち12%以上の企業が、かなり厳しいと、返済できないかもしれないというふうなアンケートが出ています。

これが春先以降、物価高騰等もあって、さらに増えているという中で、4月に中小企業の事業再生等に関するガイドラインというのが改定をされて、これは金融機関とか商工団体、そういったところが一緒につくって、借入金の返済猶予であったり、減免とか、そういったものに柔軟に応じましょと、再生を支援していきましょというふうな取組と聞いているんですけども、これは法的義務がないということでしたので、今までよりは、より踏み込んでくるんだと思うんですけども、そういったところも踏まえて、県としても、単にお願いするだけじゃなくて、少し踏み込んでいただけないかなと思うんですが、もう一回だけ、ご答弁をいただけますか。

【内田経営支援課長】 国の方で中小企業活性化パッケージというものが議論されておりまして、その中で、収益力改善、事業再生、それから再チャレンジという様々な局面に応じた支援をしていこうというようなことで議論がなされてい

るということ、それから、それに基づく中小企業活性化協議会というものが設置されて、体制も構築されているのは承知をしております。

県としても、そういった国の機関等としっかり連携、協力しながら、事業者の実態に応じた支援というものに努めていきたいと考えております。

【山下分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【麻生委員】 おはようございます。

今回の枠の拡大については、現場の皆さんの声を反映した施策じゃないかと思っておりますけれども、実は8月9日に、私ども、県内の旅館業協会の皆さんから要望を受けました。与党で山口代表も来られましたので、その席上で何点か受けたわけですけれども、コロナの第7波の影響もありながら、なかなか観光業の集客が戻らないという状況、経営に対して相当危機感を持っておられまして、何点か要望があったんですけれども、その中には、さらなる金融の支援についてお願いしたいという項目がありまして、ここについては、ちょうど政府系金融関係のものがありまして、特別制度の無利子、無担保の延期をしてほしいということとか、現在、信用協会で行っている2億8,000万円までの枠の状況を拡大していただきたいというような声もありました。

しかし、今回、私どもが思っているのは、現場の旅館業の皆さんについて、相当疲弊しているのではないかとということがありまして、これに対して県として、いろいろな形の情報収集をされていると思いますけれども、現状をどう捉えておられるのか、意見交換をされたと聞いておりますので、それについての対策がどうだったのかを、まずはお尋ねしたいと思います。

【内田経営支援課長】 委員からご紹介ありまし

たように、私どもも事業者の方と意見交換をさせていただきました。その中では、貸し渋り等の状況は起こっていないということではあったんですけれども、個々の状況を見ますと、それぞれいろんな立場があって、非常に厳しい状況もあるんじゃないかというようなことで伺っておりますので、事業者の実態に応じた対応ができるように、こちらもいろんな場面に応じた支援策というものを用意しておりますので、そういうものを紹介して、活用しながら対応していきましょうということで、意見交換を終わったところでございます。

【麻生委員】 サービス業関係で、クリーニング業の方たちと意見交換した時ですけれども、実は、コロナ融資の関係で1億円近く借入れをされているところの事業者さんでしたけれども、返済が5年ですので、3年目に入って、今年の5月、6月から元金を含めた返済を迫られているということで、負担をしています。今までは金利だけでよかったんですけれども、元金を払っていかなくちゃいけないということで、相当負担が来ていると。売上はどうかというと、現場としては2割から3割売上は落ちているという状況で、これがコロナ以前の状況に戻るのかという話をすると、なかなか戻らないというのが実態ですということでした。

今回、コロナ前に完全に戻ると思いませんけれども、5年内の返済について、現場としては、相当緊張感があるのかなと。一部その事業者さんは、国の補助事業で新しい事業を展開したいということで取り組まれていましたけれども、資金繰りの問題で、今回のチャレンジについては見送るということで、補助金6,000万円ぐらい国はついていましたけれども、それは投資できないという状況も出てきているという話をされ

ていました。

そういう中で、私どもは現場を歩きますと、そういうサービス業も含めたところの景気判断が相当落ちてきているのかなということがあって、今、コロナが3年目を迎えていますし、5年以内の状況では、なかなか難しいだろうと。

お願いしたいのは、そんな状況を含めてあるんだけれども、この借換えの問題についてもそうでしょうけれども、しっかりと経営診断の状況を知ってもらうということをこの前、本会議でお願いしましたけれども、そういったこともしっかりやっていただきながら、どうしたら売上の確保と、新しい可能性を含めてやっていただく、そしてちゃんとした資金繰りの計画をつくってもらうと。アドバイザーも含めてやっていただきたいと思っています。

あわせて、せっかくの融資ですけれども、借換えの状況を併せて、そういった体制が取れているのかどうか、そこについてもお尋ねしたいと思います。

【内田経営支援課長】 まず、国の方での体制ですけれども、先ほどご紹介しましたような中小企業活性化協議会というような体制もありますので、そこはしっかり連携をしていこうと考えています。

あわせて、県の方でも、中小企業診断士協会に委託をしまして、事業者の補助金のお手伝い、いろんな施策のご紹介でありますとか、その事業者に応じた対応というのを図っております。

そういうものを総合的に講じながら、事業者に寄り添った対応というのを引き続き心がけてまいりたいと考えております。

【麻生委員】 融資するだけでも、経営状況が厳しいところを延命させるということはなかなか難しいでしょうけれども、しっかりとした判断

をしてもらいながら、事業者としては、コロナで痛んだこの3年間の状況がありますから、しっかりやっていただいて、次のチャレンジもできるというようなことをぜひ後押ししていただきたいと思います。そのためにも、新しいイノベーションを起こしたいいろいろな状況があるでしょうから、そういう取り組む施策もしっかりとご案内していただきながら、長崎県全体で底上げしていただきたいと思います。

この前から言っているように、老舗が何軒かつぶれました。そういった資金繰りの問題もあるかと思いますが、販売力が弱い、またマーケットが変わってきているという実態もあるでしょうから、そういったところについても適切なアドバイスとか、金を貸すだけでなく、いろいろな形の支援の体制をもぜひお願いしたいと思います。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【溝口委員】今の緊急資金繰り対策貸付金の増額について質問をさせていただきたいと思います。

最近、私たちとしても、大きな企業、例えば、身近なお茶の山口園とか、お菓子のアリタ、又まるなか本舗などの大企業が倒産をしている状況でございますけれども、本県でも倒産件数が増加して、本県経済が厳しい状況にあるのではないかと考えております。

その中で、コロナ禍以降の本県の倒産の件数の推移と、コロナによる影響による推移について、お尋ねをしたいと思います。

【内田経営支援課長】感染症の発生後の令和2年以降の倒産件数についてのお尋ねでございました。令和2年が41件、令和3年が40件、それから令和4年が8月末現在で33件というふうな状況になっております。

このうち、感染症を要因とする倒産ですけれども、令和2年が3件、令和3年が14件、それから令和4年が8月末現在で17件となっております。こちらは年々増加傾向となっております。

【溝口委員】令和4年に入ってからコロナの影響でも17件ということで、全体で33件ということでございますけれども、今後また原油高や物価の高騰等が影響あると思いますけれども、さらに厳しい状況になってくると心配しております。

県として、今後の見通しをどのように認識しているのか、お尋ねをしたいと思います。

【内田経営支援課長】ご指摘ありましたように、感染症を要因とする倒産件数が増加傾向で推移していることに加えまして、県内でも、老舗と言われる店舗の倒産が含まれるということで、現在、緊張感が高まっているというふうに考えております。

今後におきましても、コロナ関係融資返済の本格化のほか、原油価格・物価高騰などの影響が懸念されておりまして、県内企業を取り巻く環境は一層厳しさを増し、予断を許さない状況であると認識をしております。

【溝口委員】今回のこの融資枠が、そういう倒産をなくすための増額だと思っておりますけれども、先ほど、資金が不足しないのかという質問もございました。私としては、今回借りている人たちは、恐らく、今までの資金繰りを、どうにかしてやりたいということでやってきたと思うんです。それで、コロナ禍になって売上高がぐんと減っていると思うんです。だから、先ほど、借換えが37%と言っていましたけれども、借換えは恐らく増えてくると思うんですけれども、ただ私は、増額してやっていかないと、資金繰りはできていかないのではないかと考えて

いるんですけれども、この100億円の融資枠をただで本当に足りるのかなという感じがするんですけれども、このことについて、お尋ねをしたいと思います。

【内田経営支援課長】現在の100億円の増加ですけれども、8月末の実績に加えまして、今後、一定見込まれるであろう借換えの増加等を加味したものでございますので、現時点では、充足するのではないかと考えております。

一方で、今後の経済雇用情勢の悪化等により、さらなる資金需要が必要になるということで見込まれる場合には、資金繰りに支障が出ないように、財政当局とも協議の上、予算措置を検討していく必要があるかと考えております。

【溝口委員】中小企業の人たちは、この融資について、金融機関あるいは保証協会がどうしても入ってきて、なかなか難しい状況にあると聞いているんです。だから、その辺についても、今後、コロナ禍がある程度落ち着いてきたら、売上を伸ばしていくためにも資金が必要になってくると思うんです。だから、そのことについて、県の方としても、どれだけ入れるかわかりませんが、金融機関と保証協会に対して、ある程度、企業の方々に支援をするように指導していただきたいと思っておりますけれども、どのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

【内田経営支援課長】県では、これまでも金融機関や信用保証協会に対しまして、企業者からの相談に対しては、迅速、丁寧、柔軟に応じてもらうよう要請を重ねてまいりました。こうしたことから、倒産件数等はコロナの前と同水準ぐらいで推移をしている、一定の成果も得られているというふうには考えておりますけれども、今後においては、引き続き、今回の県議会の議論も踏まえまして、継続して金融機関、保証協

会等に対しては、ご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。

商工会とかに入っている方々は中小企業の方が多いので、なかなか資金繰りをやっていけない部分があると言っているんですけれども、あまり緩和しても、先ほど深堀委員から言われましたけれども、どこまで緩和していけばいいのかということもありますけれども、コロナというこの問題が解決して、ある程度、軌道に乗っていくまでの指導は、やはり県の方でやっていく必要があるのではないかと私は思っておりますけれども、このことについて産業労働部長の考え方をお尋ねしたいと思います。

【松尾産業労働部長】るる委員からお話いただきました。今回私どもとして、9月9日に緊急の連絡会議を開いた趣旨としては、そういった企業様のお声をしっかり受け止めていくというふうなことが施策の中心になるべきだというふうに思った次第で開催したところでございます。

資金というのはできるだけ借りない方が、借金でございますので。また、その借金を繰り返すというふうなことが、その企業にとって将来的にどうなのかというふうなことは、しっかり私どもとしても、これは銀行様そして信用保証協会様の方と十分協議をしながら、その将来性のところを見極めていただいて、なおかつ協力をいただくというふうな形をいろんな形でお願いをしていかなければいけないのかなというふうに思っている次第でございます。

今後とも、資金の先に、先ほど麻生委員からもいただきましたけれども、新たなチャレンジというふうなことでの事業体をどう変えていくのかというふうなことが、このマーケットの状況も踏まえながら、そちらの方も目配りする必

要がございますので、そういったことも含めまして、対策の強化をしていきたいと思っている次第でございます。

【溝口委員】わかりました。

できれば、そういう相談に来る人があって、金融機関、保証協会がなかなか出さないという人がいると思うんですけれども、その時に、県の方としての指導はなかなか難しいと思うんですけれども、例えば中小企業診断士にそれを見てもらうとか、いろいろな指導をしていただく、そういう形も県の方としての協力ができないのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

【内田経営支援課長】委員ご指摘のとおり、そういう対応は必要であろうというふうに考えておりますので、引き続き、中小企業診断士の方も活用しながら、事業者に寄り添った対応というものを心がけてまいりたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。

ぜひ、あまり倒産件数を出さないように、県の方としても力強く支援をしていただきたいと思いますので、このことについては要望させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】もうさんざん緊張感が高まっているということで議論がございますけれども、私としては、1点、今、金利高のリスクが高まってきているのかなというふうに見ております。なかなか金利を上げられないというところはありますけれども、特にアメリカとかは金利を上げてきていて、今後、金融引き締め動きになるかもしれないということで、もしそういうふうになっていくと、住宅ローンが上がったり、また企業の方でも投資意欲が減退したりとか、そういったところで物がいよいよ売れなくなっ

てくるようなリスクもまた上がってくると思います。

先日、緊急経済雇用連絡会議をしていただいて、意見を吸い上げるということでされていきますけれども、今後、世の中の状況が刻一刻と変わっていくのかなということで考えております。よって、こういった形で意見を吸い上げていくということが、より一層大事になってくると思いますので、何とか話を聞く機会をもっと深めていただいて、アンテナを、今でも張っていただいていると思うんですけれども、より張っていただくようなことで、ぜひともお願いをしたいと思います。今のところについて、少しご意見をいただけないでしょうか。

【井内産業政策課長】委員、ご意見いただきましたように、円安の急激な進行であるとか、あとコロナ禍に加えた原油価格・物価高騰というところで、急激に経営環境というのが変わってきていると私どもも認識しているところでございます。

今回、9月9日に会議を開催させていただいて、各支援機関からいろいろな情報を得て、あと我々の意見と支援機関様の持つ支援制度の共有をして、まずは今ある支援策を確実に事業者様に届けていくんだという共通認識も形成したところでございます。

引き続き、県内の経済動向を注視しながら、委員おっしゃられますように、アンテナも高く張って、タイムリーな対応を心がけてまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございました。

今回、緊急ということで会議を開かれたようなんですけれども、定期的にこういった形で開いていただいて、いつでも聞くぞというようなことで、ぜひとも企業経営者の皆さんと連携を取っ

ていただきたいと思ひます。

【山下分科会長】ほかに質疑はありますか。

【八江委員】ただいまいろんな説明をいただいたのですが、地域によって、長崎県も地域、広い範囲がありますけれども、地域別、県南、県北、県央とかという中で倒産件数が大きく違っているのかどうかということと、もう一つは、業種別、製造業、販売、サービスとか、こういったものの中で大きな件数が違っているのかなと、そういう点がわかったら、お尋ねしたいと思ひます。

【内田経営支援課長】まず、業種の方から申し上げますと、令和2年から令和4年までの3か年の数字で申し上げます。倒産件数が全体で114件ございますけれども、サービス業、これには宿泊業とか飲食業も含まれますけれども、それが26件、それから小売業が25件、建設業が17件という状況になっております。

それから、倒産件数の地区別の件ですけれども、こちらは申し訳ありませんが令和4年の数字でお伝えをしますと、倒産件数33件のうち、長崎市が13件、それから諫早市が5件、佐世保市が4件、多い順から、そういう状況になっております。

【八江委員】地域によって、コロナの関係で大きく影響してきているということがはっきりすることによって、対策がいろいろ考えやすいんじゃないかと思ったりしたものですから、お尋ねいたしました。

それから、もう一つは、県の状況からいけば、例えば九州の中では、どのような状況にあるのか。長崎県と佐賀県、福岡、大きな都市とは比較にならないかもわからないけれども、そういう状況の中で、長崎県が多いとか少ないとかという判断はどのあたりでできるのかわかりませ

んけれども、その比較対照はしてあるのですか。

【内田経営支援課長】申し訳ありません、委員ご指摘の他県との比較においては、今、数字を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきます。

【八江委員】いずれにしても、今後かなりこの後遺症といいますか、そういったこともありますから、先ほどお話が出ておったように、長崎県の倒産件数が少なくなるための融資だと思ひますので、金融機関としっかり連携を取りながら、あるいは保証協会との関係を研究しながら、しっかり対応していただくように要望して、終わりたいと思ひます。

【山下分科会長】ほかに質疑はありますか。

【坂口副会長】私から1点だけ伺ひます。

このコロナも3年を迎えまして、長期化しているような状況でありますけれども、現状と、それから短期、中期的な情報収集、分析とかは、どのような体制で、どなたが、どの課で行われているのかについて、伺ひたいと思ひます。

【井内産業政策課長】県内の景気動向の把握としまして、まず産業政策課の方で四半期に一度、いろいろな業種をピックアップしまして調査を行い、景気動向の把握に努めているところでございます。また、これに加えまして、コロナ、あと原油高騰とか、そういう面にフィーチャーした調査も随時行っているところでございます。また、先ほどからあっております関係機関による会議でいうと、コロナに特化したものとしては、雇用関係の会議を令和2年から開催をしておりますとか、そういう会議を通じて情報共有を随時しているところでございます。

【坂口副会長】産業政策課の方で行われているということですが、今回、この委員会中でも議論がありましたし、また答弁の中にも、

コロナが長期化している、コロナ後も景気が戻らないかもしれないとか、そういった現状認識とか、将来の予測などが答弁の中にもありました。

こういったことを少し取りまとめして、県としての現状の分析と、短期的、中長期的な予測を示してあげること、金融機関、保証協会とか、そういったところの判断にもつながっていくと思いますし、何より、事業者の方に、将来をある程度、見通せると、そういった希望とも与えられるのではないかと思いますので、そういったことに努めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第88号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

ここで換気のため暫時休憩したいと思います。

再開を11時ちょうどにしたいと思います。

-----  
午前10時47分 休憩

-----  
午前10時59分 再開  
-----

【山下分科会長】分科会を再開いたします。

【山下委員長】次に、委員会による審査を行います。

産業労働部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

なお、請願審査は13時30分から行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、産業労働部長より、所管事項説明を求めます。

【松尾産業労働部長】産業労働部関係の主な報告事項についてご説明いたします。

資料といたしましては、農水経済委員会関係説明資料当初版と追加1、併せまして、本日机上配付させていただいております追加2がございます。お手元にご用意をお願いいたします。

本日、ご報告いたしますのは、コロナ禍や原油価格・物価高騰等の影響を受けた事業者への支援について、経済・雇用の動向について、県内企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進について、グリーン対応等に向けた製造業の振興について、半導体関連産業の振興について、企業誘致の推進について、スタートアップの創出について、サービス産業の振興について、県内定着の促進について、産業人材の確保等についてであります。

このうち、新たな動きについて、主なものをご紹介します。

当初版の3ページをお開きいただきたいと思います。

（コロナ禍や原油価格・物価高騰等の影響を受けた事業者への支援について）



コロナ禍により影響を受けた事業者の事業継続等を支援する国の「事業復活支援金」に上乗せして給付を行う「長崎県事業復活支援給付金」につきましては、当初の想定を超える多くの申請があったことから、関係予算の増額や申請受付期間の1か月延長など、迅速な対応を行ってまいりました。

その結果、受付期限とした8月末までに、1万4,000件を超える申請をいただいておりますが、速やかな支給に向け取り組んでいるところでありますが、さらなる関係予算の不足が懸念されたことから、今定例会におきまして、必要な予算の追加をご提案し、去る9月12日に議決いただいたところであります。

また、原油価格や物価の高騰などの影響を受けている事業者に対する支援として、さきの6月議会において関係予算をご承認いただいた「長崎県省エネルギー等設備導入補助金」については、去る8月10日に申請受付を開始したところであり、申請状況等を勘案しながら、事業の効果が早期に現れるよう、相談窓口等の設置も含め、引き続き周知に取り組むとともに、申請期間の延長についても柔軟に検討してまいります。

なお、原油価格や物価の高騰の長期化・拡大による影響は、県内事業者においても、老舗の店舗が廃業を余儀なくされるなど、経営環境は一層厳しい状況にあり、緊張感を高めております。こうした現状等を踏まえて、これまでの取組に加え、事業者や金融機関などの声をお聞きしながら実態把握に努めつつ、緊急資金繰り支援資金をはじめとする様々な支援策の情報提供・周知を図るなど、県内事業者の事業継続のための支援に注力しているところであります。

引き続き感染症等が及ぼす影響や経済の状況、

国の動向等を注視しながら、必要な対策を講じてまいります。

ここで追加1の3ページ上段をご覧ください。

あわせまして、去る9月9日には、行政と商工、金融などの関係団体から構成されます「長崎県緊急経済雇用連絡会議」を開催し、県内の経済雇用情勢や各機関の支援施策等について情報を共有するとともに、改めて関係機関が連携して取り組んでいくことを確認いたしました。会議においては、融資の借換えへの支援や幅広い業種への需要喚起策等を求める声に加え、コロナなどの外的要因だけでなく、事業者が従来から抱えている課題への支援も必要とのご意見もいただいております。

続きまして、本日お配りしております追加2の3ページをご覧くださいと思います。

（企業誘致の推進について）

去る9月22日、東京都に本社を置く株式会社NHSが、壱岐市への立地を決定されました。来年2月の事業開始を予定しており、3年間で30人を雇用し、保険業務に関するコールセンターを開設することとされております。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化を目指して、地元自治体や関係機関と連携しながら、企業融資の推進に力を注いでまいります。

最後に、当初版の8ページ下段をご覧くださいと思います。

（県内定着の促進について）

今春卒業した高校生の県内就職率は、先月公表された学校基本調査速報値によると、県内の卒業生総数は1万1,283人で、就職者数が2,818人、このうち県内就職者数は2,033人で県内就職率は72.1%となっており、過去最高でありました令和3年3月卒業段階を2.2ポイント上回る結

果となりました。

また、来春卒業の高校生については、既に9月16日から企業による採用選考が開始されていることから、引き続き学校現場と緊密な連携を図り、きめ細かな支援を行うとともに、1回目の採用選考で希望がかなわなかった生徒に対する県内企業の紹介など未内定者対策にも力を注いでまいります。

一方、大学生対策におきましては、令和6年3月卒の大学3年生を中心とした、早期の県内就職促進対策を進めております。

県内大学生につきましては、去る7月16日に、就職支援学生団体のNPO法人Lensaとの連携により、県内企業5社、長崎大学、県立大学の学生24名が参加した企業交流会を開催したところであります。学生、企業双方から高い満足度が得られたとの声をいただいております。今後も引き続き、学生の参加意欲を引き出せるよう内容を工夫しながら、満足度の高い学生と企業の交流の場を確保してまいります。

ここで追加1の4ページをご覧ください。

また、県外大学生のUIターン就職対策につきましても、本県出身者の在籍学生が多く、本県の施策に協力的な大学と連携協定を締結し、強化することとしており、去る9月8日に、知事出席の下、久留米大学と「UIターン就職連携協定」を締結したところであります。今後につきましては、本県単独の久留米大学生と県内企業との交流会を開催するなど、さらなる対策の強化に努めてまいります。

その他の項目につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします

ます。

【山下委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望」について、説明を求めます。

【井内産業政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく産業労働部関係の状況について、説明をいたします。

お手元にお配りしております農水経済委員会提出資料、産業労働部をご覧ください。

今回報告いたしますのは、いずれも令和4年6月から8月におけるものであります。

まず、3ページ、補助金内示一覧表でございます。県が箇所づけを行って実施します個別事業に関して、市町に対して内示を行った間接補助金でありまして、計2件を掲載しております。

次に、4ページから9ページにつきましては、1,000万円以上の契約状況一覧表でございます。該当の計4件を掲載しております。

次に、10ページから26ページでございます。

こちらは知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに対する県の対応状況を整理したものでございます。産業労働部関係の計9項目について掲載をしております。

次に、27ページでございます。

こちらは附属機関の会議結果1件を記載しております。

その詳細につきましては、28ページのとおりでございます。

最後に、別紙をご覧ください。

物品管理室や営繕課が契約手続を代行しております1,000万円以上の契約案件について、参考資料として添付をしているものでございます。

以上で、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の説明を終わります。

続きまして、資料は、令和4年9月定例県議会農水経済委員会補足説明資料、令和5年度政府施策に関する提案・要望について、産業政策課でございます。

こちらの3ページをお開きください。

去る7月21日及び22日、産業労働部関係におきましては、グリーンエネルギー導入拡大に向けた地域への支援について、外国人材の受入れについて、電源三法交付金制度の見直しについての3つの重点項目について要望を実施いたしました。

要望実績としましては、経済産業省、内閣府、環境省の3府省の大臣等に対して、知事、副知事、議長、副議長、産業労働部長による要望、また法務省、厚生労働省に対しては、産業労働部のみで要望を行いました。

4番の特記事項に記載をしておりますが、「グリーンエネルギー導入拡大に向けた地域への支援について」におきましては、本県の造船技術とインフラを活用した洋上風力発電関連のサプライチェーン構築への支援をはじめ、平戸市や平戸市水産振興協議会、県北漁業協同組合長会から本県にも要望がございました洋上風力発電設備が回遊魚へ与える影響への懸念から利害者が県域を越えて存在する場合の国の調整、さらに石炭火力発電所の高効率化に向けたリプレイスへの支援などについて、経済産業省、内閣府及び環境省に要望を行いました。

このうち、経済産業省への要望に際しましては、本県からの要望をしっかりと受け止めるとの回答をいただくとともに、石炭火力については経済産業省としてもIGCC等の次世代技術を推進しており、高効率の石炭火力は残す方針

のため、長崎県と実装に向けて協力をしていきたいとお話をいただきました。

このほか、再生可能エネルギーの導入促進について、雇用・人材対策についての2つの一般項目について要望を行いまして、経済産業省、厚生労働省の2省、16名に対し要望を行ったところでございます。

今後、政府施策に関する提案・要望の実現に向けまして、引き続き取組を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いたします。

【山下委員長】以上で説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、28、29、30、32、33、34、45、46、52であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【麻生委員】「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についての質問ですけれども、4ページに、2項目ですけれども、省エネルギー等設備導入に伴う支援についての事業が、予算が5,182万2,000円計上されております。これは随意契約になっていますよね。今回、委員会を最初した時に、今、部長が説明されていた主な報告事項の中で、3ページですけれども、長崎県省エネルギー等設備導入補助金とい

うことで、これは今月末までだったんですけれども、相当件数が少ないという状況ですよ。

お尋ねしたいのは、随意契約であるので、件数によって、出来高払いであればいいんですけども、一括支払いになると、金額が相当大きいんじゃないかなと。要は、8億円程度の予算でしたから、1項目100万円ですから、800件以上の状況であれば、それはそれなりの金額で、負担は大丈夫だろうと。だけど、今、申請される時には2億円か3億円しかないという話ですよ。これは先ほど、延長する話もありましたけれども、これが一括支払いなのか、それとも出来高払いなのかで変わっていくんだと思いますけれども、これについての取組はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

【内田経営支援課長】委員からご指摘のありました本委託事業ですけれども、中小企業診断士協会の方に委託をしまして、省エネルギー等設備導入補助金の要件となっております経営革新計画または経営力向上計画の承認、あるいは補助金申請などによる相談窓口を設置の上、事業者をサポートしようというものでございます。

現在の委託契約ですけれども、支援事業者を500社と見込みまして、約5,182万2,000円の契約金額というふうになっておりますけれども、最終的には、支援件数、実績に応じて委託金を支払うものでありまして、現金額で確定しているものではありません。精算をするという内容になっております。

【麻生委員】じゃ、出来高払いといいますが、件数によって違うと。だから、予算総額の8億円近くあれば、6%とか7%程度の事務量だと思いますので、それは十分理解しているわけです。ぜひ明確にしてもらって、なおかつ出来高払いということでしょうし、またしっかりとした経

営支援も含めてお願いしたいなど。

なかなかこの申請が少ないということでありますので、これは6月議会で承認したから、今さらどうだったのかということについては議論は差し控えたいと思いますけれども、せっかく予算を組んでいるわけですから、もうちょっと広報を徹底していただいて、現場では、なかなか投資予算といいますか、最大100万円の補助が出るのでしょうし、省エネということであるんですけれども、これは延長しても、具体的な施策をしっかりと取り組まない、この資金が余るのかなと思っていますので、改めて、この5,100万円払う中で、もうちょっとアドバイス含めて、中小企業診断士の皆さんにいろいろな形でアドバイスをしてもらいたいと思いますけれども、その点についてのご理解と協議はどうなっているのですか、教えてください。

【内田経営支援課長】議案の審議の中でも出てまいりましたように、中小企業診断士協会を活用していくというのは重要な観点であろうかと思っておりますので、当該補助金に関しても、しっかりアドバイスをいただけるように、県としても、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【麻生委員】要望しておきますけれども、ぜひ、業種は多岐にわたっていますので、しっかりとしたアドバイス含めて、予算を組んでもらっているわけですから、有効に活用していただいて、県内の今回のエネルギー関係について、省エネに対しての対策をしっかりと取っていただいて、企業の体力を上げてもらうという形で活用できるようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(泰)委員】1,000万円以上の契約状況の

一覧について、お伺いいたします。新産業創造課の令和4年度先端技術導入促進業務委託ですけれども、こちらの内容について、まずお伺いをいたします。

【香月新産業創造課長】ご質問いただきました先端技術導入促進事業でございますが、県内企業の課題に対してAI、ロボットとか、先端技術を活用して、その解決を図っていこうという事業でございます。進めるに当たって、まず県内企業から課題を募集しまして、今年度につきましては、6月中旬から8月中旬まで課題を募集しまして、審査会の中で課題を選定しまして、先端技術、県内の情報関連企業とのマッチングをしながら進めていくということで、今年度の状況としましては、今、8件ほど実証に取り組むこととしております。

【中村(泰)委員】こちらはシンクながさきさんが契約をされているんですけれども、具体的に、シンクながさきさんが、どういう仕事でこの額のことをなされるのか、そこをお尋ねいたします。

【香月新産業創造課長】この委託に当たりましては、募集した課題に対して、県内企業、先端技術を持つ企業とのマッチングというところが一つ事業者の役割になるのですが、今回受託している企業については、これは一般競争入札でやっているのですが、過去、令和2年度から取り組んでいる事業で、この事業で受託をされて、県内企業のどこが、こういった技術を持っているというのを一定把握されているというふうなことに加えて、我々の事業ではなくて、例えば、福祉なんかやっている介護関係の先端技術等を入れていくようなところにも携わられたり、私たちとしましては、県内の先端技術を、どこが、こういったものを持っているというのを一

定把握をしている事業者だと思っておりますし、現在、一方ではDXの促進もこと県内情報関連企業ですとか、あと十八親和などが一緒になってチームを組んで進めていただいているといった状況もございます。

【中村(泰)委員】私自身がこの業務についてしっかりわかっていなかったというのが問題なんですけれども、コンサルだと思うんですね。コンサルの方が、この2,700万円、これは相当な人が動かないと、この額は発生しないと思うんですけれども、今の業務の中身で、具体的にこんな費用がかかるのかなと思ってしまいまして、実際、競争入札といいながらも、1者だけがここに入ったというところなんですけれども、その辺、まだ私がちょっと納得感がなくて、もう少しご説明をいただけないでしょうか。

【香月新産業創造課長】すみません、私の説明に不足をしていた部分がございます。この企業が動くという経費と併せて、これは県内企業の課題に対して、先端技術でいかに解決ができるかという実証を伴う事業でございます。その実証に当たって、例えば、必要な機器を導入してシステムを改良して、また現場に投入して、改善してというのを繰り返して実証を行います。その時の実証の費用もこの経費の中に含まれておりまして、実際に受託者、この場合はシンクながさきですね、その活動に当たっては、1,000万円ほどの経費が積算されているという状況でございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。要は、例えば装置関係がここにある、購入するものも含めてシンクながさきさんに委託をして、含めてやっているということですね。

じゃ、要は、かなり詳細な仕様があって、それに基づいて契約をして、この額で出てきてい

るということによろしいのですか。要は、契約段階から、具体的に何をやります、それでどういうものが必要です、というのがはっきりわかっているものなんですか。

【香月新産業創造課長】 実際委託をする際には、個々のテーマというのはまだ決まっておらず、機器については、購入は、この事業の中では取り扱っておりません、こういった効果が得られるのか検証の段階というふうなことで、なかなかその段階から設備を買うというケースは想定されないかなというところで、リースの対応ということで今見込んで、事業を進めているところでございます。

【中村(泰)委員】 いずれにしても、しっかり物、仕様が決まって、何をすることがわかって、購入ではなくリースでといったところまで含めてこの額でということ、わかりました。

シンクながさきさんに全部一括して発注するのが一番安い方法なのか、ちょっとそこはわからないんですけども、コンサルだけでこの額というのは非常に高いのかなというふうに思いまして、確認をさせていただきました。

もう一つ、雇用労働政策課が、オンラインの企業面談会とテレワークの促進業務ということで、県外の企業さんに発注をされていて、ここも見ると、県外の企業さんだけしか入ってなくて、ほかの県内の企業さんが入札に応じておられないんですけども、そこがちょっと残念だなというところと、その評価について、お尋ねいたします。

【吉田雇用労働政策課長】 先に、4番の自営型テレワークの分について、ご答弁いたします。

この事業につきましては、6月補正で予算化を認めていただいた分でございます、この時に委員からも、県内でもこういうものができる

企業もあるので、しっかりそういうところの育成も念頭に置いてくれというお話がございました。

私ども、この事業の公募を行う前に、県内でこういうことができそうな事業者、2者ほどいらっしゃるんですけども、そこにも声をかけております。総合評価の一般競争入札というのは、事前に入札参加申込みというのが必要なんですけれども、その声をかけた県内事業者の2者のうちの1者は、入札の参加申込みまでは手を挙げたと。ところが、実際進めていく中で、今回は無理だというお話がございまして、結果的に、県外の事業者1者になったということです。そういったところには、どこがネックなのかとか、そういったことも今後しっかりヒアリングしながら、こういうことができる事業者の育成という観点からも、取り組んでいきたいと考えております。

【川口雇用労働政策課企画監】 私の方から、長崎県オンライン企業面談会開催等業務委託のことについて、説明いたします。

まず、この委託業務については、参加対象企業の条件として、県内に本社または支店等の事業所を有する者ということで、ここは県内、県外とも含めて募集をしたところでございます。

結果的には、県外の業者2者から応募がありまして、1者が、直前、この入札日に辞退をされた。事情があつて辞退しますということで、結果的には1者の入札になったということです。

これについては、企業は県内企業なんですけれども、求職者については全国から広く募集したいということが目的になっておりますので、そういったところも含めて、県外の企業も対象にしているというところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

テレワークの方は県内の企業さんに声をかけられたと。オンライン企業面談会が、すごく難しいものなのか、よくわからないんですけども、県内の方が断念なさったといったところで、非常に残念だなというところで、県内の企業さんでできることがあれば、事前の声かけといったところがものすごく大事になってくると思いますので、引き続き努力いただければと思います。

【川口雇用労働政策課企画監】先ほどの件で補足ですけども、2者から応募があったということですけども、2者とも県外の企業でございます。そのうちの1者が辞退されたということでございます。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【浅田委員】先ほどの中村(泰)委員の質問と同じなんですけど、先端技術の導入促進事業の委託について、再度お伺いをしたいのですが、この事業費の中で、先ほど、8社に対しての事業費ということだったかと思うんですが、AIなどを駆使して県内のいろんな事業者の課題解決をすると。実証費用などがここに含まれ、リース料などがということだったのですが、そもそもその8社決めたり、全体的なことの委託が、ながさき地域政策研究所に全てを任されているものなのか、そもそも論のところ、果たして、こういった企業の8社が選ばれているのかなど、教えていただいてもよろしいでしょうか。

【香月新産業創造課長】先ほど申しました8社の選定に関してということでご質問をいただきまして、先ほど、6月中旬から8月中旬まで、企業からの課題を募集しましたというふうに申し上げまして、審査会を開いております。メンバーについては、工業系の学識経験者と、中小企業診断士協会の方から選定をいただく、あと

県内企業のサポートをしている産業振興財団の方にも依頼をしまして、その3名で審査をしているのですが、実際に検証して、こういった効果が得られるのか、その課題に対して、実証をやった結果、効果が見込まれるというふうなものを得点形式で審査をして、8件を選定したところでございます。

【浅田委員】選定方法については、今のご説明で理解できる場所だったんですけども、一般競争入札になっている中で、1者しかそもそもなかったというのは、ここぐらいしか県内ではないというふうに思ってもよろしいのですか。まず、そこから教えてください。

【香月新産業創造課長】この事業につきましては、令和4年度、今年度で3回目の事業ということございまして、令和2年度は複数応募があったのですが、令和3年度と今回、1者の応募ということございました。

もともと令和2年度と令和3年度、事業をする中で、実際には総合評価方式ということで、一部提案をいただいて、そういった手法で入札を行ってきたんですけども、令和2年度、令和3年度と事業を重ねていく中で、一定事業の進め方と申しますか、流れというのは、我々としても、こういったやり方で進めていこうというふうなところが見えたので、今回は、総合評価ではなくて、ご参加しやすいようにということで、一般競争入札という手法を取ったのですが、幾つか県外の会社とかからは問合せはいただいたのですが、実際に入札を行ったのは、記載の県内企業のシンクながさきのみということでございます。

【浅田委員】令和2年、令和3年も、こちらになっていたというふうに受け取ってよろしい

んですよね。ということは、一般競争入札になっているけれども、こういった事業委託の中において、令和2年、令和3年、実態としてやられたところが、そもそもその進め方とか全てを把握している状況の中となると、ちょっと監査的で申し訳ないんですけども、選ぶ過程というそもそも論がどうなのかなというのが、私もこの資料を見て疑問を感じるころでした。

また、コンサル費が1,000万円ということで、プラス8社の中で1,700万円強を費用として掲げられているわけですが、その詳細等々を含めて、どういった事業なのか、後で構いませんので教えていただければと思います。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本委員】「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の24ページになりますけれども、シルバー人材センターの関係なんです。これについては33番の方に陳情があって、それに対する回答ということになるんでしょうけれども、結局、コロナ禍で、インボイス制度の影響ということで、これで非常に負担が重くなるというふうなことが書いてあるんですけども、本県のシルバー人材センター、連合会があって、各市にあると思うんですけども、来年10月に開始されるインボイスによる影響額の試算というのはいかなさっているのでしょうか。

【吉田雇用労働政策課長】県内でシルバー人材センター事業が展開される中で、今回、インボイス制度が適用されるということになっております。厳密に申し上げますと、インボイス制度自体は平成元年10月に施行されて、今は、免税事業者からの購入、仕入れについては全額控除の扱いとされているんですけども、令和5年10月からは、全額控除が80%の控除に変わ

る、さらに令和8年10月からは50%控除に変わるということで、その影響があるということでの要望になっております。

連合会からお聞きしておりますのは、個別個々の数字ではないんですけども、各シルバー人材センター、これは拠点と呼んでいますけれども、各拠点で平均1,200万円の影響が出てくるということでお聞きをしております。

【山本委員】ありがとうございました。

結局、通常会社であれば、人件費ですから、そもそも非課税ですからいいんですけども、シルバーさんの場合は、雇用契約ではないので、この部分が結局、課税仕入れという形になると。だけど、シルバーさんは、それぞれの方は当然1,000万円もいかないでしょうから、免税という形で今までやっていた。だから、その分が控除できなくなるということで、その影響額が、先ほど言われた平均1,200万円ということで、これは小さくない数字なんだろうというふうに思うんです。

ですから、経費のほとんどがこの人件費に相当する部分だろうと思いますので、この中で、どういうふうな解決策が考えられるのかと思った時に、今、この要望の対応については、インボイス制度については、全国統一の制度なので、国の制度運用について、情報収集というふうに書いてあるんですけども、単純に言ったら、その分を補助金なり何なりで面倒見る、あるいは売上を上げる。売上を上げても、結局、人件費の方に流れていきますから、全部が効果があるわけではないんですけども。あとは、その配分額自体に結局、消費税がかかっているわけですから、その分の方で調整するとか、多分それぐらいしか方法がないだろうというふう思うんですけども、それに対するご見解とい



うのがありましたら、お願いします。

【吉田雇用労働政策課長】今回のインボイス制度の導入につきましては、言葉はどうかと思いますがけれども、いわゆる税逃れというふうな状況も起きているという中で、消費税制度を適用していくのをどうやるかという国の考え方に基づいたものと理解をしております。

今、シルバー人材センター事業につきましては、委員からもお話がありましたように、1つは、料金を値上げして、シルバー人材センターに発注する人たちが負担をするという形、もう一つは、シルバー人材センターの会員さんが課税事業者になるということが大きな方針というか、対応策というふうになるのかと思います。

ただ一方で、このシルバー人材センター事業につきましては国全体が進めている事業という中で、インボイス制度をどう適用していくのかというのは、国においてもいろいろ検討されているものと承知をしております。それが見えていない状況ではございますけれども、そういったところをしっかりと見ながら、ただし、これについて県が個別に対応するというのは難しいだろうというふうに考えておりますので、回答要旨に書いておりますとおり、国の状況をしっかりと注視して、情報収集に努めていきたいと考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。

結局、シルバー人材センターの立ち位置というんですか、なかなか難しいところが確かにあって、非常に便利ではあるし、そもそもが高齢者の福祉に関する法律に基づいて設立をされているということがありますので、民業とぶつかる部分もあるかもしれないし、民業の足りない部分を補っているというふうな役割もあるということで、ここの何らかの対応が必要なんだろう

うなというふうに漠然と想着ていて、ここについては今おっしゃったとおりで考えていただく中で、売上を上げていく、ただ県の方は、この資料にもありますとおり、既に公共の割合というのが相当数高いということになりますので、一番協力できるとなれば、公共の比率を上げていくということになると思うんですけれども、この辺のところはどうですか。

【吉田雇用労働政策課長】これも要旨のところに書いておりますけれども、県の方で、10月が高齢者の雇用促進月間ということで、シルバー人材センター事業の活用について、県庁内の各課あるいは市町に対して、これまでも働きかけをやってきておりますし、今後とも、こういった事業をしっかりと活用して取り組んでいくように皆さんにも周知をしていきたいと考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。

国の方で考えてもらうしかないというのが一番大きなところになるのかなというふうに思うんですけれども、そもそもインボイス制度自体というのが、今回はシルバー人材センターの場合はちょっと特殊な事情があって、特に大きな問題なんだろうというふうに思うんですけれども、民間でも、免税業者との取引の問題というのが、時間が、課税業者の申請まで、あと半年ぐらいしかありませんので、その中で、今、かなり混乱している部分が正直言っております。かといって、契約をやめたり、値下げをお願いしたりとかということ自体もできないという中で、免税業者さん自体も、どういうふうに動いたらいいのかというのが、課税業者になるのか、そのままいくのかというのもなかなか判断が難しいところがあると思います。

ちょっとずれますけれども、この制度につい

て、これ自体が産業政策課の方の所管になると思うんですけれども、この周知であったり、相談、そういったものに対して、現状、どういうふうに対応されているのか、そこを最後にお聞かせください。

【井内産業政策課長】インボイス制度に関して、県の方に直接相談というのはあまりない状況ではあるのですが、商工会あるいは商工会議所の方から、今、委員おっしゃられますように、事業者さんとしては非常に混乱、困惑している部分も多くあるというふうには聞いているところでございます。

直接今すぐ県として何というのはいないんですけれども、商工会、商工会議所の支援を通じて、少しでも事業者様の理解が深まって、よりよい方向にいければと考えております。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】次に、「政府施策に関する提案・要望」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】質問がないようですので、次に、所管事務一般について、質問はありませんか。

【中山委員】それでは、1つだけお尋ねいたします。

県内定着の促進ということで、先ほど部長の方から説明があつて、県内卒業者1万1,283人中、県内が2,033人で就職率が72.1%ということで、過去最高を2.2ポイント上回ったということでありますので、その取組については評価をしたいと思っております。

そこで、この卒業生から単純に県内就職者、比率にしたら、大体18%程度になるんです。100人卒業して18人が県内に定着したと、こういうふうになるわけですけれども、そうするとこの

72%をどう見るかと。今後、将来的に考えた時に、全国平均というか、全国がどういうふうな状況にあるのか、その辺をつかんでいれば、教えていただきたいと思います。

【川端若者定着課長】全国の状況でございますけれども、全国の県内就職率、約80%程度となっております。

【中山委員】それは就職した人の中の県内定着ということで80%ですね。

それは一つの参考ですけれども、もう一つ私が言ったのは、その大枠で、卒業生の中で県内就職した人はどの程度と。計算すると2割弱、18%になるんですよ。こういう視点として、他県と比べてみて、そういう比較したことはありませんでしょうか。

【川端若者定着課長】各県の卒業生に対する県内就職の数というのは、申し訳ありません、算定等いたしておりませんが、ただ長崎県の場合、進学率で考えた時に、まだ全国よりも進学率は低うございまして、恐らく、他県の方が就職で見た時は人数は少ないのではないのかなと思っております。

【中山委員】ぜひ、一回そういう視点も含めてひとつ検討してほしいと思います。

あわせて、全国平均が80%ということでありますので、さらなる努力を期待するわけですが、そこで1つお尋ねしますが、県内就職の向上した要因の中に、キャリアサポートスタッフまたは採用力向上支援員の働きも多かったというふうに思っているわけですが、この辺の連携強化も進んでいるというふうに考えておりますが、連携強化の現状と、その中で何かいい成果が出てきていけば、披露していただきたいと思っております。

【川口雇用労働政策課企画監】キャリアサポー

トスタッフと採用力向上支援員の連携についてでございますけれども、キャリアサポートスタッフは若者定着課、それから採用力向上支援員は私ども雇用労働政策課で所管をしているところでございます。本庁レベルで随時意見交換をしているとともに、現場レベルでも意見交換をしているというところで、本庁レベルでいくと、今年は5回、月に1回程度は随時やっているというところでございます。

それから、高校生の県内就職の具体的なスケジュール、例えば、何月頃に何をしているというのが若者定着課の方から情報提供いただきまして、私どもの採用力向上支援員が企業に当たる時に、この時期には、こういうことを高校でされているので、それに合わせて活動してくれというふうなことを逐一細かくやっているところでございます。

具体的には、求人については、7月ぐらいから高校に出すわけですけれども、9月、今になっても、例えば高校で決まっていな方とか、あるいは一回募集出したけれども、残念ながら落ちた方とか、そういった方がいるということを知りまして、そういったことを企業の方に私どもが伝えたところ、早速企業が動かれて、また新たに募集をいただいたというふうな、細かい動きですけれども、企業様からは、そういったことで情報提供に感謝されたというふうなこともございますので、こういった細かい現場レベルのいろいろ情報提供、情報共有をしながら、企業の採用の充足に努めているところでございます。

【中山委員】キャリアサポートスタッフと採用力向上支援員、協議をやっているということで確認しましたので、先ほど企画監から話があったように、両者がやることによって、きめ細か

な情報をいかに吸い上げて、それを適切に企業なり、学校なりに伝えていくかということが大事だと思いますので、ぜひ、さらなる連携強化について努めていただきますように要望しておきたいと思っております。

次に、大学生対策でございますけれども、これについては、現状の県内就職状況について記載がございませんので、現状について、どのように把握しているのか、まずお尋ねしたいと思います。

【川端若者定着課長】令和4年3月卒業の県内の大学生の就職率につきましては、40.8%でございます。

【中山委員】40.8%ということでありまして、ここが目標になかなか届かないわけですよ。そこで、若者定着課としては、職員の配置を見てみると、高校班が2名で、大学班が6名いるんですね。ですから、若者定着課としては、職員の配置については、大学に重点を置いて配置している、取り組んでいるということについては確認できたわけです。

問題は、それがどういうふうな形で実行されているのかについて、その辺がわからないところがあるんですけれども、今、その中でも新たな取組として、就職支援学生団体、NPO法人Lensaを活用して企業交流会を開催したということでありましたので、大いにこれをしてほしいというような希望を持っているわけがあります。

そこで、この企業交流会が学生、企業双方から高い満足度が得られたということでありまして、この企業交流会の具体的な中身、どういうものを行ったのかという問題と、企業、学生から満足度が高いという話がありましたけれども、具体的に、どのような意見が出され

たのか、お尋ねしたいと思います。

【川端若者定着課長】学生就職支援団体との連携による企画につきましては、まず第1回目として、先ほど部長よりもご説明さしあげましたとおり、4月16日に長崎市内で開催いたしました。これにつきましては、長崎大学から20名、県立大学から4名、合計24名の学生様にご参加いただきました。企業につきましては5社参加いただいたところでございます。

内容としましては、こちらは学生さんの目線、学生が参加しやすいというところがまず基本でございますので、学生団体に企画をいただきまして、今回は、ランチつきで、企業とラフに意見交換できるスタイルでということで実施したところでございます。

内容につきましては、まずスタイルとして、5つのテーブルに分かれまして、学生が24名でしたので、1社に対して5人ずつ座っていただくという円卓を囲む形にさせていただきました。その中で、各企業からご説明をいただいて、意見交換するというのを5回繰り返すというスタイルでございます。

具体的には、企業説明にクイズ形式を取り加えて、堅い雰囲気にならないように工夫してみたり、交流後は、各企業からインターンシップのご紹介をいただきまして、早速、学生の方からも、興味を持った企業にインターンシップの申込みをしていただいたところでございます。

企業の選定につきましても、学生さんの視点によって選定いただいたところでございますけれども、企業の規模ですとか知名度にとらわれず、長崎大学経済学部の学生さんが多くございましたので、経済学部の学生さんとの親和性ですとか、インターンシップを実施している企業かどうかというところを重視して企業を選定い

たしました。

この結果、学生からも企業からも高い満足度を得られたということでございますけれども、具体的な当日の意見としましては、学生さんの方からは、自分はもともと考えていなかった、知らなかった業界のことを知ることができて視野が広がったとか、経済学部はもともと県外ご出身の方が多い学部でございまして、参加者も県外の学生さんが多かったんですけれども、県内就職はあまり考えていなかったけれども、県内にもこういった企業があるのであれば県内就職も視野に入れてみたいとか、そういった意見が聞かれたところでございます。

また企業様につきましても、学生さんと直接近くで交流する機会というのは実際のところ、なかなか得ることができないんですけれども、近くでお話することによって、今の学生さんたちが就職に対してどういった志向を持っているのかというのを詳しく聞くことができ、いい機会になったと、またインターンシップにもお申込みいただいておりますので、そういった機会になったというお声をいただいているところでございます。

【中山委員】学生の視点で企画するということは大變的を射ていると思いますし、その企画した中で、ランチつきでざっくばらんにやったということは、そういう方式というのは学生に対して非常に受けやすいのではないかなという感じがしますので、この内容についても了といたしますが、問題は、これをどういう形で県内就職につなげていくかという部分が結果として求められるわけでありまして、そうすると、先ほど県外出身者の学生が県内に興味を示したということもありましたが、この24名の今後のフォローアップは行政であるのか、L e n s a

がやるのかよくわかりませんが、このフォローアップについては、どのように考えておりましたか。

【川端若者定着課長】まず、企業様のインターンシップの状況、夏に実施いたしますので、9月までかけてやる企業があるので、実際にどうだったのかというところを確認したいと思いますし、またその後、学生さんたちが、これからいろいろ具体の就職を始める中で、我々も、キャリアコーディネーターとか、相談体制を持っておりますので、そういった方と情報を共有して、彼らがどういうふうに通職活動を行っていたかというふうなところも考えていけるように検討したいと思っております。

【中山委員】ぜひフォローアップをやってほしいということと、併せて、NPO法人Lensa、就職支援学生団体というのは、数はたくさんないとは思いますが、この団体が24名、この30名程度が一つのグループとして適切だと思うんですが、そうすると、この支援団体をもう少し数を増やして行って、そこに対して委託していくというか、そういう他の支援団体についての取組、それについてはどのように考えておりましたか。

【川端若者定着課長】委員がおっしゃるとおり、こういった活動を支えてくださる学生団体が増えるということを私たちも希望したいと思っておりますのでございまして、今、Lensaも十数名メンバーはいらっしゃるんですが、こういった取組に参加してみて、私たちもやってみようというふうな方が生まれていけばいいなと今のところは思っているところでございます。

【中山委員】逆に言えば、ぜひ就職支援学生団体等の育成というか、それを含めて、この取組

を進めてほしいということをお願いしておきたいと思っております。

それと、もう一点いい仕事をしておりますので、それについてもお尋ねしたいと思っておりますが、9月8日に、知事出席の下、久留米大学と「UIターン就職連携協定」を締結したということでもありますけれども、久留米大学の学生と企業との交流会を開催するということになっておりますが、この連携協定の内容と申しますか、具体的にどういうことをうたっているのか、お尋ねしたいと思っております。

【川端若者定着課長】久留米大学との連携協定についてのお尋ねでございますけれども、連携協定書上は、7項目連携をさせていただくこととしております。幾つか申し上げますと、長崎県内企業等の情報、就職支援情報等の周知に関する事、長崎県内企業等による学内就職イベントに関する事、学生のUIターン就職に係る情報交換及び実績把握に関する事等としております。

具体的にですけれども、これまで学内においても学生の個別相談、個人相談等は、福岡に置いております、ながさきUIターン就職支援センターの職員等において実施してきたところでございますけれども、今回、連携協定ということで取組を明確化させていただいたことによって、今後は、久留米大学において、県内企業との対面での交流会ですとか、県内企業の見学会、それから久留米大学の学生さんのインターンシップの開拓等で協力し合っていくということにしております。

大学には、そういった場合に、学生さんを集めるというところが一番苦労するところでございますので、先ほど申し上げました連携協定の中にも入れておりますけれども、学生さんへの

周知、集客というところでご協力いただくようにしております。

【中山委員】久留米大の学生と県内企業の交流会に、どれだけの学生が参加するのか、参加促進を含めて、これは有意義なものにしていく必要があると考えておりますし、併せて、これをはじめとして、久留米大学以外にも本県とゆかりの大学があるんじゃないかと思いますが、これ以外の他の大学とのU I ターン就職連携協定の取組について、どのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【川端若者定着課長】久留米大学をまず一番最初にさせていただきますのは、これまでの関係性の構築の中で、本県のU I ターン就職対策に非常に協力的で、ご理解いただいているというところでした。今、九州産業大学も、そういったご理解をいただいているところでありまして、連携をさせていただくようにご相談をしているところでございます。その他、福岡にもまだほかにたくさん大学がございますけれども、大学によって、学生の就職支援に対する取組ですとか、考え方が異なるところがございますので、本県の就職支援のご説明をさせていただきながら、ご理解、ご協力いただけるのと連携して取り組んでいけるようにしていきたいと思っております。

【中山委員】一番大きいのは、先ほど課長から話があったように、協定を結ぶことによって明確化するということが非常に大きなことじゃないかと思うんです。今、九州産業大学とかいう話もありましたが、これを進めていくことによって、長崎の魅力度アップがお互いの口コミで広がっていく相乗効果を発揮する可能性があるのです、その辺を含めて、一つだけじゃなくて、これを複数、2つ3つと増やすことによって、さ

らなる効果が発揮されるんじゃないかと、そういうふうに期待がありますので、ぜひ積極的な取組を要望して、今日はこのくらいで終わりたいと思います。

【山下委員長】それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、暫時休憩します。

午後は、13時30分より再開をいたします。  
お疲れさまでした。

-----  
午後 零時 1分 休憩

-----  
午後 1時29分 再開  
-----

【山下委員長】委員会を再開いたします。

これより請願審査を行います。

第1号請願「『駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長』に関する請願」を議題とします。

紹介議員から説明をお願いします。

【山田紹介議員】今日は、大変お忙しい中に農水経済委員会でお時間をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

この請願でございますが、佐世保市・北松浦郡選挙区選出議員6名、そして当該の委員長であります山下委員長、溝口委員、宮島委員にもご賛同いただいた上で、全議員のご賛同をいただいた上で、今回このような形で請願に臨ませていただきます。今日はどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、私の方から趣旨説明をさせていただきます。

在日基地で働く駐留軍従業員は、日本の安全保障の要である日米安全保障条約、日米地位協定に関する業務に従事しており、日米両政府から高く評価をされるなど、重要な役割を果たしています。

しかし、勤務場所が在日米軍基地であるため、

国際情勢や米国の世界戦略の見直しなどにより大きな影響を受ける職場でもあります。万一、基地の整理縮小や廃止となれば、多くの従業員は離職を余儀なくされるなど、不安定雇用の職場でもあります。特に、在日米海軍佐世保基地では、現在1,800名に近い従業員が働いており、県北地区では最大規模の就労場所となっております。

基地従業員の身分は、公務員と違い、民間人に位置づけされているため、身分保障もありません。加えて、一度人員整理が実施されれば、県北地区の雇用情勢の悪化は火を見るよりも明らかです。特に、在日米海軍佐世保基地従業員の平均年齢は47.7歳を超えており、佐世保市を中心とする県北地域での再就職は非常に厳しいものであることが予想をされます。

在日米海軍佐世保基地においては、ベトナム戦争終結時に大規模な基地の整理縮小が行われ、1974年を前後にした約4年間、毎週金曜日には人員整理が通達をされ、魔の金曜日と言われる大量解雇が実施されており、基地従業員も650名ほどまでに減少した歴史があります。

当然、公的機関である当時の職業安定所における職業あっせんだけでは対応できず、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」にのっとり、長崎県、佐世保市、従業員の代表である全駐留軍労働組合、そして現在は解散をしておりますが、長崎県駐留軍離職者福祉センターの4者が力を合わせて離職対策に取り組み、難局を切り抜けた実績があります。

こうした基地従業員の状況を踏まえ、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、基地を抱える自治体と関係機関が一緒になり雇用対策の実施を求める法律となっております。基地従業員のみならず、在日米海軍佐世保基地を抱える長崎

県としても大変重要な雇用対策法として、法期限の延長は必要と考えますので、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の法期限延長を求める意見書の採択について、本委員会でのご審議とご承認を何とぞよろしくお願いいたします。

【山下委員長】 この際、お諮りいたします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申出があつておりますが、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡明にお願いをいたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時34分 休憩

-----  
午後 1時38分 再開  
-----

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

暫時休憩いたします。

-----  
午後 1時39分 休憩

-----  
午後 1時39分 再開  
-----

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

第1号請願に対する質疑・討論が終了しまし

たので、採決を行います。

第1号請願「『駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長』に関する請願」を採択することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第1号請願は、採択すべきものと決定されました。

ただいまの請願の採択に伴い、その趣旨に沿って本委員会から意見書提出方の動議を提出することにいたします。

意見書（案）を配付いたします。

（意見書案配付）

【山下委員長】これについて、何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ご意見がないようですので、お諮りいたします。

本提案のとおり、意見書を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの趣旨に沿って、本委員会より、意見書を提出することにいたします。

なお、意見書文案の作成等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で、第1号請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。本委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

請願人には、ご退室いただきたいと思います。

準備のため、しばらく休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

午後 1時42分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

引き続き、所管事務一般について、質問はありませんか。

【浅田委員】先ほど中山委員からご質問がありました若者の就職について、私からもご質問させていただきたいと思います。

今回は、県内就職率は非常に上がっているという状況があるということは一定理解ができたんですけれども、言うても、その前の4ページにも書いてあるとおり、企業倒産数は増加になっていて、有効求人倍率なども下がっているような状況の中で、やはりこれから先、県内就職に大きな影響が出てくるのではないかというふうに感じているのですが、そういったところ、高校生、大学生ともどのように分析しているのか、まず教えてください。

【川端若者定着課長】新規高卒者、大卒者の求人についてなんですけれども、まず高校生につきましては、厚生労働省の方から今年の7月末で公表されているところで見ますと、長崎県内4,488人求人が出ておりまして、この数は、今年の3月卒業生の求人数を既に上回っているという状況でございまして、高校生の新卒者に関する求人は、増えているところでございます。

大学生に関しましては、まだ具体的に求人数とかの公表はされていないんですけれども、先日、民間の方で調査されている結果を拝見したところ、求人を増やしたいというご希望を持っている企業が増えているというところでありましたので、新卒につきましては、各企業、人材確保したいという意向をお持ちだというふうに認識しております。



【浅田委員】新卒を採りたいと言ってくれる企業の声が多いということは、ありがたい部分かなというふうに感じるとともに、逆に、学生がここ数年、多分、高卒とか大卒での公務員とかの採用の人数を見ても、コロナがあるからこそ県内にとどまっている状況でもあるのかなというふうに考えると、そのあたりが今後にどのように影響するのかとか、先ほど、学生と企業との交流会をやって、いいような満足度の高い声が聞こえたということだったんですけども、そういう際に、学生の声と、今後、県とかが企業誘致をしようとしている職種だったり、そういったところのマッチングとかもしっかりと考えた上でやられているのかとか、今後それをどう活かしていこうとしているのか、もうちょっと詳しく教えていただければよろしいでしょうか。

【川端若者定着課長】現在、長崎県におきましては、成長産業ということで、半導体等の育成、人材確保に力を入れているところでございまして、まずは長崎、造船のというイメージがあるところでございますけれども、学生さんたちは、まだまだそういう新しい成長産業のところまで詳しくご存じないという実態がございます。なので、県が行っています移動理由アンケートを見ましても、希望する業種、職種がないというお声が多うございますけれども、そこは私どもも、前からそういう実態にあるということは承知しておりましたので、まずはしっかりと、長崎の街が今後変わっていく、成長していくと、そしてそれに伴って新しい産業もどんどん成長させていこうということを県としても取り組んでいるということをお伝えした上で、それだったら長崎にもいろんな可能性があるんだなというところをまず知っていただいた上で、それでは具体的な企業となると、どういった企業がござ

いますというふうな説明を今、大学の講義等でもさせていただいているところでございますので、先ほどご紹介しましたLensaの学生就職支援団体の取組もその一環でございますので、地道ではございますけれども、しっかり学生さんたちが、自分事として将来働く姿をイメージできるような形で取り組んでいきたいと考えております。

【浅田委員】様々な取組をしていただいている中に、いかにその情報発信をしていただいて、現状というものを学生さんに届けるか、受け止めてもらえるかというところが大事かなと思うんですが、私も長年、インターン生とかを年に何十人が受けていたりするのですが、県外からの学生さんが非常に多いんですね。だがしかし、県外からせっかく大学までは長崎を選んでくれた、でもその後、就職先を長崎にというところまでが全然つながっていないような気がしているんですけども、県外から来た学生さんが、就職まで長崎で残っているというような数字的なものは現状、把握はなさっていますか。

【川端若者定着課長】令和4年3月の卒業生で申しますと、県外出身の学生さんというのは、就職者ベースですけれども、1,350人おります。ただ、その中で、実際に県外から来られた方で長崎県内に就職した方は148人ということで、11%にとどまっているところでございます。

【浅田委員】県外から来た学生さんに向けて、より残るような働きかけというような、何か特段そういうものがあるのか、そういうものは全くなく、ほかの学生さんと同じように今の企業の状況をお伝えしているのか、そのあたりはいかがなんでしょうか。

【川端若者定着課長】先ほど、大学等の授業でいろいろお話しさせていただいていることをご

説明いたしましたけれども、なかなか県内出身の方と県外出身の方を現状として分けて対策を打つというのは非常に難しく、先ほどの学生就職支援団体の場合もそうですけれども、県内と県外の方が交ざった形で行っているのが実情でございます。

ただ、県外の方の場合は、どうしても大学で学ぶということを目的として長崎に来ていらっしゃる方が多くいらっしゃると思うんです。お声を聞いても、長崎のことをよく知らないとか、そういった方がいらっしゃる。なので、長崎の街の将来とか未来、現状こうなんですけれども、将来はこうなりますよとかいうところをお話すると、意外と県外の学生さんも、知らなかったというところから、「ああ、そうなんだ」ということで、割と興味関心を持ってくださるようなお声もいただいていますので、なかなか分けての対策というのは難しいんですけれども、今ご説明したような形で進めていこうと思っています。

【浅田委員】なかなか分けてご説明をされるというのは非常に難しいところかなと思うんですが、今、11%というお話がありました。長崎は今、どんどん、どんどん若い人が流出している中で、いかに若い人たちを取り込んでいくかと、非常に重要なところだと思うんです。そういう中において、県の中では、この11%をもっと上げたいとか、具体的な目標とかというところまでは定めていないのでしょうか。

【川端若者定着課長】実は、県外生の県内就職率につきましては、今年の春が11%ではあったんですけれども、過去5年の数字を見ても、ほぼ動いておりません。逆に、県内出身者の県内就職率は64%と、これもほぼ一定しているというような状態でございます。

県外の方は、実際のところ、地元に戻るか、あるいは東京の方を目指して就職したいという方が多くて、なかなか県外の方に十分に打ち込んでいくというのは難しい面もあるんですけれども、ただ反面、ちょっと話が変わりますけれども、長崎から県外に出て学ばれている方がたくさんいるということで、逆に、そういった方たちが地元に戻りたい、反対を返せば、そういうのもあるだろうということで、今、Uターンの方で、県外から戻ってきてくださる、その方たちの方が長崎のことをまずは知っている。ただ、そこに企業の情報が届かないという大きな課題があるものですから、そこを大学等の連携で何とかつなげる方法がないかということで取り組んでいるところでございます。

【浅田委員】確かに、何でもかんでも、何でもかんでもというのは難しい部分があって、長崎をよく知っているもともとの地元民に対して、まず訴えていくというところの力の入れ方というのは非常に必要なのかなと思いますし、午前中のご説明にもありましたように、今後、連携をしてくれる大学というのをいかに増やしていったら、長崎の情報を直接届けていくのかというのは大事なところだと思いますので、そのあたりを、さらに力を入れていただければと思っています。

ほかの質問に移らせていただきます。

県内のデジタルトランスフォーメーションの推進についての中で、今、かなり経営者層に向けて啓発セミナー等々、いろいろ行っているようではありますし、いろんな方々が興味を持って取り組んでくださっているというふうに説明がございました。

そんな中で、庁内でいかにしっかりとDXの状況とか把握をしたりとかという部分も必要だ

と思うんですけれども、庁内で啓発セミナーというか、今の状況というのをまず教えていただいているんですか。ここではだめですね、情報戦略じゃないので。三上政策監を見て、そっちについて移りましたけれども、わかりました。そのところは、庁内の情報を聞いた上で質問をしたかったので、質問の方向性を変えたいと思います。

今、実際DXの推進について、様々セミナーを受けてくださっているところとかがあり、現場に即した洗い出しをするステップを提示するなど、状況に応じて支援を実施しているというようなことではありますが、このステップの提示の在り方、流れとか、期間をどのような形で設けているのか、そこだけお聞かせいただけますか。

【香月新産業創造課長】県内企業のDXに関するご質問でございますが、現状、本年の6月から、まずは県内企業向けにセミナーを開催しておりまして、今のところ、今年度、年15回程度開催する計画でございますが、今8回実施をしております、受講は211名ということでございます。主に、DXの初歩的な話、入門編とか、あとDXの基礎、こういったことに活用できるのかというふうなまずベーシックなところのセミナーをやっておりまして、今後、実際に県内でDXを導入されている方の事例とか、そういったものに内容をプラスしながら進めていこうとしております。

実際の具体的な県内企業への取組については、6月補正の中でDXの事業のご承認をいただいて、9月頭に、実際に進めるところと調整をしております、十八親和銀行と県の情報産業協会、約80近くの県内の情報関連企業が集まっている団体でございますが、そこと、あと中小

企業診断士協会とか、各地域の商工団体など連携をしまして、支援体制を整えて、実際に相談を受けて、現場の中にこちら側が、支援チームが出向いて、的確なアドバイスをしながら、DX導入を促進していくと、後押ししていくというふうな取組を進めているところでございます。【浅田委員】ありがとうございます。

その進めている段階の中で、庁内の状況を先ほどお伺いしたかったんですけれども、こうやって様々なサービス産業においても14業者やられたり、伴走型の支援ということになさっていて、実感としては、県がやられようとしている促進のスピード感というか、例えば他県と比べて、長崎県、県内全体をどのように捉えて、各市町との歩みの取り方というものがあるかと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【香月新産業創造課長】県内のDXに関しては、まだまだ順調に進んでいるというふうな状況では決していないかなと思っております、我々是可以だけ支援をしながら、そこを加速していきたいというふうに思っているところでございますが、例えば、総務省が発表していますDX白書とか、そういった記事を見ましたり、あと新聞報道なんかを見ましても、日本全国、なかなかDXが進まないというふうな現状はあるかと思っております。

我々としては、県内の企業がDXに取り組む時に、近場といいましょうか、県内のノウハウを持った関係者が周りでサポートするというふうな体制をつくって、DXというのは一過性の取組ではなくて継続した取組が必要かと思しますので、何かあったら、近場で相談をしながら進めていけるような体制をつくりながら、DXを促進したいと思っております。

【浅田委員】非常に必要なことでもありますし、特にこのような離島・半島を抱えている長崎にとっては重要なことだと思っております。どうしても市町間の違いというのも非常に出ているかなというのと、民間の方と話しても、DXという言葉自体が独り歩きをしているというか、非常に難しいもので、別にこれを取り入れるのが目的ではなくて、ある一つの手段でもあり、本来であれば、人をどれほど補完することが重要なのかというふうに思っているのですが、そのあたりがまだまだ伝わっていないのかなというふうなのを企業の方や学生と話して感じるところでありますので、わかりやすくそういったところを推し進めていただければなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。要望にとどめます。

もう一点だけ、スタートアップの創出について、お伺いをしたいと思ひます。

今、様々な取組で、3つの実証実験を支援し、1つは株式会社になったというふうなご説明がありますが、その3つの中の、例えば2者へのフォローの今後ですとか、今後このあたりをどこまで膨らませて、どれぐらいの期間をフォローアップをしっかりとやってということをお考えなのかを教えていただきたいと思ひます。

【香月新産業創造課長】スタートアップに関しまして、今ご質問があった部長説明の方で記載をされている内容かと思ひますが、今回、令和3年度と令和4年度の取組の状況ということで記載をさせていただきます。

令和3年度と令和4年度と3件ずつ実証の支援をしておりまして、令和3年度に行ったうち1者は、長崎大学の学生と、プラス県内の方と共同で事業を企画されて進められて、結果、今年度、法人化に至ったというふうなケースでござ

います。

参考までに申し上げますと、残りの令和3年度に取り組んだ2者というのは、もう既に株式会社、法人化している会社が新たな取組を行うというふうなところで実証に至ったというふうなものでございます。

この制度としては、期間は1年間ではあるのですが、その後、実証を受けて、例えば、どこかに事務所が必要というふうなことであれば、我々のビジネス支援プラザとか、創業施設がございまして、そちらをご案内したり、こういうノウハウを持った会社がどこかないかというふうなご相談があればマッチングをやったり、企業の成長度合いに応じて支援を引き続きしていくというふうなところになるかと思ひます。

【浅田委員】ほかの2者は株式会社だったということは理解できましたが、その期間の中で、なかなか調達できないような企業とか、いろいろこういうふうなご時世だったのであろうかと思ひますけれども、一度予算をかけてフォローアップをした、やっぱり最終的なところまでをしっかりと見届けるなり、逆に言うと、だめだった時に、その後、どうしていくかということまでを、きちっと一度県費を注いでやっている事業であれば、やっていただきたいというふうに思っておりますので、今後、そのような状況はいかがでしょうか。

【香月新産業創造課長】すみません、私の説明が不足しているところがあったかと思ひますが、実証事業を今回やって、その後も、実証事業を終了したら我々の関わりは終わりというふうなことでは決してございまして、例えば、新商品の開発なんかで取り組まれているような事例で言いますと、今、記載をさせていただいているのは魚の話題で、県産の魚のサブスクリ

ブションというふうなビジネスモデルの取組というふうな事例で、令和3年度に実証の支援をしまして、実際に販売を通して、コストだったり、どういったものがニーズがあるかというふうな市場のニーズをつかむという段階では、例えば日本橋長崎館なんかで食品を置かせていただいて、そこでチャレンジをされたり、我々から庁内の関係部局などにつなげながら、企業のニーズに合った支援を引き続き行っているというような状況でございます。

【浅田委員】魚のサブスクとかも非常に話題になってきたかと思うんですけども、いろんな形で引き続き、これだけいろいろな企業が苦しんでいる時に新たなチャレンジをしているようなところのフォローアップと、横の連携をしっかりと取っていただければと思います。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】何点かお尋ねしたいと思います。

最初に、DXの話がありましたから、クリーニング業界について、島原の事業者が、クリーニングのDXを含めて、これはマスコミでも取り上げられておりました。この中に無人化という話が出ておりますけれども、県の生活衛生課については、県内で無人化を認めないという状況になっております。これの整合性と今後の取組について、お尋ねしたいと思います。

【山下委員長】暫時休憩します。

-----  
午後 2時 3分 休憩

-----  
午後 2時 3分 再開  
-----

【山下委員長】再開します。

【麻生委員】DXを支援するのはいいんですよ。しかし、さっき言ったクリーニング業界含めて、対面じゃないとだめですよと、取扱い含めてやっているんですよ。それは生活衛生課で何回も

確認させてもらって、中小の零細企業も多いので、それは無理ですと。必ず対面か、ないしは人を配置してくださいというのが条件になっています。

今回、DXの関係で支援して、県内企業でも、さっき言ったことで、無人化という形になっていますから、そこら辺についての整合性だとか、この確認をしっかりやってもらわないと。逆に言えば、私は、DXを進める話の中であれば、そういう無人化に対していろいろな形、長崎県だけなんです。熊本とか福岡は認めているんですよ。そういう条例があるから、なかなか進まないということがあるので、そこを乗り越えるべきじゃないかと思っているんです。だから、そこは今、問題提起しておきますから、しっかりと連携してやっていただきたいと思っているんです。片一方で一生懸命支援して、新しい技術でやろうということを進めているんですよ。しかし、そういったことで縛りがあるからできないということになっているので、そこをどう解決していくのかということで、産業労働部に言うのはあれですけども、横断的な状況でやってもらわないといけないんじゃないかと思っています。

【香月新産業創造課長】麻生委員おっしゃるように、DXというのは、今後、人手不足が迫ってくると。その解消ですとか、生産性の向上、そういった効果があるものでございまして、我々DXを推進する立場と、あとおのおのの業界といいましょうか、その許認可を預かるもの、今お話に出ました県民生活環境部、今回のお話も、関係部局の方につなぎながら、我々の方から報告をしたいと思っています。

【麻生委員】ぜひお願いしたいと思います。

次に、再開予定の洋上風力のパブリックコメ

ントがこの前からありました。一応終わりましたけれども、これについて地域認定について、県の取組について、お尋ねしたいと思います。

今どのような工程でやっているのか、そしてどういう条件があったのか、お尋ねしたいと思います。

【黒島新産業創造課企画監】洋上風力発電の実施につきましては、まず地元のご理解や漁業との共存共栄が前提であることから、地元自治体による関係者の合意形成、その意向を受けまして、県から国へ再エネ海域利用法によります情報提供等の手続を進め、これまで法定協議会におきまして漁業協調策や市が地元住民の意見を聞きながら検討した地域振興策について、協議をしてまいったところでございます。

麻生委員からお話がありましたように、先般、国の方で促進区域指定に向けた縦覧、公告が行われまして、国の方から、今後、促進区域指定に向けて手続が進められるものと承知をしております。現在、まだ国のところで特にこの縦覧、公告について意見があったというところのお話は伺っていないところでございます。

【麻生委員】これから地域認定の状況があらうかと思えますけれども、資金的に、漁業補償としてキロワット当たり250円、30年間でやるわけですけれども、総体的に漁業補償として大体どのくらい落ちるのです。金額はわかりますか。

【黒島新産業創造課企画監】あくまで試算ということでご承知おきいただきたいのですが、麻生委員がおっしゃいましたように、地域への基金の出捐金の規模でございますが、発電設備出力、想定される最大出力掛ける250円掛ける30年ということで国の方が設定をされております。現在、西海市江島沖における系統容量は最大で42万キロワットということで想定をされてお

りますので、42万キロワット掛ける250円掛ける30年ということで、最大で31億5,000万円の地域基金が設置されるという見込みになっております。これにつきましては、事業者により最大の出力が変わってくるということが想定されますので、あくまで最大出力というところで想定した場合の金額でございます。

【麻生委員】漁民の皆さんは大事なエリアを、大崎のあの海岸は大きなイセエビが取れるところで、いい漁場でもあるんです。それで、漁業補償の問題含めてそうですけれども、島民の皆さん含めて、どのようにこの資金が透明かつ公平、そして管理ができるのか。一部、いろいろなうわさも出ておりますし、実態もいろいろな形で今あっているのは事実かもしれません。どうやって島民の皆さんにご理解いただいて協力いただくのか、大事な視点だと思いますけれども、これについて県の考えについて、お尋ねしたいと思います。

【黒島新産業創造課企画監】今後、促進区域指定がなされた場合、その後、公募により発電事業者が決定されることになっております。その後、発電事業者を構成員に加えました法定協議会が継続で開催されるという形になっており、その際、資金の出捐金の額や用途、実施方法など必要な事項の協議を行うとともに、基金の台帳の内容や外部監査の結果を定期的に報告することで、その基金の透明性を確保するよう国において求められているところであります。

また、漁業への影響について十分に配慮するため、発電事業者は、調査方法や時期について、法定協議会の意見や助言を踏まえまして漁業影響調査を行うこととされておりました。工事計画や影響調査などを地元関係者へ説明を行っていただき、ご理解をいただくよう、事業を丁寧

に丁寧に進めていただきたいと県の方としては考えております。

今後とも、法定協議会の場におきまして、国や地元西海市をはじめ発電事業者など、課題の整理に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【麻生委員】今、公正公平と言われたんだけど、実態のしまでは、漁民がいなくて、Ｉターンで来られた方が入り込まれて、監視業務も一括に押さえ込まれていろいろやっているということは、いろいろな情報が出ていますけれども、島民の皆さんが安心して生活ができ、なおかつ洋上風力、来てもらってよかったと言ってもらえるような条件をつくり出さなくてはいけないわけです。4年前からいろいろ私も指摘をさせていただきましてけれども、県は、それは地元西海市のことですという話をして、一方的になかなか片目つぶって、事業の推進だけをなさっていると思いますけれども、今後は利害がしっかり絡むから、きちっと島民の皆さんに対しても丁寧な説明と、公平な資金が行き渡るような仕組みをつくらないといけないんじゃないかと思うんです。そういったものを、さっき言われましたように、第三者的に透明性を保つんだと言われているけれども、どういう形でスキームをつくるのかということで、県もそこにしっかりと入り込まないと、声の大きい人、いろんな形で利権を主張する人もおられますから、そこに対して県はしっかりと目配せすべきだと思っているんですけれども、それについてのお考えは、いかがでしょうか。

【黒島新産業創造課企画監】県の役割といたしましては、現在、資源エネルギー庁、国土交通省と共に法定協議会の事務局の一端を担いまして、関係者の皆様方をはじめとした構成員の

方々の区域指定に向けた意見取りまとめや地元の皆様のご意見を法定協議会の場でお伺いしているところでございます。今後とも、法定協議会の場におきまして、そうした皆様方の意見をお伺いするなど、課題の整理に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、国の方も、その基金の取扱いにつきましては、この透明性、公平性が一番重要だということでおっしゃられておりますので、こうしたところにつきましても、国と連携を取りながら、課題の整理に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【麻生委員】いろいろなトラブルが逆に表立って、それでこの事業が認可取消しということがないように、よろしくその点はくぎを刺してお願いしたいと思います。

次に、洋上風力について、長崎県は、海洋クラスター含めて、サプライチェーンを構築しようということで、アンカー企業を中心にやるんだと言っておられましたけれども、それは1年前です。なかなかアンカー企業の誘致もできなかった。

サプライチェーンの構築を含めて、県はどのように取り組まれて、県内で洋上風力に対して、幾らかの取組、サプライチェーンができたのかどうか、それについてお尋ねしたいと思います。

【黒島新産業創造課企画監】県としましては、これまで共同受注体制構築の支援でありますとか、県内企業の保有設備や製造実績を記載した企業情報冊子を作成いたしまして、大手企業との取引マッチングなどに取り組んでまいりました。今年度から、新たに設備投資や認証取得に対する助成制度を設けまして、県内企業の支援に努めているところであります。

この受注獲得に向けては、なかなか難しいと

ころではあると考えておりますが、こうしたやる気のある企業様も県内に一定数いらっしゃるというところがございますので、引き続き取引マッチング等にも取り組んでまいり、県内企業の受注獲得に取り組んでまいりたいと考えております。

【麻生委員】抽象的じゃなくて、具体的にどうしているんですよとか、どういうところに支援しているんですよというのを教えてもらわないと、あまりにも抽象過ぎて、何か実態がわからない。はっきり言って、ジャケット部分なんか、この前、韓国の展示会が東京まで来ていましたけれども、もう周回遅れですよ。日本の企業は太刀打ちできません。洋上風力のナセル部分だって、GEだとか、シーメンス、ベスタスで全部押さえているでしょう。なかなか入り込めません。そういう状況の中で、何を選択して、何に取り組んでいくのかということも明確にやっていかないと、今、県内でやっているのはハマックスぐらいでしょう。これは前からずっとやっているわけですよ。県が支援する前に、自分たちで市場開拓して、リスクを取りながらやっていたらいいんですよ。

だから、県にお願いしたいのは、そういったところじゃなくて、しっかりと後押しをして、ここだったら世界マーケットと闘えますよとか、企業として技術は高いですよとかと、育ててもらわないと、税金取って投入するわけですから、そういう明確な返事をもらわないと、あまりにも抽象過ぎて、全然実態がわからないですよ。

【黒島新産業創造課企画監】本年度新たに設置いたしました助成制度につきまして、新たに6件ほど県内企業のグループを補助金認定いたしまして、支援をすることとしております。計画の内容につきましては、例えば、浮体式ライダ

ーをいたしました調査について設備を後押しする、また風力推進システム、伸縮式の硬翼帆の開発に投資をされる、また先ほどありました洋上風力発電に向けた部材の提供でありますとか、品質安定及びスピードのある連携等を強化してシェアの拡大を目指す取組、そうしたところについての支援をさせていただいているところがございます。

また、委員からご指摘ございましたように、洋上風力発電というのが国内だけではなく海外企業の参入、進出もあり、非常に競争が激化しているということも認識しております。今後、中核企業の創出、育成について非常に重要になってくると考えておりますので、そうしたところにつきましても、クラスター協議会や産業振興財団と連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

【麻生委員】よろしく申し上げます。洋上風力については、はっきり言って、20年前に三菱が撤退されて、もう世界マーケットから遅れていると思いますよ。よそがもう相当進んでいます。ジャケットだって、はっきり言って韓国に負けていますし、造船所全体がジャケット専用工場になっているところもありますから、そういったところと競争しようと思っても、なかなか無理でしょう。ぜひ進出しているところをしっかりと探し出して応援していただきたいと思います。

次に、医工連携についてお尋ねしたいと思います。

今日、BSL-4の開所式が長崎大学で開催をされていますので、改めて今回の感染症対策について、取組が進まるかなと思っています。長崎も来年から本格稼働しますBSL-4があるんですけれども、県として、医工連携を含めて、どういう形で取組をお考えなのか。実は、



1年前に福岡県議会が、厚生労働環境委員会ですけれども、視察に来られています。中身は何かというと、感染症対策、どうやってできるのかということを図りたいと。そして、久留米大学と連携しているいろいろやりたいんだと。もちろん久留米大学もバイオ関係については最先端の状況でもありますけれども、地元にあるわけですから、ぜひ連携して取組を進めるべきだと思っておりますけれども、これについての考えをお尋ねしたいと思います。

【原田企業振興課企画監】長崎大学との連携の件でございますが、企業誘致について、激しい地域間競争を勝ち抜くために、本県の強みを活かして取り組むことが重要であると考えておりました。感染症研究で国内外から高く評価されている長崎大学、さらに先ほど委員おっしゃいましたように、BSL-4施設の稼働が予定されているという状況の中で、本県の優位性の一つとして、製薬を含む医療関連の企業へご紹介しながら誘致活動等に取り組んでいるところでございます。

今後とも、長崎大学をはじめ、県内の関係機関と連携し、製薬を含めた医療関連分野の誘致に取り組むとともに、感染症に関する研究状況を注視しながら関係者との意見交換を行い、県内産業への連携、活用の可能性を探っていきたいと考えております。

【麻生委員】地元で長崎大学の感染症の専門家がおられるのですから、ぜひ早くこの協議会なんかはスタートアップの立ち上げしてもらって、何ができるのか、お願いしたいと思います。福岡県では、もうモデルナのCEOが来て、福岡にメッセンジャーRNAのワクチンの工場を建てようかという話が出ているんですよ。そういう中で、今から10年に1回パンデミックが起き

るんじゃないかと言われている中で、BSL-4という大きな、国が保証して、国内で2か所、東村山はあまり稼働していませんから、長崎大学が動けば、まさにここが拠点になるわけですよ。そうすると、創薬に対して相当な情報発信の状況になると思うんです。

長崎大学としては、なかなかそういったものは彼らからは言えないでしょう。産業振興となると、しっかりと連携して、何ができるのか、そして創薬するのか、どれだけ要するのかとか調査して、やっぱりやるべきじゃないかと思うんです。どうでしょうか、部長。もうちょっとそこら辺について、研究会を立ち上げるとかしてもらって連携することをやるべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【松尾産業労働部長】委員先ほどおっしゃいました医工連携の取組について、先ほどから福岡県の事例をご説明いただきながらご意見いただいたところでございますけれども、私ども、6月の補正予算で医療関係の企業誘致の可能性を探るための関連事業を盛り込んだというふうなこともございまして、本来であれば、基幹的な企業様の誘致実現をしてみたいというふうなことをこれまでもここ数年、そういったふうな取組をやらせていただいているところではあるんですけれども、なかなか現状では、そういった状況に至ってないと。それでは、何が一番我々としてやるべきなのかというふうなところでいけば、医療関連装置も含めた形の関連企業をいかに誘致するかというふうな形から徐々に広げていくというふうなことがまずスタートかなというふうに思っています。

全くそういった基幹産業的な企業様の誘致に関心がもう既にないかというふうなことではございませんで、実はこの7月に私も福岡にお邪

魔して、ジェネリックの企業様の製薬工場を見学させていただいたところでもございます。そういったふうな、まさに今、企業の取組を實際受け止めながら、今できることを着実にやっていきたいと思っています。

【麻生委員】基幹の企業がないということはわかります。東九州についての宮崎は、旭化成とかテルモさんがおられて、医療バレーやっていますよね。あそこはすばらしい流れができていけるのかなと。だから、言われるように、企業がある程度ないと、そこは即応ができないという状況はわかるんですけども、ある程度、県が主導しながら育てていって、要は、創薬の関係についてはなかなか難しい面はあるでしょうけれども、ここに企業を張りつかせてというか、情報発信しながら、どうやっていくかということも大事な視点ではないかと思っておりますので、ぜひ連携しながら、感染症対策の拠点になって、情報を展開できるような取組をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、電力の全体のミッションが言われていましたけれども、今、エネルギー高騰で、国内も大変厳しい状況だと思っています。今、2030年に向けて再生可能エネルギーが35%とか36%、原子力も11%、パワープラントが液化天然ガスとか石炭含めて5割近くの状況なんですけれども、今後、CO<sub>2</sub>の関係で温暖化になって、取組が進むでしょうけれども、長崎を大手パワープラントメーカーさんを含めて検討されているんですけども、今、IGCCについては、松島火力発電も含めて県として支援しますという話を国が言っていますけれども、今後、アンモニア、水素とかいう状況が今から言われているんですけども、これについて県として

も、基幹産業になって取り組んでいこうと思っていますので、改めてここについて支援するとか、一緒になって何ができるのか、そういったものをやるべきじゃないかと思うんです。

長崎では一時期、石炭パワープラントだけで2,500億円やっている時期もありますから、そういった意味での専門がいるからあまり言うところであれでしょうけれども、ぜひ取組を支援いただきたいと思うんですけども、それについての考えはいかがでしょうか。

【末續企業振興課長】ただいま麻生委員から、いわゆる火力発電プラントにおきまして、グリーン燃料と言われる水素とかアンモニア、こういったものへの対応、支援の状況といったご質問でございますけれども、まず火力発電を取り巻きます今の状況でございますが、今、火力発電におきましては、石炭などの化石燃料から、アンモニア、水素といったグリーン燃料への転換を図っていくような動きがございます。そういった中、大手メーカーを中心に、今、技術開発や実証試験、実装というものが進められているところでございまして、このうちアンモニアにつきましては、いまだ実証試験の段階にとどまっておりますけれども、水素につきましては、既に大手重工メーカーがLNGに混焼させる技術を確認しております。今後、具体的な発電所への実装が進められていくのではないかと見込んでおります。そういった中、県内企業がこれらの需要を獲得していくためには、生産性の向上であるとか、新たな技術開発、技術への対応といったものが必要となってまいるかと考えております。

そのような中、私どもは、6月補正予算でご承認いただきましたグリーン対応型企業成長促進事業を今回採択をいたす中で、1つ、県内中

小企業3社が連携した高効率の水素ガスタービンの受注拡大を目指し、その部品の生産環境を整備する計画というものを認定いたしております。これは具体的に申しますと、先ほど申しました大手重工メーカーが製造する水素ガスタービンにつきまして、今後、需要の拡大というものが見込まれておりまして、その部品の受注を獲得するためには、これまでの金属加工技術に加え、さらなる高度な加工技術等が必要になってまいります。それは金属の素材も変わってまいりますし、その表面处理とか溶接、アンモニア、水素というのは非常に危険物でございますので、そういった技術が必要となってまいります。そういったものに対応できる生産体制を構築する計画が今回、具体的に出てまいりました。

こういった水素、アンモニアへの対応というのは、大手メーカーがどのように動くのかと、国策も含めて、そういった動向をまずは我々としての確に把握していかなければいけないと考えておりまして、そういった動向を捉えながら、県内中小企業の技術開発、そして需要獲得への支援にしっかりとつなげてまいりたいと考えておりまして、長崎、発電プラントの一大拠点でございますが、それが次のステージに行けるように、我々もいろいろ情報を取りながら、必要な支援をしてまいりたいと考えております。

【麻生委員】水素については、金属の劣化が激しいので、そういう意味で特殊な開発が要ると思うんです。だから、大手プラントメーカーが本体を造るわけですから、それに回る小さい部品がいっぱい出てきますよ。そういったものについて、さっきブレードの関係を言われました。ぜひ今から仕込んで、2030年になると思います。今、はっきり言って、長崎のそういう取り巻く

環境は厳しいですよ。石炭プラントではなかなかできない。けど、先が見えない中で、新しい技術を取り込んで、長崎の強みを活かしてやるんだということを県がしっかり後押しをするという方向性をぜひ、先ほど課長が言われたように、取組をして、どの分野だったらできるのかというまず詳査しながら、そこからしっかりと予算をつけていってもらって支援していくと。そして、将来があるんだということを大手重工との連携をしながらやっていただきたいと思っておりますので、どうか長崎の強みを活かしていただいて、本当に今、取り巻く環境は厳しいですよ。厳しいけれども、2030年、カーボンの46%までするという話がありますから、ぜひそれに向けて、一丸となって対策をお願いしたいと強く要望しておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【山下委員長】換気のため、暫時休憩します。再開を14時45分といたします。

-----  
午後 2時30分 休憩

-----  
午後 2時45分 再開  
-----

【山下委員長】委員会を再開いたします。ほかに質問はありませんか。

【八江委員】先ほどから、いろんな大学並びに連携協定などのお話がありました。私も平日頃から、連携協定等については非常に大事なことだなと思って、地元の大学を有効に活用と言え失礼な話かもしれないけれども、連携することは必要かなと思って、ずっとこれまでも考えておりました。今日、たくさんのお話もいただきましたが、私もそのように思っているものだから、もう少し県内の大学、長崎大学はじめ、総科大、県立大学、あるいはそのほかのたくさんの大学がありますけれども、じゃ、ど

こと、どのように連携をしているのかといえ、具体的に我々もよくわからない部分があります。

今、医療の問題等については、高度なものですから大変ですけれども、その前に、長崎県の産業の振興を図るためには、製造業をはじめ、一番皆さん方の部門等が関わり合いのあるものだと、こう思って考えてみれば、もう少しその連携あるいは交流と、そういったことが必要じゃないかと、このように思っているんですけれども、今現在、どのようなところが見えられているのか、改めて確認を、わかっているだけで結構ですから、どういうことを、どここの大学と、どうしているというぐらいのものが幾つかあれば、お知らせいただければと思います。

【井内産業政策課長】本県産業振興を図る上で、大学との連携を図っていくということは、非常に重要であると我々も考えているところでございます。そのため、令和2年7月1日に、長崎大学と県産業振興財団、そして県の産業労働部、この3者で、長崎オープンイノベーション拠点を設置したところでございます。ちなみに、事務局は長崎大学内に設置をしております。この中で、今後の長崎県における産業の成長分野、例えば、航空機産業であるとか、海洋関連産業、さらにはスタートアップなど、今後の連携を深めていこうとしているところでございます。

この拠点をハブに、長崎大学と県内企業の共同研究でありますとか、あと国の公募事業に大学と県内の企業が連携したプログラムが採択されとか、そのような取組が進んでいるところでございます。

【八江委員】今までも全くしていないということではないと思うんですけれども、ただ、その頻度といいますか、これまでの我々が耳にして

いる、目にしているものが若干少ないんじゃないかなと、私は常にそう思っておりましたので、先ほど話が出ておりましたのも、そういうことから出てきたのかなと思って、今日は皆さんと共有しながら、大学との連携を含めて進めていくことが長崎県の産業振興に大きく寄与できるんじゃないかと思っております。企業と大学というものもありますし、また行政と大学という連携のこともあります。あるいは長崎県内のみならず、優秀な大学の技術を持っているところとの連携は幾つもあることも事実だろうと思います。

私たちも関係しているものの中で、長崎県には農学部がないために、農学部がある大学と連携をするようなこともやってもおります。また、やっていかなければならないものもあります。新しくデジタル化と言われる時代の中で、ドローンを使ったいろんなものができているのもありますので、そういったことを考えていけば、言えば企業、大学あるいは行政が一体となってやっていくことが、もう少し前面に出てもいいんじゃないかと思っておりますので、今日は非常に有効な話がたくさんの人から出てまいりました。それを一つの大きな目標として、これからも進めていかなければなりません。

久留米大学のことも、雇用の問題等がありましたが、各大学と連携をすることによって、長崎県の企業との結びつき、そして長崎にどのような企業があって、学生がどのようなところに就職をするかということにもつながってくると、私はこう思いますから、雇用だけの問題じゃなくて、連携をすることによって、その雇用もつながっていくと、そういうことを考えた方が、むしろ雇用にもつながっていくものじゃないかと、私はこのように思いますので、そのことを

もう少し強力にというか、先ほどプロジェクトでもつくってという話がありましたように、特に産業労働部としては、企業振興、あるいはいろんな技術力の向上、研究開発、そういったものをするためには、もっともっと前向きに取り組むべきじゃないかと思えますけれども、その点は考えておられるんだろうと思えますけれども、その点については、いかがでしょうか。

【井内産業政策課長】委員おっしゃられますように、大学の知見を活用して、地場企業も巻き込みながら産業振興を図るという観点は非常に重要であると考えております。今、それぞれの分野で大学との連携というのがあるのですが、それはもっと強化をしてみたいと考えております。

【八江委員】今お願いして、すぐということじゃなくて、恐らく、計画あるものと思って、そのようなこともお尋ねいたしました。

長崎県の企業は製造業というのが非常に優秀なというか、作るのには上手だけど売るのが下手だと言われている。そのあたりも、いろんな連携が十分じゃない、あるいは情報の共有が十分じゃないというところもあるんじゃないかと思えますので、その点は、作ったものは、しっかり売ることがいなければならぬと思えます。よく言われるのは、長崎は天領だったから、長崎に買いに来れば売ってはくれるけれども、売りには来ないというのが昔の長崎の立場だったということだって話はあるわけです。

そういう意味から考えてみれば、もう少し開かれて、そしてまた開いて、研究機関等にもしっかりとそれを注入できるような施策の展開をしていただきたいと改めて申し上げたいんですけれども、それは最終的には部長の音頭取りが一番必要だと。各課を取り仕切っていただいて

いるのは部長ですので、これを長崎県の一つの大きな目標として掲げていただきたいと思いますけれども、その考え方について、いかがだろうかと確認しておきたいと思えます。

【松尾産業労働部長】委員がおっしゃっていただきました大学との連携、そして企業との連携、そういった形での本県産業の振興というのは、これまでもやってきましたし、これからもやっていきたいというふうに思っております。先ほど、オープンイノベーションのお話をさせていただきました。長崎大学等を中心に、産業振興財団も交えた形、そういったふうな取組も2年前やって、最近では、半導体の関係も非常に急成長しているところでございまして、熊本のTSMCという台湾の企業を誘致したことで、人材自体が非常に不足している。長崎も、ソニーさんも含めて、SUMCO TECHXIVさんなど大きな企業がございまして。そういった企業さんと長崎大学、そして佐世保高専、そういったことを連携させて、そのつなぎ目を我々行政が行うことによって、人材確保とか、人材育成、そういったふうな観点での取組も具体化しているところでございまして、委員おっしゃったようなところも含めて、成長産業のところをどう取り組むのか、そしてそれをいかに雇用に結びつけていくのか、そういったところも考えていながら、企業との連携、大学との連携等々に注力していきたいと思っております。

【八江委員】今のお話のように、そのあたりはお互いわかりながらも実施できない部分があるとすれば、我々議会としても全力で支援をして、そして長崎県が名実ともに企業の振興と連携できる大学あるいは研究機関がやっていかないと、地方の長崎県であれば、どうしても技術力で、あるいはそんな連携を持って日本一を目指すこ

とが必要じゃないかと、このようにも思いますので、ぜひひとつプロジェクトなどをつくりながらも進めていただければと思って、私は要望して、終わりたいと思います。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】3点ほどお尋ねをしたいと思いません。

まず、設備投資の件なんですけれども、午前中に、緊急資金繰りの融資制度の精算等々でも議論がありましたが、現下の厳しい状況の中で、一方、設備投資面で見れば、日本政策投資銀行の調査結果を見た時に、本県への2022年度の設備投資計画が、全産業で前年度実績比59.4%の増、600億円で、2年連続で増加し、伸び率は九州7県で最大と。製造業、非製造業ともに増える見通しという報道が先般ありました。

本県にとって非常にいい傾向にあるというふうに思うんですが、半導体等々もあるとは思いますが、その伸びている要因の分析ができていますかどうか、そのあたりをまずお尋ねします。

【山下委員長】暫時休憩します。

-----  
午後 2時57分 休憩

-----  
午後 2時57分 再開  
-----

【山下委員長】再開します。

【宮地産業労働部次長】深堀委員おっしゃられました日本政策投資銀行のレポートについては、私どもも承知をしております。残念ながら、詳細な分析は私ども、今、手元に持ち合わせておりませんが、委員ご紹介ありましたように、製造業で申しますと半導体関連、あとそのレポートの中にもあったかと思いますが、非製造業関係で言いますと、長崎駅周辺の民間の投資等による増加が長崎地区については顕著じゃないか

というふうに今のところ考察しているところでございます。

【深堀委員】私は、県としては、もう少し要因分析ができていけるのかなというふうに思って質問をしています。

先ほどから言っているように、厳しい経済情勢の中で、企業が設備投資、九州内で見た時に、かなり伸びているということはどういうことなのか、どういうところに施策を打っていけば、それがまだ伸びていくのかというところは、まさに産業労働部の施策の基本になるところだと私は思います。

現時点で分析ができていないというのは理解をしましたがけれども、今後、そういったところの要因分析を行いながら施策に反映すべきだというふうに思いますので、その点は申し上げておきたいと思えます。

関連するんですけれども、次に、風力発電の件です。

先ほども麻生委員の質疑でありましたけれども、私は別の観点から質問するのですが、7月に、風力発電機の世界的大手メーカーであるデンマークのベスタスが長崎県内に風力発電設備の製造工場を建設する計画を停止したという報道がありました。

何で停止したのかというと、それは当然のことながら、秋田と千葉の海域の入札といたしますが、そこで落札できなかったからということが要因ではあるんですけれども、ここが長崎に進出をする予定だったのが白紙になったということに対する県の受け止め方をまずお尋ねしたいと思えます。

【黒島新産業創造課企画監】ベスタス社の長崎への進出の検討中止といたしますが、そうしたお尋ねでございますが、委員お話しございました

とおり、まず一番大きな要因といたしましては、秋田県、千葉県で公募されておりました事業において、ベスタス社の受注がなかったというところで伺っております。

また、日本の洋上風力発電の設置時期につきまして、ベスタス社としては、もう少し早い時期に設置がされるものというところで考えられていたということですが、秋田沖、千葉沖につきましては2028年から2030年に設置ということですので、今現在工場を設置することについては、ベスタス社としては時期が早いというようなこともお考えだったというところで認識しております。

私どもといたしましては、ベスタス社が長崎に進出されるというところにつきましては、洋上風力発電の中心となる設備、そうしたところを製造していただければ、まさしく私どもが求めているアンカー企業というところがございますので、今回、検討を一旦中止されるということにつきましては、大変残念に思っておりますが、今後の状況を見て検討されるということを伺っておりますので、引き続き、情報共有、意見交換などをしてまいりたいと考えております。

【深堀委員】まさに残念な結果ではあるんですけども、どこまでその情報といいますか、こういう連携をしていたのかということについて少しお尋ねをしたいんですけども、仮に、ベスタス社が長崎に進出をしてくるとした時に、どれほどの設備投資をするのか、どれだけの雇用に影響するのか、経済波及効果はどれくらいあるのか、そういったところというのは事前に把握されていますか。

【黒島新産業創造課企画監】私どもが承知しておりましたのが、ベスタス社が経済産業省のサプライチェーン補助金の採択を受けられたとい

うところがございます、その際に、長崎県への設置と、洋上風力関係についての工場を建てられるというところは承知しておりました。規模感、そのあたりにつきましては、サプライチェーン補助金の中でも発表されないというところございましたし、ベスタス社としても、そうしたところについてはまだ検討中ということで、私どもとしては、承知していないという状況でございました。

【深堀委員】確かに把握していないという理由もわからなくはないんですけども、これは長崎の経済にもものすごく大きな影響を与える案件ですよね。水面下でどれだけ情報収集できていたのかなど。かなりの雇用数も想定されたと思うんですけども、その中で、県として、それが成就するためのサポートというか、支援策、そういったものが何か動いたことがあるのか、言える範囲でいいんですけども、そのあたりはどうですか。

【黒島新産業創造課企画監】工場の進出等につきましては、産業振興財団含めた企業誘致の方の補助金、そうしたものがございます。また、県内企業であれば、地場企業に対しての支援等もございますので、そうしたところの活用はできたものと考えておりますが、いかんせん雇用の人数でありますとか、そうした規模感が出てきていないというところがございますので、私どもといたしましては、通常お見せできるパンフレットというようなものの情報提供をさせていただいたというところはございます。

【深堀委員】別のマスコミの報道の記事を見た時に、今回、ベスタス社のお話をしていますが、ビッグスリーといいますか、GEとかシーメンス、ベスタスですけども、日本に対する進出をどういうふう考えているかという特集の記事

事があるんですけれども、そこに二の足を踏む、日本の市場にあまり積極的になっていないような記事を見たんです。その理由はいろいろあるんですけれども、例えば、今の国の仕組みの中で、海域の規模であったり、もしくは発電の規模、そういったところによって投資の必要性を感じ得ない。例えばヨーロッパとかと比べると、日本が指定する海域であったり、発電容量、そういったところの規模感で、日本に対する参入を考えているということがある報道であったんですけれども、その点について、産業労働部としては、どのように考えていますか。

【黒島新産業創造課企画監】国の方で、発電事業者でありますとか、そうした風車メーカーに対して、いろいろヒアリングをされたというところは伺っております。その際に、発電事業者の方から、委員がおっしゃいましたように、一つの海域についての規模感、そうしたところが欧州でありますとか、他国と比べて容量が少ないというようなところが、投資に二の足を踏まれるような原因ではないかということも、我々としても、そういった認識を持っているところでございます。

【深堀委員】であるならば、こういった世界的な規模のメーカーが長崎に進出を検討してくれているという状況の中で、長崎県として、国にそういったことを働きかけるという方法、あると思うんですよね。そういったところはどのように思っていますか。

【黒島新産業創造課企画監】おっしゃるとおり、国の方につきましても、洋上風力関係のサプライチェーン構築に対する支援でありますとか、そうしたところにつきましては施策要望で要望させていただいているところではございます。また、こうしたアンカー企業等の進出のお話が

あった際につきましては、国の方とも連携しながら、ご相談をさせていただきながら、何とか進めさせていただきたいと考えております。

【深堀委員】もちろん、この話は終わった話ではないので、いかにして長崎にそういった企業に来ていただけるのか、そのための施策といたしますか、やり方というのはいろいろあると思います。国がこういった基準を設けているのには、また別の理由ももちろんあって、その別の理由はわからなくはない。ただ、そう言っても、やっぱり今、長崎にとって、そして日本にとって、そういった世界的規模のメーカーが進出してくるということは、ある意味、プラスではあるので、長崎でできることというのはこれからも、こういった話がせっかく浮上しているわけですので、取組をぜひお願いしたいと思います。この件については、ぜひ部長にも思いを語ってほしいんですけれども、何かありませんか。

【松尾産業労働部長】海洋エネルギー関係の産業をいかに伸ばしていくのかということからは、私ども、造船が一時期の勢いがいないというふうな状況下で、次の基幹産業というふうな形で取り組んできたところでございまして、今、委員がおっしゃったベスタス社の動向あたりも、これがいかに経済波及効果があるのかというようなところをしっかりと受け止めながらやっていくというふうなことで取り組んでいるところでございますけれども、全体の仕組みといたしますが、国のスキームのところの中で、促進区域というふうな設定の中で、その発電事業者が決定していくような大きな中での事業者決定が、どう産業の方に影響していくのかというふうなところを、いかに我々として早急に把握しながら、どう関与していくのかというふうなところをこれからも調整していかなければいけないんですけ



れども、我々としては、サプライチェーン、造船関連で今、なかなか厳しい企業様がいらっしゃるどころの高度な金属加工を持っていらっしゃる企業様が、いかに次のこういった海洋エネルギー関連の事業に関わっていただけるのか、どうそれを取り込んでいていただけるのかというふうな観点での支援という観点もございますので、私どもとしては、そういったふうな視点も含めながら、サプライチェーンをどうつくっていくのか、そういったふうな考え方も持ちながら、全体の国の方の動きも含めて情報を収集しながら対応していきたいと思っているところでございます。

【深堀委員】わかりました。非常に裾野の広い製造業でありますので、最大限努力していただきたいと思っています。

最後の質問です。これまでもたびたび聞いていることなんですけれども、労働時間の件なんですけど、長崎県、本県が全国と比較しても総実労働時間が長い、そして週休2日を導入している企業が少ないという実態の中で、違法な時間外労働が長崎労働局の調査では判明をしていません。

2021年度の監査指導で見れば、長崎県内で104の事業場で違法な時間外労働が確認をされ、そのうち21事業場が過労死ラインとされる月80時間を超えたという報道を目にしました。

監督官庁ではないわけであって、県の産業労働部としてできる施策というのは、もちろん限られています。しかし、実態として、働き方改革を進める中で、こういった事実があるということ踏まえて、さらに適切な労働時間の管理というのを推進しなければいけないというふうに思っているのですが、現状の取組を教えてください。

【吉田雇用労働政策課長】委員からお話がありましたように、働き方改革という文言の中で、休暇の取得ですとか、労働時間を短くする、あるいは兼業、副業とかも含めて、あるいはフレックスタイムというふうな形で、本人の都合あるいは希望に応じたような働き方を進めていくという動きを国も進めております。県としても、それをしっかり後押ししていくということで、県では、Nぴかの審査で、育休制度を持っているとか、女性の登用を進めているといった項目を取り出して数値化しまして、5割以上該当する場合には星をもらえるというふうな仕組みで、そういう話を研修会の中でしたり、あるいは産後パパ育休というふうな制度が10月から施行されるんですけれども、そういったことについてのセミナーの中での説明とか、そういったことで働き方自体を変えていく、働き方改革を進めていくという取組をやっております。

長時間労働というのは、我々の調査でも、全国で見ても多い傾向にあるというところでは、それを何とかしなければいけないというところは共通認識を持っているんですけれども、委員からもご指摘ありましたように、我々として、そこを管理監督できる権限はないというところもございまして、長崎労働局とも連携しながら情報を共有し、あるいは個々のセミナーとか企業訪問の中で、しっかりと労働時間の短縮とか、休暇制度の活用、そういったことを訴えていくような取組を進めていきたいと考えております。

【深堀委員】わかりました。これはいろいろ質疑の中で、そういう話は聞いています。そのことは一定理解をしています。

これは要望なんですけれども、確かにペナルティーを科すような監督官庁ではないわけなんですけれども、先ほど言った例えばNぴかとか、い

ろんな推進するような仕組みをやっていきます。企業にとって、例えば労働時間を短縮する、働きやすい職場ということに対する、これはすることによって従業員に対するメリットもあり、社会的なものもあるというふうに思うんだけど、それにもっと後押しするような、そういった事業場に対するインセンティブになるような仕組みを考えていけない、進まないのじゃないかな。これまでもずっと続けてきたことですよね。だから、もっと企業の方が踏み込んでそうすることによって、極端な話、県の入札制度とか、いろんなものにプラスの影響を及ぼすとか、そういったインセンティブになるような仕組みを今後検討していったらどうなのかなというふうに思っております、もちろん今すぐ答えは出ないでしょうけれども、そういったこともぜひ考えていただきたいんですけども、どうですか。

【吉田雇用労働政策課長】先ほど少しご説明しましたNぴかの制度につきましては、産業労働部内の補助金ですけれども、一部補助金の審査の際に加点制度を取り入れる、あるいは県の制度融資の中で、Nぴかを取得していることをもって融資申込みの条件として認めるというふうなこともっております。それ以外にも、せっかく努力をして星を取っていただいた企業さんがメリットを感じられるようにということで、例えば、最近コロナ禍でやっていないんですけども、企業面談会、こういった時に、以前、出展を希望する企業さんが非常に多いというふうな時期もあったんですけども、そういった時に優先的に出展していただくというふうなこともメリットとして提供できないかということで、制度化はしております。最近はオンラインが多いので、なかなかそこがメリットとして見

えないところもあるんですけども、そういったところをしっかりとPRしながら、既に一部の学生は、Nぴかを取っている企業ということで、ここはしっかりしている企業だと、安心できる企業だというふうな評判も徐々に出てきているというふうに聞いておりますので、そういったところをしっかりと周知していきたいと考えております。

【深堀委員】わかりました。私が言っているのは、今よりも、さらにもっとインセンティブが効くようなものに充実していただかないかということをお尋ねしておりますので、ぜひお願いしておきたいと思っております。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまです。

先ほどから議論されております洋上風力について、特に国のセントラル方式について、まずはお尋ねいたします。

国としては、日本版セントラル方式として、促進区域の案件形成の加速化のため、初期段階から政府や自治体が関与して、より迅速、効率的に風況等の調査を行い、また適時に系統確保などを行う仕組みを日本版セントラル方式で確立しようとしております。しかしながら一方で、民間事業者の中には、自治体との連携を基本としつつも、民間主導で調査や系統確保を進めたいと考えておられる方々もいます。

長崎県は海洋県で、海洋エネルギーによる産業振興を柱としており、県の産業政策を進めています。日本初の促進区域となった五島市、また今、促進区域決定を待っている西海市江島、これに続く新たな案件形成を進めていかなければならないと思います。よって、長崎県で案件形成を進めたい事業者と連携していくことは極めて重要であると私は考えています。また、国

としても、政府や自治体主導としつつも、積極的な民間事業者の動きを期待しているといったご意見も伺ったこともございます。

そこで、お伺いします。長崎県の海域に関心があって、民間主導で海域調査や系統の確保を進めていきたいと考えておられる事業者との連携について、県の考えをご答弁願います。

【黒島新産業創造課企画監】民間事業者の県内海域に関する調査につきましてでございます。委員もお話しございましたとおり、セントラル方式につきましては、これまで洋上風力発電の導入において、複数の事業者がおのこの洋上風力発電計画に沿って基礎調査や系統確保を実施していると、要は、いろんな調査がかぶってしまうというところがあり、計画の非効率性や地元調整に支障が生まれていることが以前から指摘されているというところで、国としては、そうしたところの解消というところで、セントラル方式を今、検討されているというところでございます。令和3年度から、実証事業として3か所程度で実施をされていると承知しております。

県といたしましては、今後、国におけるこのセントラル方式の検討状況を注視したいとは考えておりますが、また一方で、委員おっしゃいますように、民間発電事業者におかれましては、そのセントラル方式を待たずして各社独自でスピード感を持った事業を検討されるというところがあるということで承知しております。発電事業者による調査につきましては、これまでも関係市町と協力しながら対応してきたという状況でございますので、これまで同様、そういったお話があった場合につきましては、水産部や他部局とも連携をしながら、関係市町と協力しながら対応してまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】前向きなご答弁、ありがとうございます。

先ほどからベスタスの話がございました。私としては、ベスタスは非常に残念なんですけれども、まだ終わったわけではございませんですし、長崎の中で案件形成を進めていくということは、これは我々、また政治、行政の側ができることだと私は思います。江島の400メガ、そしてまたその後続く案件形成ができていくと、ベスタスの最新V236というのがあるんですけども、これが15メガワットで、相当大きいんです。よく稲佐山ぐらいたというふうに言われているんですけども、そういった風車が長崎で100台ぐら造られるという話になってくると、香焼でまた風車を造るとか、そしてさらに浮体式というのがこれから注目されておりまして、これがものすごく造船技術との親和性が高いと言われておりますし、この間見た造船関連の記事によると、大島さんの方でも、浮体式については積極的にやっていきたいんだということをおっしゃっております。

造船業が非常に厳しい中で、県もこれまで洋上風力を進めてきておられますので、民間事業者、私も元職、洋上風力をやっていたので、いろんな方々からご意見をいただくことがございます。まだまだ長崎に魅力を持っておられる事業者はおられますので、ぜひとも連携を取っていただきたいと思います。

続きまして、カーボンニュートラルにつきまして、カーボンニュートラルポートの協議会についてお尋ねいたします。

カーボンニュートラルポートとは、港湾のCO<sub>2</sub>排出減を達成して、水素、アンモニアなどに関する産業集積が期待されるものであります。以前も農水経済委員会で取り上げさせていただ

いて、前の議会の一般質問でも、このカーボンニュートラルポートの協議会の開催を求めました。その際、土木部から前向きなご答弁をいただいて、現在、特に長崎港で事業を行っている事業者から土木部がヒアリングを開始していると伺っております。

長崎の民間企業もカーボンニュートラルポート、そして本協議会に関心を示しておられるところもあります。土木部主導で進めていくものですが、民間企業の窓口は産業労働部でありますので、ぜひとも土木部と連携していただいて、多くの県内企業を巻き込んだカーボンニュートラルポートの協議会を実施していただきたいと県には期待しておりますけれども、その土木部との連携について、お尋ねをいたします。

【黒島新産業創造課企画監】カーボンニュートラルポートにつきましては、港湾の脱炭素化並びにその新たな活用について検討されるものと承知しております。産業労働部におきましても、造船関連企業をはじめとした多くの県内企業が関係してくるものと考えております。先ほど企業振興課長もご答弁ございましたとおり、水素やアンモニア、そうしたところについても今後関連してくる可能性がございますので、今後も土木部と情報共有をしながら、連携してまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】ぜひともよろしくお願ひします。

続きまして、今回の議会で頂戴しました産業振興財団の経営状況説明書の内容について、お尋ねいたします。

特に企業誘致のところですが、資料の7ページを拝見しますと、今実際どれぐらい企業訪問などをされているのかという細かい数字

がございました。これは年間だと思えますけれども、延べ2,143件訪問をされているということで、非常に頑張っておられるなというのを感じております。

そこで、この企業訪問ですが、コロナの中で、今回リモート824件とありますが、まずコロナの中で、企業訪問というのがどのように変化してきているのか、ご答弁願います。

【原田企業振興課企画監】企業誘致活動の状況でございますが、委員から数字がありましたように、令和3年度の企業訪問実績が、リモートも含めて2,143件でございます。こちらは令和2年度は、さらに少なく、コロナの影響で非常に少なかった状況でございました。ただ、リモートが増えた分だけ令和3年度は増えてきているということで、リモートも活用しながら、できれば先方のキーマンに会えるような形で誘致活動、営業活動に努めている状況でございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

コロナで初年度、令和2年度、ぐっと落ちた、そこはわかるんですけど、リモートが増えてきて、それはコロナ前より、戻ったのか、それとも、もしかしたら増えたんじゃないかというふうに一方で思うんですけど、どうでしょうか。

【原田企業振興課企画監】お答えします。

具体的に数字を申し上げますと、平成30年度がこの件数が4,199件、もちろんリモートはゼロでございます。それに対して、現状、半分程度しかないという状況でございまして、平成30年度以降、令和元年度が2,967件、令和2年度が1,744件で、ここからリモートが入りまして、令和2年度1,744件のうち319件がリモートでございました。令和3年度は2,143件のうちリモートが824件ということで、リモートの割合が4割近

い状況になっているというところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

ピークは四千何件ぐらいあったということで、それが逆に、そこまでやられていたんだということで驚きと同時に、やはりコロナで相当企業訪問が当時に比べればできていないんだということがわかりました。ここはこれまで企業誘致、すごく頑張っておられて、多分、それまでの積み上げがあったから今の結果が出ているというのもあって、これが減っていくということになると、少し心配だなと思いましたので、またそこを対策なりを取っていただければと思いました。

重要誘致分野を見ると、自動車関連というのがまず一番最初に来ておられるんです。その後、産業用機械関連というところで、私、全部把握しているわけじゃないですけども、最近、小出さんが来られたり、その前はカネミツさんがいらっしゃったりしていて、一番最初に掲げられているものの、そこまで結果も出てきていないのかな、すみません、厳しい言い方にはなるんですけども、そういったものも感じまして、今回の2,143件のうち、製造業関連が1,608件ということで、ここは多分、かなり自動車関連、行かれているのかなと思うんですけども、自動車関連は、これから電気自動車であるとか、また新たな企業が出てくるのかなというふうと思うんですけども、そのあたりの戦略について、お尋ねいたします。

【原田企業振興課企画監】重点誘致分野でございますが、確かに令和3年度までは、自動車関連というのも上位に上がっていた状況でございますが、本県の工業団地、工業用水を備えた工業団地は少ないというのが過去からございましたので、比較的水を使わないという意味で、自

動車関係に力を入れていたというところがございます。

こういう状況なんですけど、令和4年度の誘致方針としましては、製造業であれば、県内企業との連携が期待できる成長分野の製造拠点の誘致推進というのを高く掲げておりまして、具体的には、半導体、医療、航空機とか、そういったものの優先順位が高まってきているところがございます。

【中村(泰)委員】 具体的に自動車の戦略をお伺いしたくて、ただ県としては、自動車がちょっと結果が出なくて、半導体の方に切り替えていったということじゃないとは思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

【末續企業振興課長】自動車産業の誘致に関しては、もともとは九州の北部地域に非常に自動車メーカーが立地しているという関係から、以前、誘致に力を入れておりまして、ただ自動車産業特有のジャストインタイムという、いわゆる1時間から1時間半圏内に立地をして部品を供給するという流れがございまして、そういった意味で、長崎県内に取り込むものが、ちょっと地理的な面があって、そううまくいかなかったところもございます。もう一つが、自動車産業の地場への発注というのがなかなか出てまいりませんで、出たとしても、コスト競争力も含めて非常にハードルが高いということで、そういったところもございます。

今後は、自動車内燃機関、一定続くとは思いますが、恐らく、近い将来、電動化に切り替わっていくという中で、例えばモーターであるとか、そういった内燃機関から電動化されても変わらない、なくならないような仕事を中心に、その中で、さらに地場企業に仕事が出るようなものがあるのかというところを少し見ながら、

誘致の方は、私が所管します地場支援と連携しながら取り組んでいるところでございます。

【中村(泰)委員】 私も、どうせやるんだったらモーター関係でいかないと需要がなくなってしまうんじゃないかという心配がありましたので、そこを確認させていただきました。ありがとうございます。

さて、最後の質問ですけれども、本日、BSL-4が開所というところで、そこはいろんなご意見はあると思うんですけれども、一つ我が県の武器が増えたというふうに私は捉えています。

2年前から、コロナの初年度から、私も創薬という視点で、さらにBSL-4を活用した創薬の育成ということを申し上げてきました。一般質問でもこれは3回取り上げさせていただいて、長崎大学の先生にも、いろいろ聞きながら県の方に情報も出てきたつもりであります。

ずっとBSL-4を軸とした企業誘致、産業振興について考えてくださいとお願いをしてきたわけですけれども、BSL-4が今日、開所を迎えるということで、改めてずばり、今の県がどう考えておられるのか、そしてどう進もうとしているのか、お答えいただければと思います。

【原田企業振興課企画監】 BSL-4施設につきましては、他の地域にはない本県の優位性を発揮できるものと考えられ、県内産業への連携について、活用を進めていきたいと思っています。

長崎大学とか誘致企業の関係者と意見交換をする中で、感染症に関するマーケットの規模が生活習慣病に比べて大きくないこととか、病原体の取扱いには極めて高度な知識や経験が必要とされることから、企業の集積が進むには一定

の時間を要するとのこと意見もあると聞いております。ただ一方で、今後の本格的な研究の進展によりまして、長崎大学が有する知見に加えて、新たな研究成果も蓄積されて、さらに注目が集まってくることも期待しております。

感染症に関する研究状況を注視しながら、関係者と意見交換を行い、企業誘致を含めた県内産業への連携、活用の可能性を探るとともに、長崎大学をはじめ県内の関係機関と連携し、製薬を含めた医療関連分野の誘致に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

これまで、私は2年半前ぐらいからこれをお願いして、具体的に今日までどのようなことをされてきたのかなといったことをすごく気にはしています。例えば、企業訪問も2,143件されて、そのうち例えば創薬関係はどれぐらいあったのかといったところもお伺いしたいところではあるんですけれども、もう開所というところで、開所とともにその産業の芽が息吹くようなことを本当は期待しておったのですが、まだなかなかそこには至っていないのかなという気もいたします。今後、いろんな流れが出てくると思います。しっかり活かしながら、ぜひとも企業誘致であるとか、産業振興をお願いしたいと思います。

【山下委員長】 ほかに質問はありませんか。

【中山委員】 午前中、県内定着の促進について質問しました。昼になったものですから、1点だけ質問したいと思います。

県内定着については、高校生、大学生の県内就職率をどう上げていくのか、人数を上げていくのかということに尽きると思いますし、その点について、取組の強化等についても、県としても取り組んでいる状況については、ある程度、

理解しているわけでありませぬけれども、さらに取組を強化してほしいと思ひますが、併せて、私が気になっているのは、若年者というか、新卒から3年以内の離職者が全国平均をかなり大きく上回っているんで、せつかく就職したけれども離職してしまうのでは元も子もないじゃないかと。ここを何とか早期離職を減らすためには、どうすべきなのかということも私なりに考へておったわけでありませぬが、そのための基礎調査といひませぬか、少し詳しくその状況等について調べてほしいということで、6月の質問の中で知事の方にその趣旨を話してありませぬ、知事からは、検討するような方向の答弁をいただいたと思ひているのですが、担当課において、早期離職を含めた長崎県の就労者のアンケート等について、実施していれば、どの程度まで進んでいるのか、お尋ねしたいと思ひます。

【川口雇用労働政策課企画監】若年者の早期離職については、これまで県のアンケート等はしておりませぬで、国の調査報告等を参考にしていたところござひませぬ。前回の議会でご提案がござひましたので、7月28日から9月上旬で県としてアンケートを取って、今、集計、分析中ござひませぬ。

対象者としては、県のオンラインフェアの参加者とか、委託訓練校の離職者、あとはポリテクセンターの訓練生、そういった方々約1,200名程度にアンケートをお願いしたところござひませぬ。そのうち520名程度の回答があったところで、今、その内容について分析中ござひませぬ。

【中山委員】県独自の調査を7月28日から9月5日まで実施していただいたということについては、評価したいと思ひます。

対象者は1,200人程度で、回答が520名程度と

いうことでありませぬ。まだ詳細については解析、分析を終了していないということでありませぬけれども、わかる範囲で少し教えていただければと思ひませぬが、この調査内容の520人程度の中で、20代、30代、40代、この年代別は、どのような人数になっているのか、教えていただけますか。

【川口雇用労働政策課企画監】年代別には、20代が15%、30代が17%、それから40代が19%、50代が27%、60代以上が22%ということで、若年者、20代、30代については32%の回答ござひませぬ。

【中山委員】一定20代から60代程度まで調べていただいたということでありませぬ。私の趣旨からすれば、20代が15%程度ということでありませぬけれども、20代がもう少し多ければありがたいなというふうな感じをしてありませぬけれども、これは申し上げておきたいと思ひませぬ。

そこで、この離職の理由、そして離職を考えた時の相談相手、これについては説明できますか。

【川口雇用労働政策課企画監】離職の理由については、人間関係の悩み、あと給与、仕事の内容とか、そういったものが上位に来てありませぬで、これは全国の調査と同じござひませぬ。

離職を考えた時の相談相手ですけれども、これは親とか配偶者、そういった身近な方が多かったということなんですけれども、これは男女別に集計をしてありませぬで、男性については、誰にも相談しなかったというのが突出してありませぬで、そこは特徴的だったかと思ひてありませぬ。

【中山委員】今、企画監からの話を聞いて、離職するのに誰にも相談しなかったということが、

どう理解すればいいのか。若者でも、もう自立しているので、自分の判断でやれるんだというようなことで自主的に、評価する方で判断すべきなのか、また逆に言えば、相談する相手が身近におらなかったのかなというような話もあるわけですが、それを含めて、行政に対して相談をしたいというような意見はございませんでしょうか。

【川口雇用労働政策課企画監】 アンケートで、離職の際の相談相手ということを知っているんですけども、その中の選択肢として、行政の相談窓口というような選択肢も設けておりましたけれども、これはほとんどゼロということで、県としては、人材活躍支援センター、フレッシュワークというものを置いているんですけども、なかなかその知名度がまだないのかなという反省がございますので、そういったところの周知はしてまいりたいと思っております。

【中山委員】 相談する場合に、誰かに相談したり、そして場合によっては行政に相談したり、その頻度が高まっていくことが次の就職にいい方向に行けるのではないかと思いますので、ぜひ行政の相談しやすいような環境づくりのためにも、ひとつ取組をしていただければなというような今、感想を持っております。

あわせて、もう一点お聞きしたいのは、離職した場合の感想というか、離職してよかったという感じなのか、離職してまずかったなというような感じ、それと併せて、再就職した場合重視すること、ということなのか、それがわかれば教えてください。

【川口雇用労働政策課企画監】 このアンケートというのは、一番最初に正社員として就職した方で、その方が離職して、再就職したかどうかと、そういったことで聞いております。最初の

職を辞めた、離職した結果のアンケートは、7割ぐらいの方が、離職してよかったということです。それから、初めての再就職については、6割程度が満足、概ね満足ということとして、辞めて、次の就職もうまくいっている方というのが過半数いるんじゃないかと思っております。

【中山委員】 正社員を調べて、正社員を辞めて離職した場合、満足度が70%、また6割程度あるということは、まあまあ最初の自己判断がある反面、適切であったのかなという気もしているわけですが、この辺をもっともっと高めていくためには、どういう手法があるのかを含めて、この調査項目は多岐にわたっているというふうに考えておりますので、これの分析が終わるのがいつ頃になるのか、それを基にして、次年度の事業展開について、現時点でどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【川口雇用労働政策課企画監】 行政に対する要望というのを知っているんですけども、県内の求人の情報を幅広く出していただきたいというようなものが一番多い回答でしたので、これは現在、県でも取り組んでいるジョブナビ長崎、インターネットを使った求人情報発信ですが、こういったものが今の状況に合っているのかなと思っておりますので、こういったものの改良、周知に努めていきたいと思っております。

それから、分析については、もう少し時間がかかりますので、ここはでき次第、アンケート回答もしていただいておりますので、公表したいと思っております。

【中山委員】 県としても、若手人材定着事業、で企業にアドバイザーを派遣したり、さっき言ったように、いろいろ取組をしていることは承



知しているわけでありますので、せっかくここまできめ細かく調査した以上は、これをどう活かすか、これを活かして、若者の早期離職防止につながっていくのか、直結するためには、どの情報を事業化していくのか含めて、まずもって、そういう観点で徹底して分析をしていただいて、事業展開できるようにひとつ要望して、終わりたいと思います。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【坂口副委員長】私も同じく、若者の県内定着について伺いたいと思いますが、まず数字的なところで、例えば、県内の平均の初任給、大都市部の初任給、全国平均の初任給、どれくらい違いがあるのかを教えていただければと思います。

【川端若者定着課長】今私が手元に持っておりますのが長崎労働局が公表している資料でございます。まずこの資料がどう作られたかというところをご説明いたしますと、令和4年3月から5月までの間に就職しますと、雇用保険の資格を取得したということで労働局の方に連絡が行きますので、そこに書かれていた給与を基に集計したものということでございますけれども、まず高卒の男子でいいますと、長崎が17万1,000円でございますけれども、全国平均で見ますと18万2,000円です。大卒の男子で見ますと、長崎が20万3,000円のところ、全国平均では22万3,000円というふうな数字となっております。

【坂口副委員長】ありがとうございました。

今日、午前中の質疑での答弁だったかと思うんですけれども、なかなか若者が望むような業種が本県には少ないといったことが、県外で就職される理由として挙げられていたかと思うんですけれども、そのあたりをもう少し詳しく教えていただいてよろしいでしょうか。例えば、

どういう業種を望まれているけれども、本県にはそういう業種が少ないとか、そういったところを少し詳しくお聞かせいただければと思います。

【川端若者定着課長】まず、いろいろと県の方でも長崎大学と連携いたしましてアンケートとかを実施しているのを見ますと、まず県内に就職を希望している大学生の場合ですと、サービス業ですとか、メーカーそれから商社、あとIT、通信関係の企業を働き先として希望されている。ただ、実態として、地方ですと、なかなか商社の大手とかはございませんし、あとIT、通信になると、どうしても都会を目指す。メーカーも、大手のところを目指したりというところがありまして、卸売業、小売業とかに就職している方も多いんですけれども、やっぱり就職先は大手というところがあって、そういったところが自分の中では希望としてあるんだけれども、これは長崎に限っての話ではないのかもしれない、地方に共通するところだと思うんですけれども、そこが自分がイメージしたところと合わないなというふうなところを持っていらっしゃると思います。ですから、私どもとしましても、そういう規模感でいくと、なかなか都会にはすぐには勝てないところがあるのですが、働きやすさとか、その事業の中に外からではなかなか見えないこだわりで仕事をしていらっしゃる企業等がございますので、そういったところをお示しできるようなというふうなところで工夫しているところでございます。

【坂口副委員長】ありがとうございました。

ここからが本題なんですけれども、そういった給与の面とか、あるいは希望される業種の面でいろんな課題がありながら、本県では、若者定着課が県内企業との交流、学生さんと企業と

の交流だったり、そういうマッチング事業を進められていると。大学との連携等で、そのマッチングの範囲も少し広がってきているのかなとは思いますが、先ほどの構造的な課題については、ともすればマッチングだけでは少し対応できない部分も出てくるのかなと、限界があるのではないかなという懸念があるんです。

さっき少し触れられましたけれども、プラスアルファの価値、本県ならではの特性みたいなものを周知しながらということでおっしゃいましたけれども、1つ、構造的な課題を解決する、少しでも解消に向けた動きをしていくという意味では、今後の展開としては、庁内のお隣の雇用労働政策課とか、あるいは新産業創造課、そういったところに情報をバックして、政策立案に活かしてもらおうといったことも必要になるでしょうし、あるいは市町、例えばUターン、Iターン、各市町でいろんな支援を行われていますし、あるいは3世代の同居、近居に関する補助等、様々な市町の施策がありますので、そういったところをセットで訴えていくというような取組というのにも必要になってくるのではないかと思いますけれども、まずはマッチングをしっかり頑張られているということは重々承知をしながら、今後の展開についての見解を伺いたしたいと思います。

【川端若者定着課長】まず、部内での連携でございますけれども、まさに半導体に関しましては、半導体ネットワークを県で設けておりました、私ども若者定着課も、その人材確保というところで取り組んでいるところでございます。特に理系の学部の学生さんというのは、大手に就職したい、専門を活かしたいという希望が強うございますので、半導体というのは、これからの成長産業でございますし、世界的なシェア

とかもありますので、十分長崎で活躍できますよということをお伝えしているところで、今年、既に佐世保高専さんにおかれましては、半導体は、学校の中でも講義等を設けて力を入れられているところなんですけれども、私どもも、企業を実際にご紹介して、講義の中で、その企業さんについてもお話しいただくような場を設けたりということで、より具体的に長崎で働ける場があるということを取り組んだりとか、そういったことを始めているところでございます。

ほかの市町も、いろいろと就職支援に関する奨学金の制度とかも持っていらっしゃったりとかするものがありますので、そういったところも踏まえて、より県外からも新しい産業等を目指して就職される方を増やしていきたいと思っております。

【坂口副委員長】ありがとうございます。

成果として数字で出るので、ものすごくわかりやすく、そこを求められやすい分野であるのかなと思いますので、そういった課題とか、それに対する取組、そういった過程を少し明白に教えていただきながら、また鋭意努力していただきたいと思えます。

もう一点、半導体関連産業の振興についてですけれども、今年度、雲仙市に補助する形で水源の調査を行われるということでもありますけれども、今後、来年度に向けて、今現在、雲仙市以外の市町からの問合せだったり、そういう要望があるかどうかについてだけ伺います。

【原田企業振興課企画監】6月補正でご承認いただいた半導体・医療関連企業誘致可能性調査事業、水源の調査事業の件でございますが、今年度の採択は雲仙市の案件、調査事業になっておりますが、公募したところ、もう1市からもご応募がありまして、2市のうち雲仙市の方を

採択したという状況でございます。具体的には、島原市からもご相談・応募があって、審査の上、雲仙市の事業を採択した状況でございます。

それ以外にも、申請には至りませんでした。事業内容の照会とか、そうしたお問合せがあった市町も複数ございまして、来年度もこの事業の継続を予定しておりますので、来年度に向けて、審査はございますけれども、事前に県と市町の方で具体的な調査内容をすり合わせしながら、審査会で承認の上で、来年度、取組を進めることができるといふふうに考えているところでございます。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】何点かお尋ねしたいと思います。通告してなかったんで、わかる範囲で結構です。

最低賃金が今度改正になりましたよね。これに対して、労働者としては、ありがたい話なんだけれども、経営者としては、大変売上が落ちている中で、今回のこの状況をしなくちゃいけないという状況で、県内の各事業者の状況だとか、徹底していかななくちゃいけないんですけども、今どのように進められようとしているので、わかる範囲で結構ですから教えていただきたいと思います。

【吉田雇用労働政策課長】最低賃金の引上げにつきまして、今回32円の引上げで、最低賃金が853円になるということで予定をされております。この発効日が10月8日ということで、10月8日の段階で、各企業の最低賃金が853円を超えているということが必要になっております。

これ自体は、国の最低賃金法に基づく措置ということで、その監督権限というのは労働基準監督署の方になりますので、そこが今、県も含めて関係団体等に、しっかりそれを周知してくださいということで依頼をしております、

県もそれを踏まえて、商工団体とかそういったところに、最低賃金が上がりますよということの周知を図っております。

国の方では、これに対して助成金を設けて、最低賃金を上げる時に、併せて設備投資をした場合に、その設備投資への助成を行うというふうな制度も組んでおりますけれども、そういったことも県として一緒に周知をしているという状況でございます。

【麻生委員】次に、今回、パートタイム関係の勤労者が101人の事業者については雇用保険に加入ができるという状況になりました。今まで500人以上だったんですけども、これが改定されていくわけですけども、県内にこういう100人以上の企業としての実態をつかまれているのかどうか、それで逆に、雇用保険について、配偶者の関係で103万円まで無税化となるんですけども、そうじゃなくて、今こういうことで取組をされようとしていますけれども、県としては、これについてどういう取組がされるのか、お尋ねしたいと思います。

【吉田雇用労働政策課長】パートタイムの状況につきまして、すみません、詳細の数値等は持ち合わせておりませんで、今のところ、それを周知するという事は、計画としては持っておりません。

【麻生委員】大きな状況で、パートの関係の皆さん、労働問題も含めて、高齢化していますし、ぜひこれについてはしっかりと徹底をお願いしたいと思います。

次に、長崎に百年に一度ということで大きな変換ができる、MICEだとか、ジャパネットたかたさんのスタジアム等々できますけれども、これについて、2024年にスタジアムができますけれども、特にスポーツビジネスについて、今

から新たな展開が大きくなるかと思うんですけども、スポーツビジネスに対して、県としては何か支援だとか取組をされているのか、お尋ねしたいと思います。なければ今からということでは構いませんけれども、こういうことについて、何か検討はなされているのでしょうか。

【香月新産業創造課長】スポーツビジネスについて、今後の新たな産業ということで、我々も関心を持っているところでございます。県内の事業者の方といろいろお話をする中で、スポーツ産業、大きなくりということになるかと思いますが、栄養摂取とかの関係で、たんぱく質を有効に摂取するとか、そういった栄養学的な観点から、コオロギを使った昆虫食を手がけている企業なんかは、そういった分野に関心を持たれていたりしている状況がございます。

我々も、県内企業のこういったところに取り組みたいかというふうな動向を見ながら、産業にいかに関わりつけていくかという視点で、今後も進めていきたいというふうに考えます。

【麻生委員】800億円かけて長崎の中心部にできるわけですから、新幹線もできて、大量輸送で、これぐらい地の利のいい場所はないということでコメントもされていました。Jリーグは今、なかなかJ1に可能性が厳しくなりましたが、ぜひスポーツビジネスについて、本格的に動き出す前に連携をしていただいて、人材育成だとか、取組を後押ししてもらいたいと思っています。

次に、出島メッセが本格的に稼働しました。150億円近くあって、今、新幹線のイベントも大変やっていますし、MICEを造る時に、MICEの連絡協議会も含めて、地元支援の企業関係があるんですけども、長崎市が主体となってきましたけれども、これは長崎サミットで

大きく取り上げてやってきた状況でもありますので、県として、地元のビジネス関係について、支援だとか、新しい切り口で、もちろん報奨旅行だとか、いろいろな流れがありますけれども、MICE関係について、長崎県の支援だとか取組について、お尋ねしたいと思います。ありますか。なければいいんですけども、検討される余地はあるのですか。

【宮地産業労働部次長】MICE関係自体につきまして、産業労働部の中で何か支援等を検討しているところはございませんが、先ほど麻生委員がおっしゃられましたように、スタジアムシティであるとか、出島メッセ、また私どもが従来から推進しておりましたバックオフィス構想で、長崎港周辺に多くの企業様が集積をしてくているということで、先ほどのスポーツビジネスも、IT関係の企業様とは結構親和性がございますので、そういうインフラの整備も活かして、私どもとしましては、企業誘致等に邁進していきたいと思っているところでございます。

【麻生委員】福岡が150万人を超えて、具体化していると。もちろんソフトバンクがあって、コンテンツ事業といいますが、LINEの本社も一時期福岡にという話もありましたように、そういうコンテンツ含めて、結構若者が集積しているというのが大きな状況かと思うんです。若者支援対策、雇用の状況を盛んに言われておりましたけれども、もっとそこに若者が集まってくるようないろいろな施策、コンテンツだとか、衣食住も兼ねたところの若者がフリーで遊べる場所だとか、そういうものが今から出てくるわけですから、戦略的に、ぜひそこら辺についての取組を再度ご検討いただきたいと思っているところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

今、スタグフレーションといいますか、賃金が上がり物価が上がってきているということで、国もいろいろ施策をやっていきますし、取組をしていますので、今後、10月の臨時国会で補正予算も出るかなと思っていますので、いち早く、皆さんのところに届けていただきたいと思います。

そういう中で、今後、労働条件が変わってくる中で、そこでお尋ねしたいのは、同一労働、同一賃金という縛りが今後出てくるわけです。昨日はNHKの特集でもやっていたけれども、新しい発想の中で、ビジネスとして拡大はできるんでしょうけれども、ソフト事業だとかはいいんでしょうけれども、ワーカー事業といいますか、一つの事業の中で生産性を上げるということになると、なかなか難しい面もあるかと思うんです。今後、同一労働、同一賃金について、県としては各企業に指導しなくてはならないんでしょうけれども、こういうところについてのお考えだとか、企業支援についての考え方がありましたら、お尋ねしたいと思います。わかる範囲で結構です。

【吉田雇用労働政策課長】同一労働に同一賃金をということで、国としては、それを以前から言っている中で、現状がなかなかついていかなかった部分が、現在、それを声高に皆さん、達成していこうという流れにあるということは、承知をしております。

県の施策として、それを踏まえた施策というものを今現在持っているわけではございません。国が旗を振って、同一労働、同一賃金の流れを進めていく中で、国の施策の足らざる部分、あるいは県が何らかの役割を担う必要があるという場合には、そこを補うというふうなことも今後出てくるのかなというふうには思っております。

すけれども、現時点では、持ち合わせている状況にはないということでご説明したいと思います。

【麻生委員】いろいろ質問しましたけれども、長崎が、長崎市内ですけれども、百年に一度というような形で表現されるように、新幹線が23日に開業、ブルーインパルスがこの間、来て、長崎市も未曾有の大混乱になりましたけれども、それぐらいにみんな期待していると思うんです。やっぱり長崎の街が新しく変わってきた、新しい発想、情報を発信して、魅力ある地域づくりといいますか、産業振興も含めてやっていただきたい。そういうことによって、若い人たちが長崎に定着して、一旦外に出たけれども、また長崎に戻って就職したいなど、そういった取組ができるように、ぜひ皆さんと力を合わせて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 4時 6分 休憩

-----  
午後 4時 6分 再開  
-----

【山下委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、9月28日（水曜日）は、午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 4時 7分 散会  
-----

# 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月28日

自 午前10時 1分  
至 午後 3時59分  
於 委員会室 4

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山下 博史 君
副委員長(副会長)	坂口 慎一 君
委 員	八江 利春 君
"	中山 功 君
"	溝口 芙美雄 君
"	浅田 ますみ 君
"	深堀 ひろし 君
"	山本 由夫 君
"	麻生 隆 君
"	宮島 大典 君
"	中村 泰輔 君
"	清川 久義 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

水産部長	川口 和宏 君
水産部次長	小田口 裕之 君
水産部次長	吉田 誠 君
水産部参事監 (政策調整担当)	松田 竜太 君
水産部参事監 (漁港漁場計画・ 漁場環境担当)	高原 裕一 君
漁政課長	佐古 竜二 君
漁業振興課長	古原 和明 君

漁業振興課企画監 (資源管理推進担当)	松本 昌士 君
漁業取締室長	尾田 一将 君
水産経営課長	齋藤周二朗 君
水産加工流通課長	渡邊 孝裕 君
水産加工流通課企画監 (国内外流通対策担当)	桑原 浩一 君
漁港漁場課長	松本 伸彦 君
漁港漁場課企画監 (漁場・環境担当)	太田 聡 君
総合水産試験場長	中村 勝行 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 1分 開議

【山下委員長】おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、水産部関係の審査を行います。

【山下分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

水産部長より、予算議案の説明を求めます。

【川口水産部長】皆さん、おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。

では、水産部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

歳出予算は、水産業費3億880万1,000円の増、合計3億880万1,000円の増となっております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

漁業生産活性化緊急対策事業費について。

漁業者に資材を販売する県内漁協に対して物価高騰分の支援を行うことで、資材販売価格を抑制し、県内漁業者の漁業生産活動を維持・活性化するための経費として、漁業生産活性化緊



急対策事業費2億4,416万3,000円の増を計上いたしております。

新漁業取締整備強化対策事業費について。

適切な資源管理の推進のため、更新時期を迎える漁業取締船「かいりゅう」の代船建造を実施するための経費として、新漁業取締整備強化対策事業費668万8,000円の増を計上いたしております。

漁協経費負担軽減対策事業費について。

節電効果等によるランニングコストの低減及び機器性能向上による漁獲物付加価値向上に資するため、漁業団体における省エネ機器の導入を支援するための経費として、漁協経費負担軽減対策事業費5,797万円の増を計上いたしております。

繰越明許費について。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

年度内に適正な事業期間が確保できないことから、水産業指導費3億446万6,000円、漁場水産基盤整備費25億3,086万6,000円、県営漁港水産基盤整備費16億4,388万5,000円、市町村営漁港水産基盤整備費1億8,711万8,000円、合計46億6,633万5,000円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

債務負担行為について。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

新漁業取締整備強化対策事業費は、令和5年度から令和6年度までの漁業取締船「かいりゅう」の代船建造に要する経費について、8億8,992万3,000円を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【山下分科会長】 次に、補足説明を求めます。

【佐古漁政課長】 それでは、お手元にお配りしております資料1「予算決算委員会 農水経済分科会 補足説明資料」に基づきまして、水産部関係の補正予算についてご説明を申し上げます。3ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、私からは、漁業生産活性化緊急対策事業費についてご説明いたします。

現在、漁業者の皆様方におかれましては、コロナ禍の影響がまだ一部に残り、それから燃油価格の高止まりという中にございまして、さらに漁業用資材の価格の上昇ということで、大変厳しい環境に置かれていらっしゃると思います。

資料の「2. 現状」のところに記載しておりますとおり、発泡スチロール箱の価格、氷の原価となります電気料金、いずれも昨年度から上昇してきておりますので、箱や氷といった漁に出るたびに必要になる資材の価格上昇が、操業意欲の低下を招くことを大変危惧しているところでございます。このため本事業では、箱と氷の価格上昇分を支援することで生産活動の維持を図りたいと考えております。

予算額につきましては2億4,416万3,000円でございまして、「3. 事業概要」に記載しておりますように、発泡スチロール箱、氷、いずれも過去の取扱い実績を基に、価格の上昇率を乗じまして、本年9月から来年3月末までを支援期間として積算をしております。

なお、来年3月末日まで十分な支援を行いたいと考えておりますので、併せて繰越明許費の設定をお願いしたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

【尾田漁業取締室長】引き続き、4ページをお開きください。

私からは、新漁業取締整備強化対策事業費についてご説明いたします。

まず、本県の海域における密漁の現状につきましては、これまでの密漁防止の対策強化により沿岸部での密漁は減少しているものの、依然として沖合域で、漁獲能力を向上させた底曳網やまき網漁業などによる悪質・広域化した密漁は継続していることから、水産資源や漁業者の生産活動に深刻な影響を与えている現状でございます。

そのため、この事業では、適切な資源管理の推進のため、使用耐用年数20年を大きく超え、船齢29年となる漁業取締船「かいりゅう」に代えて、最高速力37ノットまで高速化し高性能の監視機器を装備した代船を整備し取締体制を強化するもので、その設計費として666万8,000円を計上しております。また、令和5年度から令和6年度の債務負担行為額として、8億8,992万3,000円を設定するものでございます。

なお、建造工事請負契約の締結につきましては、議会承認が必要な5億円以上の工事に該当することから、令和5年6月定例県議会に議案として提出させていただく予定としております。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【齋藤水産経営課長】引き続き、5ページをご覧ください。

私からは、漁協経費負担軽減対策事業費についてご説明をいたします。

当該事業につきましては、6月補正予算において、漁協が所有している冷蔵庫や冷凍庫、製氷機など、長期間使用し機能が低下している施設や機器を更新し、かかる経費の負担を軽減するための対策としてご承認をいただいたところでございます。

しかしながら、その後も電気代等の高騰が続いている中で、想定を大きく超える要望が漁協からございました。このため、6月補正で予算議決いただきました2,000万円に加え、新たに5,797万円を計上いたしております。

なお、機器整備においては、電気施設関係資材の納品の遅れが生じていることから、併せて繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【松本漁港漁場課長】引き続き、6ページをご覧ください。

漁港漁場課所管の繰越しについて、補足してご説明いたします。

こちらは、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、5ページに掲載されております農林水産業費の関係部分を理由別に整理したものです。

今回、令和4年度から令和5年度への繰越明許費として、43億6,186万9,000円を計上しております。

これは、今年度新規事業や設計・工法の変更、用地交渉や地元との調整などの遅れを要因とし、発注時期がずれ込むなど今年度内に適正工期が確保できない工事が生じたため、今回9月議会であらかじめ繰越しの承認をいただき、翌年度にまたがる適正工期を確保したうえで工事を発注するものです。

7ページをお開きください。

なお、今回の繰越明許費が発生した背景としましては、国におきまして、建設業の技術者等が不足する中で、担い手を確保し建設業の持続的な発展のために、適正工期の確保を発注者に求めていることが挙げられます。

適正工期とは、工事額等で決まる標準工期に、工事着手前の建設資材の調達や労働力確保のための余裕期間を加えたものとなります。例えば、5,000万円の工事であれば、余裕期間と標準工期を合わせて約10か月の工期が必要となります。これに地元調整の遅れ等による不測の日数を要した場合、または入札等の手続等を含めると年度内に適正工期が確保できなくなりますので、今回、そのような繰越しを計上しております。

8ページ以降に、事業ごとの施工箇所、主な工事概要等を記載しております。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひします。

【山下分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【深堀委員】事業費の件で、2つの事業項目について確認をしたいんですけども、漁業生産活性化緊急対策事業費と漁協経費負担軽減対策事業費の件です。もちろん、やる目的云々については理解をするし、いいと思っています。そこで少しわかりづらかったことをちょっとお尋ねするんですが。

まず、緊急対策事業費で発泡スチロール箱と氷についての物価高の部分を支援するというところで、発泡スチロール箱については25%、氷については30%ということですか。

具体的に、各漁協に対して、その額の算定の仕方をどういうふうにご考えてあるのか、お尋ねをしたいと思います。

【佐古漁政課長】予算成立後の実際の事業の運用の中での額の算定ということでご説明をさせていただきます。

基本的には、物価高騰前の令和3年度の初冬の金額と高騰後の単価を比較して、過去の実績

で年間どの程度販売をするかという数字もございますので、それを基に県の支援額は、発泡スチロール箱で25%、氷で30%を乗じて支援をしていこうという考えでございます。

【深堀委員】ものすごく細かいことを言うようで恐縮なんですけど、発泡スチロール箱も当然メーカーは違うでしょう。氷についても、電力の電気料金は今はもう完全に自由化で、どこで買うかは各漁協がそれぞれ契約は違うわけです。確かに発泡スチロール箱も電力も高騰しているのは事実だけれども、それは事業者ごとによって、納入箇所によって、価格の上昇ぐあいはバラバラですよ。そこをどういうふうに見て、やっているのかということなんです。

だから、機械的に25%だ、30%だというのは、私はちょっと違うのではないかなというふうにする。電気も発泡スチロール箱も、利用の方法、例えば個数であったり使用量によって当然価格は違うわけですよ。本当に公平・公正に各漁協というか漁業者の値上がり分を負担すると考えた時に、そういう細かなところまでちゃんとチェックをしたうえで補助をしないと、ちょっと一部の漁協に有利になったりということだっで考えられるわけであってね。そのあたりをどう考えているのかということを知りたいんですよ。お願いします。

【佐古漁政課長】今、事業の詳細につきまして並行して検討しております。例えば発泡スチロール箱で申し上げますと、聞き取りをした範囲で、箱についてもいろんな種類がございます。一番多かったところは40種類の発泡スチロールの箱があるということでした。今は一つの例ですけども、その40種類を一つひとつ価格差を集計して、その25%、あくまでも上限でございますけれども、そこをきっちり計

算していくのかどうかというところは、深堀委員のご意見としては、しっかり詰めて計算すべきというご意見だろうと思うんですけども、私どもが箱で25%、氷で30%と申し上げているのは、低く見積もった上昇率だと考えています。例えば、氷の原価の一つになります電気料金は、今、30%で計算しておりますけれども、ある漁協に聞き取ったところ、実際には40%。今30%で計算しているのは家庭用の料金ですから、事業所用になりますと少し大きくなるということで、25%と30%は低く見積もっているつもりでございます。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども、そういう中で一つひとつ詰めていって計算をして、補助金の交付申請をしていただいて精算をするというところが、漁協に対して非常に事務的な負担をかけることになると、そこを私は非常に心配をしております、予算化されたら、せっかくの事業でございますので、もちろん漁業者の皆様、漁協の皆様にも感謝していただけるような運用をしたいというのが私の率直な気持ちでございます。

ただ、今、深堀委員からもご意見がございましたので、そこもしっかり考慮に入れて、もちろん、どこかの漁協に偏るとか、そういうことは一切考えておりません。そのようにならないようにはしていくつもりですけれども、そのうえで、どこまでの細かい計算をした交付申請をしていただくかというところは、ご意見を踏まえて少し検討をさせていただければと思っております。

【深堀委員】わかりました。各漁協の事務作業を煩雑化して負担をかけることを避けたいというのはよくわかるし、それは同じ気持ちです。

ただ、その一方で、そういう事務を簡略化す

ることによって公平性を欠くようなことになりかねないと思います。

今、課長は少なく見積もっていると言われたけれども、そうじゃないケースもあるはずですよ。だから、そういったところはちゃんとチェックを入れないとおかしなことになりますよと。

極端な話、令和3年のそれぞれの漁協の請求書であったり領収書であったり、そういったものと現実のこの時期の分とを出して、本当にそれが30%以上上昇しているのかとか、そういったチェックぐらいはできると思うんです。だから、そういうこともしっかり。

一律に皆さんの契約が全て同じ上がり方をしているわけじゃないということを前提に、ちゃんとチェックしてくださいねということをお願いしているのです、そのことと漁協の皆さんの事務の煩雑化をできるだけ軽減するやり方と両立できるような形で事業を実施してほしいということをお求めおきます。

もう一つ、漁協経費負担軽減対策事業費で予算を増額しているわけですが、結局、この補助対象になるのは、製氷機とか冷蔵庫とか氷に関係するものが入っているじゃないですか。ということは、今からのだけじゃなくて、これまでにも、この事業で補助を実際に行っていますよね。（発言する者あり）していない、まだ今からですか。

現計予算を補正で上げていますけれども、これの実績はどうなんですか。

【齋藤水産経営課長】6月補正でご承認いただきました2,000万円につきましては、現在、計画の漁協の要望をもとに、年度内に完成見込みのものについて進めているところでございまして、現在で8漁協から11件の事業の内容が出てきておりまして、それについて今現在、事務処理を

進めている状況でございます。

【深堀委員】なぜこれを聞いているかというところ、先ほどの緊急対策事業費が9月から3月までの期間を対象にしますね。

今の事業で、新たな省エネタイプのいろんな機器を入れて、そこに補助をするとなった時に、もし令和3年3月の料金と令和4年9月の料金だけを見て補助を出すとするなら、新しい機器が入った以降、例えば省エネ設備になった時に、ダブルで補助をするような形になるおそれがありますよね。

言っていることはわかりますか。そういうことはどうなるのかなと、そこら辺のチェックはきくのかなというところを確認したいんです。

【佐古漁政課長】水産経営課の、例えば製氷機の省エネ化が実際にできれば、おそらく使用量が削減されることになりますので、一義的には漁政課の支援の額が少なくなる、実際の使用量に応じて支援をしていくことになりますので。

場合によって、私も詳しくはないんですけども、省エネ機器を導入したことで契約電力の単価が変わるという条件がもしあるのであれば、そこはしっかりチェックをして、差額の部分がどうなっているのかというところは見ていかなければいけないかなと思っております。

ですから、補助がダブるということは、一義的にはないと思ってますし、可能性があるようであればしっかりチェックをすることになるかと思えます。

【深堀委員】わかりました。非常に細かい話だったんですけども、そのあたりの整合性というか、こちらでこういう補助、こちらでこういう補助、その整合性の話をしっかり連携してやってほしいということを申し上げます。

最後に一つ。価格の上昇が、少なく見積もっ

てという話を課長はおっしゃったけど、これはものすごく、かなり上昇しているケースもあると思うんですよね。そこはもうやむを得ないという判断なんですか。今、25%、30%と言っていますけれども、これ以上に上昇している部分があるとするならば、そこはもうやむを得ないというような判断なんですか。

【佐古漁政課長】今回、国の臨時交付金を活用させていただいておりますので、県全体の枠の問題もございまして、現状では私としては、大きく上昇している部分があるとしても、足元のところではやむを得ないと思います。

ただ、実際にそこの上がり方が、今後事業を進めていく中でどの程度、我々の見込みよりも大きく上がっているのかとか、それがどのくらいの期間続くのかとか、そういうことがわかってきたら、また次の対策も検討の俎上にはなるのかというふうに思っております。この事業の中で言えば、やむを得ないと思っております。

【山下分科会長】ほかにありませんか。

【山本委員】漁業生産活性化緊急対策事業費についてお伺いしたいんですけども、水産業に関する燃料とか物価高騰対策としては、これまで燃料費について、漁業経営のセーフティネットの活用促進であったり、6月の補正では船底清掃費の支援という形で行われてきて、今回は漁協を通じて発砲スチロール箱とか氷の上昇分を支援しようというふうな形になっている。

物価高騰の影響は、日常生活はもちろんですけども、様々な業種とか業態とか場面で出てきていまして、水産業においては、今回は発砲スチロール箱と氷ということになっているんですけども、そのほかにどのような影響が部分的に出ているのか。その中で今回、発砲スチロール箱と氷というふうに対象を決めた理由とい

いますか、経緯をご説明いただきたい。

【佐古漁政課長】 燃油対策につきましては、1月に補正予算をいただいて、一定成果も出ているところです。

引き続き、その後の展開として原油価格の上昇が様々な漁業用の資材に反映をされて価格が上昇してきていると、もちろんいろんな資材がございますけれども。

私としましては、やはり出荷用の箱、それから氷、操業に出れば必ず必要になるものでございますので、その痛手の部分が、漁業者の皆様方の中に「もう漁に出ないほうがいい」というようなお考えにならないように、水産部としてしっかり生産活動をお支えするという意味から、今回につきましては、日々必要になる箱と氷の支援ということで判断したものでございます。

【山本委員】 すみません、ちょっと私は詳しくないんですけども、今回は漁業者に資材を販売する県内の漁協を通じてということですけども、漁協以外で出荷をしたりとか、そういう資材とかを漁協以外で購入をするような漁業者はいらっしゃらないのか。もしいらっしゃるとしたら、そこについてはどういうふうに支援をするのかということをお尋ねします。

【佐古漁政課長】 漁協以外から購入されている漁業者の方も一部いらっしゃいます。今回の事業では、これは少し事務的な話にはなりますけれども、漁協のほうで取りまとめていただいて漁業者に支援をするという考えでありますので、漁協を通じて購入していただいている漁業者の組合員の方に支援をするという考えであります。

また、これは漁政課としての立場ですけども、漁協の経営というのも所管をしておりますので、私としては、できるだけ組合員の皆さんには漁協の事業を利用していただきたいという

思いもございますので、例えばですけども、今回の県の支援が漁協に入ることによって漁協からも安く仕入れられるというふうになれば、組合経営の部分でも、これは本当に副次的な効果ということではございますけれども、そういう考えで、今回につきましては漁協を通じた支援というところに設定をしております。

【山本委員】 漁協以外で、民間というか市場であったりとか、そういうふうな人はいないと言ったのか、そういう人は今回は補助の対象にしないと言ったのか、どっちですか。

【佐古漁政課長】 今のところ、補助対象外と考えております。

【山本委員】 どれくらいの方がいらっしゃるのかというのが、ちょっと私がいまいち、どういう声が上がっているのかというのがわかりませんので、そこは私も確認をしてみたいと思います。

それから、今般、電力とかガス、食料品等の重点支援地方交付金というのが決定をして、本県の配分額が54億円というふうに聞いておりますけど、水産業に関して、この交付金を使ったメニューを今後考えておられるのか、わかる範囲でご説明をお願いします。

【佐古漁政課長】 9月補正でご審議をお願いしておりますのは、54億円の前の交付金を財源としたもので、またその後、54億円のお話もありますので、これは今、全庁的に、この交付金を活用してどういった事業ができるかというところを各部局で検討をしているところでございます。検討がなりましたら、改めて議会にもお諮りすることになると思います。

【山本委員】 水産業については、もともとかなり厳しい経営状況の中で、またコロナの影響もあった。コロナで売上が下がった事業復活支援

金というのがあって、県も支援をしていたんです。

この間、産業労働部の話の中であったんですけども、業種別の申請件数が、卸・小売りが一番多いんですけど、その次が建設業で、その次は漁業になっているんです。漁業の方の申請が多かったということなんでしょうけれども、業種的に漁業が3番目に件数が多かったというのが頭に残っているんです。

それで、さらにここにまた、燃料であったり価格の高騰というふうな影響が出てくることで、さらに厳しくなってくるんだろうなと思っていますので、売上の向上であったり、今回のような経費削減、それに対する補助を引き続き支援をお願いしたいと思いますので、これは要望にさせていただきます。よろしく願いいたします。以上です。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】先ほどから出ています漁業生産活性化緊急対策事業費ですけども、これは私の理解では、繰り返しになるかもしれないんですけど、販売量に応じて発泡スチロール箱と電力料金を支援するということなので、要は出荷した量、恐らくこれは多分グラムだと思うんですけども、重さに対して決められた支援をされるという理解でいるんです。

そうした場合、一定の平等性は保たれるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

【佐古漁政課長】箱、氷、いずれも実際の販売実績、もちろん個数もそうですけれども、幾らで漁業者の方が仕入れをされたかというところに着目して、それぞれ25%と30%の支援をするということで考えております。あくまでも実績に応じてということですよ。

【中村(泰)委員】販売量に応じて価格上昇分を

支援というのが、実際に箱と電力料金、要は購入した分に対して、使った分に対して支援をするということなんですね。それを要は毎回毎回、漁協も報告をしてやっていくと。

【佐古漁政課長】すみません、説明が不十分でしたけれども、今、私が考えておりますのは、まず、9月から3月までにどの程度の販売になるかというものをそれぞれ、箱と氷とを漁協の中で見込んでいただいて、それを先に県の方に申請をいただいて、概算でまずお預けすると、漁協のほうに。

これは漁業者と漁協の間の決済のサイトがそれぞれですので、一概にはならないと思いますけれども、例えば四半期に1回とか、一月に1回とか、実際に漁業者が購入された、漁協からすると販売した量に応じて支援金を固めていって、年度の終わりか途中で1回入れるかですけども、県と漁協の間では精算をするという考えでおります。あくまでも実績で精算をするということでございます。

【中村(泰)委員】理解が足りずに申し訳ありません。こんなことはちょっとあり得ないとは思いますが、一つの発泡スチロール箱に3匹入れる方と2匹入れる方で不平等さが出てくるんじゃないかなと思って。

であれば、魚は大体重さに応じて氷なり箱というのは決まってくるんでしょうから、そういうふうな、ある程度の指標をつくってされた方が、平等性も担保できるし、精算も早いんじゃないかなと思ったもので、実際に今のやり方で本当にベストなのかなというふうにちょっと思いましたので質問をさせていただきました。ちょっとご検討をいただければと思います。以上です。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【宮島委員】新漁業取締整備強化対策事業費について、質問させていただきます。

先ほど、事業目的についてはご説明をいただきましたけれども、昨今の違法操業の悪質化、広域化、こうしたものについて撲滅を図っていくということだと思います。

そこで、近年、密漁というものがどのように推移をしているのか。特に件数、あるいは先ほど悪質・広域化という話がありましたけれども、そのような状況がどのように変化をしていったのか、ご説明をいただければと思います。

【尾田漁業取締室長】まず、本県の密漁の実態でございますが、漁業取締室に寄せられている違反情報件数、検挙件数の推移については、10年前の平成23年と令和3年を比較しましたところ、違反情報件数は91件から26件と29%に、検挙件数は16件から3件と19%に、それぞれ減少しております。

この違反情報、検挙件数の減少につきましては、平成20年から平成24年にかけて建造しました速力40ノット以上の高速取締船3隻をはじめ、5隻の30ノット以上の高速取締船を、密漁の実態に応じて効果的に配置した結果と推測しております。

特に、沿岸近くでの、以前に問題になっていましたアワビとかナマコ等の潜水器密漁につきましては激減ということで、平成19年に41件ぐらゐの違反情報があったんですけども、現在は3件程度と、沿岸部の密漁については、ある程度撲滅してきたんじゃないかと推測しております。

一方で、最近の取締室へ届く違反情報の内容や検挙した漁船の実況見分、捕まえた場合は船の装備などを検査するんですが、取締船の装備に負けないような高性能のレーダーを搭載して、

船速も漁獲能力も向上させた漁船を用いて、より沖合域、広範囲へ出漁しての底曳網やまき網漁業などの密漁が依然として続いている現状にございます。

それと、違反の行為も悪質・広域化、巧妙化しておりまして、悪質・広域化の事例としては、まき網漁業におきましては、無届けの灯船に集魚灯を装備している。まき網では、一つの許可当たり灯船は3隻、1隻あたりの集魚灯は3個以内、消費電力は6kw以内と制限されているんですけども、それ以外の船に集魚灯を装備して操業して、取締船が接近する前に、それらを切断して海中に投棄するとか。

あるいは、多数の集魚灯が使用されているイカ釣り漁船を利用して、その船はイカ釣りを行わず、まき網の灯船として使用する、通常は灯売り行為といたしますけど、そのような実態がございまして。

それと、航海や漁獲能力を向上させた漁船で高度化した底曳網の密漁も多く行われています。

さらに巧妙化した違反行為としましては、県の取締船だけじゃないんですけども、海上保安部等の取締船の行動を監視して、その情報を違反船同士で共有して、取締船の目を逃れた違反行為、それとレーダー装備を充実させ、取締船を常に監視して、取締船が近づく前に逃走とか漁具の投棄、違反行為をやめるための行為が行われている実態にございます。

そのようなことから、その対策として、違反情報を取締室が精査して、パトロール内容の評価と改善による重点的な取締り海域を設定しての取締り、あるいは沖合域で主に取締り活動を行っている水産庁や海上保安部との連携取締りを強化して対応している実態にございます。

【宮島委員】詳しいご説明、ありがとうございます



ます。これまでの対策の強化によって功を奏して、十分なというか対策、取締りができていることにつきましては可としたいと思います。

一方で、この検挙された中で海外、外国の関与というものがどれくらいあるのか、おわかりになればお聞かせいただきたいと思います。

【尾田漁業取締室長】外国船の取締りにつきましては都道府県ではできないということで、国の機関がやっております、県が取締りを行った内容で外国船の違反というものはございません。

ただ、本県海域は広うございまして、韓国船が操業できるEEZ付近とか、あるいは密漁行為が行われる可能性のある離島の西側などの取締り活動において、やはり取締船としましては外国船の操業等には注視しまして、もし違反情報等が確認できた場合は速やかに、取締り権限がある国の取締り機関に通報して対応をお願いしている実態にございます。

【宮島委員】わかりました。

昨今では外国船の密漁なども増えていると聞きますし、また、船籍は外国ではなくても、そういう関与もあっているんじゃないかなと推察をするのでありますが、いずれにいたしましても、昨今、非常に漁船も近代化をして、なかなか検挙をするのも難しい部分もあるがゆえに、こうして今回は新たな取締船を造って対応していこうということは非常にいいことかなというふうに思うところであります。

今回の新しい船が、最高速力も大きさも、それに見合ったものだと思うところでありますけれども、果たしてこれでしっかりと取締りが進んでいくのか、改めてお聞かせをいただければと思います。

【尾田漁業取締室長】今回、最高速力37ノッ

トと設定しているわけですが、これは、代船建造とした「かいりゅう」、その前の「おとり」につきましてはプロペラ船で、その前の3隻は40ノット以上が出るウォータージェット船を整備しております。

そのウォータージェット船を整備したのは、20年、24年でございますが、当時、密漁の実態として、夜間に、不法改造して違反船の速力が37ノット程度の、プロペラ船としては最高の速力を出すよう不法改造した漁船を使用した密漁が横行していたということで、当時、40ノット以上の取締船を整備して、常時1隻配備できる体制をつくって、その対応をしたところでございまして、現在、その37ノットの不法改造した違反行為については抑止ができたという理解をしているところでございます。

現在は、先ほどから何度も説明しておりますように、沖合域での底曳網とかまき網漁業による密漁が問題になっていまして、これらの漁船の速力は、最高で33ノット程度ということですから、今回のプロペラの37ノットでも十分対応できると判断しております。

それと大きさにつきましては、今回、140トンから84トンと変えております。旧「かいりゅう」ができたころは、まだ日韓・日中漁業協定が成立することなく、長崎県周辺海域まで韓国船、外国船等の底曳等が来たということで、県の取締船に検挙権限はないとしても、やはり監視することによってある程度威圧して、その抑制を図るためには、韓国、中国の140トンぐらいの底曳網漁船と同等ぐらいの大きさがなければならぬということで、当時、漂流監視のために140トンの船を造ったのでございますけれども、現在は日韓・日中漁業協定も成立しまして、ラインもできて、本県の沿岸海域において

はそのような密漁がないということで、今回は84トンの大きさでも十分できると判断しているところでございます。

【宮島委員】しっかりと対応ができるということで理解をいたしました。新船がスケジュールどおりにしっかりと建造が進むことを祈りたいと思います。

いずれにいたしましても、漁業は、昨今の資源の枯渇によって大変厳しい環境を余儀なくされていると思いますので、こうした新船の建造のみならず、漁業の取締り体制をさらに強化をしていただきますよう要望をしておきたいと思っております。以上です。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【浅田委員】今の関連でお伺いをしたいと思います。取締船についてです。

もちろん適切な資源管理の推進が何よりも大切だということは重々理解をしておりますし、外国船に関しましては国が所管であることももちろんわかっているんですが、おっしゃったように抑止力。国境離島の我が県としては、大事な領土、領海だと思っているんですが、実態として認識できて、これはどうかと、外国船かなと国に通報をしたというか、報告をした件数の変遷はお分かりでしょうか。もし分からなければ後ほどでも構いませんので、数字をいただければと、その点だけお願いをしておきたいと思っております。後ほどでいいですよ。

【山下分科会長】暫時休憩します。

-----  
午前10時46分 休憩

-----  
午前10時47分 再開  
-----

【山下分科会長】分科会を再開します。

【尾田漁業取締室長】先ほどの浅田委員のお尋ねは、調べまして後ほどご回答させていただきます。

ます。

【浅田委員】後ほど、よろしく願いいたします。これに関しては終わります。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【麻生委員】2項目のお尋ねをしたいと思いません。

1つは、新漁業取締船関係でお尋ねしたい。今回、債務負担で設計関係の予算だと思えます。県内にも中小造船はありますが、発注先ですね、特殊合金ですから、県内の造船所なのかどうかということをお尋ねします。

メンテナンス等々もあります。定検、中検もあって、どういう形で取締船の維持管理を進めていこうとしているのか、体制をお尋ねしたいと思います。

【尾田漁業取締室長】まず、取締船の建造については、資料にありますとおり債務負担行為の額、8億8,992万3,000円に、より近い内数での建造契約になると考えております。

そうなった場合、世界貿易機関、WTOの協定に基づき、制定されております「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」により、予定価格3,000万円以上の契約、これは8億円ですので十分超えております。この契約については、入札の参加者の資格に関する要件の制限において、入札に参加する者の事務所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。つまり県内企業という限定ができないと規定されていることから、一般競争入札による建設業者、造船所を決定する方法になるということでございます。

もう一つ、維持管理については、今、取締船の修理につきましては、1隻当たり年に2回、車の法定検査と同じように5年に1回の定期検査及びその中間の中間検査というものが必要とな

っております。

その工事につきましては、取締船はアルミ合金製でできているので、通常の斜路に上げた場合は船体にひずみが起こるということで、今の修理方法としましては、海にプールを浮かべたような浮きドック、あるいは乾ドックでの修理をすることになっておりますので、その浮きドック、あるいは乾ドックが使用できる市内、あるいは佐世保の造船所、今は6社あるということですので、指名競争入札で取締船の維持、補修については行っているという実態でございます。それは全て県内企業になっております。

【麻生委員】今回の補正予算について、一般財源からの支出となっています。取締り関係の船もそうですけど、国からの補助はないんでしょうか。これはどういう形でされているのか、建造を含めて、どういう形でされるのか、お尋ねしたいと思います。

【尾田漁業取締室長】代船の建造費の財源については、取締船の取締業務というものが、関係法令、漁業法での規制に基づきまして、県が行わなければならない法定受託事務と決まっております。よって、毎年国が分配している地方交付税のうち、水産行政に係る県に対する普通交付税として、その財源の中に水産行政の使用目的として漁業取締りに係る経費が含まれております。取締りにかかる経費が交付税措置になっており、そのため、国の考えとしましては、代船建造にかかる補助については二重補助になることから、国の補助制度は整備されておられません。

よって、今回の建造費については、全て県の一般財源となりまして、うち75%につきましては、横長資料の15ページにありますとおり、6億6,200万円については起債、地方債での措置が

予定されているところでございます。

【麻生委員】わかりました。県の事業ということで、大変あれですけど。

現在の所有台数、巡視船の関係が何隻あるのか、教えてください。全体で今、何隻抱えているのか、わかれば。

【尾田漁業取締室長】現在、県の取締船は5隻所有しております。

【麻生委員】わかりました。大切な漁業関係の権利を守るための巡視船ですので、ぜひ効率よい展開をお願いしたいと思います。

次に、繰越明許費の漁港事業の関係でお尋ねしたいと思います。全額で43億6,100万円ありまして、全体の工事費用が、漁港事業としては200億円前後だったと思いますので、そうするとやっぱり5分の1から4分の1程度になるのかなということで、結構大きな事業費かなと思います。

9月に早々と出された原因はわかりますけれども、現場として今、労働力不足だとか、片方では不落になる状況もあるのかなという感じはしているんですよ。

離島だとか含めたところは結構、こういう公共工事をあてにして多くの建設業者とか土木事業者がおられるわけです。最大限の努力をして、何とか少しでも年度内に入るとか、工事を進めていくというのが、本来ならあるべきじゃないかと思うんですけど、それについての漁港漁場課の考え方をお尋ねしたいと思います。

【松本漁港漁場課長】公共事業は単年度会計ですので、当該年度で発注して、当該年度で工事を完成させ、精算するのが基本的な考え方というふうには考えております。

その中で、国による担い手3法といいますか建設業法の見直しとかで、担い手確保のために

工期が長くなる傾向にありますので、その場合に、発注する前に繰越しを今回は明許をしてもらうんですけど、そういうことで工事は発注して、前払い金とか支払い、工期だけは4月以降というようなことになっています。去年から比べて、今年は新規事業とかありましたので、繰越費は、今回の明許費の計上は多くなっている傾向にあります。

繰越明許費と、そういうふうに工期を適正に確保することで言いますと、もう一つ、債務負担という行為があります。あらかじめ令和4年度と令和5年度の予算を計上しまして、年を越す工期を設定して発注するというものです。

漁港漁場事業については、まだ国のほうで繰越明許、債務負担がですね。例えばトンネルであるとか、橋梁であるとか、1本工事で工期が長くなるものは認めていただけるんですけど、こういうふうな工事はなかなか認めていただけていなかったところであります。

今年になりまして、国に行きまして債務負担の柔軟な対応についてお話しさせてもらったところです。そういうことで債務負担について前向きに検討していいよということをしていただきましたので、令和5年度、令和6年度の事業になりますと、積極的に債務負担を活用して、繰越しの縮減を図っていきたいというふうに思っています。

今回の明許の分は、発注だけは早く出して、少しでも市中に予算が回るというか、そう努めたいと思っています。

【麻生委員】繰越しの関係も含めて、わかりました。

ただ、離島関係は労働者が結構減っていますし、労働力も減っているでしょう。機材もなかなか少なくなっている状況でしょう。だから、

平準化して仕事が、1年で終わるものを2年とか3年でやっていただくと、しっかりとした雇用も生まれてくるのかなと。

そういう中で繰越しについては、ある一定評価するんですけども、事業費がそれだけ大きくあるものですから、きちっと離島に対して仕事が回るような仕組みづくりをお願いしたいと思えます。

あと1点お尋ねしたいのは、今後、資材の高騰で、予定価格から相当外れてくる状況があるし、人がいなくて不落になる可能性もあるんじゃないかと思っているんです。そういった中で繰越しをして、また追加予算をかけなくちゃいけない状況も発生するのかなという感じがあります。漁港としてはどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

【松本漁港漁場課長】担い手確保というところからいいますと、繰越しも、基本的には4、5、6、もともとは端境と言われていたところに事業が出てきますので、平準化にはつながっていると思っております。ただ、それは債務負担とか、適正なやり方がいいのかなと思っています。

そのような中で不調・不落とか、資材の高騰とかという話がありましたけど、今年になりまして、やはり資材の高騰による契約の見直しも、数件の業者から発注者に問い合わせがきているという話は聞いております。それについては適正に契約の見直しを行って、スライド条項を適用して適正に処理をしていきたいというふうに思っています。

【山下分科会長】ほかに予算議案に対する質疑はありませんか。

【溝口委員】先ほどの新漁港取締整備強化事業で、麻生委員が言われたんですけども、WTOで一般競争入札と理解をしていいわけですか。

【尾田漁業取締室長】今回の代船建造につきましては、WTOが定めています予定価格3,000万円以上の契約案件となりますので、一般競争入札での手続になるということでございます。

【溝口委員】以前、2隻同時に建造したんですけど、その時には一般競争入札だったんですか。県内の業者は入れないと、そういうふうな話が出て、県内の方々は大変困惑したと思うんですけども、今回の入札については県内業者も入ることができるんですか。

【尾田漁業取締室長】溝口委員ご指摘の18年の入札でございますが、当時、県内業者が入札に参加できないというわけではございません。当時の記録を見たんですが、その時の入札において、JV方式ということで、県内業者の方々も共同参画という形で入れるような内容での一般競争入札をやったんですけども、結果、2者しか応札できなかったということ、さらに、その入札比率が98.6%と高いと、競争性が働かなかったのではないかとということで、その時の議会において、「今後の入札においては競争性の確保や県内業者入札参加も考慮した入札発注方式の在り方を検討されるよう強く要望する」という附帯決議がなされたところでございまして。

この対応としまして、その次の入札、平成22年度の取締船の建造は「ながさき」でやったんですけども、その時に、県内業者の技術向上と育成を図るため、構成員の出資比率を18年当時は20%としていたものを30%とする、それと県内企業の受注機会の確保並びに競争性を確保するため、入札参加要件を、建造及び修理実績の基準を18年当時に50トンとしていたのを45トンと緩和、そして最高速度についても35ノットを33ノットに緩和しての共同企業体方式の

入札とすると改善を図って、県内企業がより参加しやすくできるような内容での見直しを行ってきております。

その結果、平成22年度の入札においては3共同企業体が参加しまして、1企業体は2社ずつで構成するんですが、6社の構成企業のうち4社は県内企業が参加し、落札率も18年度は98.6%だったのが76.2%と、十分競争が働いたということでございます。

今回につきましても、県内企業の参画が見込まれるように、同様の方式を念頭に発注方式や条件等を検討してまいりたいという考えでございます。

【溝口委員】そうしたら、今回の場合も一般競争入札ですけど、JV方式でやっていくと考えておっていいわけですか。

【尾田漁業取締室長】私の考えはそうでございます。正式には建造委員会というものを立ち上げまして、そこで検討しますけれども、同じような形で、県内業者も参画できるようなJV方式での一般競争入札を行いたいという考えでございます。

【溝口委員】わかりました。できるだけ県内の業者がそれに参加して、今後、県内の業者だけでも造れるよう、技術力を高めていただきたいと思いますので、ぜひそのことについては県内の造船所の方々のことをしっかりと考えて、その基準を出していただければと思っております。よろしく願いいたします。

それと、漁業生活活性化緊急対策事業費です。先ほどから質問があっていたんですけども、発泡スチロール箱とか電気料金と例が2つだけですけども、油の高騰によって、ロープとか網とか、そういうものも相当上がっていると思うんです。その辺についてはどのような範囲で、

この2例だけしかだめなののかについてお尋ねしたいと思います。

【佐古漁政課長】 今回の事業につきましては、出漁のたびに消耗するようなもの、箱、氷に限定をしております。その他の資材につきましても、今後の価格動向等を見ながら、必要に応じて検討もしてまいりたいと思います。

【溝口委員】 参考としていると、この参考だけでそのまま入ってくる状態なんですよ。できれば網とかロープなども、漁協が売っている資材等については検討していただきたいと思っているんです。

箱にしても、漁協が魚市場を抱えているところは、かなり箱が出ると思うんですけども、魚市場に直接魚を持って行く方々がほとんどなんです。だから、先ほど山本委員も尋ねたと思うんですけども、そういう人たちには全然なくて、今回は漁協だけの経営を助けるためという形ですか。

【佐古漁政課長】 いろいろ事務的なことも考慮に入れまして、漁協通しと今回の事業については限定をさせていただいております。

例えば、直接魚市に水揚げをされて、魚市で箱だてをされるような漁業者が、その購入について、漁協の会計を通す場合もあるというお話を聞いておりますので、そういう場合には一定対象にできるんじゃないかと考えておりますけれども、完全に漁協と切り離れたところで購入されたものまで、私どもとしてもなかなか捕捉がしづらいものですから、今回の事業につきましては漁協通しのものということでご理解いただければと思っております。

【溝口委員】 わかりました。ただ、漁業者全体を考えた場合、魚市場に直接持って行く方々がほとんどだと思うんです。箱だけを漁協を通し

てということは、魚市場の組織自体では恐らく無理だと思うんですよ。箱屋さんというのが必ずあるから、漁協がそこに権利をもってあるところは出せるかもわかりませんが、それは無理だと思いますので、今後の検討として、国に訴えていくなら、やはり漁業者全体のことを考えて、その辺まで範囲を広げていただきたいと思っております。

ただ、今回は漁協にということで、漁協は大変助かると思うんです。今回の場合、漁業者への還付ということを考えているわけですから、漁協が申請して、漁協がもらって、その分は漁業者に還付していかないといけないんですけど、その分は値引きをしていますとか、いろいろあると思うんです。深堀委員も言ったですかね、その辺の管理をどこまでできるのかについてはどのように考えているんですか。

【佐古漁政課長】 支援の手法としては、漁協において、値引きをした額で漁業者の方に販売をされるパターンと、値引きをせずに通常価格で販売をされて、県からの支援の部分を別途、漁協から漁業者に還付していただくと、大きくは2つあるかと思っております。その時に、特に還付の時の金額の確認とか、そういったところはしっかりしてまいりたいとは思っております。

【溝口委員】 そこがなかなか難しいのかなと思うんです。漁協が値引きして売ったら、仕入れと値引きとをちゃんと把握しないといけないし、そういういろいろなことを考えた場合、漁協の事務費が結構かかってくると思うんです。その辺の事務費のことについては、県としてはどのように考えているんですか。

【佐古漁政課長】 今回につきましては、漁協の購買事業の中に県の支援が入っていく形になる

ものですから、別途の事務費というのは予算の中には計上しておりません。

深堀委員のご意見もございましたが、しっかり公平・公正に制度を運用することと、漁協の手間をできるだけ少なくするという2つの観点のうまいところを見つけて、事業を進めてまいりたいと思っております。

【溝口委員】仕入れは、漁協によって違うかもわかりませんが、仕入れ先はわかるわけですよ、大体漁連から取るとか、違う業者から取るとかですね。その時の値引きがなかなか、県での監査か何か要と思うんです。その辺の値引きをするだけで、漁業者の取引が結構、何人もいますから、その事務費が。

私も漁協長としておった時に、いろいろな不正というか、これに事務費は入っていませんよと言っても、例えば10円とか20円値引きした場合、その1割とか2割とかを漁協に取らないと、どうしても漁協がやっていけないという形になってくると思うんです。だからその辺の範囲を認めてやるか、やらないかと。

漁協の皆さん方がそれを受け入れて安くするのは構わないんですけれども、事務量が増えてくると思うので、その辺について、漁協も少しは取ることができるのかどうか、全然考えていないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【佐古漁政課長】まず、箱について申し上げますと、漁連のシェアが県内に7割程度でございますので、その部分の金額の確認はできようかと思っております。漁協が漁連から仕入れた価格と実際の漁協の販売の価格、そこは漁協自体もあまり手間がかからないのではないかなと推測はしておりますけれども。

氷で申し上げますと、支援額の積算を、例えば氷の販売額に対して30%を支援するという

ことになりますと、氷の販売額の中には原価が当然ございまして、そこには電気代だけではなくて人件費とか、その他の事務費等も入った中での販売額になりますので、それを支援対象の計算の根拠に持ってくれば、幾らかは漁協にも事務的な経費は収入として入る格好にはなるのかなと思っております。

大変申し訳ないですが、現時点でそこまで詰め切れていないんですけれども、今日いただいたご意見をしっかり踏まえて、事業構築をもう少し詰めていきたいというふうに思っております。

【溝口委員】わかりました。多分、漁協に説明する時に、漁協の皆さん方からそういうお願いがくるかもわかりませんので、ぜひ検討していただいて。これだけで終わるならいいですけれども、これが何年か続くのか、今期だけになるのかわかりませんが、ぜひ漁協の事務費としても、ちょっと検討していただきたいと思っております。

それから、漁協の仕入れ先は漁連が7割と言ったんですけど、ほかのところから仕入れた場合、安く入る部分もあるかと思うんですけれども、漁連の仕入れ値と同じにした形で出てくる場合もあるかもわかりません。そこら辺をチェックするのにかなり難しい問題になってくるのかなという気がするわけですが、その辺のチェックとかは漁協に任せることになるわけですか。

【佐古漁政課長】漁連の卸値につきましては、私どもと漁連との間ですぐに確認ができることではありますけれども、漁連以外の民間の箱の業者の方が、それぞれの漁協に対してどの程度の額で卸しているかというところは、県としても確認が必要かなとは思っております。

【溝口委員】わかりました。スムーズに漁協がこの還付を受けて、それから漁業者にやれるように、ぜひ簡素化をよろしくお願いしたいと思っております。

それから高騰の範囲ですけれども、ここに例示で書いてあるのが、令和3年8月から10%から20%、9月からは15%以上、10%以上と参考事例として書いてあるんですけれども、それ以上にならないと申請ができないのか。例えば1割を切っても、上がった分については請求ができるのかどうか、そこら辺についてもお尋ねしたいと思います。

【佐古漁政課長】箱について25%、氷について30%ですけれども、あくまでも上限というふうに考えておりますので、それを下回る部分については支援の対象にしていく予定でございます。

【溝口委員】だから、一番下が幾らになるのかと。10%以上上がっていないと申請できませんというのか、5%でも申請していいですよというのか、30%として25%とか、それ以上とかはないですよと言うたけんが、それ以上あってもいいということですけど、最低がわからないんですよ。

【佐古漁政課長】今のところ、最低のところは設定しておりません。じゃあ、ごくわずかでも対象とするのかということも、漁協の皆さんの事務の手間もございますので、ご意見を聞きながら考えたいと思っておりますけど、今のところは下限は設定しておりません。

【溝口委員】わかりました。漁協がスムーズに申請できるように、ぜひ協力をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【山下分科会長】ここで、換気のためしばらく

休憩します。

再開を11時25分としたいと思います。

-----  
午前11時15分 休憩

-----  
午前11時25分 再開  
-----

【山下分科会長】分科会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

【八江委員】繰越事業について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

先ほど説明があったのかもわかりませんが、事業決定の遅れと、今年度新規事業がですね。こういったものが全体の事業費、繰越しの中で70%前後と、全体の43億円の中でですね。事業費として結構大きなものでありますので、事業決定の遅れというのを改めて確認をしたいんですけど、国がいろんなことを決定するのが遅れて、県がそれに実施できる状況にあるのか、あるいはまた地元で、長崎県内でやって事業を決定した後に進めていく中で、問題があって遅れたのかという問題もあるかと思っております。

繰越しが多くなされると、全体的な地元企業の受注につながっていかないことになりまして、平準化の問題等もありますから、その点はどうかと思って、ちょっと確認を改めてしたいと思っておりますけど、いかがですか。

【松本漁港漁場課長】今回の繰越別調書で見ますと、1番の事業決定の遅れ、今年度新規事業が30億円計上しているところです。これについては6月定例会でもご議論いただいたところで、漁場事業、魚礁と増殖場をつくるところです。これが、今年が10年度の事業計画の初年度に当たりますので、5月に国に計画を申請しまして受理された。そこから調査設計を始めて、工事発注が遅れてしまったという状況になっております。



ほかに県営漁港水産事業においても件数がありますけど、これについても今年の新規事業、去年度に事業を計画しまして、今年4月に新規事業になった分について、調査設計を行って工事を始めるというようなことで、やむを得ず、調査設計に期間がかかりますので、工事の期間が少し後ろにずれてしまう状況になっているのが、この30億円であります。

今、調査設計を現場で一生懸命にやっていますので、早期発注に努めるためには、それを早く終わらせて、なるべく早く出したいと思っていますところですよ。

【八江委員】国の決定が遅れる、あるいは県の計画決定が遅れるということであればですね。従来だったら3番、4番の用地交渉とか地元の調整等で遅れて事業が繰越しとなるのが、一般土木をはじめ、そういったものじゃないかと思えますけど、この場合は順調に、用地交渉等の問題も、そんなにパーセントも大きくなって済んでいるのは、それはいいことかなと思いますけど、同時に1、2の設計及び工法の変更などによる遅れとなってくると、これはやっぱり理事者としてのですね。国に対する計画の要望活動、それに合わせた事業が変更等があったりすること、理事者側の判断ミスのようなこともあってそういうものが起きているのかなと思ったものですから、ちょっと確認をしたいと思っておったんですけど、そういうことは単純に予算の、さっき説明した国の関係の問題だけでそうなったのか。

そうならば、それをどのように解決すればいいかというのは、改めて再度確認をしたいと思えますけど、どのようにすればそれができる。新年度というか、単年度事業だと、先ほどの説明も、前回ありましたように。そうすると、来

年度、10か年計画、何か年計画の初年度だということはおわかりですけど、計画されたものであれば、早く地元に戻元できるように。

そうなってくると、だんだん資材の高騰だとか、いろんな問題でずれ込んでくると、また計画変更に変更を重ねていかなきゃならない状況に変化してくるんじゃないかと思って、心配をしながら確認をしておるわけですけど、もう一度、その点はいかがですか。

【松本漁港漁場課長】今回、事業決定の遅れとなっていますが、昨年からそういう可能性はあったので、通常でいえば債務負担行為といって、先ほども説明したんですけど、複数の工期を、今回であれば2月議会で計上して、それを先に計上しておけば、ここは繰越しじゃなくて債務負担で処理できたというような話はできるんじゃないかならうかと思っております。

ただ、今回は水産庁、国のほうが、漁港漁場事業については債務負担の設定はだめだったので、それについては今回は計上できなかったというような状況です。

それで、4月以降に国のほうに行った時に債務負担の前向きの設定についてお願いして、債務負担をしていいというお話をいただいて、全国にも発出されましたので、来年度からは債務負担をとって、複数年工期で最初から工事を発注するような流れでいきたいと思っております。

【八江委員】漁場水産基盤整備費等でありまして、事業の内容はわかりませんが、いろんな漁業生産に関わることとか、あるいは災害その他にかかる漁場の整備とか、それによって違うと思うんですけど、ずれることによって漁業生産高の低迷につながりかねないものですから、そういったものが、主に、この内容の大きなものは何があるんですか。事業の中の一部でも結

構ですけど。

【松本漁港漁場課長】資料の8ページにあります。これが主なところで事業決定の遅れというところになります。増殖場整備工事ということで、魚礁であるとか藻場礁であるとか、そういうものの整備についての部分を計上しているところであり、それが主な原因となります。

【八江委員】この内容が漁業生産に、水揚げに関係するようなことになってくると、水産の推進に大きなものになると、影響してくるということであればなおさら、的確にそれを処理しながら、1日でも早く、言葉で言えばそうなると思いますけど、そのことに努めていって、漁業生産に貢献できるように努力をいただきたいと思います。

それ以外の用地交渉、地元調整等については、一般土木とは違って、相手が海とか海岸とかでありますから、そういったものはないけど、中身はやっぱり今言われた計画、設計その他によって変更してくるんじゃないかと思しますので、他の部門とは違った形での繰越しの問題が出てきていると思いますので、その点は十分検討しながら進めていただきたいと思います。要望しておきたいと思います。以上です。

【山下分科会長】ほかに、予算議案に対して質疑はありませんか。

【深堀委員】2回目で大変恐縮なんですけど、先ほどから各委員の皆さんの質疑を聞いていて、一つ気になったことがあったので、あえて質問をさせていただきたいと思います。

漁業生活活性化緊急対策事業費の件です。実は私、公正取引委員会の独占禁止法につながる恐れがある指導についての件を、議案外で聞こうと思っていたんです。

今年の3月に公正取引委員会が、各地の漁協

に対して、独占禁止法違反につながるおそれがある事項について幾つかの指摘をしています。この長崎県においてどうなのかというのは、もちろん報道では出ておりませんが、その中の一番大きなものは、生産者の個人売買を認めず、全て漁協を通すようなことを、ある漁協でやっていて、全量出荷を求めていたというのが一部ありました。

先ほどからの質疑の中で、今回の発泡スチロール箱に対する補助であったり、氷の補助であったりということの対象が、今考えているのがあくまでも漁協を通じてということが明らかになりました。

そのことを鑑みた時に、漁協を通すところではしか県の補助がないということが、公正取引委員会が指摘する独占禁止法違反につながるおそれのある事例を助長するようなことになるのではないかと。だって、漁協を通すほうが漁業者にメリットがあると、長崎県が補助を出すことによって、そうなるわけでしょう。だから、今のスキームが、本当に公正取引委員会の見解と齟齬がないのか、相反することがないのかということが非常に気になってきて、議案なので、あえてもう一回質問させてもらいます。

その点をどういうふうに理解していますか。

【佐古漁政課長】独禁法に反するおそれのある取引ということで、昨年来、水産庁がガイドラインを示しまして、それぞれの漁協に、これは私ども漁政課からも各漁協に周知をし、あるいは常例検査等で、どういう取扱いをされているかということは確認をしているところではございます。

ガイドラインで否定をされておりますのは、いわゆる漁協への出荷を強制する行為、例えて申し上げますと、漁協に出荷しなければ、来年

度からは共同漁業権内では漁業を行使させないとかですね。そういうペナルティ付きで漁協への出荷を強制するような行為が代表的な事例とはされております。

あくまでも組合員というのは、漁協経営に出資金の範囲で参画しており、一取引者ではなくて、経営にも参画している立場でございますので、ですから、組合員の自由意思の中で漁協事業を積極的に利用するのは、協同組合組織としても当然のことだとは考えております。

ただ、今、深堀委員がご指摘をされた、県が補助をし、その要件として漁協利用をしなければ支援が受けられない、そこが、いわゆるガイドラインの考え方に抵触するのではないかというご意見でございましたので、これまでのところ、私は抵触はしないという判断のうえで今の事業を検討しているところではあります。今の大きなご意見でございますので、そこもしっかり検討を改めてさせていただきまして、ほかにもご意見を複数いただいておりますので、しっかりと事業を細かいところを詰めて、また改めて各委員の皆様には、こういう事業として進めたいというご報告を別途させていただければと思っております。

【深堀委員】一応、念のために、やっぱりそういったところまで確認をしておいたほうがいいと思いますので、その辺はぜひお願いをいたしたいと思います。

【山下分科会長】ほかに予算議案に対する質疑はありませんか。

【坂口副会長】同じく、資料3ページの緊急対策事業費について、ちょっと細かいところではあるんですけども、販売価格の設定については、値引きして販売する方法と、差額を還付する方法と二通りあると思います。これを決定す

る権利者というか、決定権者は漁協にあるという認識でよろしいかどうか、伺います。

【佐古漁政課長】漁協において判断をいただくことにしております。

【坂口副会長】では、事務負担という観点から伺います。

割引して販売する方法は、漁協が販売量を把握できていれば、恐らく精算ができると思うので比較的事務負担が少ないのかなと思うんですけど、還付する方法は、加えて、どの漁業者にどれだけ販売したかまで捕捉しないと、恐らく精算ができないと思いますので、負担の量という観点からは前者の方が少なく、後者のほうが大きくなるという認識でよろしいか、伺います。

【佐古漁政課長】通常は、水揚げ代金の漁業者の口座への振込みの際に、購入したものを差し引いて振り込むとか、そういうことをやられておりますので、別途還付するという後者の方法になった場合は、通常と比べれば手間が増えることとなります。

【坂口副会長】では、リスクという観点からですね。今後も高騰が見込まれている前提で、上限が25%ということですが、リスクという観点からみれば、前者のほうは、もし上限を超えた場合、漁協がリスクを負う形になると。後者であると、上限を超えた場合、漁業者がリスクを負うことになるという認識でいいかどうか、伺います。

【佐古漁政課長】今おっしゃったリスクというところでいえば、変わらない格好になるかというふうに考えておりますけど。

【坂口副会長】上限を超えた場合でも変わらないですか。

【佐古漁政課長】値引きのパターンでいって上

限を超えていけば、箱で言えば25%までしか値引きができないことになりますので、その部分については値引きせずに販売しますので漁業者の負担になると。還付する場合も、25%が上限ですので、25%までしか漁業者も還付をもらえないので、そこを超える部分は漁業者が負担することになるというふうに考えております。

【坂口副会長】わかりました。

もう1点、繰越事業についてです。6ページの3の用地交渉による遅れということで、9ページに簡単な説明が記載してありますけど、この件について、少し詳しく内容を教えていただければと思います。

【松本漁港漁場課長】長崎地区の水産流通基盤整備工事、多以良町になりますけど、井出園交差点から新長崎漁港まで行く臨港道路、漁港管理者が管理しているんですけど、この鳴鼓トンネルを抜けたら橋梁があるんですが、その耐震補強をやろうとしていたところ、山の谷あいには橋脚が建っていますので、そこまで入る道を仮設で造らなくちゃいけない状況になっています。

昨年度までは、その地権者の方と調整が終わってしまして、仮設道路を造っていいよという話だったんですが、今年に入りまして、使われなくなったということで、やむを得ず、また別のルートを検討していることで、こういう繰越しになったという状況です。

【坂口副会長】ありがとうございました。

【山下分科会長】ほかに予算議案に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第88号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【山下委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、水産部長より総括説明を求めます。

【川口水産部長】資料は「農水経済委員会関係説明資料」と同資料の追加1がございます。お手元にご用意いただければと思います。

説明資料の3ページをお開きください。

はじめに、水産部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第90号議案「知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例は、地方自治法施行令第152条第1項第3号に基づき、県の出資が25%以上50%未満の法人を、知事の予算執行調査等の対象として定めているものでございます。

このたび、「公益財団法人 有明海水産振興基金」及び「公益財団法人 五島栽培漁業振興公社」について、基金の取崩しによる県の出資率が50%未満となったことに伴い、この2つの法人

を条例に追加するために所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策について、金子農林水産大臣の県内視察について、水産物の中国輸出に関するパートナー企業トップによる知事表敬について、スマート水産業の推進について、第8次栽培漁業基本計画について、長崎県漁業調整規則の改正について、ながさき水産業大賞について、長崎県水産業就業支援フェア等について、水産流通適正化法について、県内の今季における赤潮の動向について、公共事業の再評価についてであります。

このうち、主な事項についてご説明いたします。

コロナ禍における原油価格・物価高騰対策について。

本県水産業においては、新型コロナウイルス感染症拡大による魚価の低迷などの影響は徐々に解消されつつある一方で、世界的な原油価格の高騰により、漁業用A重油の小売価格が本年4月には過去10年間で最高値に達した後、現在も高止まりで推移しており、漁業経営は大変厳しい状況となっております。

このため、県におきましては、本年1月の補正予算で措置した「漁業経営セーフティーネット活用促進事業」により燃油高騰リスクに備える当該制度への加入促進に取り組んだほか、6月の補正予算で措置した「出漁負担軽減対策事業」及び「漁協経費負担軽減対策事業」により、燃油使用量軽減に資する船底清掃や節電に資する漁協の共同利用施設の機器交換などを支援しているところであります。

しかしながら、原油価格の高騰に伴い、漁業関係資材価格も上昇しており、漁業経営のさらなる悪化が懸念される状況にあることから、このような経費負担の軽減を図るため、発泡箱や氷などを販売する漁協に対して資材卸価格高騰見合いの支援等を講じてまいります。

引き続き、様々な社会情勢が県内水産業に与える影響を注視し、状況の推移に応じて浜が求める新たな対策の検討を行うなど、厳しい状況を乗り切るためしっかりと取り組んでまいります。

金子農林水産大臣の県内視察について。

去る8月5日及び6日、当時の金子農林水産大臣が来県され、半島・離島地域の農林水産業及び生産資材価格高騰に係る現地視察が東彼杵町、川棚町及び五島市において行われました。

水産関係では、五島市の奥浦漁港大泊地区において、五島メ研究会による鮮度保持の取組と定置網漁業を視察され、沿岸漁業者グループが、地道な努力により「五島メ」ブランドを確立し、付加価値を高めて国内及び海外へ向け販路を拡大している取組を興味深くご覧になりました。

また、農畜産業者と水産業者との車座意見交換が行われ、水産業者からは、燃油資材高騰対策や輸出拡大などの取組の紹介のほか、後継者不足が進む地域における漁業の維持などについて要望がなされました。

大臣からは、離島漁業の発展に向け新たな取組に尽力されている生産者の皆様に対する励ましのお言葉とともに、現場の課題解決に向け、国としてしっかりバックアップしていく旨のお話がありました。

県といたしましても、燃油・資材高騰への緊急対応をはじめ、地域を支える漁業の維持発展に向けて、関係団体と連携し、しっかり取り組

んでまいります。

水産物の中国輸出に関するパートナー企業トップによる知事表敬について。

去る8月17日、中国向け輸出ブランド「長崎鮮魚」のキーパーソンである現地パートナー企業のトップが大石知事を表敬訪問し、「長崎鮮魚」の輸出の現状や輸出拡大に向けた課題、今後の展望などについて意見交換を行いました。

知事からは、「長崎鮮魚」の中国での普及・販売促進にご尽力いただいていることへの感謝を伝えるとともに、水産物の現場の方々へのメリットを実感できる形で輸出が拡大できるよう、改めて連携協力をお願いしたところでありました。

引き続き、現地パートナー企業との強固な信頼関係のもと、中国での長崎産水産物の販路拡大に取り組んでまいります。

6ページをお開きください。

長崎県漁業調整規則の改正について。

本県では、漁業者の生産活動への影響や資源保護を考慮し、漁業調整規則で遊漁者が使用できる漁具や漁法の制限をしておりますが、近年、遊漁者の間でゴム等の発射装置を有する漁具を使用して魚を突き刺すスピアフィッシングと呼ばれるマリレジャーが広まり、漁場を巡る調整問題や漁船との衝突事故など重大な事故につながる危険性から漁業者とのトラブルが増加しています。

本県では、漁業調整規則において、遊漁者が柄を手に持ったまま目的物を突き刺す「やす」の使用は認めておりますが、発射装置により目的物を突き刺す漁具の使用は認めておりません。

このため、漁業者からの要望を受け、漁業調整規則における「やす」の定義を明確にするため、「やす」について、“ゴム、ばね等の発射装置を有するものを除く”ことを明記すること

で、トラブル防止を図ろうとするものであります。

なお、規則の改正に当たっては、県海面利用協議会での意見聴取やパブリックコメントなど所要の経路を経て進めており、国からの認可後、一定の周知期間を確保したうえで施行することといたしております。

長崎県水産業就業支援フェア等について。

本県ではこれまで新規漁業就業者の確保に向け、県内外の漁業就業支援フェア、移住相談会等への出展によるUIターン者の呼び込みや、技術習得支援等による就業者の確保・定着に取り組んできた結果、昨年度は192名の新規就業者を確保することができました。

今年度は、県内水産業への就業を促進するため、去る7月8日に県内高校生を対象としたフェアを県庁において開催したところです。

当日は、沿岸漁業、養殖漁業、遠洋・沖合漁業、卸売業、加工業など21団体に参加いただき、長崎鶴洋高校水産科を中心に県内3校から参加した3年生46名を対象に、各企業・団体の業務内容や仕事の魅力、就業内容などを紹介いたしました。

参加した生徒からは「映像を見ながらの説明でとても分かりやすかった」などの反応があり、また、出展業者からも「高校生と話ができるのは貴重なので継続していただきたい」などのフェアの継続を期待する声が多く寄せられました。

今後も、県内高校生及び一般の求職者を対象として定期的を開催することで水産業界における就業者の確保に努めてまいります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山下委員長】次に、漁業振興課長より補足説明を求めます。

【古原漁業振興課長】お手元に配付しております資料2「令和4年9月定例会県議会 農水経済委員会補足説明資料」の3ページをご覧ください。

私からは、「知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例」について、補足して説明をさせていただきます。

この条例は、地方自治法施行令第152条第1項第3号に基づき、県の出資が25%以上50%未満の法人を知事の予算執行調査等の対象として定めているものです。

今回、当課で所管いたします2つの公益財団法人が、その対象となったことに伴い条例に追加しようとするものです。

1つ目が公益財団法人有明海水産振興基金であります。平成19年から基金の取崩しを開始し、このたび県の出資比率が50.1%から49.6%に減少しました。

2つ目が公益財団法人五島栽培漁業振興公社で、令和2年度から基金の取崩しを開始し、同様に県の出資比率が50%から48.9%に減少しました。

これら2つの団体が、県の出資比率50%未満となったため、条例に追加しようとするものです。

次の4ページをご覧ください。。

こちらは、この条例により知事の調査等の対象となる水産部関係の法人となります。基金の取崩しは運用財産がその対象となりますが、県は運用財産に出捐を行っているため、取崩しが進むことで徐々に県の出資比率が低下することとなっております。

なお、条例に追加する2つの団体につきましては、これまでも地方自治法施行令第152条第1

項第2号に基づく予算執行調査を実施してきた団体であります。

「知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例」についての補足説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】ありがとうございました。

午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は1時30分から委員会を再開いたします。

-----  
午前 1 1時58分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【山下委員長】それでは、委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、審査を行います。

議案に対する説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

-----  
午後 1時31分 休憩

-----  
午後 1時31分 再開  
-----

【山下委員長】委員会を再開いたします。

次に、議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第90号議案のうち関係部分については、原案

のとおり可決することご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び政府施策に関する提案・要望について、説明を求めます。

【佐古漁政課長】 それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました水産部関係の資料についてご説明申し上げます。

お手元にお配りしております「農水経済委員会提出資料」をご覧ください。

まず、補助金内示につきまして、令和4年6月から8月の直接補助金の実績は、3ページから4ページに記載のとおり、悪質密漁連携監視事業費補助金など20件となっております。間接補助金の実績は、5ページに記載のとおり、水産競争力強化緊急施設整備事業費補助金など3件となっております。

次に、1,000万円以上の契約状況につきまして、6ページから40ページに記載のとおり建設工事が20件、41ページから52ページに記載のとおり建設工事に係る委託が19件、53ページから57ページに記載のとおり建設工事以外が4件となっております。なお、このうち入札に付しましたものは、入札結果一覧表をそれぞれ添付しております。

次に、陳情・要望への対応状況につきまして、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたものは、資料の58ページから79ページにかけて記載のとおり、「平戸市沖周辺から佐賀県沖周

辺における洋上風力発電の建設反対について」など5件となっております。

最後に、附属機関等会議結果報告につきましては、80ページから86ページに記載のとおり、長崎県海面利用協議会など6件となっております。

以上でございます。

引き続きまして、7月に実施をいたしました令和5年度政府施策に関する提案・要望について、水産部関係の要望結果をご報告いたします。

お手元にお配りしております資料2、農水経済委員会補足説明資料の5ページをご覧ください。

水産部関係では、国営諫早湾干拓事業について、水産基盤整備等の促進についてなど8項目の重点項目につきまして、農林水産大臣ほか4名に対し、知事、議長、水産部長などから要望を行ったところです。

このうち水産基盤整備等の促進についてにつきましては、知事から、着実な事業推進に向けた十分な予算の確保について要望したところ、農林水産大臣からは、要求されたものについてはできるだけしっかりと対応したいとのご回答をいただきました。また、同要望について水産庁長官からは、必要な予算を確保していくので、漁業の発展に役立ててもらいたいとのご回答をいただいたところです。

以上のほか、新規漁業事業者の確保・育成、並びに収益性と生産性の向上のための水産産業のスマート化の推進等について、持続可能な水産産業の確立についてなど5項目の一般項目について、農林水産省、水産庁の関係部課長等34名に対し、水産部長、水産部参事監から要望を行ったところです。

以上が水産部関係の要望結果ですが、今回の



提案・要望の実現に向けまして、今後も必要に応じて個別の協議を行うなど取り組んでまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

【山下委員長】次に、漁業振興課長より補足説明をお願いいたします。

【古原漁業振興課長】引き続き、補足説明資料の6ページ、第8次栽培漁業基本計画の概要をご覧ください。

この基本計画につきましては、沿岸漁業整備開発法第7条2の規定に基づき、水産資源の維持増大に資するため、概ね5年を1期として、県の栽培漁業の指針及び目標等を定めるもので、令和4年7月に、国が第8次となる栽培漁業基本方針を策定したことを踏まえ、これに沿った新たな計画を作成するために所要の手続を進めているところです。

この計画の主な内容についてご説明いたします。

この計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年計画であり、計画に位置づける対象種は、ここに記載している10魚種になります。

第1の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針につきましては、

(1) 推進体制から(7) 種苗生産施設の整備に分けて整理をしております。

まず(1) 推進体制につきましては、対象種を移動回遊の生態に応じて3つに分類しております。アワビやカサゴなどの放流した場所から大きく移動しない定着性種は、地域栽培漁業推進協議会等を核とし地域ごとに推進し、クエなどの海域間を移動する沿岸性種は、地域栽培漁業推進協議会が連携して効率的な放流を推進してまいります。また、トラフグなど県域を越えて移動する広域性種は、県が主体となり関係県

と連携した放流を推進します。

(2) 対象種の重点化につきましては、各地域の需要はもとより、種苗放流による資源造成効果が高く、資源の維持・増大が見込める魚種を栽培漁業の対象とする重点化を図ります。

(3) 種苗生産につきましては、種苗生産等の技術開発や、県内外の種苗生産機関間の連携推進による共同種苗生産体制の構築、生産技術の移転について引き続き取り組むとともに、新たに長崎県栽培漁業センターの長期的な運営方針の検討を進めます。

(4) 種苗放流につきましては、放流手法の最適化を図るため、種苗放流数量は漁業者が放流効果を実感できる規模で行うことを基本とし、漁獲管理措置による効果も考慮して検討を行うとともに、引き続き、適地、適時期、適サイズといった最適な方法により資源の維持・増大を図ります。

(5) 育成・管理につきましては、体長制限や禁漁期等の規制措置による稚魚段階での漁獲の抑制や親魚の捕り残し等の漁獲管理の一体的かつ広域的な取組を推進するとともに、産卵・育成場となる増殖場の整備等と連携した取組を推進します。

(6) 放流効果の把握・検証につきましては、定着性種、沿岸性種は漁協や地域栽培漁業推進協議会が、広域性種は県が主体となり、関係県と連携して引き続き放流効果を把握します。

(7) 種苗生産施設の整備につきましては、安定的な運営ができる施設の整備を推進するとともに、長崎県栽培漁業センターにつきましては、今後策定する長期的運営方針を踏まえた整備を検討いたします。

補足説明資料の7ページをご覧ください。

第2の種苗の生産及び放流又はその育成を推

進することが適当な水産動物の種類、第3の水産動物の種類ごとの種苗放流数量の目標、第4の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項につきましては、こちらの表にまとめています。

今回の計画では、対象種を合計10魚種としております。前回からホシガレイを廃止し、有望種であるクエをはじめ、効果が期待できる種に重点化をしております。

また、種苗放流の目標数量につきましては現状規模の水準としております。

種苗の大きさにつきましては、引き続き、高い効果が期待されるサイズとしております。

種苗生産技術の水準につきましては、対象種ごとの技術開発等の課題を解決することを目標としており、目標年において半数以上の対象種で持続的な栽培漁業が成立するF、事業実施期としております。

また、「第5 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項」及び「第6 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項」については、記載のとおり定めております。

次の8ページから19ページまでが基本計画の全体となっております。なお、この計画につきましては、長崎県水産振興基本計画に沿ったもので、栽培漁業に係る推進体制や技術的な内容が中心となっております。また、策定に当たっては、地域栽培漁業推進協議会など関係者の皆様のご意見を丁寧に伺い、7月にパブリックコメント、8月に漁業調整委員会への諮問を行い、本年10月の公表を予定しております。

第8次栽培漁業基本計画についての補足説明は以上となります。

【山下委員長】以上で説明が終わりましたので、

次に陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は28番、29番、34番、45番、46番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】質問がないようですので、陳情書については承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

【麻生委員】ちょっとお尋ねしたいんですけども、12ページの入札の関係、併せて15ページの入札の状況で、金額が4億360万3,000円で、3者同じレベルになっています。普通は、競争入札ですから、幾らか違うのかなと思いますけど、まさに3者同じような値段。併せて15ページも同じような状況になっていまして、何が違うのかということ、総合評価、加点で変わってきていると。

土木の入札の状況で、一部予定価格から入っているのも大丈夫とは思いますが、3者同じ値段で、評価点だけ違う形で決定されるということになると、県の評価点の査定の状況が大きく左右するのかなという思いがあるので、どういう基準で設定されているのか。公正・公平という形を言われている中で、どういう形で査定を評価されているのか、そこら辺を教えてください。

【松本漁港漁場課長】今のご質問は、加算点の考え方、技術点の考え方ですね。

11ページを見ていただければ。加算点というのは、配置技術者の能力、それと企業の施工能

力、プラス加算点、すみません、13ページを見ていただければと思います。

一般競争入札も、2億円を超えますと技術点というのが入ります。技術提案というのが左端にありますけど、これが手持ちで4点あります。それプラス、2億円以下も一緒ですけど、配置予定技術者の能力、企業の施工能力と、この3つに分かれています。

配置予定技術者の能力、企業の施工能力というのは、技術者の今までの実績であるとか、今までどれだけの工事の点数を取ったとか、そんなところを評価されます。企業も同じようなところですよ。

そのような中で、企業というよりも地域性が大事の中、右から6番目くらいにあるんですけど、「工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点」、「管内の施工実績」、「社会貢献の実績」というところが、その地域での評価ということになります。今回は対馬で出ているので、工事の確実かつ円滑な実施体制ということであれば、これはブロック体制なので、対馬と壱岐に本社機能があれば高い点数になるということです。そこじゃなければ点数は低いと。

同じように「管内の施工実績」では、対馬管内で5件以上の工事の実績があれば点数が高くなると、そんなところを企業と技術者で評価します。

それと併せて技術提案というのは2億円以上にあるんですが、今回の工事に当たって、どのような技術的な工夫を自分たちはするかというところの提案を受けまして、それを評価して、この時は8項目出させていただくんですけど、それを、これはマル、バツとかと評価しまして、最大4点の評価をします。これを全部足したところで加算点が、それぞれ17.33、17.53と決ま

っていくと。これは20点満点ですけど、そうやってきます。

12ページに標準点が100点とありますので、これに加算点を加えたところで、一番上であれば117.53という形になります。

これについて、低入札評価価格というのがあります。確保価格というのは、昔で言うところの最低限価格になります。ランダムも加わらないところなので、業者さんが大体、適正に金額ははじけるところになります。あとは上にランダムが出てくるという形になります。なので、まずは、この117.53を405993で割った値が、ここに出てきた評価値となります。ここで評価値が一番高いところが落札者ということになります。

一般競争入札は、最低制限価格という価格競争と併せて、価格プラスアルファの技術力を見ますので、その2つを加味したところで、こういう評価になっていると、この点数が高いところが受注者になるという考え方で今はしているところです。

【麻生委員】わかりました。地域の状況が、主体にやっているところが地元の仕事を受注されるということはわかりました。

金額が横並びなので、多分、価格を公表されて、最低制限価格の状況の中で、最低限の形でそろったのかなということで、ここについては、あまりにも数字が横並びなので、どうかなと思いました。

それと併せて、総合評価の方式について説明を受けましたけど、片方では価格が高いところが取っている状況も見られますので、一概に価格だけではないのかなという感じもしました。

離島を抱えている中で、できたら、離島の公共工事がだんだん少なくなってきているので、

しっかりと目配せしてもらおうことが、一つのあれかなという感じはしています。

ただ、価格が横並びしているのでも、少しでも違えばと思ったけど、積算する方法は同じなのかなと思いましたが、今後、しっかりと総合評価の中で加点制度を、どういう形でやりますということでもしっかりと公表してもらいながら、ぜひ地元で貢献してもらおうところを取っていただくという形にしてもらおうとありがたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【山下委員長】次に、政府施策に関する提案・要望について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】質問がないようですので、次に所管事務一般についてであります。委員一人当たり20分を目安に、質疑応答をお願いいたします。

所管事務一般について、質問はありませんか。

【中村(泰)委員】それでは、第8次栽培漁業基本計画についてお尋ねいたします。

こちらの種苗放流の効果測定ですけれども、非常に技術的にも難しいと認識をいたしております。ただ、国費等も含めて、恐らくかなり多くの費用がここに投入されているんじゃないかと思うんですけど、まずは今の取組状況とか、予算の規模感とか、そういったところを概略でいいので、ご答弁いただけないでしょうか。

【古原漁業振興課長】まず1点目の取組状況ですけれども、県では、放流用種苗につきましては、県の栽培漁業センターに放流用種苗の生産委託を公社に行って、そういったところで供給を図っております。特に、まだ効果が十分に出ていないような魚種については、生産原価の6割で放流するといったことを行っております。

これ以外にも、種苗放流に対する支援といたしまして、例えば最近ですとクエの放流につきましては、県内5つの栽培漁業推進協議会に対しての支援、そのほか有明海におきましては、トラフグあるいはクルマエビに対する放流支援、こういったものを行っているところでございます。

【中村(泰)委員】お伺いしたいことをまだお伺いできていないので確認したいんですけど、私としては、種苗放流の中身というところもあるんですけども、うまくいっているのかということと、課題が多分かなり山積しているんじゃないかというところで、これはやはり検証を行うというのは極めて大事で、見える化とか、多分必要になってくると思うんですけども、要は、予算を投入してしっかりと刈り取れているかということと、どういうところに課題を持っていらっしゃるのか、そういったところを深掘りしていきたいんですけども、どうでしょうか。

【古原漁業振興課長】委員のご質問につきましては、まずは費用対効果という点の一つあるかと思えます。費用対効果につきましては、令和2年度の放流尾数、放流経費、販売した単価より推計した費用対効果につきましては、魚種によって大きく異なっております。例えばトラフグですと、費用対効果は2.21という数字が出ております。一方、全体として全魚種を平均した費用対効果は0.47となっております。

ただ、この費用対効果につきましては、放流した魚の水揚げ高から算定した数値でありまして、近年では放流魚を捕り残して次世代の再生産に寄与するような、漁獲管理と一体となった取組を推進していますので、放流魚の子孫がまた漁獲されるといった効果も踏まえますと、よ

り効果が高いのではないかというふうに見込んでおります。

また、技術的な課題等々になります、特に適時期、適サイズ、こういったものに最適な方法で放流するのが望まれるところです。

例えば有明海でいいますと、ガザミなどは4県の共同で湾奥部に放流するとか、あるいはヒラメでいいますと、次年度で事業は終了いたしますけれども、内湾に放流した方が放流効果が高いとわかっておりますので、こういった放流手法をしっかりと見直していければと思っております。

また、先ほどクエについてもご説明しましたけれども、非常に成長が遅いといった生物学的な特性もございますので、このような生物学的な特性を踏まえて、資源管理とセットにした種苗放流といったものをしっかりと続けていく必要があると考えております。

【中村(泰)委員】 要は、種苗を投入して、最終的にどれだけ漁獲高が増えたのかというところでしか見える化ができていないのかなと感じております。現状は大体承知したうえで質問しているんですけれども、やはりもう少し見える化していくことが、多分大事なんだろうなということを、この種苗放流についてはちょっと思っています、今、0.4という数字が出ましたが、要は、種苗放流を行っているけれども、実際は刈り取れていない現状なんだと思うんです。ちょっと厳しい言い方をしていくとですね。

その効果を上げていくために、当然検証というのもあるんでしょうけれども、その原因分析といったところをどれだけできているのかと。多分、技術の方にも、水産試験場にも関わってくる話なのかなと思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

【中村総合水産試験場長】 わかりやすい数字で言いますと、一般的にサケは北海道や東北で栽培漁業が盛んに行われてきました。最近はちょっと捕れないんですけど、その古いデータかもしれないんですけど、回収されるのが4%程度あると大体、回収できているんじゃないかと。一旦放流したものの4%が捕れてくると、ほぼ費用対効果が1以上あるんじゃないかというようなことが一般的に技術の間では言われていました。

そういうことを目標にして我々は、回収した魚がどのくらい中に混じっているのか、放流した魚がどれだけ回収されているのかといったことを、いろんな魚種でこれまで調査をしてきたところでございます。

例えばトラフグであれば、私たちの調査でいくと回収率が7.7%という数字も技術的には出てきていまして、十分に費用対効果が出ているものもありますが、なかなか数字が上がっていかない魚種もある。それは漁業者が望んで放流するんだけど、なかなか効果がわかりにくいというようなものもありまして、具体的に数字で示すには、漁協と協力して、もう少しデータを集めながら把握していく必要があると。

その一つの方法が標識放流で、例えば鱈を切って、漁獲物の中から、そういう痕跡のあるものを探して把握していくといったことがやられてきました。

最近では、実は我々が今取り組んでいるのは、遺伝子の標識を用いて、DNAの標識で親子関係を判別すると。例えば、ナマコは柔らかくて標識を付けることができない、あるいはガザミは脱皮するので標識が落ちていくこともありまして、そういうところの技術もかなり進んでいますので、そういう数字を蓄積しながらですね。

また、有明海では4県が共同して放流する取組もありますので、情報を共有しながら数値化を進めていきたいというふうに考えております。【中村(泰)委員】くわしくご説明いただけたいと思います。なかなか苦労しているというお話もお伺いしたもので、今回確認をさせていただいたんです。

標識放流ですか、そういった形で見える化していく、またいろんな方々のご協力が必要になってくると思いますので、それなりの費用が多分かかってきていると思うんです。なので、0.4というちょっと厳しい数字がありましたけれども、水産県長崎として、ここはぜひとも頑張っていたきたいという思いを込めて質問させていただきました。よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問をさせていただきます。

昨年的一般質問で、フルーツ魚の取組についてお尋ねをさせていただきました。橘漁協の「ゆうこうシマアジ」にちょっと関わったこともありまして、また関わる段階から県の方にもお願いをして、ものすごく動いていただいて、当時の技師の方には本当に感謝しております。

そういったこともありまして、今、橘漁協では「ゆうこうシマアジ」がばか売れしたと、すごくうれしい悲鳴とお伺いしているところです。

その際、ブランド化がものすごく大事だと開発段階というか売っていく中で感じて、当時、大分の「かぼすブリ」、こういったところを目指してといったところもあってやってきたんです。これまで、平戸の「夏香ブリ」とか、雲仙や五島の「びわ茶ブリ」とかやってきたわけです。今回、たまたまかわからないですけど、「ゆうこうシマアジ」がものすごく売れたと。こういった取組を後押ししてブランド、長崎鮮魚の話もありましたけれども、中国とかですごく売

れるような魚になってくるんじゃないかと思うんです。

1年前ぐらいに確認させていただいたんですけど、こういったブランド戦略ですね、今回はかんきつとの組み合わせですけど、今の状況を、その後どういうふうに変わっていったのかを含めてお尋ねをいたします。

【渡邊水産加工流通課長】委員ご指摘のブランド魚ですけれども、おっしゃるとおり平戸では「夏香ブリ」とか、そういうふうなものを使って非常にいいと、たちばな漁協では「ゆうこうシマアジ」ですね、そういうものでいいという話を聞いています。

その点について以前ご質問いただいて、その時も話をしたんですけども、今、長崎県では適正養殖業者認定制度というものがございまして、こういう認定制度の中で、ブランドとして新たに取り組んでいる方々を一緒にPRしていくような形でできないかということで、その点については、事務局であります漁連、かん水の事務局等と話をしまして、そういう取組はいいことだと、一緒に取り組んでいこうという話はさせていただきます。

先ほど長崎鮮魚の話も出ましたけれども、海外に行きますと、ブランドなどのそういう取組をしている魚は非常に価値があると言われておりますので、そういう内容についてもしっかりと、今後輸出するに当たってそういう名前がわかるような形で宣伝する、PRのパンフレット等に書いて宣伝して、そういうブランド魚をますます発展させていきたいと考えているところです。

【中村(泰)委員】1年前も、県の適正養殖事業者認定制度を活用していきたいといったご答弁をいただいて、今日もその話がございました。長崎鮮魚についてもちょっと触れていただいた

ところですが、これは何というのか、たまたま成功したのか、多分、そのやっていた方々と県も長崎市も頑張っていたので、すごく好評だとは思いますが、やはり第二、第三のこういうブランド魚が出てくれば、すごく盛り上がってくるのかなということで、当時もいろいろ考えて、地域ごとに魚とかんきつをいろいろ組み合わせできないかと、そういったこともご提案させていただきました。シールをつくるか、いろいろあると思うんですけれども。

民間主導なのかといったところもあたりはするんですけれども、ぜひともいろんな場面で、こういったことを議題にしながら、第二、第三のといった形で生み出していればと思ひまして質問をさせていただきました。以上です。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【中山委員】長崎県水産業就業支援フェア等についてお尋ねします。これを読むと、県内外の漁業就業支援フェア等で、昨年度は192名の新規就業者を確保したということでありました。この192名をどう評価するかという観点から、少しお聞きしたいと思います。

直近で構いませんが、水産業の就業者の数はどうなっているのかと、併せて平均年齢がかなり高くなっているんだらうと思いますけど、その辺をまず教えてください。

【齋藤水産経営課長】まず、お尋ねの新規就業者の数について、直近5か年で申し上げますと、平成29年が165名、平成30年が183名、令和元年が187名、令和2年が180名、そして令和3年が192名ということで、新規就業者につきましては徐々に増えてきている状況にあると思っております。

そのあたりは、就業フェアを開くに当たって、

いろいろとこちらで広報をしたり、そういった情報を発信しているところプラス、着業した時、着業前の研修の費用といった支援の制度がある中で、そういった伸びが出てきているのではないかと考えております。

年齢につきましては、令和2年と令和3年の比較で、例えば30歳未満の若い世代で令和2年度には75名であったのが、令和3年度は84名ということで、少し若い世代の人たちも入ってきている状況にあると思っております。

ただ、それと反するというか、60歳以上の方が、令和2年には23名入ってきておられましたけど、令和3年度は32名と、少し高齢の方々も入ってきている状況にあるかと思っております。

そういったところで踏まえまして、平均年齢は出していないんですけれども、恐らく大きく変わってはいないのではないかとこのように考えているところでございます。

【中山委員】新規就業者の過去5年間の推移を見ますと、少しずつ上がっておりますので、一定成果が出ているというふうに考えたところであります。

ただ、私が先ほど質問したのは、長崎県の水産業界における直近の就業者がどの程度になっているのか、それが年々どの程度減ってきているのか、併せて平均年齢はどういうふうな水準までできているかという趣旨の質問をさせていただいたんです。私の言葉足らずで大変申し訳ありませんが、再度お尋ねしたいと思います。

【齋藤水産経営課長】数字的には、国の統計で漁業センサスの数字がございまして、就業者につきましては、平成25年と平成30年というちょっと古いデータの比較になりますが、平成25年には就業者全体が1万4,310人、そのうち15歳から39歳が2,100人、40歳から64歳が7,321人、65

歳以上が4,889人ということになっております。平成30年につきましては、就業者が1万1,762人で、15歳から39歳が1,720人、40歳から64歳が5,348人、65歳以上が4,694人と、そういった状況になっておりますので、全体的なところで見れば、少し高齢化が進んでいるのではないかというふうに思っております。

【中山委員】 これを見ると、5年間でかなり就業者が減っているし、高齢化もかなり進んでいるというふうに推測するわけであります。

ただ、これはもう5年ぐらい前の数字ですよ。漁業センサスも一つの基準でしょうけれども、やはり県独自の実態をつかむ努力はやるべきだと考えているわけです。ぜひそういう方向で、独自の把握というか、今後、県で独自の把握する考え方があるのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思っております。

【佐古漁政課長】 センサスがどうしても5年に1回なものですから、漁政課で所管しております漁業協同組合の組合員数は毎年把握をしております。直近で取りまとめができておりますのが令和2年度末で、正組合員、準組合員合わせて、先ほどの数字は就業者数ですけれども、組合員数で2万1,001名というのが、令和2年度末の組合員の総数でございます。

この中で60歳以上の方が約75%を占めておりますので、当然ながら平均年齢は60歳よりも上のところにこようかと思っております。ちょっと不十分なデータですが、以上でございます。

【中山委員】 令和2年度の組合員数、準組合員数が2万1,001人ということでありました。そうすると、先ほどのセンサスとすれば、数字の整合性がなかなかとりにくいわけでございます。今後、正確な水産業における就業者数の把握をぜひ、つかむための努力をしていただくことを、

とりあえず今回は要望しておきます。

次に、192人の内訳として、女性もいるのかどうか、男女別と県内・県外出身者別がわかると思いますので、ご報告いただきたいと思っております。

【齋藤水産経営課長】 先ほどの新規就業者の192名のうち、女性が12名、あとは男性ということになります。

それから、県外、県内というところで、県外ですとI Jターンに当たるかと思っておりますが、192名のうち48名がI Jターン、それから県外から県内に戻ってきた、いわゆるUターンが21名、地元出身が123名という内訳になっております。

【中山委員】 女性が12名ということでありましたが、今後は女性も積極的に就業者に誘い込むような戦略も練ってほしいと思っております。

そこで、県内から123名ということでありますが、これらを含めて私が心配しているのは定着率です。定着率がどの程度になっているのか、併せて定着率が上がってきているのか、下がってきているのか、ここ数年の傾向を教えてくださいませんか。

【齋藤水産経営課長】 定着率につきましては、平成20年から就業者数の数値がございまして、1年後から5年後ぐらいまでのところで離職の状況を調査しています。

それで申し上げますと、平成20年から令和2年までのところで離職率が1年後に89%、2年後に83%、3年後に78%、4年後76%、5年後74%というような状況で、少しずつ離職が進んでいる状況にあるというふうに分析をしております。

【山下委員長】 暫時休憩します。

-----  
午後 2時14分 休憩  
-----



午後 2時14分 再開

【山下委員長】 委員会を再開します。

【齋藤水産経営課長】 訂正させていただきます。先ほど申し上げたのは定着率でございますが、離職率と申し上げましたけれども、訂正させていただきます。すみません。

【中山委員】 定着率については70%を超えていますので、一定評価することも考えられますが、1年目と2年目ぐらいでかなり落ち込んでいますね。この辺がどういう要因で、それにどう対策しているのか、お答えいただけますか。

【齋藤水産経営課長】 定着1年目、2年目というのは、それまでは県の支援とか国の支援で研修支援がございまして、指導者の船に乗って一緒に操業して、そこで技術を習得するというような制度で動いているところでございます。

1年目ということは自分一人で、独立をして自分の船で操業を始めるところかと思いますが、そこについては、一人で行くということはなかなか、お師匠さんで行く場合とはかなり違っていて、なかなか捕れづらいいということで収益が上がらないところもあって、そこらあたりが離職につながっているのではないかというふうに分析しております。

その対策といたしましては、県の方では、定着後の研修ということで、さらにもう少し自分の船で、新しい技術をもって操業ができるように、着業後の研修という支援制度も一応つくってはおりますので、そこらあたりを活用いただいて、多角経営的なところで収益を上げていただいて、定着が進むように事業を推進している状況でございます。

【中山委員】 一人で行くと、ある程度の技術はわかったとしても、なかなか海の厳しさで、生

活できんことにはやめざるを得ないわけでありますので、1年、2年含めて、もう少し支援の方法があると思いますので、定着に向けての対策を練っていただきたいと思います。

それと、おもしろい取組と思いますが、7月8日、県内高校生を対象にしたフェアを県庁で開催したと、鶴洋高校水産科を中心に県内3校の3年生46名を対象に実施したとあります。

長崎鶴洋高校水産科が中心ということになっておりますが、ここのこの2~3年の就職状況は、県内含めて、水産業を含めて、どういう就職形態になっているのか、わかれば教えてくださいか。

【齋藤水産経営課長】 鶴洋高校の平成30年度からの数字をいただいているので申し上げます。

まず、平成30年度は卒業生が177名で、これは恐らく水産科だけではなくて総合学科も入った数字だと思います。このうち進学が52名いらっしゃるようでございます。就職者が、水産関係に4名、水産を含む製造関係に9名、そのほかを入れて水産関係に20名ほど就職をしている状況でございます。

令和元年度が、卒業生が171名で、うち進学が59名いらっしゃるということです。就職につきましては、水産業が5名、製造関係が10名で、そのほかを入れて水産関係が23名というところでございます。

令和2年度につきましては、卒業生150名で、進学者が37名、水産業関係の就職が10名、製造業が10名で、水産関係の就業が22名とお聞きしているところでございます。

【中山委員】 鶴洋高校全体については報告いただきました点で了解といたしますが、ここに書いているのは、長崎鶴洋高校の水産科を中心にしていただいているわけですね。ここが一番、漁業関係、水

産関係に就職する可能性が高いので、そこに的をあてて、こういうフェアをやったんじゃないかと推測したものだから、現状はどうなんですか。その中で、このフェアをすることによって、それをどういうふうな形で就業に結びつけていくんですかと、こういうことを聞こうと思っているんですよ。そのもとの、現在どういう状況にあるかということについて、もう少し詳しく説明いただくことには、なかなか次に質問しにくいんですがね。

【齋藤水産経営課長】フェアと就業の関係を少し分析した数字を申し上げますと、この就業フェアは令和元年にも実施をいたしております、その際には一般向けのフェアの中に、実は鶴洋高校水産科の3年生が18名ほど参加をされました。

その時にフェアに出展されたのは35団体いらっしゃるんですけども、その翌年度の水産関係の就業者を見ますと、製造業と水産業を含めて10と、製造業が10いらっしゃるんですけども、結局、水産関係22名ということで、18名受けたうちの全員ではないかもしれない、フェアに出席された皆さん全員がここと一致しているとは、個人データの関係があってはっきりわかりませんが、フェアへの出席から水産業界に就職しているというような状況はつかめているのではないかとこのふうには思っております。

【中山委員】もう少し詳しくですね。それじゃあ、水産科の18名以外に県内2校から参加していますけど、どことどこで、何人と何人ですか。

【齋藤水産経営課長】7月8日の就業フェアにつきましては、北陽台高校の生徒が1名と鳴滝高校が1名、鶴洋高校が44名で計46名という状況でございます。

【中山委員】先ほどは18名と答えたんじゃないかな。違うのか。

【齋藤水産経営課長】先ほど申し上げたのは、フェアに出席した方が就職したというところの中で、申し上げた18名というのは令和元年の数字です。令和元年のフェアに出席をされた鶴洋の生徒が18名、令和2年にその方々が就職になりますので、水産業界にそのうちの何人かは入っているのではないかと推測をしてお答えをしたところでございます。

【中山委員】ぜひ、その辺をもう少し。水産科から44名だから、ほぼ全員出ているわけよね。調べやすいわけだから、ぜひ、その辺を含めてもう少し詳しく詳細に調べておく必要があると思うんです。

それと、この44名を就業させるために、今後どのような形でフォローアップをするのか。これで見ますと「映像を見ながらの説明でとてもわかりやすかった」という感想があるけれども、これだけじゃあ就業につながらないと思うんですよね。どういう形でフォローアップしていくのか、お尋ねしたいと思います。

【齋藤水産経営課長】もちろん学校の先生と連携を取りながら、県内の水産業界に入っていたきたいとの思いは我々もでございますので、そのあたりも含めて再度、先生を通じてご紹介をかせさせていただくとともに、また11月には一般向けにこの就業フェアを開催しようという計画をしているところでございまして、そこに再度来ていただけるのであれば、さらに詳しい説明が業界の団体の皆様からできるのではないかとこのふうには考えているところでございます。

【中山委員】ぜひフォローアップしてもらわばいかんし、できれば、こういう人たちに対して、例えば先輩たちというかな、高校を出て、

大学を出て就職3年以内の人の体験談を聞かせれば、より一層親近感が出てくるので、そういうフォローアップも含めてやってほしいということをお願いいたします。

併せて、今後、水産高校を中心に工業高校、農業高校、商業高校の職業系の学生とか学校と4つの業界の交流とか連携について、どのような現状にあるのか、お尋ねしたいと思います。

【齋藤水産経営課長】技術系の高校生の交流という点につきましては、私の方では把握をしかねておりますので、ここで答えするのは難しいかと思っております。

【中山委員】これは教育委員会の高校教育課でやっているんですよ。その辺をよくよく協議しながら、特にあなたたちは水産業界だから、今後は工業、農業、商業、この辺と、県内に就職する、県外に就職するのを含めて交流させることによって意識を深めていくことも大事だし、お互いに仲間をつくることも大事でありますので、ぜひ、教育委員会も含めて働きかけをお願いして、要望とさせていただきたいと思っております。

【山下委員長】ここで、換気のため暫時休憩いたします。再開を14時40分としたいと思います。

-----  
午後 2時28分 休憩

-----  
午後 2時39分 再開  
-----

【山下委員長】委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、1問だけ、中山委員より質問があります。

【中山委員】先ほど、最後のところでちょっと答弁がかみ合わなかったわけですが、私の趣旨が十分伝わってなかったと思うんです。

委員会説明資料の7ページに「県内高校生及

び一般の求職者を対象として定期的を開催することで水産業界における就業者の確保に努めてまいります」と。県内高校生というのが前提にあったものですから、鶴洋高校ばかりでなくて工業高校の生徒であるとか、農業高校の生徒であるとか、商業高校の生徒であるとか、そこも呼びかけて交流会をしたらどうかと、場合によっては、もう少しその連携を強めたらどうかと、こういうことを聞こうかなと思っていたところなんです。あくまでも皆さん方は県内高校生を対象にしているということでありましたので、そういう趣旨で質問させていただきましたので、再度、課長の答弁をいただきたいと思っております。

【齋藤水産経営課長】今回の高校生対象のフェアを開催するに当たりましては、高校教育課とも相談をしながら、県下の高校に一応、通知は差し上げたところでございます。

そして、今年はまだコロナがあってもなかなか回れていない状況もございますが、それ以前は高校を回って、こういうフェアとかやりますのでとご案内を差し上げたところもありますので、今後、委員のご指摘のように、技術的な高校も含めていろいろと、学校の方とも相談しながらやっていきたいと思っております。

【中山委員】ぜひ、水産、工業、農業、商業関係の高校と、もう少し丁寧に詳しく学校側に話をして、できるだけ参加していただくような方向で取り組んでいただければ、さらに交流の輪が広がっていくのではないかと期待できますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【山下委員長】ほかにございませんか。

【清川委員】私から、ちょっと質問をさせていただきます。スマート水産業について、お尋ねをいたします。

地球温暖化により海の環境が大きく変わる中、現状をデータで補完するスマート水産業が不可欠だと思います。そういった中で、生産向上や水産資源管理を、データの活用により、可能性が重要であり、先端技術を活用した水産資源の持続的利用と、また、水産業の産業として持続的な成長の両立だと思うわけでございます。

そういった中で、今回、令和4年度長崎水産業大賞を受賞されました。魅力ある経営体部門で対馬市の立川容介さんが受賞されていますけど、この概要について、もう一度詳しく説明をお願いいたします。

【齋藤水産経営課長】立川容介さんにつきましては、現在40歳という非常に若い方で、先進的な漁業を導入されて、トップ的なところで活躍されている方です。

この方は、平成26年に32歳ぐらいからアカムツのはえ縄の操業を開始していらっしゃいます。そして、平成31年には県の経営計画を立てまして、それをもってアカムツのはえ縄漁に、3D GPSプロッターとあって、海底地形を三次元に表せるような最先端の機器を導入されています。それをもってアカムツのはえ縄をやりますと、これまでは、いわゆる勘ではえ縄をのべると、岩に引っかかったりとか岩礁帯に入ったりということで漁具のロスが非常に多かったところがございますけれども、この3D GPSプロッターを使うことによって海底地形がわかることで、効率的に縄を入れられて損失も少なくなっている状況で、非常に優秀な成績を上げておられる方でございます。

漁獲の量で比べてみますと、令和元年のプロッターを導入した初期には、水揚げがおよそ1.8トンぐらいであったものが、ここ最近では6.6トンぐらいと、かなり漁獲が上がっている状況にあ

り、そういったところもあって、こういった漁法は今後、モデルとして普及を展開されていくということで、今回、水産業大賞を受賞されたということでございます。

【清川委員】ありがとうございました。まさにICTを使った画期的な漁法だというふうに思っております。

なんでこのような質問をしたかということ、私も浜回りをしますと、漁民の方からいろいろなお話を聞くわけでございます。現在、燃油高騰はもとより、地球温暖化により漁場の水温が高くなって、今まで捕れていた魚が、もうそこでは捕れないというような話をよく聞くわけでございます。

そういった中で、ICTを活用して漁場の状態を知ることによって、その漁場ではどんな魚がいるのか、またはどういった手法で漁獲していくのか、そういうことが事前に察知できるというふうに思います。

このようなことを見据えた時に、県としては、この事業をどのように展開していくのか、お尋ねをいたします。

【齋藤水産経営課長】いわゆるスマート水産業、こういったモデル的な漁業をやっている方が徐々に広がっていているのは事実でございますが、今のところ、そういった手法を導入されている地域はある程度限られた場所でありますので、そういった取組を他地域にも広げながら、併せて経営計画を立てながら、そこに必要となる機器等については、県や国の支援を活用していただいて導入し、操業していただくというような取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

【清川委員】ぜひ、このような事業を進めていただきたいと思っております。

その一方、浜回りの中でもう1点、漁民の方からよく聞くのは、湾内にこれまでいなかった魚がよく入ってくると。要するに大きなマグロが湾内に入ってきて、出航にちょっと被害を及ぼすとか、あるいはそのマグロが小魚を食したり、イカもそうですけど、そのことによってこれまで捕れたイカが捕れなくなったとか、いろいろな被害と申しますか、そういったものを受けていると聞くわけでございますが、県のほうではどのように把握しているのか、この点についてもお尋ねをいたします。

【松本漁業振興課企画監】クロマグロにつきましては、今、TACで管理されております。本県のクロマグロ漁獲枠は国から設定され、その中で県内の各海区に配分して漁獲している状況でございます。

委員がおっしゃるとおり、年によって回遊状況、来遊状況が異なりますので、海区ごとの漁獲はそれぞれ違うんですが、ここ数年、沿岸にクロマグロが寄ってきているというのは、確かに私どもも情報としてお聞きしております。

しかしながら、漁獲枠の中で捕る魚種でありますので、簡単に一本釣りとかでたくさんに捕るといふわけにはいきませんし、あるいは沿岸に来たマグロを捕る漁法もなかなか少ない状況であり、そういった数量管理をしておりますので、その漁獲についてはなかなか難しい部分もあるというふうに承知しております。

【清川委員】私もそのことは十分承知しております。

しかしながら、漁民は捕って生計を立てている中で、目の前にいる魚が捕れないということに、非常に漁民としては一抹の寂しさを感じているという切実な訴えでございます。

当然その規制は守らなくてははいけないうでしよ

うが、先でいろいろな方法等があれば、漁民の立場になって行政側も考えていただければと、そのように思います。私の質問は終わります。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】何点かお尋ねしたいと思います。

今、飼料高騰で、畜産関係については大変な状況であります。養殖関係の事業者については、魚粉も上がってきて、大変な状況だと思っています。養殖用の餌の高騰について、どのような対策をとられているのか、また、新たな餌の開発等されているのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

【渡邊水産加工流通課長】養殖餌については、委員ご指摘のとおり、現在国際情勢の問題もありまして、また為替等も加わりまして、原料である魚粉も高くなっております。そういう関係で、今年の4月で聞いた時には、前年に比べて7円から15円、4%から7%近く上がっていると、まだまだこれから上がるかもしれないということで、非常に危惧されている状況は聞いております。

そういう中で、餌については配合飼料中心になりますが、国は、漁業経営セーフティーネットという事業で、油とよく似ていますが、価格が上がると補填されるという制度がございます。この補填金を支払う制度が、令和4年度の第1四半期、4月から6月分で計算するんですが、その補填が8月に決定して、その補填単価が1トン当たり1万140円となっております。

ただ、養殖の餌についてはまだまだ変動する可能性がございます。養殖餌は養殖業の中で6割、7割を占める、経費に占めるウエートの大きいものでございますので、今後、この価格が変動すれば、養殖業者に対しては非常に厳しい状況になるということでもありますので、私たち

もその点については注視しながら、しっかり養殖業者の声も聞いて、必要であればいろんな対応を考えていきたいというふうに考えております。

【中村総合水産試験場長】新たな餌の開発についてというお尋ねでございます。

例えばブリ用の餌では、5割ぐらいが動物性の飼料が入っていると言われております。この魚粉の使用量を減らして費用を下げていくというのは、養殖経営上の一番の大きな課題になっているというふうに認識をいたしております。

養殖用の飼料の開発につきましては、主に国が中心となって進めておりまして、共同研究方式で行われることが多いです。我々もその中に参画をするなどして、これまでマダイとかトラフグについての低魚粉の飼料の開発に関わってまいりました。

例えばマダイでは、2割以上魚粉を減らした製品も飼料メーカーから既に発売され、普及定着しつつあると伺っているところでございます。

現在、水産試験場ではブリについて共同研究方式で取り組んでおりまして、魚粉の割合を今からさらに15%から25%削減できないかということで、魚粉に替わるたんぱく質、例えば植物性でいきますと濃縮大豆たんぱくであるとか大豆油粕、動物性でいきますとチキンミールなど、こういったものを利用した試験をやっているところでございます。これまでの試験では、大豆たんぱくにしろ、チキンミールにしても、魚粉とあまり変わらない消化率が得られております。ただ、どうしても不足する栄養成分が出てきますので、それを添加することが必要になってくる場合もあります。

それから最新では、国では今、マダイを取り上げて、全く魚粉を使用しない餌の開発に着手

をしたところでございます。

私たちも最新の情報を収集しながら、コストと品質がバランスした養殖魚の飼料の開発、あるいは餌の高騰に対する経営の不安定さといったものを解消していきたいというふうに思っているところでございます。

【麻生委員】湾岸漁業が大変な状況の中では、養殖が大きな水産関係の今後の柱だと思っているんです。先ほど申し上げましたように、相当な飼料高騰、餌の高騰で現場はやる気をなくしているんじゃないかなという感じもします。

補填金については、畜産関係もそうですけれども、年度末を待てないというところも出ていましたので、できたら早めの決算をしてあげて、資金繰りの状況が回るようお願いしたいと思っております

また、陸上養殖で一部やっているところは、電気代が高くなってきて大変な状況と。これは野母崎の先でやっています匠水産がおられるんですけども、以前はよかったけど、電気代が高くなってきて大変だよと、今から陸上養殖をやるのはなかなか難しいよという話があります。

餌と別に電気代だとかについての補填、そういう状況についての補助メニューはないんでしょうか。

【渡邊水産加工流通課長】陸上養殖等で電気代は非常に大きなウエートがかかっているということで、電気代が今は高騰しているので、大変厳しいという話は私たちも聞いているところでございます。

先ほど漁政課からもありましたけれども、資材の中で箱とか氷とかの話ですが、電気代については、かなりいろんな方々も同じような影響を受けている中で、それだけを抜き出してやる

のはなかなか厳しいかと。

ただ、それ以外にコストを下げるとか、様々な努力をされる部分については様々な支援措置というか補助メニューとかがございますので、そういうものを活用しながら今後対応していくしかないかなと、今のところはそういうふうに考えています。

【麻生委員】 養殖関係については、餌の問題、油代の問題とかあるでしょうから、ぜひ目配せを、やる気を失わないようお願いしたいと思っています。

電力については、一部の皆さんは新電力に移られておったけど、新電力も撤退するところがあったりしていますので、状況を聞いて、それについては全体的なことだからしませんというんじゃないで、資金繰りの状況だとか、そういった点で相談に乗ってもらいたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、藻場の関係についてお尋ねしたいと思ひます。藻場もいろいろ、今回の魅力ある漁村地域部門についても一部取り上げておられますけれども、藻場は磯焼け関係で相当な状況が県内にあるかと思ひます。

毎年50億円近い予算が、この藻場再生に使われています。藻場再生に対する取組について、本県も水産庁のモデル地域になっていますけれども、どういう取組をされているのか。一部で富栄養のところもありますし、貧栄養のところもあるということで、場所によって全然違う状況があるかと思ひますけれども、磯焼けによって水産資源の枯渇にもつながってきていますので、これに対する取組を県はどのような形で進めようとしておられるか、お尋ねしたいと思ひます。

【太田漁港漁場課企画監】 藻場については、海

水温の上昇や、それに伴う食害生物の活性化に伴い県内の藻場が大きく減少する中、県では、藻場回復を計画的に、効果的に進めるため、平成28年度に、10年後の藻場回復目標を定めた「長崎県藻場回復ビジョン」を定め、地域の漁業者等が取り組むウニやイスズミ等の食害生物の駆除などのソフト対策や、藻場が繁茂する基質を整備するハード対策の両面から総合的な藻場回復を推進しております。

これまでの取組では、県内で約60の漁業者活動組織が藻場の保全活動に積極的に取り組むとともに、藻場礁については、整備後のモニタリングにおいて、約9割の箇所で藻場の形成が確認されております。しかし、近年の厳しい環境条件の中において、藻場の回復が見られる地域はあるものの、全体として藻場の大きな回復は見られていない状況でございます。

このような状況のもと、県では、地元漁業者が行う藻場回復の取組に対する支援を引き続き行うとともに、高水温や食害に強い海藻種の導入などの高水温対策や、藻場礁の整備をする水域全体を網で仕切ったり囲うなどの食害対策をさらに強化することとしております。

このような取組を通じて、水産生物の産卵や稚魚等の育成場として重要な藻場の回復に全力で取り組んでまいります。

【麻生委員】 藻場再生のやり方については、いろいろ推移もあるし、海洋の中にコンクリートブロックを沈めて、そこに栄養塩だとか鉄分を入れてやる方法と、いろいろありますけれども、磯焼け対策について、根本的な状況がかちとあるということについて、なかなか難しい状況かなと思っていますので、粘り強く、地域の皆さんと一緒に、藻場再生についてお願ひしたいと。

五島の崎山あたりも一部困って、食害がないような形で取り組んで成果が出ているところもありますし、ぜひ状況をお願いしたいと。

一時は、貧栄養ということで、閉鎖的地域については富栄養が結構あって大変だというけど、逆に貧栄養といいますか、栄養が足りない地域も出てきていて、なかなか藻場が育っていないこともあって、一部地域では下水の放流で栄養塩を出すということもあってあります。地域によっていろいろな状況があると思いますので、研究して藻場再生に取り組んでいただきたいと、それがイコール沿岸漁業の再生にもつながると信じていますので、その点もお願いしたいと思います。

先ほどの清川委員と一部重なるんですけども、今、温暖化でだんだん水温が上がってきて、この前はサンマの話もちょっと出ていました。もう今はサンマの捕れる地域が限定されて大変厳しい状況だと。長崎からも、三陸に出ている小浜の井上組合長のところなども行っていますけれども、大変魚が捕れないという状況を言われています。

そういう地球温暖化という避けられない状況、また、CO<sub>2</sub>が海に入ってきて酸性化といったこともあろうかと思えますけれども、温暖化に対して県としては、地域別にもあろうかと思えますけれども、どういう視点で、水産庁と連携しながら水産資源の確保に取り組んでおられるのか、その点について、もし取組があるようだったら教えていただけませんか。

【中村総合水産試験場長】委員ご指摘のとおり、気象庁の資料で見ますと、長崎県の周辺が、ここ100年で1.28度、水温が上がっているというふうなデータが示されています。

全国的によくニュースになりますけど、サン

マの話もございましたが、例えば北海道でブリが豊漁になっているとか、マグロの分布域とか回遊経路が変わってきたといったようなこと、それから長崎県に影響しますスルメイカなどの産卵に適した海域が少なくなったことで資源が減ってきているんじゃないかと。これも温暖化の影響じゃないかというふうに言われているところがございます。

それから養殖についても、例えば夏場の表面水温がかなり高くなり過ぎて、養殖に適さない海面も増えてきているといったようなことも言われています。

魚類は、好ましい水温とか餌を求めてすぐに移動することはできるんですけども、長崎県での大きい影響として磯根資源、アワビとかナマコは自ら移動することがなかなか難しいといったようなことで、アワビの漁獲量が下がったという状況も見られているところです。

ただ、一方で南方系の魚が捕れた。例えばクエであったりアカハタといったものが捕れるようになって、それを狙って操業に行く方も出てきたといった状況があるということです。

温暖化にどう反応するか、どう対抗していくかということでは非常に難しいと思っております。全国の皆さん悩みながら、いろんなことをやっているんだろうと思うんですけど、長崎県では、周辺で昔からたくさんの魚種が捕られてきていますので、その中でいろんな漁法とか操業方法が発展をしてきております。

水産試験場では、水温とか潮流、あるいは漁模様などの情報を、予測情報を含めていち早く漁業者の方に提供して、そういった魚を狙っていただく、あるいは漁場探索を効率的に行っていただく。これは国の事業を使ったり、北部九州の関係県と連携した取組でもありますので、



そういったところを進めながら、専門的な今までやっていた漁業からマルチな漁業に移行していくといった方向が一番大事じゃないかというふうに思っているところでございます。

少し長くなって申し訳ないですが、養殖業について、今、水産試験場では、マガキとワカメの選抜育種、要するに今の環境の中でも生き残って大きく成長する品種を育種するといった技術開発にも取り組んでいるところですし、それから魚類については、南方系のウスバハギとかサバ類についての種苗生産と養殖技術開発にも着手したところです。そういったものを組み合わせながら、温暖化に対応できるような長崎県の水産業をつくっていきたいというふうに思っているところでございます。

【麻生委員】ありがとうございました。長崎県は離島も水産業が基幹産業でありますので、ここでいかに生業を継続していただくかということが、しまに住んでもらう要件でもありますし、いかにコストを抑えながら生産性を上げて、もうかる漁業をしてもらうかということがあろうかと思うんです。

先ほど申し上げました餌の問題、燃油の問題、そして地球温暖化ということで、いろいろと多方面の課題がいっぱいあると思いますけれども、こういう厳しい時だからこそ、優秀な職員の皆さんの力を合わせて、長崎県の水産業をしっかり支えてもらうというような思いで取り組んでいただくことを要望して終わりたいと思います。

【山下委員長】ほかに質問はございませんか。

【山本委員】1点だけ、長崎県の魚愛用店のことでお伺いをしたいんです。

長崎海の恵み消費拡大事業ということで、この販促とかPRに取り組んでおられるんですけども、現在の登録店数と最近の取組を、まず

お伺いしたいです。

【桑原水産加工流通課企画監】長崎県の魚愛用店についてのご質問ですが、昨年度末で認定件数として198件ございました。その後、昨日現在で202件と4件増加しております。内訳としましては、島原市が2件、西海市が1件と平戸市が1件というふうになっています。

【山本委員】この中で、昼に魚が食べられる店がどれくらいあるか、把握されていますか。

【山下委員長】暫時休憩します。

-----  
午後 3時08分 休憩

-----  
午後 3時08分 再開  
-----

【山下委員長】委員会を再開します

【山本委員】何が言いたいかというと、以前から長崎は魚のイメージということで売っているんだけど、夜は居酒屋さんも含めて魚を食べられる店はたくさんあるんだけど、昼に食べられる店、それから市場のような形で新鮮な魚を食べられる店がなかなか少ないと以前から言われていて。

私の地元で、昼だけやっている魚を食べさせる店があるんですけど、土日とか行列ができるんです。ですから、それなりの需要は当然あるんだろうと思うんです。

特に、今度は西九州新幹線が開通することによって、関西方面はそうですけれども、直近につながっている武雄であったり嬉野であったり、そういう近距離のところから日帰りで来られる方も結構いらっしゃるんじゃないかと思っています。

昼に長崎の魚を食べてもらおうような、昼に特化したような販促というか、PRとか、そういうのはできないのかなと思ったんですけど、いかがですか。

【桑原水産加工流通課企画監】島原で鮮魚店が営まれているところが非常に賑わっているという話は、我々も情報としていただいております。見た感じ、鮮魚店がやられていることで、いけすが置いてあって非常に鮮度感があることで人気が高いのではないかと考えておりますし、そういう店舗はこれからもどんどん増やしていきたいと我々も考えています。

新幹線が開業しまして、人口交流拡大を県としても目指しておりますので、それに水産物、鮮魚を提供したりとかというところで、そういうものをPRしていきたいというふうに考えております。

【山本委員】去年、私が一般質問の中で、長崎の食に特化したようなポータルサイトはできないのかと申し上げて、今、県の方では、観光連盟の長崎旅ネットの中にグルメというのがあって、そこから入っていくような形になるんです。そこに食の特集ページというのが設けてあって、当然魚は出てくるんですけども、それが魚の愛用店と連動していないわけです。それは観光のテーマで魚の店を出しているのだけれども、これが愛用店と連動していない。だから、愛用店は、あと2回くらいクリックしないと出てこないんです。せっかく長崎県の魚を売り出そうとしているし、それに協力しましょうという店があるのにもったいない、ちょっとちぐはぐな感じ。それぞれいい店を出しているのかもしれないんだけど、ちぐはぐな感じがするんです。だから、部局横断的なところが少し弱いんじゃないかと去年も申し上げたんです。

水産加工流通課は、フェイスブックであったりツイッターであったり、今度の新幹線に関しても発信をされているんです。だけど、やっぱり観光の部分と連動していないなど、非常にも

ったいないというイメージがありますので、そのところをもう一度。

それと、ちなみに言いますと、長崎の魚愛用店のページを開いていくと、地域別に当然出てくるんですけど、今、多分壊れています。途中で次のページにいかなくなっていますので、そういったところもチェックしていただいてですね。せっかく全体として全庁的に魚を売り出そうとしているわけだから、メインは水産部でしょうけど、観光であったり、ほかの物産ブランド課とか、そういったところも絡んでくると思うので、もう一度、連携を深めていただきたいと思います。もう一回だけ答弁をいただいてもよろしいですか。

【桑原水産加工流通課企画監】貴重な情報をありがとうございます。

新幹線関係で、今回、開業に合わせてイベントをしたりとかというところで連携はいろいろとしておったんですが、今、いただいたお話のところでは、正直まだ連携ができておりませんでした。

県としましては、物産ブランド推進課が中心となって、県産品のブランド化を図っていこうという取組はもちろんやっておりますので、きちんと話をしながら、そこは連携して、もっと強力に進めていきたいというふうに考えております。

【山下委員長】ほかにありませんか。

【八江委員】我々、長崎県に住んでよかったなというのは、正直言って、水産県日本一だと。日本一と言ったのが、北海道が日本一で、長崎県は第2位と。第2位というより、今、トータル的に表現はどのようになっているんですか。我々は北海道に次ぐ水産県だと思っているんですけど、今のところの表現としては、どのよう

に使っているんですか。

【佐古漁政課長】まず、漁業・養殖業の生産量、水揚げ量で、令和3年の速報値になりますけれども、全国で第3位でございます。

令和2年の産出額、金額のほうでは全国で第2位という状況でございます。

【八江委員】素晴らしいことだと思っております。それだけ海洋国の中の海洋県として、立派な成績を残しながらこれまでやってきた。

以前は、沿岸1,000億円、遠洋1,000億円、養殖1,000億円、加工1,000億円と、4,000億円構想というのがあって、それをしてきた中で、幾らか時代の変化と地球温暖化、先ほどお話にあったように変化はしておりますから、それは変化して構わんと思いますが、その中でもよく頑張っていたいただいていると思うのは、養殖関係の中で特に、先ほどお話が一部ありましたが、マグロの養殖日本一と、我々にとっては高級魚の中のそれが日本一だということは非常にありがたいことだと思うし、県民としても誇りに思うところでもありますし、また、トラフグの生産日本一ということもあります。

こういったものはいずれも高級魚だと思います。その生産は養殖を中心としたものでありますから、これに携わっておられる水産試験場の皆さん方の努力も非常に大きく評価されるんじゃないかと、我々はそう思っております。

水産試験場で開発された、それ以外の魚種もたくさんあると思います。ヒラメだ、カサゴだ、あるいはガザミですかね、そういったものもあります。その放流漁業と養殖が、試験場で開発されたいろんな技術がそういったものになっていると思ってですね。

先ほど水産試験場長のお話も少しお聞きしましたけど、今後の長崎県の試験場としての取組、

養殖あるいは放流についての基本的な考え方とございますか、こういうのをやっていけば必ず日本一になれるんだと、そういった目標等もあれば、この際、聞かせていただきたいと思いません。

【中村総合水産試験場長】長い間の技術開発の中で、長崎県水産試験場ということで一定の評価をいただいていることは、大変うれしく思っているところでございます。

養殖でいきますと、これまでトラフグ、マハタ、クエ、ホシガレイなどの種苗生産技術の開発に取り組んでまいりました。成長が遅いとかというような理由で、なかなか定着しなかったものもあるんですが、トラフグ、クエ、オニオコゼなどは、民間にも技術移転をして、現在も放流、あるいは養殖として利用されているところでございます。

養殖につきましては、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたように、温暖化ということもありまして、成長が早い、温暖化に強い、あるいは生産サイクルが短いといったようなところから、ウスバハギとかサバ類の技術開発に取り組み始めたところでございます。

それから放流に関しましては、先ほども少しお話をさせていただきましたが、今までなかなか効果が明らかになってこなかったクエ、それからナマコ、ガザミといったところについて、新しい技術を活用しながら、長崎県の業者に多く利用していただけるような技術開発を進めているところでございます。

それから、今後といったところですが、有明海でいけば、今、一生懸命に取り組んでおりますタイラギの種苗生産もこれから進めていかなければなりませんし、それから、海藻類でいきますとヒジキについては、人工種苗という

のはなかなか難しいところがあるんですが、今、これについても少しずつですが、技術開発を進めているところでございます。

そういった、沿岸漁業者が着業しやすい漁業に向けた魚種、養殖魚種、放流魚種といったものを選びながら、重点化を図りながら、技術開発に、これから試験場職員一同が取り組んでまいりたいと思っております。

【八江委員】そういった大きな夢とありますが、期待をもって見守っていきたいと思います。

養殖とありますが、開発された稚魚の生産、長崎県にふさわしい、あるいはまた高級魚的なものについて今後進めていっても、それを育成する人たちが、後継者とか何とかの問題も当然ありますし、業界の人たちの考え方もありますし、漁業の関係もあると思います。そういったものは一体化して、いろいろ進めていただいていると思いますけど、そういう中で高級的なものは、やっぱり中央都市に鮮魚としてお届けすることが多いんじゃないかと思っております。

それで、鮮魚の輸送について時々、新聞等、聞いたり見たりしているんですけど、鮮魚輸送の技術開発について、水産試験場と工業試験場等との連携をもって、いかにして鮮度を保ったまま輸送ができるかという問題は検討していただいていると思います。そのことは技術確立ができているのか。部分的には、魚種によっては、これはこうしてできるというものもあると思いますけど、そういったことについての研究開発等は現在どのようになっているのか、わかっている部分だけでも結構ですが、お尋ねいたします。

【中村総合水産試験場長】輸送技術については、過去、いつごろか忘れましたが、工業技術センター等が開発した水質を浄化するシステムを

使って輸送する技術開発を一緒にやらせていただいたことがあります。

そういう技術も一応できはしたんですが、トラックに載せると振動がかかることで、ろ過装置がうまく稼働しなくて、製品化を目指していたんですが、現在そこは断念されていると聞いているところでございます。

現在、直接的に輸送に関する技術開発は行っておりませんが、今年度から始めているのは、鮮魚の脱血、血抜きをして輸送するんですけども、脱血の状態を数値で表して、刺身で利用できる期間を長持ちすることができないかといったことで、その技術開発に取り組んでいるところ、今年度から始めたところです。

それによって、例えば輸出であれば、今まで中国の沿海部まで行っていたものを、少し内陸部まで数日分、長崎鮮魚として利用していただけないか、あるいは関東方面での刺身需要に応えることができないかといったような視点で、今年度から、血抜き技術と、それをデジタル化していく、科学的分析をしていくといったようなところに取り組んでいるところでございます。

【八江委員】それも大きな一つの技術開発ですから、いかにして鮮度を保つというか、生きたまま届けるのが一番いいのかもわかりませんが、それにはいろいろな問題があるし、今のようになんか技術をもっていけば、鮮度の確保が他県に増してできることになると思います。

ところで水産試験場は、全国47都道府県あるんですけど、全部にあるんですか。農林試験場は全部あると思いますが、水産試験場は山梨県とか長野県はないのかもわかりませんが、その辺はどのようになって、どのくらいあるんですか。

【中村総合水産試験場長】恐らくですけども、

全ての県にあって、海のないところは内水面の水産試験場というものがございまして、淡水魚などについて研究なされているというふうに承知しております。

【八江委員】 その中で、水産県ということから長崎県とか北海道とか、またそれ以外の水産県を目指しているところもあると思いますけど、頑張ってもらいたいという思いがあります。

もう一つお尋ねします。加工関係です。加工1,000億円という問題もありましたが、加工をもって俵物、練り物をもって加工技術を高めていって、今、登録されたものというか認定されたものは幾つあって、現況はどのように推移をしているのか。

相当力を入れてこられた加工物といいますが、練り物だったと思います。ところが、大型の企業が倒産したこともあって、ちょっと心配をしております。長崎県の練り物である蒲鉾は、我々は最高だと思っておりますけど、それが都市周辺の嗜好に合わないのかどうか知らぬけど、一気にうまうまいかないなというところもあったりして心配しております。

それが現状はどのようになっていますか。どのくらい認定されて、どのくらい売上が上がっているのか、それもよかったら教えてほしいと思います。

【桑原水産加工流通課企画監】 売上は今、データを持っていないんですけども、すり身は、全国的にはスケトウダラ、白い蒲鉾、練り物が一般的に流通しているんですけども、長崎県でアジやイワシ、エソといった県産の魚からすり身をつくって、それから蒲鉾を作っております。全国的にはかなり珍しい地域だと思います。

地域特性がやっぱりあって、もともと小田原とか仙台といったところは、真っ白なものを蒲

鉾と認識しているようなので、それを浸透させるのはなかなか時間がかかるのかなと、急に広まるものではないのかなというふうに思っております。ただ、それで終わりではもちろんないので、今後、全国に向けたPRを進めていきたいと思っております。

すり身の値段ですけれども、輸入すり身が非常に高騰している中で、今申し上げましたが、県内の蒲鉾屋さんは県産のすり身を使うことができますので、その価格は一定の値段で抑えられていますので、他県と比べると比較的、まだ環境としてはいいのかなというふうに思っています。そこで甘んじるわけではなくて、県産すり身の安定供給をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

練り物の俵物ですが、売上はわかりません。申し訳ありません。8業者で15品目が、俵物の中に認定されております。94品目中15品目が練り製品となっております。

【八江委員】 非常に長い間、提案をし、皆さん方も努力していただいているものが定着できて、それをもって水産の加工品として進展することを願っております。また、蒲鉾ばかりじゃなくて干物とか何とか、そういったものも加工商品としては考えて、松浦のアジフライとか、そういったものの開発もできておりますし。

長崎県は、以前は鮮魚列車が何十両と走っていた時代が、輸送も陸海空で大きく分かれて短時間に届くようになっておりますけど、そこには加工というものももう少し、改めて考えていかないと、せっかく漁獲できたものが低単価で処分しなきゃならない状況であれば、活性化にもつながっていかないんじゃないかなと思っておりますので、干物についてもしっかりやってほしいと。

最後に、もう一つだけです。捕鯨のことですけど、長崎県周辺には鯨の生息が東北、北海道方面よりも少ないということで、漁獲がうまくいっていない部分があると思いますけど、以前は、有川をはじめ五島、あるいは平戸、こういったところに捕鯨船団もあったわけで、それを何とかできないのか、捕鯨船団をここで立ち上げることはできないのかと、私は知事に質問した経緯があります。

今の沿岸捕鯨といいますが、そのことについて現在どのような状況になっているのか、水揚げがあっているのかないのか。その点、わかることだけで結構ですけど、答弁いただきたいと思います。

【古原漁業振興課長】八江委員のご質問の沿岸捕鯨の関係では、現在、和歌山県以北の6業者、5隻に対して許可がなされているところで、こちらについては母船式の捕鯨を含めまして、TACがはめられている形になっています。

ミンク鯨で137頭、ニタリ鯨で187頭、イワシ鯨25頭というふうな形で、TACの中で管理される形で商業捕鯨は行われております。

【八江委員】その中で、長崎県で捕獲したといえますか、そういった経緯はありますか。長崎県でやっているのは、共同船舶等の船団だろうと思いますけど、どのくらいの頭数が捕獲されたのか、それは数字的には見えていないんですか。

【古原漁業振興課長】本県での鯨につきましては、定置網に春先に混獲というふうな形で、5メートルぐらいのものが時々採捕されます。これについては、DNAの鑑定を送ったうえで販売していいという形です。すみません、本県における混獲の数量は手持ちの資料がないんですけど、国にしっかり報告しておりますので、そ

ういった中でしっかりカウントされていく形になっております。

本県において、捕鯨というふうな形で現在、許可等がなされている事実はございません。

【八江委員】私も、鯨の食文化の会をつくって、この10数年、共同船舶、日本捕鯨協会等との連携をもって諫早でやっておりますけど、商業捕鯨になって大いに期待をしておったけど、なかなか近海で捕れた鯨を利用できるような状況にない。

しかし、今ようやく捕鯨が商業捕鯨らしくなってきたということは聞いておりますので、長崎県の周辺で捕獲ができるような状況にあるのではないかなと思っておったんです。今の話を聞けば、あまり期待はできないですけど。

上五島に行ったりすれば、鯨が捕れたということだったら、いや、イルカだったとか。5メートル以上は鯨、5メートル以内はイルカというような話も聞くんですけど、その辺は別として、長崎県の歴史を紐解く時には、捕鯨活動も一つの大きな視野に入れておくべきことじゃないかと思っておりますので、これは要望して終わりたいと思います。以上です。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【宮島委員】1点だけ、漁業調整規則の改正について、お尋ねをいたします。

今回の改正については、ご説明をいただきましたが、規則において、今までは「やす」の定義が明確ではなかったので、「やす」についてはゴム・ばね等の発射装置を有するものを除くことを明記するという、要は、今までもこの取り決めはあったけれども、明文化をしたというような理解でよろしいでしょうか。

【古原漁業振興課長】委員ご指摘のとおり、今回の調整規則の改正案におきましては、定義を

明確にするというふうなことでございます。

【宮島委員】 それでは、いわゆる強化、規則を厳しくしたわけではないというような認識でよろしいでしょうか。

【古原漁業振興課長】 現在、「やす」の使用につきましても、漁業者と遊漁者の間でトラブルが増加しております。件数で言いますと、県のほうで把握しているもので、令和元年は2年、令和2年が6件、令和3年は14件とトラブルが増加している形ですので、定義を明確化することによって、しっかりトラブル防止を図っていくということ、規制の強化ということではなく、定義の明確化と考えています。

【宮島委員】 その点が、実は遊漁者側と少し認識が違うような感じがするんです。

私も、この件で遊漁者の方とお会いをいたしまして、いろいろとお話を聞きました。実はその方は魚突きが好きで、魚突きのために関東から長崎に移住をしたというような方でありました。私はやらののでわからんのですけれども、それほどに魚突きというのは魅力があるんだなというふうに感心をいたしました。

その方が言うには、移住をする際に、県に照会をしたそうです。要は、ゴム付きの「やす」の使用は大丈夫かというようなことを問い合わせたそうではありますが、その時は、大丈夫であるという回答を受けたそうであります。

そのような過去の経緯はございましたでしょうか。

【古原漁業振興課長】 過去、遊漁者の皆様から、ゴムが付いた「やす」の使用に関して問い合わせがあった際は、まずは「やす」の定義としまして、柄を手に持って目的物を突きさすものが「やす」であるということをまずお伝えをいたしました。

そのうえで、ゴム紐が付いたものについては、柄を掌中、手の中からすべらせて目的物を突き刺す構造のものは、「やす」の範疇ではあるものの、目的物を突き刺した時に柄が手から離脱、あるいはゴムの弾力で瞬時に先端部が飛び出すものは「やす」に含まれないということを併せてご説明をしてみたいと思います。

しかしながら遊漁者の方々は、県は説明をしてきたんですけれども、十分ご理解いただけずに、県がゴム付きの「やす」の使用を認めてきたとご主張されているのではないかと考えております。

なお、動画配信サイト等々を見ますと、結構、遊漁者の方々は、ゴムを使用して「やす」を発射する状況で魚を突いている、明らかに「もり」と、「やす」の範疇から外れて「もり」というふうな形で使用されているのではないかと考えております。

【宮島委員】 遊漁者側の理解が不足していたのか、または県側の説明がうまく伝わらなかったのか、よくわかりませんが、少なくとも規制の強化だというふうな今回のものを捉えている向きがあるかと思います。

ここは農林水産省の通達とも関連がありまして、その通達の中には、「遊漁を含めて水産動植物の採捕規制を行う場合には、遊漁と漁業の実態を踏まえ、それぞれの規制のバランスを考慮し、遊漁に対して過度の規制とならないよう留意する必要がある」と、このようにあると聞き及んでおります。この通達についての受けとめ方について、お尋ねをいたします。

【古原漁業振興課長】 委員ご指摘の遊漁と漁業との調整に関するものにつきましては、県の海面利用協議会といったものがございまして、遊漁者の方々もメンバーになっています。そうい

った方々のご意見を踏まえ、かつパブリックコメント等も実施しながら、ご意見を承って手続を進めているところでございます。そのようなしっかりとした意見を聞きつつですね。

先日、新聞等々で拝見しますと、魚突きの方々が組織化を図っていますので、こういった方々との意見交換なども実施できないかということも含めて検討をしているところでございます。

【宮島委員】今、漁業振興課長から、遊漁者の方とも意見交換をしたいと、非常にいいことかなと、ぜひ実施をしていただければとお願いをしたいと思います。

そのうえで、パブリックコメントを今回なされたということでもあります。そのパブリックコメントの内容、あるいは、いただいた意見の総括、その点についてお聞かせをいただければと思います。

【古原漁業振興課長】今回、本年7月にパブリックコメントを実施いたしております。非常に多数のご意見、997件、約1,000件近いパブリックコメントをいただいております。

中身は様々です。こういった規制を賛成する声、反対の声、代替案の提案といった形で、様々なご意見を承っているところでございます。

【宮島委員】今ご説明があったように、普通、パブリックコメントといえは2桁ぐらいしか集まらないようではありますが、今回は桁が全く違って1,000件近くの声が寄せられたということで、非常に注目であったということ、それから一部には、過半数は反対や再検討を求める意見であったと、そのような報道もなされておりました。

私は、何とかこの遊漁と漁業、うまい具合に共存できないかなというふうに思うんです。農水省の通達にも、遊漁と漁業との円滑な調整を

図ると、そのような話もあるようでありますし。

例えば富山県では、泊漁協というところで、ウニ駆除大作戦と題して、要は魚突きの皆さん方が、磯焼け対策としてウニの駆除を図っていくというふうに、漁業と遊漁がうまいぐあいに仲良くしながらやっている事業もあるそうであります。そういう意味からも、何とか共存ができないかなというふうに思っています。

その中で、今回この「ゴム・ばね発射装置を有するものを除く」というふうに全て抑えてしまうのではなくて、例えば、捕っていい魚種を制限するとか、捕るサイズに規制をかける。あるいは、これは東京の三宅島や式根島でやっているそうでもありますけれども、遊漁エリアを選定して、そこではやっていいというやり方もあると。

県で、そういう独自の制度などをつくって、遊漁も共存できるやり方をうまくできないものかなと、ちょっと模索をしていただけないかなと。もっと申し上げれば、遊漁をする方に、当該の漁協に準組合員という形で入っていただくとかですね。

そういう形でうまく共存できないかなというふうに思うんですけれども、部長、ご見解はいかがでしょう。

【川口水産部長】今回の漁業調整規則の改正につきましては、ただいま漁業振興課長が申したとおり、大変大きな影響なり反響を呼んでおります。そういう中で我々も、漁業者と過去何年かにわたって、この問題をどうするかということとを協議し、ここ数年、トラブルが非常に発生している状況にございます。委員の皆様もご承知のとおり、我々水産部としては、今日の議論もたくさんございましたが、苦しい中で漁業を営まれている中で、漁業者もスマート水産業



とか、経営計画を立てて一生懸命になって漁業を長崎に根づかせよう、継続させようということに取り組んでおります。

そういう中で今回の規制で、漁業者も、魚突きの対象になる魚種については、種苗放流とか資源管理とか、漁場によってはいろんな規制がかかっている中で我慢しながらやっている。そういう中に遊漁者の方が来られると非常に敏感になるのは我々も過去から感じているところであります。

ただ、一方では地域振興とか交流人口の促進とか、そういうこともございます。だからそこは、先ほど他県の事例もお話しいただきましたが、我々も他県の事例をいろいろお話を聞きながら、どういった形でうまく漁業者、漁協と遊漁者が調整しながら、うまく回していけるか。

県内にも、もしかしたらそういう事例があるかもしれません。我々もまだそういう事例を知らない部分もあるかもしれませんので、そういうところも十分検討しながら、どういった形で進めたらいいか、検討を進めていきたいと思っておりますので、今後またよろしく願いいたします。

【宮島委員】水産部長とすれば、非常に厳しい水産業の立場に立ってのお話だと十分に理解をいたしますし、またその中でどうやったら調整ができるかという前向きなご答弁をいただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

私も午前中に漁業取締船の質問をさせていただいて、その際に、密漁は絶対に許してはなりませんし、また、ルールやマナーを守らないような者については厳しく取締り、また指導をしていかなければならないと思います。

私は、少し想像を膨らませていただきたいんですが、長崎県の県勢の浮揚を考えた時に、この海をどう利用していくかということが非常

にかぎであるのではないかなというふうに思っています。

もちろん水産県として養殖業などを振興して、漁業の再生を図っていく、これが一つあると思いますし、現在は洋上風力発電なども含めて海洋産業を振興していこうというようなことも進められております。

また一方で観光業についても、これだけ海岸線の長い長崎、これを十分に生かしてきたかと言われたら、なかなか、「うん？」と思うところもあると思うんです。そういう中で、うちの地元も西海国立公園を有する非常に風光明媚なところ。

余談でありますけれども、先だって、日経新聞を見ていたら、いわゆる多島美、これが見られる全国1位に我が地元の石岳展望所が挙がっておって、大変うれしく思ったんです。このように素晴らしい景色だけではなくて、それを今度は体験で楽しめるような仕組みもどんどんつくっていければというふうに思います。

先ほど移住の話をしましたけれども、何といても本県の最大の課題は人口減少問題、その中で移住政策についていろいろと水産部も取り組んでいただいておりますが、魚突きを目的として移住をしてきたり、ほかにもウェイクボードなどマリンスポーツを目当てに佐世保に移住をしてきたという方を実は私も知っておりまして、そういう方が増えてきていることも非常にいいことだと思います。

そういう意味では、やはり水産部のみならず部を横断して、庁内全体、県として、これから海をどう生かしていくかということを、ぜひ積極的にお考えいただきたいと、これは答えは求めませんが、強くお願いをいたしまして質問とさせていただきます。ありがとうございます

ます。

【深堀委員】午前中に少し質疑した、公正取引委員会の件で、再度確認だけさせていただきます。

先ほどは予算の議案の件で質問しましたがけれども、3月にちょっと報道であった、公正取引委員会の独占禁止法違反につながるおそれのある指導について、九州各地でそういった指導が発生しているようです。

事例としてはいろいろあるわけですがけれども、本県内の漁協において、公正取引委員会から指導を受けた実績があったのか、なかったのか、そのあたりを教えてください。把握しているかどうかですね。

【佐古漁政課長】前段のお話を一度だけさせていただきますと、昨年11月に水産庁から、独占禁止法の基本的な考え方を盛り込んだ水産物等の流通適正推進ガイドラインというものが、全国の漁協に対して示されておりまして、その後、全漁連が中心となりまして、各県の漁協に対して、そのガイドラインの内容の周知等を行っているところです。

その後の動きとして、本県には64の漁協がございますが、その中で公正取引委員会から注意なり、あるいは指導なり受けた事例はございません。

【深堀委員】ということは、そのガイドラインに沿って、しっかりと運営がされているというふうに理解をしいいわけですね。

【佐古漁政課長】これは全漁連の指導ですがけれども、漁協の収入の科目の表現を見直す必要があるというような指導を、全漁連から一部の県内の漁協に対してしているようですけれども、公正取引委員会が問題視するような事例はないと。そういう全漁連の指導に基づいて対応すれば、公正取引委員会から問題視されるような事

例はないというのが現状です。今、並行して、そういうことも進めているという現状です。

【深堀委員】わかりました。了解しました。

もう1点だけ。水産物の中国輸出に関するパートナー企業トップによる知事表敬という話が部長説明の中でありましたけれども、先ほど八江委員からも、鮮魚の輸送の話がちょっとありました。今の鮮魚の海外への輸出の状況を、概要でいいので。部長説明の中には、鮮魚の海外への輸出の件に関しては具体的な記載がなかったので、コロナ禍における状況を少し報告をいただけないでしょうか。

【桑原水産加工流通課企画監】鮮魚輸出につきましては、長崎県は主に中国を中心に展開をしております。

鮮魚輸出は、平成25年度に輸出額として6億円程度でしたが、平成30年度に33億円に達しております。その後、コロナの影響で輸出が縮小してはおりますが、令和3年度、昨年度の輸出実績としては42億円と過去最高の実績になっております。

【深堀委員】令和3年度に42億円で過去最高ということで、順調に伸びてきているという評価だと思います。ただ、もっともっと長崎の鮮魚を海外に出していく戦略はもちろん持ち合わせてあると思いますが。

先ほどちょっと物流の話があったわけですがけれども、海外に出すことに関する、今捉えている課題、クリアしなければいけない課題はどういったものがあるのかを教えてください。

【桑原水産加工流通課企画監】中国とか韓国とか、比較的近距離にあるところは鮮魚、生鮮の魚で輸送をしようと思っております。

現状、一番の問題は、今まで使っていた長崎発とか福岡発の航空便が止まっていて、それを

どうしようかというところが今一番の問題となっております。

代替案として関空経由の飛行機便で出していましたけれども、それもなかなか日数もかかる。飛行機便はどうしても高いので、それよりも安い船便を使おうというテストをやっているところ です。

船便を使いますとコンテナを使えるので、温度を一定にすることができます。長崎のもの の一番のいいところは鮮度を保つというところなので、そこを含めて今、現地のパートナーなどと、鮮度、品質の確認をしながら輸送法を検討しているという現状でございます。

【深堀委員】今おっしゃった、結局鮮度をいかに保つかという話ですけど、ここでちょっと物流と関わってくるんです。

先般、水産庁と民間の企業が、水産物輸出を拡大するねらいで、魚の状態をITで記録、送信し、安心・割安に海外に届ける実証試験に成功したという記事がありました。メーカーは「エム・ソフト」という東京の会社です。これはちょっと記事を読みます。

「同社は、別のメーカーが新たに開発した特殊な素材でできた二重構造の保冷箱を採用。従来の発泡スチロール製の箱は、約1日で氷が解け内部の温度が上がったが、新開発の箱は、中を8度以下で最長約5日間保存できる。冷蔵用の電力が不要になり、輸送費を通常の3分の1に抑えられるという」と記事を見かけたんです。

先ほどから鮮度を保つであったり輸送コストの話がありましたけれども、こういった先進的な取組を水産庁が民間と共同でやって、来年春には実用化を目指すという内容です。

このことについて、本県は、海外に鮮魚を輸出する県として、こういった先進的な事例を採

用する予定はないのかどうか、お尋ねします。

【桑原水産加工流通課企画監】エム・ソフトの分については私は詳細を存じ上げておりませんが、この技術は、もともと北海道の工業技術センターがやられていたことで、外側の発泡箱の厚みを増して、中にシャーベット氷を入れると鮮度が保てると。恐らくこれをエム・ソフトが発展させているものだと思います。

そういう技術につきましては、もともと北海道の工業技術センターと県の総合水産試験場で共同研究をやっておりました。そういったところはどんどん生かしていきたいと。ただ、コストが高くなってももちろん問題なので、その辺は長崎魚市と連携しながら。

まず、長崎魚市がシャーベット氷を入れたので、シャーベット氷でどの程度保持できるのか、次に、外側の箱をどうするのか、どういう保冷の態勢をとるのかということところを、今度、試験で考えていきたいと思っているところでございます。

【深堀委員】ということは、長崎県も、こういった従来にない技術を活用して、鮮魚の品質を、鮮度を保つような取組をやってしていると理解しているですね。

それは、いつ頃をめどに開発をしようとしているのか、開発の状況であったり、そういったものを最後に少し教えてください。

【桑原水産加工流通課企画監】少しずつ発展させようと思っていまして、今年度、シャーベット氷を使ったテストを実施する予定でございます。その後、順次必要なものをテストしていきながら、実際に輸送するに当たって、それはきちんとコストを返してくれるものなのかどうかといったところを検証していきたいと考えております。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査結果について整理したいと思います。（発言する者あり）

【桑原水産加工流通課企画監】申し訳ありません。先ほど八江委員からご質問のありました、俵物の中の練り製品の売上について、ご報告させていただきます。

昨年度の俵物の中の練り製品の売上は4,600万円でございます。俵物全体が約4億2,000万円ですので、約11%ほどが練り製品の売上となっております。

【山下委員長】しばらく休憩します。

-----  
午後 3時58分 休憩

-----  
午後 3時58分 再開  
-----

【山下委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 3時59分 散会  
-----

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年9月29日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時 2分  
於 委員会室 4

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山下 博史 君
副委員長(副会長)	坂口 慎一 君
委 員	八江 利春 君
”	中山 功 君
”	溝口 芙美雄 君
”	浅田 ますみ 君
”	深堀 ひろし 君
”	山本 由夫 君
”	麻生 隆 君
”	宮島 大典 君
”	中村 泰輔 君
”	清川 久義 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

農 林 部 長	綾香 直芳 君
農 林 部 次 長	吉田 弘毅 君
農 林 部 次 長	渋谷 隆秀 君
農 林 部 参 事 監 (農村整備・諫早湾干拓担当)	鈴木 豊志 君
農 政 課 長	苑田 弘継 君
農 政 課 企 画 監 (スマート農業・ 技術普及担当)	一丸 禎樹 君
団体検査指導室長	村岡 彰信 君

農山村振興課長	村木 満宏 君
農業経営課長	溝口 聖 君
農産園芸課長	清水 治弥 君
農産加工流通課長	長門 潤 君
畜産課長	富永 祥弘 君
農村整備課長	野口 和弘 君
諫早湾干拓課長	安達 有生 君
林政課長	永田 明広 君
森林整備室長	高橋 祐一 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【山下委員長】おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

【山下分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

農林部長より、予算議案の説明を求めます。

【綾香農林部長】おはようございます。

私から、農林部関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の農林部の3ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第88号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は国庫支出金9,950万円の増、歳出予算は農業費4億7,476万円の増、畜産業費5,400万円の増、合計5億2,876万円の増となっております。

まず、歳入予算についてご説明いたします。

国庫支出金について。

肥料価格高騰緊急対策に係る国庫補助金の増

に伴い、国庫支出金9,950万円の増を計上いたしております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

燃油・肥料の価格高騰への対策について。

コロナ禍に加え、国際情勢等により、燃油・肥料の価格が高騰していることから、燃油・肥料の使用量低減に資する資機材の導入支援及び県内堆肥を活用した混合肥料の供給を促進し農家の肥料コスト低減を図るための堆肥ペレットの製造に必要な機械の導入支援に要する経費として、人と環境にやさしい農業対策事業費1億4,925万円の増、スマート農業推進費3億2,551万円の増を計上いたしております。

子牛価格の下落への対策について。

飼料価格の高騰等により肥育農家の経営が厳しさを増し、県内家畜市場における子牛価格が下落する中、県内の肉用牛繁殖産地の生産基盤を維持するため、経営改善に取り組む意欲ある生産者に対する緊急的な支援に要する経費として、肉用牛経営体質強化緊急支援事業費5,400万円の増を計上いたしております。

繰越明許費について。

繰越明許費については、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う資材納入の遅れや地元との調整に日時を要したことによる工事の遅延等により、年度内に適切な工期が確保できないことから、農地費8,400万円、林業費7億35万円、合計7億8,435万円の繰越明許費を設定するものであります。

債務負担行為について。

長崎県民の森の施設改修にかかる令和5年度から令和6年度までに要する経費として、1,800万円を計上いたしております。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】次に、補足説明を求めます。

【清水農産園芸課長】農産園芸課の補正予算について、補足説明をさせていただきます。

補足説明資料、令和4年度9月補正予算計上事業一覧の3ページをお開きください。

まず、農業資材価格高騰対策緊急支援事業費として3億2,551万円を計上しております。

次に、肥料価格高騰緊急対策事業費として1億4,925万円を計上しております。

事業の具体的な内容につきましては、次の4ページをご覧ください。

農業資材価格高騰対策緊急支援事業費につきましては、コロナ禍において燃油・肥料の価格が高騰し、農林業の生産コストが上昇する中、価格高騰の影響を受けにくい生産体制を整備するため、燃油及び肥料の使用量低減に資する資機材の導入を支援するものであり、さきの6月県議会におきまして、4億761万1,000円の予算をご承認いただいたところです。

その後、各市町を通じて農家の方々に対し要望調査を実施したところ、燃油使用量の低減に資する資機材の導入においては、現計予算の1.2倍となる3億6,925万3,000円、肥料使用量の低減に資する機材の導入においては、現計予算の約3.7倍となる3億6,386万8,000円と、想定を大きく上回る要望があったことから、今回の9月補正において、追加で3億2,551万円を計上するものであります。

なお、9月補正後の予算総額は7億3,312万1,000円となります。

次に、5ページをお開きください。

肥料価格高騰緊急対策事業費につきましては、輸入資源に頼っている化学肥料の一部を県内の

畜産農家から出た堆肥に置き換えることで肥料コストの低減を図るため、堆肥ペレット製造機械の導入を支援するものです。

財源は、総事業費1億9,900万円の2分の1となる9,950万円につきまして国の既存の交付金を活用し、残りの補助裏の2分の1、総事業費の4分に1に当たる4,975万円につきまして、物価高騰対策の臨時交付金を活用して県の独自支援を行うこととしております。

まずは、ブロッコリー、ばれいしょ、たまねぎ、みかんの4品目におきまして先行着手することを想定しており、1袋20キロ当たりの肥料価格を約1割抑制し、4品目の県内作付面積の2割から5割で従来の化学肥料から転換することで、年間5,805万円の肥料価格上昇を抑制する効果を見込んでおります。

なお、国におきましては、去る7月に肥料価格高騰対策として、農家の肥料コスト上昇分の7割を支援する事業が措置されたところでありまして、県としましては、国の直接的な支援に加え、先にご説明した肥料使用量の低減に資する資機材の導入や、県内における広域的な堆肥の活用を推進することで、資材高騰の長期化に備え、県内の農業者の皆様が将来も安心して営農を継続できるよう、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【富永畜産課長】続きまして、畜産課の補正予算について補足説明をさせていただきます。

同じ資料であります令和4年度9月補正予算計上事業一覧の6ページをお開き願います。

まず、肉用牛経営体質強化緊急支援事業費として5,400万円を計上いたしております。

事業の具体的な内容につきましては、7ペー

ジをご覧ください。

肉用牛経営体質強化緊急支援事業費につきましては、コロナ禍における配合飼料価格の高騰などにより、肉用牛子牛価格が下落する中、生産者の意欲を保ち、繁殖産地としての生産基盤を維持するため、子牛価格が一定の金額を下回った場合、経営改善に取り組む意欲的な繁殖農家を支援するものです。

当事業は、肉用子牛価格の下落に対して国が実施します優良肉用子牛生産緊急対策事業により、全国の平均価格が基準価格である黒毛和種で60万円、褐毛和種で55万円を下回った場合に、経営改善の取組メニューの3つ以上を実施した生産者に対し、販売頭数に応じ1万円の奨励金が交付されますが、この事業を補完するため、国の奨励金が交付されなかった場合でも、県内子牛市場の平均価格が基準価格を下回った場合に、県において販売頭数に応じて1万円の奨励金を交付するものであります。

畜産課関係分は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【苑田農政課長】農林部関係の繰越明許費についてご説明させていただきます。

お手元にお配りしております補足説明資料の繰越事業理由別調書をお願いいたします。3ページをお開きください。

今回計上しておりますのは、農林部全体で14件、7億8,435万円となっております。

繰越理由としましては、上段の表の計画、設計及び工法の変更による遅れが2件、8,400万円でございます。これは、県営かんがい排水事業における揚水施設の補修等について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により資材の納入に遅れが生じ、年度内に適正な工期が確保できないため繰越を行うものであります。



次に 地元との調整に日時を要したものが6件、3億3,285万円でございます。

これは主に、予防治山費及び地すべり防止費において、土地使用承諾を得ていた土地所有者が死亡し、相続人への事業説明等に不測の日数を要したこと等によりまして、年度内に適正な工期が確保できないため繰越を行うものであります。

続いて その他の理由によるものが6件、3億6,750万円でございます。

これは、復旧治山費において、本年7月の大雨により施工地へ向かう道路に土砂が流入し通行止めとなり、土砂の除去等に不測の日数を要したこと、また、予防治山費において入札不調が発生したこと等により、年度内に適正な工期が確保できないため繰越を行うものでございます。

これらを、4ページから5ページにおきまして、事業別内訳として繰越の箇所、事業内容等をまとめております。

今後は、残る事業の早期完成に向けて最大限努力してまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【山下分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【麻生委員】 おはようございます。

今回、肥料価格高騰に対して、ペレット化する機械の関係が予算計上されていますので、お尋ねしたいと思います。

機械の導入でしようから、大型から小型まで、いろいろサイズはあると思うんですけども、今回導入されようとしているところは何件くらいあるのかですね。そのお尋ねと、機械ですので、いろいろ種類があると思います。ペレット

メーカーは、推奨されるメーカーはある程度決まっているんですか。その2点を教えてください。

【清水農産園芸課長】肥料価格高騰緊急対策として、堆肥ペレット製造機械の導入に関して、今回予算を提案させていただいております。

今、委員からご質問のありましたペレット製造機械を導入する地点は、今回、長崎西彼地区に1地区、豚糞堆肥を600トン規模でペレット化できるような機械の導入を計画しております。

また、ペレット化する機械につきましては、今、事業主体が見積り等を取っておりますが、最終的には、事業採択の後、入札をかけて、その結果決定するというところで、現時点ではまだ決まっておりません。

【麻生委員】ペレット化の機械の状況をどうなんでしょうかとお尋ねした時に、2点ほど課題があるという話があったんです。ペレット化して、たい肥が活用できるので、これについては異存はないと思うんですけども、ただ、ペレット化するのに相当な高出力のモーターを使うんですね。ダイスがあって、そこに押出成形しますから、要は大型モーターを使うので、結構電気容量の基準電力が高くなるのがまず1点。それと、高圧力で押し出しますから、結構故障が多かったり、メンテナンスがかかるんですという話があったんです。

もちろん、使っている農家の人たちもおられますし、専属で集荷してやる農協もあるかと思えますけれども、こういう課題があるので、導入する人にはしっかり説明をしてもらわないと、4分の1の支出が事業者としてはありますから、それは通常50%補助から比べると半額以下で設備導入できるんですけども、多くの機械メーカーが売込みをされているんです。そういう

中で課題があると、導入したいけど、こういう問題はあるんだと言う事業者もおられました。堆肥化については、混合肥料を含めて肥料が高くなったから、これでやるという方向性は国も打ち出していますから、いいんですけれども、電気代の問題、メンテナンスの問題についての認識はどうでしょうか。

【清水農産園芸課長】今回導入いたします堆肥ペレット製造機械につきましては、単に堆肥をペレット化するだけでなく、その後、化学肥料と混合して、堆肥と化学肥料の混合肥料として、耕種農家の皆さんが従来の化成肥料と同じような形で散布できる、そのような肥料として流通することを目指しております。

そういう意味で、今回導入する機械につきましては、委員からご指摘のありました動力に加えて、その後の成分調整も含めた機能も有している機械を計画しております、ご指摘のありましたメンテナンス、あるいは運用のための電気代を含めて、しっかり継続的にこの機械を運用できるように留意する必要があるかと思えます。

今回の事業計画につきましては、そのためJAグループが中心となりまして、全農とか、あるいは化学肥料と混合した肥料を製造するくみあい肥料などとも連携をしまして、この機械選定等を進めております。なので、今後、導入後もしっかりと、全農なりくみあい肥料と連携したフォローの体制をとってまいりたいと考えております。

【麻生委員】申すまでもなく、ペレット化する前後の工程があるわけです。機械のホッパーがあったりとか、乾燥機があったりとか、そのような一連の機械が要るわけです。だから、メンテナンスする側も、農家の方たちは専属ではあ

りませんから、そのような意味での課題はあるかなと思っているんです。だから、ある程度、事業主体としてしっかりとして、まずは立ち上がりですから、そのようなものになれた事業者をしっかりと後押ししながら、そのようなことで成功事例を積み上げてもらってやるのが大事かなと。

途中で機械が壊れて、メンテナンス費用が高いからやめたということにならないように、その辺をしっかりとお願いしたいと思います。それについて何かありましたら。

【清水農産園芸課長】今回、堆肥をペレット化して化学肥料と混合した肥料をつくるというのは県内初の取組であります。そのような意味で、今回の取組を成功させることで、モデルとして、今後、県内の他地区にも展開できるように、そういう意味でしっかりとフォローをしてまいりたいと思います。

【麻生委員】実はペレット化も、2年前に養豚業者が導入して長崎でやっていて、これは5,000万円ぐらいの補助がついていましたけど、ペレット化されて、アスパラガスを栽培していました。そういう例もあるから、しっかりと連携してやる流れをつくっていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。予算についてはいいんですけど、しっかりと目配せしていただきながら、成功事例を積み上げていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】今の肥料価格高騰緊急対策事業費について、ちょっと確認させてください。

まず、補助対象となっている長崎県堆肥利用推進協議会の活動実績とか、どういう団体であるのか、そのあたりを教えてください。

【清水農産園芸課長】事業主体となります長崎

県堆肥利活用推進協議会は、まさにこの堆肥をペレット化して化学肥料と混合することで県内に広く流通できるようにする、この検討のために立ち上げた協議会でございまして、長崎西彼農協、全農長崎県本部、くみあい肥料、豚を生産しておられる大西海ファームが構成員となっております。

今回、この設備を導入するために事前に、どういう体制で、どこから原料を調達して供給するかも含めて検討を行ってきたものでございます。

【深堀委員】わかりました。各種農業関連団体が構成者となって立ち上げた団体だから、この後、どうやって堆肥を集めるのかとか、そのようなことを聞こうと思っていたんですけども、そういう各種団体が入っているから、そのような懸念はないというふうに理解をしていますが。

【清水農産園芸課長】ご指摘のとおり、今回モデルケースとして、まず長崎西彼地区でと考えておりますが、協議会の目的としましては、今後の展開も含めて検討していくこととしております。

【深堀委員】わかりました。

もう一つ気になっていたことが、今回、予算を投じて化学肥料の約2割を置き換えると。4品目に関しては、作付面積の大体2割から5割の使用量に相当すると資料に記載をされています。

ということは、肥料を必要とする4品目についても、全量が行き渡らないということになりますよね。この4品目に限って、県内にどういうふうに分配をするのか。肥料価格が1袋当たり387円低減されるわけで、効果が化学肥料と全く一緒であるならば、農家の皆さんは安い肥料をできるだけ使いたいという思いになるじゃな

いですか、当然のことながら。

全体量が届かない状況の中で、どういうふうこれを分配するのかをお尋ねしたいと思います。

【清水農産園芸課長】ただ今ご指摘をいただきました、今回つくった堆肥と化学肥料の混合肥料の分配についてですが、基本的には堆肥についてはペレット化して広域流通できるようになるわけですが、まず今回は、豚糞のペレット工場を設置する長崎西彼地区を中心という考えでありますが、当然のことながら、県内他地区でも購入できないわけではありません。今、明確にこのエリアだけという形では考えておりませんが、今は長崎西彼地区を中心に、県内の農家が活用できるようにということで計画をしております。厳密な計算等はありませんが、ざっとそんなことになっております。

【深堀委員】ちょっと明確な答弁をいただけなかったんですけど、農家サイドに立った時に、県が先進的なこのようないい取組をする中で、その事業の効果が自分たち、例えば島原地区にはその効果が得られないというようなことはね。今、明確にまだ決まっていないということでしたけれども、それはでき得る限り、限られた量の中で、要望する農家に供給ができるような体制を速やかに講じてもらわないと、そこはちょっと。

物理的な問題があるので仕方ないとは認識しているけれども、その配分の仕方は、より慎重にならないといけないと思うんですけども、どうですか。

【清水農産園芸課長】配分については、まだ詳細は確定していないと申し上げましたが、今回、この協議会の中には全農長崎県本部も入っております。全農等も、しっかりと受益が行き渡る

ような形でご協力いただきたいと思いますし、何より、今回の設備だけでは県内の全ての需要を賄う量にはなりませんので、今回の取組をしっかりと成功させて、今後、島原地区なり県北地区なりで展開をしていくことが重要であろうと考えております。

【山下分科会長】ほかにありませんか。

【山本委員】農業資材価格高騰対策緊急支援事業費のことでお伺いしたいんですが、これは先ほどご説明があったとおり、6月補正で計上して、想定を超える申込みがあったということですが、6月にお聞きした時に、想定件数について、側条施肥田植機が1台当たり300万円で20台、畝内部分施肥機については1台当たり100万円で積算上51台というふうなご答弁をいただいていたんですけれども、件数的に実際はどうだったのか、実際の件数が何件だったのかをお伺いします。

【清水農産園芸課長】肥料使用量低減に資する機械の導入支援でございますが、確かに6月補正で計上した際の積算は、先ほど委員からご指摘のありました側条施肥田植機で20件、畝内部分施肥機で51件という形で計上しておりましたが、実際ご要望いただいたのは、側条施肥田植機で94件、畝内部分施肥機で13件といった状況でございます。トータルで、肥料使用量低減の機械につきましては6月補正予算で計上した3.7倍のご要望をいただいている状況でありまして、何とか、このような農家の皆さんの投資意欲にお応えして、今後も肥料の使用量を節減する取組を県内に定着させたいという思いで、今回追加で予算をお願いしているところでございます。

【山本委員】先ほど、市にヒアリングをしたというお話があったんですけど、これは前回の締

切分、積み残し分というんですか、それが今回の予算に上がってきていて、もうこれで終わりとなるんでしょうか。

【清水農産園芸課長】基本的に、この事業の要望調査につきましては8月で締め切っておりますので、そこでいただいたご要望が、今回追加をお願いしているこれだけの金額に上っているという状況でありますので、8月にご要望いただいた分にしっかりとお応えできるようにしたいと考えております。

【山本委員】今回の補正については理解をいたしますけれども、農家と話をして、また市のほうにもヒアリングをした中で、みんながみんなこういう投資ができるわけではないということ、どうしても直接的な支援が必要、欲しいというふうなこと。今回国がやっていますけれども、それに加えて直接的な支援が欲しいという声が多いんです

これについては前回も申し上げまして、農林部長から、こういうのは第一弾だというふうなお話がありました。今回の一般質問の中でも、これはあくまでも中期的な将来的なことなので、短期的なことも検討するようなお話をいただいたと思うんですけど、この点についてご答弁をいただけますか。

【綾香農林部長】肥料の価格高騰対策として、こういう機械類とかの効果は、どうしても今年度中の早い時期には発現しないものですから、当面をいかに乗り切っていただくかというところの対策として、知事も、当面の必要な対策について早急に検討するというところで一般質問でもご答弁をさせていただいております。その答弁に沿いまして、現在、検討に着手しているところでございます。まだ詳細はお話しできる段階にございませんが、できるだけ早く議会にお

語りできるようにしたいと考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。

前回の委員会でもご紹介しましたけど、他県とか市ではやっているところがあります。今回の国の対策に上乘せする形で、熊本県であったり、福岡県であったり、それから佐賀県も鹿児島県も9月補正で上げているんです、直接的な支援についてですね。特に熊本県あたりは、後ほど国の分は議案外でやりますけれども、最初から70%ではなくて85%ですよというふうなパンフレットをつくってやっているわけです。

そのような形で、早急にとということで今ご答弁をいただきましたけれども、この部分は農家全体に及ぶ話だと思しますので、今申し上げたところも含めて、早急にご検討、対応いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【山下分科会長】 ほかに質問はありませんか。

【中山委員】 債務負担行為について、長崎県民の森の施設改修で1,800万円ということになっております。

この長崎県民の森は、もう五十数年の歴史があって、西日本でも有数な森であるという話もありまして、この価値を上げていくことは大変重要なことであるだろうと考えております。

私が聞いたところによると、これまでに大きな施設改修を2回くらい計画的にやったのではないかなという気がしているわけです。今回、令和5年度、令和6年度に施設改修ということになっていますが、どういう部分をやるのかと、主な施設の状況がどういうふうになっているのか、お尋ねしたいと思います。

【永田林政課長】 今回、債務負担をお願いしている部分でございますが、県民の森で活用している水は「みどりの池」に貯まっている水を浄

水槽に汲み上げて使用しております。池に2台のポンプがあるのですが、それを交互に自動運転する、その配電盤が故障したため、修復するというものです。それと森林館には、管理事務所がありますが、そここのエアコンが故障したので改修するのと、天文館のエアコンと除湿器が老朽化して故障したので新たに更新するものです。

債務負担をお願いするのは、半導体、樹脂、そのような材料がなかなか入ってこないと、令和5年度に発注して令和6年度までかかりそうだとということで債務負担をお願いしたものでございます。

2点目に、県民の森につきましては、先ほど委員からご指摘ありましたとおり、作って20年以上経つ施設がかなり出てきております。そういうことで、平成26年度に策定した整備改修10年計画に基づいて、改修を計画的に行っています。利用者の方の安心・安全を確保するものを中心に、緊急性の高いものから改修をさせていただいておりまして、これまでに例えば浄化槽の清掃とか、冒険の森の遊具の撤去とか、最近でいきますと森林館の雨漏りの修復、そのようなものを随時、計画を見直して改修しているところでございます。

【中山委員】 今回は半導体関係で、部品等の関係で遅れる可能性があるということで、それは了解しますが、平成26年度に整備計画を10年計画ということになると、今年度で何年目になりますか。

【永田林政課長】 令和6年で10年です。

【中山委員】 令和6年で10年。

私も50周年記念の時に植林もさせていただいたわけでありまして、森林館を含めて、かなり古くなっているんですよ。大きな施設の修

理ではなくて抜本的な見直し計画というか、令和6年度にあるようであれば、次年度は主要な施設についての更新というか、見直し計画もぜひつくってほしいということ、まずここで要望しておきたいと思います。

令和6年以降の計画について、どのような考えを持っているのか、お尋ねしたいと思います。

【永田林政課長】先ほどご説明しましたが、平成26年度に策定して平成27年度から令和6年度までの10か年の計画を立てているところでございます。今回お願いしていますポンプの配電盤の修復とかエアコンとかというものは10か年計画に入っていない。そのような緊急性の高いものが、突発的にかなり出てきている状況でございますので、実際10か年計画が順調に進んでいるかといったら、幾分遅れている状況でございます。

そういうこともございますので、こういったものを優先的にやっていくべきか、令和6年度以降についてもまだまだ修復すべきものがあることが当然想定されますので、それは現在指定管理者とも協議をしながら、どのような順番で進めていくかというのはしっかりと検討していきたいと思っておりますし、それが10か年計画という形になるのか、今はっきりは言えませんが、何らかの形で6年度以降の計画もしっかりと立てて取り組んでまいりたいと考えております。

【中山委員】今後は100年を目指して、もう一回、主たる施設の廃止、改修と併せて、必要な施設がないのかも含めて、将来に向けて、ゼロからではなくて、現在のものを見直した上で、100年を目指してレベルアップ、スキルアップのために、さらに練ってほしいということ、とりあえずここでは申し上げておきます。

それと、二、三、具体的に聞きたいと思えます。コロナ禍があって、森林とか森が注目を浴びているわけでございますけれども、この県民の森の利用者は、令和3年度を含めて5年間ぐらゐの推移はどういう形になっていきますか。

【永田林政課長】近年、コロナに入る前では大体14万人、毎年ご利用いただいていた。コロナに入りましてからは、閉園等々がございまして、大体10万人程度の利用者がいるといった状況でございます。

【中山委員】コロナがあって、閉園したことによって利用者が減ったと理解していいわけですか。閉園は、1年間のうち、どの程度しているんですか。

【山下分科会長】 暫時休憩します。

-----  
午前10時36分 休憩

-----  
午前10時36分 再開  
-----

【山下分科会長】 再開します。

【永田林政課長】すみません、正確な数字は今、手元に持ち合わせていませんが、コロナの関係で緊急事態宣言等が出た時には閉園しております。その数字は後でご説明させていただきたいと思っておりますし、それも来園者が減った原因の一つであると考えているところでございます。

【中山委員】今の答弁は了といたしますけれども、私が知りたかったのは、コロナで閉園したことはわかったが、それ以外の日があるでしょう。例えば半年閉園したとして、それ以外は開園していたわけだから、それがコロナの前と後で、ひょっとしたら一日当たりの利用者が増えているんじゃないかというイメージがして質問したわけです。ぜひ、その辺も調べてから資料を提出してほしいと思えます。

それともう一つ、よく私が聞くのが、森の中

で子どもが非常に遊びにくいと。具体的に言えば、木に登ろうとしても、雑木林の木が大きくて登れない。それと、森には紅葉する木が少しあるんですけれども、紅葉する森が整備されたらいいんだけどもなという声を聞くわけです。

スギとヒノキはある程度間伐しますけれども、雑木林の間伐と併せて、紅葉の森を具体的に作っていく必要があるんじゃないかと思いますが、その考え方についてお尋ねしたいと思います。

【永田林政課長】 県民の森は380ヘクタールほどございまして、そのうち約100ヘクタールがヒノキの人工林で、残りがいわゆる広葉樹になっております。委員からお話がありましたような、いろんな特徴的な森ということで、きのこの森であるとか昆虫の森といったものもございまして。

今般、クヌギ林について指定管理者から、昆虫が集うような、カブトムシやクワガタが入るような森にできないかというご提案も受けております。指定管理者は施設の利用者からいろんな意見を聞いていますので、そのような意見に耳を傾けながら、どういった森をつくってけば来園者に満足していただけるのかということも今後検討しながら、例えば先ほどご提案いただいた紅葉の森、紅葉する木もかなり県民の森にございまして、そのようなものをメインにする森をつくるのか、そのようなものも指定管理者と打ち合わせをしながら進めてまいりたいと考えております。

【中山委員】 私も、指定管理者とたびたびお話ししたことがあってさ。私が考えるには、雑木林の間伐して整備するために事業費が要るんですよ、予算が。その予算を本庁としてどういうふうな扱いをしていくのかというのが基本にある

わけであって、予算がない以上は、なかなかこれを整備することは難しい。ぜひ、指定管理者の意見を聞きながらいろいろやっていきたいということは十分だけれども、それを含めて、こういう雑木林等を整備して、県民に親しんでもらうよう軌道修正をして、そこにも税を投入するんだと、そういう発想のもとで指定管理者と協議すれば、もっと事業が進んでいくんじゃないかと思いますので、その辺の決意が要るんですよ。どうですか。

【永田林政課長】 委員ご指摘のとおり、森林整備をするには、どうしても財源が必要です。スギ、ヒノキであれば切った木を売ってということもありますけど、なかなか雑木を売って費用を捻出するのは難しいと思っています。一定の費用が必要であることも踏まえながら、どういう形でどの部分を整備していくのか、380ヘクタールほどと広うございまして、どのような部分に、例えば税であるとか、いろいろな財源を投入して森づくりをしていくのかということも含めて検討をしてみたいと考えております。

【中山委員】 今、検討していきますということでしたので、前向きに向いていただいたと思います。

いずれにいたしましても、これだけの財産をどう活用していくのか、政策的な問題ですよ。ぜひ林政課においては、積極的に県民の森を生かすような形で、特に雑木林等について資金提供をしていただくことを強く要望しておきたいと思います。

【山下分科会長】 ほかにありませんか。

【中村(泰)委員】 先ほどの肥料価格高騰緊急対策事業費についてお尋ねいたします。

まず確認ですけれども、この堆肥ペレットの

製造機械を实际使われる方、また場所は。農業事業者、またこの協議会が、どこの場所でこの機械を使われるのか、ちょっと細かくご答弁願います。

【清水農産園芸課長】今回、機械の導入を計画しておりますのは、長崎西彼地区の中でも西海地区にあります養豚農家で、豚糞堆肥が発生する近くでペレット化をして、そこからつくったペレットをくみあい肥料の工場に運んで混合肥料をつくるという計画になっております。

【中村(泰)委員】要は、堆肥がある場所でペレットを製造していくということですね。

先ほど来、この受益を県下に広めるにはという議論がある中で、今後これを広めていくときに、すみません、これはちょっと素人的な考えですけれども、多分、集中的に製造して配布をしていくのが効率的だろうなと思うんです

農業者の方としては、これは理想ではあるんですけれども、県がしっかりと、県なのか代表するところが集中的にそれをつくって供給していくことができれば、それをまた各事業者が購入するのかわからないですけれども、そういうような体制をつくっていけば県下に広められるのではないかなと思うんです。

今回は西彼地区ということですが、例えば水産であれば、ある県で餌を県が管理して集中的につくって配布をしたという事例も聞いたことがございますので、県が主体的に集中的につくってスケールメリットで、必要とされる方々が受益を得られるような仕組みを設けていくことはどうかなと思うんですけれども、お考えをお聞かせいただけないでしょうか。

【清水農産園芸課長】まさに集中して堆肥のペレット化、あるいは堆肥との混合肥料を集中して生産することで広域に流通するというのは、

ご指摘のとおりだと思います。

そのため、まず堆肥をペレット化するところは、できるだけ大規模な養豚農家で堆肥を調達してペレット化すると考えておりますし、堆肥ペレットと化学肥料を混合して混合肥料をつくるのもくみあい肥料の工場で行うということで、ご指摘のとおり、多くのものがまとまる箇所では集中して展開していくことが必要と考えております。

【中村(泰)委員】既にもう可能な限り集中して地区ごとにやっているということであれば、これが成功していくと、島原半島であるとか県北とか、離島も含めてメリットが得られる場所で、このような製造機械を導入していくという県の考えということでしょうか。

【清水農産園芸課長】はい。委員ご指摘のとおりでございます。

【綾香農林部長】堆肥をペレット化する今回のような大型のプラント、機械というよりもプラントみたいな大きなものですが、それについては堆肥の生産場所、今回は西海市に置きますが、畜産が盛んな島原半島とか県北とか壱岐とか五島とか、そういうところに堆肥のペレット工場は置いた上で、ペレット化した堆肥は運搬も簡易にできますので、肥料に混ぜる工場は諫早にあるくみあい肥料。諫早のくみあい肥料で県内全地域の肥料をつくっておりますので、そこでこの4品目の肥料にとりあえず混ぜますが、これを契機に、水稻に広げたりとか品目を広げたり量を広げて、全体に行き渡るような取組にしたいと思っております。

肥料に混ぜるのは諫早の肥料工場、ペレット化するのは各地区の畜産が盛んな地域で、効率的に県内全域に、この肥料を買い求めたい方が買い求められるような状態に一日でも早くもつ



ていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。効率的にやっていただける戦略も含めてお持ちだということで、よくわかりました。ぜひとも県下に広めていただきたいとお願いしまして質問を終わります。

【山下分科会長】ほかに質問はありませんか。

【溝口委員】今の肥料価格高騰緊急対策事業費は、補助対象が長崎県堆肥利活用推進協議会となっているんですけども、責任を持ってどこがやっていくのか。先ほど、西彼農協が何かと言いましたけど、そこが責任を持って運営もやっていくのかどうか。

4分の1は個人で出さなければいけないですよ。この推進協議会から出るのかどうか、そこら辺についてはどのように考えているんですか。

【清水農産園芸課長】今回導入する堆肥ペレット製造機械につきましては、西海市の大西海ファームで出る豚糞をペレット化する計画ですので、基本的には日常の管理につきましては、大西海ファームのそばに設置をして、そこで管理を行うということにしております。

今回、協議会をつくって今後の展開を含めて検討をしておりますので、先ほどご指摘のあったメンテナンスも含めて、大西海ファームに全て任せるのではなくて、JAグループも含めてフォローアップの体制をとっていくと考えております。

【溝口委員】聞こえなかったので、名前が何とあったのか。

【清水農産園芸課長】今回、JA長崎西彼が運営している大西海ファームの近くに堆肥ペレット製造装置を導入する計画です。

失礼いたしました。費用負担の関係ですけれ

ども、大西海ファームを運営している長崎西彼農協を中心にJAグループが、残り4分の1の事業費を負担すると聞いております。

【溝口委員】その4分の1は、振り分けてJAグループと大西海ファームと。

責任を持って運営していくのは大西海ファームですか。

【清水農産園芸課長】このペレット製造装置を日々日常的に管理運営していくのは大西海ファームという計画です。

【溝口委員】これは株式会社でも何でもありませんよね。会社になっているんですか、この大西海ファームというのは。

肥料をつくって農家の方々に売るという形ですけど、その販売ルートは、農協が責任を持って農家の方々に売っていくのかどうか。

そこら辺の運営のあり方が、推進協議会だけしか補助対象になっていないので、どこが責任を持って、どのように運営していくのかが、ちょっと見えてこないんですよ。

【富永畜産課長】委員のご指摘にお答えいたします。大西海ファームは、長崎西彼農協の100%の子会社、農業生産法人になっております。

【清水農産園芸課長】大西海ファームは法人ということでございます。

今ご指摘いただきました役割分担につきましては、堆肥を出してペレット化する、これは大西海ファームが行います。その後、堆肥ペレットと化学肥料を混合した肥料をつくる、これはくみあい肥料が責任を持つという形で、そこから、堆肥ペレットの入った混合肥料を県内に流通、供給していく計画であります。

【溝口委員】わかったような、わからないようなあれですけども、すみません。

そうしたら、大西海ファームがペレット化し

て、そのペレット化したのは、西彼農協か中央会か知らないですけど、そこに売るわけですね。それをまた農家の方々に売るという形になるんですか。そこら辺のところをですね。直接大西海ファームが売るということではないようなので。

その辺について、大西海ファームとしては運営を良くしていかなければいけないわけでしょう。その運営費も要るし、今度は農協にそれを売るという形になれば、農協はそれに上乘せして農家の方々に売ることになるわけです。本当に387円、1割近く安くできるのかどうかちょっと疑問になってくるんですよね。そこら辺、県としてはちゃんと指導をやっていくんですか。

【渋谷農林部次長】今回の計画につきましては、大西海ファームでペレットを生産して、それをくみあい肥料という肥料の会社、JAグループがしている肥料の会社が仕入れをします。化学肥料も仕入れていまして、その化学肥料の仕入れをちょっと減らして、その部分を堆肥ペレットに代えて、それを肥料袋に詰めて農家の方に販売をするという形になっておりますので、それぞれ利益がある形になっております。

【溝口委員】それぞれ利益が出ることはわかるんですけど、本当に今の化学肥料と比較して387円安くできるのかというのを聞いているんです。

【渋谷農林部次長】先ほどお話をしましたように、肥料をつくる時に化学原料を買っているんです。窒素ですとかリンであるとか、その分をペレットに置き換えることで原料代が安くなりますので、その原料代が安くなった分が価格に転嫁をされて387円安くなるという仕組みになっています。

【溝口委員】せっかく機械を入れるわけですか

ら、必ず安く提供できるようにしていただきたいと思います。今後、県としてもちゃんとした管理が要るのではないかと考えておりますので、その辺についてはしっかりと形をとっていただきたいと思います。

それから、農業資材価格高騰対策緊急支援事業、これも補助対象が農業者の組織する団体等となっているんですよ。94件ですか、今回の予算でいくということですけども、その組織する団体は何名以上を考えているのか。

【清水農産園芸課長】農業資材価格高騰対策緊急支援事業の補助対象は、農業者の組織する団体等となっております。

この事業の仕組みとしましては、本県で、各品目ごとに生産部会等が中心となって産地計画を策定しております。農協の生産部会を中心とした産地計画に位置づけられていて、産地計画に基づいて肥料の使用量低減に取り組む農家が対象となりますので、その産地計画という単位で位置づけているという意味で「農業者の組織する団体」と書いておりますが、実際、機械を導入して利用するのは、産地計画の構成員である各個別の農業者という仕組みになっております。

【溝口委員】それなら、この補助対象を「組織する団体等」としないで。本当は、その組織に入っている農家の方々でしょう、対象は。そこら辺がちょっとわかりにくいですよね。

それで、2分の1の補助率ですから、2分の1はその生産者団体が出すのかということになるわけですけど、農家の方しか出さないわけでしょう。そうしたら、この補助対象は、それぞれの団体に所属している農家とならないとおかしいと私は思うんですけども。

【清水農産園芸課長】事業の仕組み上、産地計

画というまとまりを通しての事業であるという意味で団体等と記載しておりますが、委員ご指摘のとおり、実態としては受益を受けるのは各個別の、この産地計画に属する農家ということになります。すみません、そのあたりはしっかりと、誤解のないように説明をしてまいりたいと思います。

【溝口委員】そこら辺をはっきりしておかないと、補助対象となった時に、ちょっと勘違いする部分があるのではないかと思いますので、その辺についてはよく検討して、補助事業をやっていたきたいと思っております。

【山下分科会長】 暫時休憩します。

-----  
午前 10時58分 休憩

-----  
午前 10時58分 再開  
-----

【山下分科会長】 委員会を再開します。

換気のため、しばらく休憩します。

再開を11時10分としたいと思っております。よろしくをお願いします。

-----  
午前 10時59分 休憩

-----  
午前 11時10分 再開  
-----

【山下分科会長】 それでは、委員会を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

【清川委員】 私から1点、質疑をさせていただきます。先ほど来、肥料価格高騰緊急対策事業についての質疑がなされておりました。その件で1点、ちょっと私も質問させていただきます。

大西海ファームが今回、モデル事業といいますが、そのような形で堆肥ペレット化に向けて事業を行うというようなご答弁をいただきました。

私がかちょっと危惧するのが1点ありまして、

この堆肥の原料、例えば五島地区を例に挙げた場合に、五島地区においては、堆肥は各畜産農家が自前で、自分の牧草にまくわけですね。そうすると、堆肥センターで原料そのものが確保できていくのか。今後、地域でペレット化を推進していくというようなご答弁だったのでお聞きしているんですけど、原料を果たして各地域で賄えていくのか。

そしてもう一点が、五島でペレット化がされた場合に、諫早に輸送すると輸送コストもかかってくるのかなということと、これを諫早に運ばずに堆肥そのものを肥料として直接散布できるのか、そのような点についてお尋ねいたします。

【富永畜産課長】 委員ご指摘の五島地域での堆肥ペレットの活用ですが、ご存じのとおり堆肥は、土壌改良資材と肥料としての有効性があることはご存じかと思っております。五島では、これまで畜産農家の堆肥はダンプに積んでひっくり返すと、その後そこで農地還元をするということをやっておりましたが、それでは小規模の農家は機械を持っていらっしゃいませんので、なかなか広がりません。

一方、堆肥をペレット化することによって水分が4割減ります。なおかつ保存性も高まり、悪臭などもなくなります。最も効果的なのが、ペレットは散布しやすいということです。機械がなくても小規模農家から大規模農家まで、自分の栽培しているものにスポット的に堆肥を散布することができますので、非常に有効性があるので、ぜひとも五島地域においては、まだまだ畑作に堆肥が入っていない状況ですので、そういう環境改善をしていただきたいと考えております。

令和5年の畜産局の予算でも、高品質の堆肥

を広げようと、そういう予算要求を行っているという情報も聞いておりますので、そこと一体となって良質堆肥、耕種農家が求める堆肥を畜産農家もしっかりと作っていかねばならないというふうに思っております。

もう一点、堆肥の広域利用、諫早地区ではどうかというお尋ねですが、基本的に県内各地を見ますと、堆肥の発生量と需要と供給のバランスが整っていないところがあります。

例えば島原半島では畜産が盛んなので、堆肥はかなり生産されますが、なかなかそこでははけません。一方、県央地域は水田地帯でありますので、家畜がいることはいますが、堆肥は十分足りていないところがありますので、できれば輸送コストを考えて、海を渡るよりも、県央地域としては島原半島から供給していったほうがいいのかと考えております。

五島地域については、上五島も含め、五島島内で消費できるようなシステムができれば、さらに農業振興につながっていくのではと考えております。

【清川委員】 ありがとうございます。

まさに今、畜産課長がおっしゃるとおり、現状は生の状態で散布していると。悪臭もかなり高く、近所あたりからの苦情とございますが、そのような話もよく耳にするわけです。

このようにペレット化することによって、先ほど来お話にあるように、機械の導入ですね。生の場合は散布する機械も買わなくてははいけない。これまで、機械等の価格が高くてなかなか買えない畜産業者もおられました。そういうことでペレット化して軽くなって、誰でも使用できるような形になれば、非常に五島の農業者も喜ぶのではないかなと思っております。

今、JA五島も、確かにペレット化に向けて

考えているようでございますので、何とかそのようなご指導を今後やっていただければと思っております。その点、もう一度お願いします。

【綾香農林部長】 先ほど言った分は、西彼で作って諫早で肥料に混ぜて県内全域に肥料として販売する。五島地域においては、五島の島内でペレット化した堆肥を島内でしっかり使ってもらおう。

そういう地域の畜産と耕種農業のバランスと、輸送コストとか利便性とかも考えた上で、地域の実態に合った最適な利用の形態を考えながら、各地域で推進を図っていきたいと考えております。

【山下分科会長】 ほかにありませんか。

【八江委員】 肉用牛経営体質強化緊急支援事業という中で、子牛の奨励金1万円という問題もありますけど、その前に、本県は子牛の生産、肉用牛も含めて畜産県という気持ちも我々は思っております。

そういう中で、現在、繁殖農家が県下に大体幾らおられて、そして何頭が生産されているのか、それをまずお尋ねしたいと思えます。

【富永畜産課長】 委員お尋ねの繁殖農家の戸数と頭数でございますが、戸数が2,100戸、頭数が、繁殖雌牛が3万1,712頭となっております。

【八江委員】 今回の飼料価格の高騰や子牛価格の下落等によって、いわば二重の大きな打撃を受けていることから、国の対策も当然そこで考えていただく、1万円の支給、奨励金ということでもあります。

我が県にとってみれば、畜産が県下の農業生産の中で一番大きな生産を誇っている県であるとするれば、国の奨励金の交付がなされない場合は1万円を支給するということでもありますけど、国が出しても出さなくても1万円というよりも、

むしろ国が出した場合は長崎県もプラス1万円は出すということをしていかないと、畜産県というか、繁殖をやって肉用牛に回している農家にとって、あるいは肥育牛として受け取る肉用牛農家も非常に困るのではないかと思います。安定的な子牛の供給を考えれば、もう少し手厚い支援事業があってもいいのではないかなと思うんですけど、そのことについては納得されてではないと思いますけど、どうなのでしょう。国が1万円出したら、こっちはもうそれでいいということなのか、あるいはそれに打つ手はありますよと、別のことも考えていますよということがあるのかなのか。

これはこれとして了とはしますけど、そのことの将来的にわたって、現状に対処したときにどうかというのは、畜産農家としても我々でも不安の要素があるのではないかと思いますのでお尋ねしますが、いかがでしょうか。

【富永畜産課長】委員ご指摘の子牛価格の件についてでございます。本県の子牛価格は、通常時においては全国価格と同調して推移しますが、このようなコロナ対策の場合には、どうしても地理的な特性で県外の購買者がいらっしやなくなりまして価格が落ちてしまいます。その落ち方も、全国平均よりも早く落ちてしまうというような特徴がございまして、これに対応するために、全国平均子牛価格の60万円が、長崎だけ下がって全国が上がった場合についても、万全の下支えのために、今回の1万円の県の独自の措置をご提案させていただいたところでございます。

それから、今後の対策といたしましては、国が、この1万円の事業をさらに拡充をいたしまして、さらに取組を、発情発見機とか、そのようなものを経営の中に導入すると、またさらに

1万円、合計2万円の取組奨励金を対策として打っていただいております。

県といたしましては、もし仮に全国が上がって60万円以上で、長崎県が60万円より下がった場合に補填金がないということにならないように、万全の下支えのために今回の予算のご提案をしているところでございますので、よろしくお願いたします。

【八江委員】今の話では、60万円を切らなかった場合は、県は1万円を出すということ。それ以上にあった場合でも、国の政策の中では、1万円を2万円に引き上げて維持を奨励していくということになれば、その点は十分理解できるものであると思います。

私は、長崎県の大きな生産を誇る、農業生産の中では大きなものでありますから、主産業である畜産業をもう少しカバーしていくためには、まずはもとが大事だと。もとというのは、子牛の生産というのが一番大きな問題だろうと。他県からも、神戸牛だ、松阪牛だ、佐賀牛だというのも、長崎県の子牛を導入し、数か月後には佐賀牛だ、神戸牛だということを出しているわけです。それは長崎県のみならず、県外の畜産農家に大きな貢献をしていると思えば、もう少し長崎県は長崎県らしい育成の仕方が当然あってしかるべきじゃないかと思ってですね。国が出せば、我々はもうそれを出さなくていいという考え方ではなくて、本当は、2万円出せば3万円に、あと1万円プラスするというぐらいあってもいいと思って私はお尋ねしたところです。

ぜひひとつ長崎県の畜産業の発展のためにも、子牛の生産がまず第一だと思っておりますし、それは離島関係の繁殖農家が非常に多いと思います。特に五島は、昔からの伝統ある五島牛は有名な牛であるし、それがひいては各地区の有

名ブランドになっているのではないかと思えば  
なおさら、ここで長崎県もしっかりやっていただかなければならないという思いがあるんですけど、その点も全体的な感覚の中で、部長はそのことを十分理解していただいているのではないかと思いますけど、ご答弁を、良かったらお願いします。

【綾香農林部長】委員からも今お話があったとおり、肉用牛、特に繁殖経営、長崎県の基幹作目で、農業産出額の中でも第1位の、数ある品目がある中で、この肉用牛が一番の長崎県農業の売上を稼いでいる品目であります。

そういうこともございまして、県としても、この肉用牛の繁殖農家、肥育農家もそうですけれども、肉用牛農家が安心して経営を継続できるようにやってもらう必要があると強く考えております。

そのため、今回の県独自の1万円の支援策については、九州では我が県だけが支援措置をして、ほかの県は国の支援措置でそこを乗り切ろうとされておりますので、長崎県は、肉用牛に対する思いをこの1万円の予算に込めたということでご理解いただければというふうに考えております。

【八江委員】今、答弁をいただいて十分わかりましたし、理解もいたしました。

畜産の振興には、何がスタートなのかということを考えれば、最初生まれてくる子どもを育てる意味もありますけど、生み育てるのが、やっぱり大きな畜産に関係することではないかと思えますし、全国のブランドにも貢献できるという立場から考えれば、やりがいがある仕事だと思って、県の生産意欲に対して支援をいただきたいと思えます。

そのようなものが反映して、今度、和牛共進

会等も、これは午後の話にもあると思いますけど、そのようなものにも反映してくると思いますので、そのことは改めて十分お願いをしておきたいと思えます。

もう一つ、農業資材価格高騰支援事業についてです。燃油、肥料、その他、先ほどからいろんなお話がありました。特に燃油、肥料のヒートポンプ、二重カーテン、環境制御装置などについては、これまでも農産園芸課が積極的に取り組んでいただいておりますし、それが長崎県の農業生産高に大きく寄与しているということ。全国よりも誇れる生産高を増やしているのは、施設園芸の導入によって、これまでやってきたことがここに評価されて、生産高も順調に上がっていると、私はこう思っております

それをまた加速する意味では、冬の期間、暖房を焚くためには燃油価格高騰が大きく問題になっております。それを補完する意味では、どうしてもこれが必要だと思いますし、ここに出てくるのはいいことだと。だから事業も、6月補正の1.2倍、あるいはまた肥料の機材関係についても3.7倍という大きな要望が出ているのも、県の施策が農家、あるいは農業関係者にとっていい提案だと思って増えてきている。それを喜んでいただくならば、しっかり予算の確保はしていかないといけない。だから、ここに予算化してもらっていることは大事なことだと思うし、それを進めていただきたいと思えます。

ただ、これまで導入しているところ、規模拡大、あるいはまた増設、あるいは新規参入等が出てきた時も、それはやって、もう補助は済んでいるからだめだということではないと思えますけど、そのことについてはどのように推移していくのか確認をしておきたいと思えますが、いかがでしょうか。

【清水農産園芸課長】今、お尋ねのありました農業資材価格高騰対策におけるヒートポンプ等の導入におきまして、例えば規模の拡大をするケース、増設をするケース、あるいはこれまで導入して老朽化した設備を更新するケース等がございます。

まず増設、これまでヒートポンプが入っていなかったハウスに新たにヒートポンプを入れるケースは、当然重油ボイラーに比べて燃油使用量が減りますので対象になります。

また、既にヒートポンプを入れていたハウスで、そのヒートポンプが老朽化して新しいものを入れるケースもございます。その場合は、以前補助事業を活用して入れた場合は処分制限期間、ヒートポンプであれば7年経過するというルールがあります。7年以上経過したものであれば、単純更新というわけにはいかないのですが、機能向上、前よりも燃費が向上している、発熱効率が向上している設備であれば対象になるということです。ただ、実際上は10年前、あるいはそれ以上前に導入したものと今販売されているヒートポンプを比べれば発熱効率等は上がっておりますので、そういう意味で機能向上が図られると考えております。

【八江委員】今まで補助事業等については、いろんな制約とか制限があったりしておりましたので、このことはそうでもないとは思っておりましたが、今のように制限とか条件つきというものではなくて、持ち込みがあったもの、そういう意欲的な農業者の生産意欲に対してプラスするような気持ちを持って支給対象にさせていただきたい、このように強く思います。

それが、引いては長崎県の農業生産が全国的に飛躍している大きな一歩だと思えば大事なことだと思いますので、それにかける思いという

ものをですね。これにかける思いというのは、ただ単純に燃油対策の問題だけではなくて、将来的なことを考えれば当然ながら、そしてまた将来のことも、先ほどから質問の中には今後も考えていくというような話でありますけど、いま一度、私も皆さんに確認をしておきたいのは、将来的に、これを基本として、かける思いをいま一度、管理職の皆さんにお願いしたいと思っておりますけど、いかがですか。

【苑田農政課長】委員からお話がありましたように、今回導入を考えておりますヒートポンプや環境制御装置といったものにつきましては、燃料等の価格高騰対策に資する省エネといったものだけではなく、環境制御装置であれば、スマート機器を通じて、これまで取り組んできました単収の向上についても効果が発現されるものだと考えております。こうした取組の中で、委員からお話がありましたように、本県の農業産出額が近年で100億円以上増加しているといったところで効果としてあらわれてきている状況がございます。

こうした機材の導入は、価格高騰対策に資するだけではなく、将来を見据えた生産性の向上とか産出額の向上につながる重要な施策だと考えておりますので、引き続き農林部といたしましても取り組んでまいりたいと考えております。

【八江委員】 以上です。

【麻生委員】 肥料価格高騰対策の事業の1億4,900万円は、今日の議論の中でわかったのが、設置は1か所で大西海ファーム、SEWですよ。投資金額は、県が約1億5,000万円。国が2分の1でしょうから、合わせて全部で6億円ぐらいの機械を今回導入するという形になるんですか。そこを教えてください。

【清水農産園芸課長】 今回の事業計画は、この

堆肥ペレット製造機械の導入、総事業費で約2億円となっております。そのうち2分の1に当たる約1億円を国の交付金で賄いまして、県としては4分の1に当たる約5,000万円を支援する、残りの約5,000万円を事業主体が負担するという形になっております。

【麻生委員】 国と県と合わせて1億5,000万円、大体2億円ぐらいの機械だということですね。

今回はS E Wの豚糞を使うと言われていて、これはこれで理解しました。堆肥は、牛糞だとか鶏糞だとか課題がいっぱいあって、鶏糞も過剰化されて、なかなかさばけない状況があるんです。お尋ねすると、牛糞と鶏糞を混ぜたほうがいいよという話も畜産のほうから聞いているんです。

今、S E Wだけで特化して今回やろうとされていますけれども、今後これを通して、S E Wの主体はJ Aですから、J Aとの連携でやって肥料化もするんだと、ブレンドして配るという話をされておりましたので、一連の流れはわかったんですけれども、島原半島の中では畜産とか養鶏とか結構あるので、今後どういう展開を図ろうとされているのか、見込みだとか。

この前言いましたように、肥料が相当上がってきている。これだけで十分賄えない状況があると思うんです。これはこれでしっかりと検証してもらって、次の展望ではないですけど、どうするのか。国は、肥料対策ということで特別予算を組んでいて、その活用の中でやっていると思うんですけれども、畜産課として、どのような方向性を持って今後展望されているのか、その1点だけお尋ねしたいと思います。

【富永畜産課長】 委員のご指摘の件で、例えば牛糞につきましては、土壤改良的な効果が非常

に高い。有機物を多く含んでおりますので、土壤改良資材の効果が高いです。一方、鶏糞のほうは非常に窒素が高いという傾向を持っておりまして、ちょうど中間地点なのが豚糞という形になっております。

この堆肥をブレンド化することで、それぞれのいいところをさらに助長するというふうな混合堆肥を今検討しておりまして、それを実際の野菜等に、じゃがいもなどで実証試験を行っているところです。

何分、今後、堆肥は非常に重要になってくると思いますので、繰り返しになりますが、畜産農家も、高品質な堆肥、耕種農家が望む堆肥をつくる技術も習得して、この肥料高騰の一助になればと思っております。

【麻生委員】 そこでお尋ねしたいのは、牛糞と鶏糞を混合させると、これもペレット化させる状況はあるのでしょうか。豚糞だけしかないのか、それとも混合したものを今後はペレット化して供給する形になるのか、それを最後に教えてください。

【富永畜産課長】 現在、ペレット堆肥のほうはあまり普及していないのが現状でございまして、ペレット堆肥を化学肥料と混ぜたものなど、今から実証されていき、いろんな効果が末端まで円滑にスムーズに広がっていけばペレット化のニーズも出てくると思いますので、そういったしますと畜産農家としても、ペレット製造機械の補助もございまして、しっかり推進していきたいと考えております。

【山下分科会長】 ほかにありませんか。

【坂口副会長】 補足説明資料の4ページと5ページを見ておりますが、まず5ページの一番下段のところで、6月追加補正における肥料使用量の低減に資する資機材の導入支援等というの



は、4ページのヒートポンプであったり、施肥機の6月補正計上分という認識でよろしいかどうか、まず伺います。

【清水農産園芸課長】ご指摘のとおりでありまして、5ページの下段に書いております6月追加補正における肥料使用量低減に資する資機材の導入支援というのが、4ページにございます畝内部分施肥機等の導入支援、このほかに堆肥ペレットの混合肥料で価格を1割落とすことで、価格高騰前と同水準までコストを抑えるということを考えております。

【坂口副会長】ありがとうございます。

そこで少し心配があるんです。要は資機材価格高騰対策緊急支援事業でこういう資機材を導入された経営体に、ペレット化した堆肥を混合された肥料がうまく行き渡って、高騰前と同水準の価格まで低減ができるということですよ。

ちょっと心配があるのは、確かに県の方でマクロに集計をされればそういうことになるのかもしれないんですけども、実際に現場でこういう資機材を導入された方のところにペレット混合の肥料が行き渡る仕組みになっているのかどうか、その点を確認したいと思います。

【清水農産園芸課長】ご指摘のとおり、畝内部分施肥機などの資機材の導入をされる農家は、全体の農家から見れば一部であります。また、今回の堆肥ペレットの混合肥料を利用できる農家も、先ほど申し上げた主要農品目で2割から5割というような状況であります。なので、今回ここに記載しておりますのは両方合わせた効果、両方に取り組んで両方の受益が及んだ場合ということで試算したものでございまして、当然のことながらペレット堆肥については、今後横展開していくことで、それによってより多くの農家が受益を得られるようにするのが大切だと考

えております。

また、必ずしもこの機械を導入しない農家の皆さんにおかれましても、県で各農家の圃場の土を分析することで、既にリンやカリが十分に含まれている土壌であれば、リンやカリを減らした低成分肥料をと、そのような各圃場に合わせた施肥設計をすることで無駄のない施肥をする取組を併せて、より多くの生産者が肥料コストの低減に取り組めるようにしてまいりたいと考えております。

【坂口副会長】端的に1点だけお答えいただきたいんですけども、この資機材を導入したところにペレットの肥料が行き渡るようになっているのか、そういう体制になっているかどうかの確認をさせていただきます。

【清水農産園芸課長】この堆肥ペレット混合肥料につきましては、今回、長崎西彼地区に導入して、事業計画としては長崎西彼地区を中心という計画になっております。

一方で、この資機材を導入する農家は県内各地におりますので、今回機械を入れた農家に必ずこの堆肥ペレット混合肥料が行き渡るといった対応には、残念ながらなっておりません。

【綾香農林部長】今、この肥料の供給先が長崎西彼を中心と答弁いたしました。全ての農協、県内全域の7つの農協が組合肥料から肥料を買い取る状態でございますので、県としても働きかけを今後進めて、このペレット肥料を使いたいという県内全域の農家が、量はちょっと限りがございますが、できるだけ使い、供給エリアをできるだけ拡大するように、今後また再調整を図ってまいりたいと思っております。

【坂口副会長】ありがとうございます。

今回のこの両事業で、資機材でいえば8月末時点で約90件くらいですか、肥料のほうも従来

価格の約1割の低減とか、4品目の縛りがあったりとか、そのうちでも2割から5割という限定的なものになっております。そのようなことを考えた場合に、両方とも「緊急支援事業」と事業名についていますけれども、緊急支援という意味合いが、用語感としては少し、マッチするものではないのかなと。

先ほど山本委員からもありましたけれども、やはり間口を広く直接的な支援のあり方が、やはり緊急支援というのにそぐうのではないか。この両事業、まだ時間もかかりますし、緊急事業と言うには少し悠長な感が否めないのかなと思います。先ほど山本委員からもありましたので再びは申し上げませんが、今後そのようなことを検討していると部長からも答弁いただきましたので、私からもお願いをしまして質問を終わらせていただきます。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

予算議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第88号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ご異議なしと認めます。よって予算議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【山下委員長】次に、委員会による審査を行い

ます。

議案を議題といたします。

まず、農林部長より総括説明を求めます。

【綾香農林部長】私から、農林部関係の議案等についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第90号議案「知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第101号議案「契約の締結について」、第102号議案「契約の締結の一部変更について」でございます。

議案の内容についてご説明いたします。

まず、第90号議案「知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例」については、県が出資している法人の中で、予算執行調査等の対象となる法人の範囲について、県の新たな出資に伴い、株式会社エヌを追加しようとするものであります。

次に、第101号議案「契約の締結について」は、川棚西部地区2号橋梁上部工事の請負契約を締結しようとするものであります。

次に、第102号議案「契約の締結の一部変更について」は、令和2年10月1日に締結した川棚西部地区2号橋梁橋脚工事について、基礎工掘削における土質区分の変更により、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

次に、議案以外の報告事項についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

和解及び損害賠償の額の決定については、令和4年3月9日、大村市松原本町の国道上において、公用車で走行中、中央寄りに走行してきた対向車を避け急ハンドルを切ったことにより、道路左側の照明柱及び反射板に衝突した農林技術開発センター職員の事故について、和解が成

立し、損害賠償金99万円を支払うため、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものであります。

続きまして、議案外の主な報告事項についてご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料、農林部並びに同資料の追加1及び追加2を併せてご覧ください。

今回ご報告いたしますのは、ながさき農林業大賞について、金子農林水産大臣の県内視察について、車座集会「こんな長崎どがんです会」について、明治大学と連携した農山村活性化に向けたフィールドワークの取組について、長崎県主要農作物種子条例（素案）について、全国茶品評会における日本一の獲得について、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会へ向けた取組について、諫早湾干拓事業の開門問題等について、諫早湾干拓農地の利用権再設定等についてであります。そのうち、主な事項についてご報告いたします。

まず、農水経済委員会関係議案説明資料の5ページをご覧ください。

長崎県主要農作物種子条例（素案）についてでございます。

主要農作物種子の生産普及に関する制度については、県では、国の主要農産物種子法の廃止を受け、平成30年3月に「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」を制定し、主要農作物の種子の安定供給の維持に取り組んでまいりました。しかしながら、近年、ウクライナ問題などの国際情勢の不透明さなどから、輸入穀物や生産資材等の価格が高騰しており、主要農作物の種子の安定供給を含めた食料安全保障の重要性が高まるなど、大きく情勢が変化してきております。

そのため、県としましては、農家の皆様があ

心して食料生産を継続し、本県農業の持続的発展ができるよう、また、県民・消費者の皆様への良質な農作物の安定的供給ができるよう、県民の主食である稲・麦類・大豆の優良種子生産及び普及に関し県の責務をより明確にした制度とするため、主要農作物種子条例を制定することといたしました。

本条例については、本定例会において条例の素案をお示しし、本年度中の制定を目指してまいります。

次に、全国茶品評会における日本一の獲得についてでございます。

去る8月23日から26日までの4日間、第76回全国茶品評会が京都府宇治市で開催されました。本県で主に生産されている蒸し製玉緑茶など8部門、865点が出品され、外観、内質について、厳正な審査が行われました。

その結果、「蒸し製玉緑茶」部門において東彼杵町のおのうえ茶園、尾上和彦さんが栄えある農林水産大臣賞を獲得されました。本県産茶は平成29年から令和2年まで4年連続で日本一を獲得しており、昨年度は惜しくも5年連続を逃す結果となりましたが、1年で日本一を奪還するとともに、産地賞においても長崎県東彼杵町が1位を獲得するなど、好成績を収める結果となりました。

今回の品評会における好成績は、日本一の奪還を目指し、県内の各産地が一丸となって茶園の適切な管理や仕上げ作業に取り組むなど、農業者、農業団体及び行政など関係の皆様方のご努力の賜物であります。

今後とも、県内の茶生産者や流通業者、関係機関等で作る長崎県茶業振興協議会の皆様と連携し、高い評価を得た長崎玉緑茶の県内外へのPR等情報発信や販売促進イベントの開催、

海外への輸出促進の取組など、ブランド力の強化と新たな販路拡大を図り、農業所得の向上につなげてまいります。

最後に7ページをご覧ください。

第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会へ向けた取組についてでございます。

第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会については、10月6日の開催まで、いよいよ残り1週間となりました。去る7月7日には、平戸市の平戸中央家畜市場において、発育の良さ、体型の良さなどを審査する種牛の部の県代表牛選考会が開催され、山下農水経済委員長をはじめ、委員の皆様、県内各地から多数の出品者や応援団の皆様などのご参加のもと、代表牛14頭が決定いたしました。さらに8月10日には、枝肉重量、肉質、脂肪の質を審査する肉牛の部についても代表牛7頭が決定し、長崎県代表となる21頭が全て選抜されました。

こうした中、9月9日には、代表牛の生産者等が一堂に会した壮行会が開催され、ご来賓の方々から激励のお言葉をいただいた後、代表牛の出品者から、目標とする全出品区における優等賞入賞と日本一の奪還を果たし、長崎和牛を全国に広くアピールするとの決意表明がなされたところであり、本大会での成果を期待しております。

大会まで残りわずかの期間であります。今後とも、生産者、関係者と一体となり、鹿児島大会における日本一の奪還に向けて全力で取り組んでまいります。

その他の事項の内容につきましては記載のとおりであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下委員長】 以上で説明が終わりました。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時53分 休憩

-----  
午前 11時53分 再開  
-----

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

この際、議案の審査順序についてお諮りいたします。

議案審査は、まず第90号議案のうち関係部分及び第101号議案を審査することとし、次いで、第102号議案を審査することにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分より再開いたします。

-----  
午前 11時54分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【山下委員長】 午前中に引き続き、委員会を再開いたします。

これより、第90号議案のうち関係部分及び第101号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第90号議案のうち関係部分及び第101号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

委員長を交代します。

【坂口副委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時31分 休憩  
-----

午後 1時31分 再開  
-----

【坂口副委員長】 委員会を再開します。

第102号議案を議題といたします。

第102号議案については、山下委員長の一身上に関する事案でありますので、長崎県議会委員会条例第18条の規定により、山下委員長は退席しております。

これより、第102号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口副委員長】 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

次に、議案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口副委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第102号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口副委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第102号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時32分 休憩  
-----

午後 1時32分 再開  
-----

【坂口副委員長】 委員会を再開いたします。

委員長を交代します。

【山下委員長】 次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料、及び政府施策に関する提案・要望について、説明を求めます。

【苑田農政課長】 まず、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しました農林部関係の資料について、ご説明させていただきます。

「農水経済委員会提出資料 農林部」をお手もとにご準備ください。この資料の3ページをお願いいたします。

まず、補助金の内示状況でございます。こちらは、令和4年6月から8月までの実績についてご説明させていただきます。

直接補助金につきましては、3ページから10ページに記載の長崎県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金など65件でございます。また、間接補助金につきましては、11ページから22ページに記載しておりまして、ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金など108件でございます。直接補助金と間接補助金の合計は173件でございます。

次に、資料の23ページをお願いいたします。

1,000万円以上の契約状況につきまして、令和4年6月から8月までの実績についてご説明いたします。

まず、物品調達に係る契約につきましては、23ページに記載の環境制御装置に係る5件でありまして、24ページから28ページに、その入札結果一覧表を添付いたしております。

続きまして29ページをお願いいたします。

建設工事等に係る委託につきましては、29ページから30ページに記載の23件でございます。31ページから48ページに、その入札結果一覧表を添付いたしております。

続きまして49ページをお願いいたします。

工事につきましては、49ページから52ページに記載の66件でございます。53ページから149ページに、その入札結果一覧表を添付いたしております。なお、全体の件数は94件でございます。

続きまして、資料の151ページをお願いいたします。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、令和4年6月から8月までの間に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに関しまして、151ページから174ページに県の対応を記載いたしております。

最後に資料175ページをお願いいたします。

附属機関等会議結果報告につきましては、令和4年6月から8月までの実績で2件ございまして、その内容につきましては176ページから177ページに記載のとおりでございます。

なお、別紙といたしまして、営繕課で実施しております集中契約のうち、農林部関係で1,000万円以上の契約案件について、参考資料として付けさせていただきます。

続きまして、農水経済委員会補足説明資料の3ページをお願いいたします。

まず、私からは、去る7月21日と22日に実施

いたしました令和5年政府施策に関する提案・要望につきまして、農林部関係の要望結果をご説明いたします。

農林部関係におきましては、重点項目といたしまして、国営諫早湾干拓事業について、農業生産基盤整備の促進についての2項目を、当時の金子農林水産大臣ほか4名に対し、知事、議長、農林部長より要望を行いました。

また、これらの重点項目のほか、3番の部分ですが、安定した農業経営継続に必要な対策の充実など一般項目11項目について、農林水産省幹部90名に対し、農林部長ほかで要望を行ったところでございます。

4の特記事項にございますように、国営諫早湾干拓事業について、知事から金子大臣に対し、開門問題関連訴訟において、引き続き開門しないの方針に沿って対応し早期解決を図ること、有明海の漁業不振の原因究明や真の有明海再生を目指すことなどを要望し、また、農業生産基盤整備の促進につきましては、農業農村整備事業と生産基盤施設整備事業に係る十分な予算の確保を要望しましたところ、大臣からは「ご要望の件はできるだけ期待に応えられるようにしたい」とのご回答をいただいたところでございます。

以上が農林部関係の要望結果でございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向けまして、引き続き、国への働きかけ等の取組を行ってまいります。

私からの報告は以上でございます。

【山下委員長】次に、農産園芸課長より補足説明をお願いいたします。

【清水農産園芸課長】長崎県主要農作物種子条例について、補足説明をさせていただきます。

ただいまの補足説明資料の5ページをご覧ください

ださい。

条例制定の背景と必要性についてご説明します。

国民の主食である稲、麦類、大豆の生産に不可欠な種子については、昭和27年に制定された主要農作物種子法において、普及すべき優良な品種（奨励品種）の決定、そして奨励品種を安定供給するための原種及び原原種の生産、種子生産ほ場や生産された種子の審査などを行うよう都道府県に義務づけておりましたが、この種子法につきましては、規制改革の一環として、主要農作物の種子の開発・供給に民間活力の活用を促す観点から、平成30年4月に廃止されました。

本県では、種子法の廃止後も主要農作物種子の安定供給に係る業務を維持するため、平成30年3月に「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」を制定し、主要農作物種子の安定供給体制を維持してまいりました。

しかしながら、近年、新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ問題などにより、輸入に頼っている小麦等の穀物や燃油、肥料等の生産資材の価格が高騰するなど、食料安定供給のリスクが顕在化しております。

このような中で、他県におきましては、農業団体からの要請等を受け、基本要綱で対応していた県でも種子条例を制定する動きが進み、本年8月現在で全国で31道県が、種子条例を制定し法的根拠のある形で主要農作物種子制度を運用しております。

さらに、本県の農業団体から本年4月に、将来にわたり主要農作物の種子の価格や品質、安定供給等に影響が生じることのないよう万全に担保し、安心して営農を継続できる制度とするため、本県においても主要農作物種子条例を制定

するよう求める要請書が提出されました。

以上のような情勢変化を踏まえまして、本県としましては、主要農作物種子の安定供給を含めた食料安全保障の強化に貢献する観点から、県民の主食である稲、麦類、大豆の種子生産を将来にわたり県が担っていくことを明確に示すことで、農家の皆様が安心して食料生産を継続し、県民の皆様の安全・安心を確保できるよう、主要農作物種子の安定供給に係る制度について法的根拠のある安定的な制度とするために、主要農作物種子条例を制定することとしたものです。

次に6ページをご覧ください。今回お諮りする条例の素案をまとめたものです。

条例は、主要農作物種子法及び長崎県主要農作物種子制度基本要綱の内容を基本として、他県の種子条例などを参考に、目的、基本理念、県の責務、県が行う施策、県の施策の推進という構成としております。

まず、基本理念として、食料安全保障の観点を明記し、主要農作物の優良な品種について、その種子を低廉かつ安定的に供給するための施策を講じることを県の責務として位置づけています。

また、県が行う施策として、奨励品種の決定、種子計画の策定、原種及び原原種の生産、種子生産ほ場の指定、種子生産ほ場の審査、種子生産者に対する指導等を講じることとしております。さらに、これらの施策を推進するため必要な財政上の措置を講じることとしております。

本素案につきまして、本委員会でご審議いただいた後に、パブリックコメントを実施して広く県民の皆様からご意見を伺いまして、11月定例会でその結果をご報告し、2月定例会で最終案をご提案したいと考えております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山下委員長】以上で説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、27番、28番、29番、30番、32番、34番、37番、46番、50番、53番であります。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

【深堀委員】陳情番号53番、宇久島メガソーラー事業に関わる陳情の件でお尋ねをしたいと思います。

陳情者から、説明が陳情書に書かれてあるわけですが、事実関係をよく理解できないものですから、陳情者から出ている内容の中で一番最後に、「許可条件に違反しているため、令和元年8月29日宇久島メガソーラー事業に伴う林地開発許可の現状調査及び厳格な行政指導を求めます」とあるわけですが、これに関して、県当局の見解を求めたいと思います。

【永田林政課長】宇久メガソーラーに関する林地開発許可の条件違反ということでの陳情だと受け止めています。

この内容を見ますと、陳情書の段落2つ目あたりに、「審査に際しては森林審議会の林地開発等専門部会が開かれ」云々と書いています。その中で、開発に伴う協定が順守され、申請どおり誠実に開発が実施されれば異議ないと記載されています。次の段にいきまして、環境保全に関する協議会を設置するなど、島全体の景観の保全に努めることというふうな条件を附して、森林審議会から県に答申をいただいております。

陳情をされている方がおっしゃっているのは、

ここで言う協議会の設置というものに対して、いまだ協議会が設置されていないと、それは許可の条件違反ではないかという見解でございます。

県といたしましては、令和元年8月29日に長崎県知事が許可をした案件は、森林法にのっとり適正な審査が行われております。また、今ご説明しました許可に際して意見に附されている協議会の設置というのは、あくまで例示であって必須条件ではありません。また、景観の保全に努めることについては、パネルの設置方法や目隠し林の造成など景観保全に努めている、しっかりと景観保全にいろんな面で努めてまいるということが考えられるので、許可条件に反するものではないということでございます。

【深堀委員】よくわかりました。県の立場としては、この陳情書で言われているような、許可条件に違反しているという認識ではないという見解ということですね。わかりました。ありがとうございます。

【山下委員長】ほかに、陳情書に関するご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくこととします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】質問がないようですので、次に、政府施策に関する提案・要望について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】質問がありませんので、次に、



所管事務一般について、質問はありませんか。

【中山委員】 それでは、里山林整備事業についてお尋ねいたします。これは、森林環境税を有効活用する、その一環の事業であると考えております。

最近の里山は、雑木林の高齢化といいますが、それと併せて大木化、竹林等を含めてやぶ化されているわけです。これをこの事業で、たしかこれは平成29年からだと思いますが、やってきたと考えております。

当初、採択要件がいろいろあったんですけども、それを含めて、この5年間のうちで採択要件を充実というか改善したとか、そのようなことを含めて採択要件について、まずもってお尋ねしたいと思います。

【高橋森林整備室長】 里山林の整備につきましては、荒廃した森林、里山と言われる人家裏とか、農地農村地域に隣接し荒廃した森林を間伐、伐採したりして整備するということで、平成29年度から令和3年度まで、伐捨間伐、そのようなところを実施してきたところです。実際の工事につきましては、県直営事業ということで発注業務を行って実施してきております。

令和4年度から新たに、その内容の拡充ということで、地元の方から、5か年間実施してきた中で、実際に整備する時に伐捨てられて林地に残っている材を出せないか、それから、伐採整備した後の管理を自分たちでやりたいけれども、山に入っていく道がないと管理ができないというようなご意見もありましたことから、伐採した材につきましては搬出が可能になるように拡充しております。それから、自分たちで管理をしたいといったところにつきましても、簡易な歩道とか作業道、そのようなところを拡充しております。より一層の整備を進めていくとい

うことで、令和4年度から「人集う里山づくり」という名目で新たな事業内容を拡充しております。

【中山委員】 令和4年度からいろいろ拡充したことについて、後で聞こうと思いましたが、一応、内容については理解しました。

その前の段階として、平成29年の事業を採択する中で、事業をするための採択要件があったんですね。1ヘクタール以上とか、地元の同意を取るとか、地目が山であるとか、自治会とかNPO法人とかと、あとの管理を10年間、委託契約して管理しますよというような要件があったんです。それが現時点でも変わっていないのかどうか含めて、ちょっと教えてください。

【高橋森林整備室長】 今、委員がおっしゃった整備の要件につきましては、1ヘクタール以上のまとまった森林を整備していくものです。それから、整備後の10年間につきましては地元の方たち、集落、市町で管理するということの要件は変わっておりません。

【中山委員】 当時一番問題だったのは、地目が山ということなんですよ。里山林整備事業ですから、当然山でなければやれんということだったんですけども、現在の里山林が、畑とか雑種地になってしまって、里山林が崩壊しているわけですよ、そこがやぶ化してしまって。それで、山だけだから、現時点では山化しているんですけども、それは適用できませんよという最初の要件があったわけです。それで最初は実施したわけですよ。

しかし、現実的には山と一緒にじゃないかということで、これを少し見直したという話を私は聞いているんだけど、そうじゃなかったですか。

【高橋森林整備室長】 以前、中山委員から6月

定例会でご質問がありまして、地目が畑で、現状はやぶ化して山林のところの整備ができないかというご意見がございました。実際は地目が畑であって、現状が山林ということであれば、農業委員会から非農地証明をいただき山林ということで、事業の実施は可能ということになっております。

【中山委員】それだけ現実的に対応したことによって、ようやくスタート、よりいい事業化ができるんじゃないかと思います。

そこで、平成29年から令和3年度までに採択した事業が何件あって、事業費がどの程度になっているのか、教えてください。

【高橋森林整備室長】平成29年度から令和3年度までの5か年間、ながさき森林環境税事業を財源として里山林整備を実施しております。実績といたしましては、箇所数で49か所、面積で約186ヘクタール、実施額といたしましては約2億1,630万円となっております。

【中山委員】そうすると、2億1,000万円を、49か所だから、50で割ると400万円程度になるかな。

実は当初、私が聞いた話では、人手不足も含めて不落が多くて、1回やってみてもだめ、2回やってみてもだめ、3回目にやってようやくとか、いろいろ話を聞いているけれども、不落の状況はどうなっていますか。

【高橋森林整備室長】中山委員からのご質問のとおり、県で標準歩掛りとして森林の整備、間伐とかの歩掛りをお示しして入札しているところですが、1回目、2回目は不落という現場がございます。どうしても整備は必要なものですから、実際に入札に参加された造園業者とか森林組合などの事業体に、実際の現場の見積りをいただきまして、実情に合った積算をもとに発注

して落札をしていただいているところでございます。

何しろ里山林が竹藪の場所であったり、大径木の広葉樹で枝曲がりして伐採がしにくかったり、人家の裏で機械が入らずにクレーンを使って伐採したりというところがございますので、現場の実情に応じた見積りをいただいて入札しているところでございます。

【中山委員】この辺は地元とよくよく相談せねばいかんけれども、地元の希望のようにきちんと事業が行われれば、後の管理などもやりやすい。

私が感じたのは、事業の範囲に対して予算が小さいんじゃないかと思っているんですよ。限られた予算で結構広いところをやっているのかねばいかんので、その間伐する密度を、特にこれは雑木林だけれども、これを非常に薄くしていったら、人件費を少なくして事業をそれに合わせていくというか、そういう受け取り方を私はしたんですよ。だから、やるためにはもう少し、人件費を含めて。

業者もある程度利益を出さねばいかんわけですから、きちんと業者も利益が出るように単価を見積りしながら、不落のないような形の事業推進をやってほしいと思っているんですけども、いかがでございましょうか。

【高橋森林整備室長】先ほど申しましたように、昨年来不落が続いておりましたことから、実際は施工される管内の森林整備が行える業者に聞き取り、事前の見積りをいただいて、それに見合った設計で発注しているところでございます。

【中山委員】業者から見積りを取って発注しているなら、不落が出ることは考えにくいんですがね。

【高橋森林整備室長】森林整備事業は、造園業

者とか森林組合は本業がございまして、その発注のタイミングを見計らいながら今は入札を行っているところです。造園業者とか森林組合など事業体の本来の事業がございまして、そこを優先的に事業をされており、端境期を目げながら発注して、不落を少なくしていくように進めているところでございます。

【中山委員】後の管理をNPO法人とか地元の自治会に10年間お願いすることになってくる。併せて地元で地権者の同意も取らねばいかんわけですね。そうすると、その辺を含めて地元が管理しやすいように、きちんとしたような形でやっていくことが管理運営につながっていくと考えておりますので、よくよくその業者と話をせんばいかんじゃろうし、長い目で見れば業者の育成も考えながら発注していくことも必要になってくると思いますので、ぜひ一工夫ほしいと思います。

併せて、49か所やったということですが、でも、地元が、事業をお願いする時に10年間の管理について市と委託契約を結んでいるんです。49か所の管理の状況はどうなっていますか。

【高橋森林整備室長】管理の状況までは把握していませんが、長崎市内の数か所につきましては、自分たちで管理したいからと、今回新たに4年目から拡充しました事業を活用いたしまして、歩道の整備を実施しているところでございまして、どのように管理されているか、管理団体がどの程度あるかというところは、実際のところ今、把握できていない状況でございます。

【中山委員】この範囲を切るのは県の事業、ながさき森林環境税を使ってやりますよと。あとの管理をせんば、竹山なんか、1年、2年、3年すれば元に戻りますよ。

それで、あの文書を見た時に、10年間は何ら

かの形で県・市が関わって管理するんだらうという思いがあって、NPO法人とか地元の方をお願いをして同意してもらった経過があるんですよね。併せて、すみ分けでイノシシ対策にも寄与できるんじゃないかという話もあったんです。

この管理の在り方について、もう一工夫が必要じゃないかと私は思うんです。というのは、この事業について、雑木林とか竹林を伐採して、地元の希望に合うように切ることも大事じゃろうけれども、ここに税を投入しているわけですから、管理についても一定の基準をして税を使っていいのではないかという気がしているんですよ。

今、住んでいる地域の里山がやぶ化してしまって、生活環境、散歩とか何とかについても非常に不便を来たしておりますし、そこにイノシシが入り込むという形もありますので、せっかく切ったものを2～3年で元に戻ってしまったら、何の意味もないんですよ。2～3年はよかったかもしれないけれども。

ぜひ、そのような意味で、管理について一工夫して、税を使う方向で検討できないのかなと思うわけですが、いかがでございましょうか。

【永田林政課長】今、中山委員のご指摘がありましたとおり、里山林整備を平成29年度から始めて、その後、なかなか管理ができていない部分も確かにあるかと思っています。

ご提案いただきました税の事業が使えないのかということですが、ながさき森林環境税の中で、県民参加の森林づくりという事業がございまして、自らが森林ボランティアであるとか、地域の山の管理を支援する事業がございまして、今後はそのような事業をセットにし

ながら地元の方にお話をし、地元自ら管理していただくような体制を税の中でもフォローができるような形で、しっかりと対応していきたいと思っています。

事業自体は以前からあった事業でございますが、そのアナウンスが少し足りなかったというところがありますので、里山林整備と併せて、しっかりとやっていきたいと考えております。

【中山委員】一定前向きな答弁をいただきました。

私が知った範囲では、毎月1回、15人から20人が、1年に12回ぐらい、管理だけに費やしていますよ。一生懸命にやっていますよ、3年間やっている。その好意だけで長続きするのかと。我々として、最初10年間ということだったものだから、なかなか腰が引けていたんですけれども、そういう気持ちを持つんです。

やはり何らかの形で、制度を活用しながら、ある程度税を入れて、仕事をしやすいよう、10年なら10年スパンでやれるような支援の在り方を含めて、森林整備室長にはよろしく願いをしておきたいと思います。

【高橋森林整備室長】今、林政課長が申しましたとおり、県税事業の県民参加の森林づくりも活用しながら、できるだけ里山の荒廃を防ぎながら森林の整備を進めていくということで、アフターフォローも税の中で整備ができるよう進めていきたいと思っています。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本委員】午前中に少し触れましたけれども、国の肥料価格高騰対策事業について、お伺いをいたします。

国は、化学肥料の2割低減に取り組む農家に対し、肥料コスト上昇分の7割を補填する肥料価格高騰対策事業を実施することになりました。

本県でも9月に事業説明会などが開催をされ、10月以降申請が開始されると聞いております。

そこで、まず、事業開始に向けた本県の準備の状況と今後のスケジュールについて、ご説明をお願いします。

【清水農産園芸課長】国の肥料価格高騰対策の準備の状況でございます。この対策は、7月末に、国が予備費を活用して実施することが決まり、8月以降、国の説明会等に参加し、本県での体制としては、長崎県農業再生協議会が主体となりまして、各農家の申請については各JA、あるいは肥料販売店が取りまとめて申請をしていただくということで関係機関と協議をまいりました。

事業の内容につきましては、各JA及び肥料販売店、これは肥料法に基づいて届出がなされておりますので、本県内の肥料販売店全てに地域振興局からご連絡をしまして、これまで事業の周知に努めてまいりました。

今後、恐らく10月の早い段階で、国のほうから秋肥の肥料高騰率が決定、公表され、実際の支援金の水準が固まります。国から価格高騰率が公表された後に、できるだけ速やかに農家の皆さんからの応募の受付を開始しまして、事業を執行してまいりたいと考えております。

【山本委員】ちょっと細かい話になるんですけども、この事業については、JA、肥料販売店などの取組実施者が、農業者の申請内容を精査して、5戸以上分を取りまとめて、各市町の地域再生協議会に申請書を提出すると、県の再生協議会の認定を受けて支援を交付される仕組みと聞いています。2008年にもこういう肥料高騰対策が実施されましたけれども、その時よりも手続や事務負担は軽減されているというふうに書かれています。

ただ、この事業説明会に参加された取組実施者の方にお話を聞きましたところ、農家に対する説明とか問い合わせの受付、様々な手続、対象になる肥料がどれかということもあって、非常に負担が重いというふうに聞いております。

9月に取組実施者の方を対象とした事業説明会が開催されていますけど、その中でどういうふうな意見が出されたか、それに対して県としてどのように対応するのか、主なもので結構でするので、ご説明をお願いします。

【清水農産園芸課長】これまで事業の内容をJA、あるいは肥料販売店の皆様にご説明する中で、いただいた意見は幾つかございます。

一つには、今回の事業は、販売農家の中で肥料使用量を2割低減する取組をする者が対象となります。この2割低減という取組について、本県はいろんな品目をつくる農家の方がおられますので、具体的にどのような取組をすればいいのか、あるいは、その取組を確認する証拠書類をどうしたらいいのかというようなお問い合わせはたくさんいただいております。

このため県といたしまして、国が示している肥料低減のメニューがあるのですが、品目ごとに一番お薦めはこのメニューです、2番目、3番目にお薦めはこのメニューですといったモデルケースをお示しして、できるだけ農家の方が迷わずに肥料低減の取組を選べるようにしたいということで、現在、事業を推進しております。

また、事務の簡素化という意味で、できるだけ証拠書類を簡素化したいということは、今、国のほうとも協議を継続して、できるだけ簡素化した手続で進められるようにしたいというふうに考えております。

あとは、市町村段階の地域協議会に1次審査を業務委託することになっておりまして、その

手続をどうするかということは多数お問合せいただいて、これまで各市町とも協議をしまして、今、業務委託契約に向けて手続を進めているところでございます。

【山本委員】県の方でも、できるだけ簡素にとり形で工夫をしていただいていると聞いておりますので、それにつきましては感謝を申し上げます。

今ちょっとお話があったんですけども、実際、取組実施者が市町等の地域再生協議会に申請をすると、それから県の再生協議会ということになるんでしょうけど、この市町の再生協議会にかなり膨大な事務が発生するんじゃないかと。現実的には市町の再生協議会は多分、市町の農林部とかが担当されるんだろうと思うんですけども、かなり事務が煩雑というか膨大な量になって、ここで滞ってしまうと支援金の交付自体が遅れてしまうんじゃないかという懸念があるんですけど、ここに対する対応はいかがでしょうか。

【清水農産園芸課長】確かに今回の肥料高騰対策については、恐らく非常に多くの農家の皆様から申請がくることを想定しておりまして、その審査に係る事務が発生することになります。

そのため、各市町段階の地域再生協議会で1次審査をした後に、県の再生協議会で最終チェックをして、計画の認定と交付決定をするという流れで考えております。

この負担につきましては、まず一つ目に実際に人手がかかる部分につきましては、国から、この協議会宛ての事務費の支援がございまして、そちらを県の再生協議会、地域再生協議会、両方で必要な人員、労賃等確保できるようにということで協議を進めております。

また、事業の取りまとめ、申請書の審査にお

きましては、農協から肥料を買っている方の分と、商系の肥料販売店から買っている分、両方の申請が上がってくることを想定しておりまして、それらの重複とか漏れないように、取りまとめ様式等をつくって協議会にお示しをしているという状況でございます。

【山本委員】市に確認しましたら、やっぱり人が当然足りないということで、臨時の職員をお願いすることになるだろうと聞いておりました。いずれにせよ、その部分がスムーズに進むようにお願いをしたいと思います。

それから、今回の国の肥料価格高騰対策については、いろんなマスコミ、ニュース等で7割補填というのがすごく強調されてしまっているんです。ですから、価格上昇分の7割が全部補填されるというふうな勘違いをされている方がいらっしゃるし、極端に言うと肥料代金の7割が補填されるみたいな本当に冗談みたいな話も聞いているんです。

結局、実際には国の定める価格上昇率とか、使用低減率0.9とかを割り戻したような形で出しますから、実際に計算してみたら、価格上昇率が幾らになるかは近々に出ると聞いてはいるんですが、どう考えても7割にはならないわけです。よくても6割ぐらいになるだろうし、価格上昇率次第では5割とか、そういうふうな話になるんだろうなと思うんです。

実際に価格上昇率が出れば、肥料の種類にもよりますけど、大体何割ぐらいとわかるんじゃないかなと思うので、そうした形で7割じゃないんだと、4割から6割だというふうな周知はできないのかなと思うんですけど、そこはいかがですか。

【清水農産園芸課長】今委員から指摘いただいた点については、肥料代の7割ではなく、前年の

肥料代と本年の肥料代の増えた分、コスト上昇分の7割ということで、誤解のないように、これまでも周知に努めてきたところでございます。

また、実際の支援金の算定に当たっては、使用量の低減率とか、肥料の使用量低減に取組を開始することで0.9を掛けるという形で算定することになります。

この算定についても、チラシ等でお知らせはしているところでありますが、これから価格上昇率等が決まり次第、具体的に各生産者の方がイメージできるように、しっかりと協議会等を通じてご説明していきたいと思っております。

【山本委員】どうしても数字が出てしまうと、そこが独り歩きして、それは絶対だみたいな勘違いが出てしまいますので、難しいところはあるかもしれませんが、わかりやすく示していただきたいと思っております。

今回の肥料価格高騰対策は、ずっと要望がたくさん出ていた中で国でやっていただいて、ありがたいと思っておりますけれども、先ほど言いましたように、JAであったり販売店という取組実施者の負担がやっぱり重いと。これに対する事務負担、事務費であったり、細かい話ですけど振込費用も補助がない形ですから、なかなかちょっと大変だなと、営業の一環とはいえ、なかなか厳しいんじゃないかなと思っています。

間もなく申請が開始されると先ほどお話がありましたけれども、取組実施者の方や農家の方、それから市や県にとっても負担が軽減されるように、引き続き改善できるものについてはお願いをしたい。

それから、午前中に申し上げましたけど、県でもしそういうふうな形のもの、直接的なものを考えられる、あるいは熊本県などのように、7割に残りの30%分の半分、15%をのせるとい

う形になった時に、そのスキームをどうするのかというのもまた問題になってくるだろうと思うんです。

J Aとかと話をする、本当は農家が直接申請をしてくれるのが一番簡単な話だということもあるし、あるいは、極端に言うとガソリンみたいな形で、元売りというか一番大本のところに補助をしてもらえれば一番簡単なんだというご意見も出ておりましたので、今後、同じような支援が行われるかどうかわかりませんが、そのような場合にはそういう方法も含めて考えていただくように、国に対して要望していただきたいと思っておりますので、これは要望にします。どうぞよろしくお願いたします。以上です。

【山下委員長】ほかに質疑はありませんか。

【麻生委員】何点かお尋ねしたいと思っております。

まず最初に、先ほどの里山の関係ではありませんけれども、森林税の関係です。

県のながさき森林環境税と国の森林環境譲与税がありますね。前から、森林税はなかなか、面積が多いからといって配分されないというようにいっていましたが、今度の森林環境譲与税については人口割の形で配分されていますので、長崎市も相当な金額がおりてきていると。

一部新聞の報道で言われているのは、都市部においてはなかなか使い道がなく、要は予備費で置いている状況が多いんだという話がありますけど、ぜひ活用していただいて、長崎市でも竹山と竹林が広がってきているので、そのような意味でのきちとした県としての指導がどうなっているのか、その点について、森林組合を中心に、また各市町の農林部の林野担当関係の人たちがされているでしょうけれども、県と

してどういう指導をされているのか、お尋ねしたいと思っております。

【永田林政課長】森林環境譲与税、国から譲与されているものでございますが、県としてどのような指導をしているのかということでございます。

全体的なところからいきますと、森林環境譲与税は令和元年度に施行されて配分が始まりました。それと同時に新たな森林管理システム、市町が個人の森林を代わって管理すると、その財源に充てるということでスタートしております。今年で4年目を迎えます。市町になかなか技術者がいなかったこと等もありまして、まず準備段階で市町に対する指導を県から行っております。また、新たなシステムを動かすためのマニュアルづくりとか、そのようなものをこれまでずっとやってきたところでございます。一定、進んでいる市町、進んでいない市町というのが少しずつ見えてきているところでございます。

どういう形かといったら、やはり国土調査が終わってないところは、なかなか進みづらいというのが1点と、森林組合とか地域林政アドバイザーといったマンパワーを持っている、連携をしているところは、ある程度進みが良いという状況でございます。

先ほど申しましたとおり、ばらつきが少しずつ見えてきましたので、県といたしましては、各市町を個別訪問し、その市町が持っている個別の課題について、ご意見を伺いながら解決に向けて指導をしております。

それと併せまして国からも、8月25日に、ここを担当しています林野庁の森林集積推進室長に来ていただいて、税の用途などについてもご講演をいただいたところでございます。

県としては、そういう形で市町をしっかりと

今までも支援してきましたし、今後につきましては、森林経営管理制度の市町村支援相談窓口を今年設置しましたので、そちらも通じてしっかりと市町村を指導してまいりたいと考えております。

それともう1点、委員がお話しされました長崎市の状況でございますが、国土調査が入っていないということがございまして、なかなか進んでいない状況でございます。基金としては、譲与する額はそれなりにありますので、国の方からもいろんな用途を示されました。地域の実情に応じて森林の整備にも活用できるということでございますので、地域の実情、例えば竹林が非常に多くて荒れているといったものについても活用できるとお話をさせていただいていますし、今後もそのような形で、国土調査がなかなか進んでいない部分について、いつまでも基金でためておくよりも、地域の実情に合わせた形で活用して森林の整備を進めることも非常に有効だと考えますので、そのような指導もしっかりと実施してまいりたいと思います。

【麻生委員】長崎市も農林部がありますけど、森林関係については、はっきり言ってあまり、南部森林組合あたりに丸投げみたいな状況だという感じがしているんですよ。

併せて、今こうやって災害が多くなりますと、竹山の処理の問題をきちっと指導をお願いしたいと思うことと、地権者がなかなかわからないと、今、土地の法律が変わってきて、きちっと登録の形がありますけれども、昔から、明治時代から持っている固有者の状況があつたりしますので、調査に対してきちっと税を入れることで、それぞれ地域で協議会を持っていると思いますので、そのようなところまで細かく指導をしてもらいたいと。それできちっと、令和6年か

ら具体的に個人住民税均等割からきちっとした森林環境税という課税制度に変わっていくわけでしょうから、使い道の状況を見える化して、取組をお願いしたいと思っていますところですよ。

併せて、森林関係で進んでいるところは、ドローンを入れたりして調査をしているんです。そのような意味で、県として、スマート化とか、いろいろなことについての協議会に入っていくという考えはないのかどうか、いま一度お尋ねしたいと思います。

【永田林政課長】スマート化のことでございますが、まず、長崎県内多くの部分を、航空レーザー計測といたしまして、セスナ機を飛ばしてレーザーを平米4点落とすことで、地形とか森林の状態がわかるような形をとっていますので、そのようなデータが活用できると思っています。委員がおっしゃいましたドローンについては、その中でも特に知りたいところ、ピンポイントに飛ばしてやっていくのが有効かなと思っていますので、今後活用していきたいと考えております。

今年度から、県の林務の方でもそのようなPTを立ち上げまして、森林組合や市町に入いただき、林業のスマート化、その中でもドローンの活用についても検討しておりますので、そのような成果について長崎市にもフィードバックし、例えば調査にこのようにに使えますよなどということをしっかり指導していけるかと思っています。

そのほかにも、離島・半島が多い長崎県において通信がなかなかうまくいかないという面についても、現在、様々な検討をしてスマート化を進めようとしているところでございます。

【麻生委員】じゃあ、よろしく願いしておきます。



あと、県内の飼料関係についてお尋ねしたいと思えます。飼料用米の生産、食料の安全保障関係について、一部見直しもあっているかと思えますけど、なかなか県内では飼料用米については、食料米との関係があって、なかなか増やせない状況があるかと思えます。畜産関係について、なかなか厳しい状況になってきました。国も飼料用米関係について増やしていくというような状況とも聞いていますけれども、県としてはどういうお考えなのか、お尋ねしたいと思えます。

【清水農産園芸課長】お尋ねのありました飼料用米につきまして、現状と今後の取組をご説明いたします。

まず、現状としましては、県内で飼料用米、令和3年産で112ヘクタール、574トン生産されております。これらは稲作農家が、養豚農家などの畜産農家や飼料メーカーと販売契約を結んだうえで生産を行っている状況です。

令和4年産は、数量はまだないのですが、面積の速報値で121ヘクタールと、若干ですが前年より9ヘクタール増えている状況と聞いております。

今後の取組ですが、飼料用米の増産に向けては畜産農家や飼料メーカーとの事前契約が前提となりますので、まずは畜産農家のご要望を踏まえて、稲作農家とのマッチングをしっかりと進めてまいりたいと思えます。そのうえで、飼料用米生産に対しては、国の水田活用交付金で収量に応じて10アール5万5,000円から10万5,000円といった支援がございますので、これを活用して、需要に応じた飼料用米の安定生産につなげてまいりたいと考えております。

【麻生委員】飼料用米については一応補助金が入って、一部市町村で補填しているところもあ

りましたけれども、今後、こういう飼料関係の厳しいところでどうなのかということについては、しっかり注視していきたいと思えますので、よろしくお尋ねしたいと思えます。

そういう飼料用米関係についてはあれですけど、国は、麦とか大豆とか、そういう飼料用関係について、米以外の関係については新しい取組だから支援の取組を打ち出していますけれども、県としては、こういうことについて何か新しい取組はあるのでしょうか。

【清水農産園芸課長】お尋ねのありました麦、大豆の取組であります。まず、生産の現状を申し上げますと、麦については、令和3年産で2,040ヘクタールで7,270トン、大豆が400ヘクタールで164トンといった生産の状況でございます。

麦・大豆の生産への支援としては、まず国の水田活用交付金があり、水田に麦・大豆を作る場合には10アール当たり3万5,000円の支援がございます。

それに加えて、麦・大豆については畑作物の直接支払い交付金があり、小麦であれば、1等Aランクで60キロ当たり6,510円、大豆であれば60キロ当たり1万830円と、しっかりと収量を取って、いい品質の麦・大豆をつくれれば、その分、交付金が増える仕組みになっております。このような仕組みを活用して、本県も麦・大豆生産の品質と収量を伸ばしていくことが重要かと思えます。

残念ながら、本県の麦・大豆は、隣県の佐賀とか福岡に比べて大分、10アール当たり収量が低い現状でございます。このため、県といたしましては、県単独の支援事業におきまして、排水対策のための機械の導入とか単収向上技術の導入に対する支援を講じているところでござい

まして、引き続き見直しを行いながら必要な対策を講じてまいりたいと思っております。

【麻生委員】国も、ウクライナ問題で麦の関係については補助金を相当入れるという話が出ています。稲作と小麦を作る、裏作ではなく、なかなか難しい面もあるかと思っておりますけど、補助金も活用して生産を上げてもらう、遊休農地を活用することもぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

肥料とか化学肥料については一部、話があったので割愛させてもらって、総体的なことで申し訳ないですけど、今、畜産が県の中では500億円近くあって、雇用も含めて相当な生産額を上げているわけですけども、今回このような肥料、飼料高騰で、各畜産農家が大変疲弊している。鶏とか何とかは足が短いですから、一部生産を落としてもいいんでしょうけれども、豚は180日、牛は32か月とかありますので、そういう意味ではなかなか切り替えが難しいんだろかなど。そのような中で、今回の畜産における影響です。養豚農家の会長も言っていましたけど、補助金の還付金が来年度だったら大変厳しいですと、早くしてくださいという話も出ていて、資金のショートもあろうかと思っております。

県として、畜産関係の500億円ある、いろいろな状況の中で、今後どのようにしていくのか、この影響はどうか、それを大つかみでいいんですけれども。

今、対策をしても、一部は上がった分しか補填されなくて、また7月まで。それまでずっと上がってきているわけです。昨年から比べたら、はっきり言ったら1.5～1.6倍になっているかなと思います。今度また8月以降に上がってきているものもあるでしょうけれども、先ほど言ったように7月の時点の値段しか国は出さないみ

たいな話をしていますから、そうなるとやっぱり大変。餌代ですね、全体に占める割合、粗利も出ませんし、どうなのかなと思っていますので、その全体的な形として、県としてはどう考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

【富永畜産課長】委員お尋ねの、飼料高騰における畜産の対策につきましてお答えいたします。

まず、畜産の中でも特に大家畜、肉用牛、酪農につきましては、やはり自給飼料を拡大していただくのがコスト縮減につながると思っております。

飼料作物は県内で1万1,000ヘクタールございます。このような飼料作付けの最大限の利用をやっていただくために、飼料増産のために収量が高い県奨励品種の活用推進とか、荒廃農地などを活用した放牧の推進、飼料作物の生産組織外部化の育成と利用拡大というものを3つの重大なテーマとして取り組んでいるところです。

畜産全般に関わる配合飼料価格につきまして、先般、国から対策が打ち出されました。この内容を見ますと、国の打ち出した対策が実質、第3四半期については、第2四半期と配合飼料の実質負担額を同等にするために、第3四半期には配合飼料価格安定制度による補填金とは別に、6,750円の補填金を交付するということが1点ございます。

2点目につきましては、一番被害の大きい酪農家に向けた救援対策といたしまして、11月前月までのコスト上昇分の一部として、経産牛1頭当たり1万円の補填金を交付するということが打ち出しております。

ただ、この中身が具体的に、詳細とか積算など事業の内容がわかり次第、飼料価格の動向を注視しながら、地域で頑張っている生産者の皆さんが安心して営農が継続できるよう、県とし

ても必要な対策を検討しなければいけないと思っております。

【麻生委員】臨時国会が10月3日から始まって、穀物飼料についてもいろいろな形で出てくるかもしれませんがけれども、一番心配しているのは、皆さんがやる気を失ってとか、廃業されるのがどうなのかなと思っているんです。

今まで、ここ2年間ぐらい、クラスター事業で結構増やしてきましたよね。県も畜産を含めていろいろやってきました。餌は完全に供給できるのを前提でやってきたんでしょうけれども、ここにきて大変な状況になっているかなと思っているんです。

先ほど申し上げましたように、鶏あたりは空舎して一時期引き下げていけばいいかもしれませんが、長崎はカステラ産業も抱えていますから、やめましたとはなかなかできなんでしょうから、しっかり支えてあげることが大事かなと思っているんですよ。

だから、お願いしたいのは、補正予算が決定したら、早急に個別の対策を打ってもらって、丁寧をお願いしたいなと。貸付スキームもあるでしょうけど、そのようなこともきちっと説明してもらいたいと。

中には借入れが結構あるところ、今まで豚は結構儲かっていたから、内部留保もあるから、あまり言うわけにいかんでしょうけれども、個々の状況は違うと思いますので、そのような中の指導もぜひお願いしたいと思うんです。

今後の県の動きとして、国が出されたことについて、どのように現場で徹底して、混乱が起きないようにやるのか。さっきの山本委員の話とも重なりますけれども、対策をどうされるのか、お尋ねしたいと思います。

【富永畜産課長】しっかりとした個別対策とい

う点でございますが、国の対策が打ち出されまして、県として何を実際有効な手段として実施していくのかということ、現在、検討しているところでございます。

2点目のご指摘の資金につきましては、この飼料高騰で急激に経営が悪化した方につきましては、農林漁業セーフティネット資金、実質無担保無保証の資金も用意しています。さらに、長期低利の借換金融通利子補給を行う大家畜養豚特別支援資金というものも準備しています。

それから、若い担い手の方が畜産クラスター事業等で繁殖牛舎を建設されており、このような方々に関しましても、畜産クラスターの計画に基づいて前向きな展開を図っていく者に対しては、5年間の据え置き措置もございまして、畜産経営体質強化資金というものもございまして、このようなものをしっかり周知してサポートしていきたいと考えております。

【山下委員長】麻生委員、時間です。最後の質問にしてください。

【麻生委員】この前、養鶏の会長が言われていましたけれども、豚と牛はマルキンがあって補填があるんだけど、養鶏はないんだという話をされて、価格の一部厳しい状況であるんです。養鶏の業者も今、40軒ぐらいに減ってきましたけれども、これに対しての補助メニューとか考えはどうなんでしょうか、再度お尋ねしたいと思います。

【富永畜産課長】経営の安定化のため、どちらかといえば協会も中心になっていただき、卵価の価格安定制度に加入をしていただきたいと考えております。それが低卵価の時には一番有効になると考えておりまして、そのようなセーフティネットにも、中小規模の養鶏農家にぜひ加入していただきたいと考えております。

【山下委員長】換気のため、しばらく休憩いたします。再開を14時55分といたします。

-----  
午後 2時41分 休憩

-----  
午後 2時53分 再開  
-----

【山下委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】1点だけ質問させていただきます。種子条例の件です。これまでいろんな方々が、この条例に関しては発言をされてくる中で、私も、この必要性については理解をし求めてきたことなので、今回、こういう形で出される予定になっていることに対しては、本当にありがたいし、評価をしたいと思います。

そのような後で言うのも何なんですけども、部長の説明資料の中でもこのことに触れられていますし、補足説明資料でも近年の動きであったり必要性に関しては書かれてあるわけですが、これを読んだ時に、私としては何かこう、すんと納得するというふうには受け取れなかった。

何を言っているかという、種子条例の制定に当たって、今までの状況から変わってきたから今回つくるというような書きぶりになっているわけですよ。しかも必要性の中で、「主要農作物の種子の安定供給を含めた食料安全保障の重要性が高まっており」という表現が入っておりますけれども、そもそも食料の安全保障の問題は、我が国にとって、ウクライナの状況があったから高まっているというよりも、これはもう以前からあった話であって、食糧の自給率、カロリーベースでいけば4割という中でね。

じゃあ、そもそも我が国においての食料の重要性に対する認識が、長崎県の農林部として、その程度だったのかというふうに私は感じたんですよね。その点はいかがですか。

【清水農産園芸課長】種子条例制定の必要性の中で触れた食料安全保障の件でございます。食料安全保障につきましては、国民、県民に食料を安定供給するという点において、これは近年になって初めて重要性が高まったものではなくて、もともと重要な問題であったという点については、委員ご指摘のとおりだと思います。そのため本県におきましても、稲・麦・大豆の振興をこれまでも図ってきたところです。

ただ、近年、より深刻化している。先ほどの生産資材、肥料や燃油、そして穀物についても、輸入が多い小麦、大豆等の国際価格が高まっていることで、近年、食料の安定供給に係るリスクがますます高まっていると認識をしております。そのような中で、やはり生産者の皆様に安心して食料生産を継続していただく、ひいては県民の皆様に良質な食を安定供給していくということで、今回、種子という観点で、主要農作物の良質な種子を安定供給していくということで条例化するという経緯でございます。

食料安全保障の重要性については、これまでもあり、また、今後も変わらずあると認識しております。

【深堀委員】今回、種子条例で定める稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆、このあたりの自給率は、我が国において何パーセントぐらいですか。

【清水農産園芸課長】米についてはほぼ自給をしておりまして、一部ミニマムアクセス米等が入ってきている、ミニマムアクセスという形で輸入義務を負っているものが入ってきております。そのため、米についてはカロリーベースで98%という状況です。

対して小麦・大豆につきましては、広大な農場で低コストで生産する海外との条件格差が大きいということで、小麦についてはカロリーベ

ースで17%、大豆については26%という状況です。

【深堀委員】今、小麦と大豆の自給率、カロリーベースで答弁がありました。

もう本当にこれ危機的なというか、何か事が起こった時に、こういうことを考えた時に、やっぱり本県として食料の安全保障はものすごく重要だというのは、もうはなから認識をしているわけですね。

去年の5月の農水経済委員会の中で、課長は答弁されています。種子条例のことについて質疑をしているんですよ。その時に、この必要性を鑑みて条例制定を考えるべきだという意見を山口初實議員が発言をされているんです。その時に何と答えているかという話ですよ。去年ですよ。

「実態としては要領であっても、昨年度もこの要領を一部改正いたしましたして、県としての財政措置も明記したところございまして、必ずしも条例ではなくて基本要綱でも、しっかりと優良種子の安定供給を確保できるものと考えて今は取り組んでいるところです」と、去年の話ですよ。

昨今の状況の中でコロナ云々というのがありましたけれども、もう去年の時点で、この質疑の時に、今は資料では31道県がとなっていますけど、去年の5月の時点で26県は条例を制定していたわけです。だから、完全に遅ればせながらだと私は思うんですよ。それに対する農林部としての考えが全然見えないから、少し納得がいかない。

条例を制定する方向になっていることは非常に評価をしているんだけど、時期が、タイミングが遅れたんじゃないのかと、そこがなかなか正直なところを言わないから、少しどうな

のかというふうに思うんですけども、その点はどう考えていますか。

【清水農産園芸課長】種子条例を制定するタイミングについてのご指摘であります。

振り返りますと、国の主要農作物種子法が廃止された平成30年当時は、規制改革の流れの中で、種子供給について、都道府県中心のシステムから民間の参入を促すということで種子法が廃止された経緯がありまして、本県としては、種子法が廃止された当時、即時に条例を制定するのは慎重なスタンスでありました。

他方で、生産現場では種子法廃止を不安視する声があり、それを踏まえて本県では平成30年に基本要綱を定めて、それに基づき、県として主要農作物の種子の供給に係る業務を継続していくことで、生産現場の不安を払拭しようと努めてきたところです。

しかしながら、他県での動きもありますが、生産者団体からも、万全の措置として条例化をしてほしいという要請もいただいたところであります。

また、先ほど申し上げましたが、輸入穀物、生産資材に係る安定供給のリスクも高まっている中で、食料の生産に欠かせない基本的な資材である種子について、県がしっかりと安定供給に携わっていくことを条例に位置づけるということで検討し、条例制定に向けて動き出したということでもあります。

遅いのではないかというご指摘もあるかと思いますが、県としては、これまでできるだけ不安払拭に取り組んできた結果を踏まえて、今この時点で条例化をするということでございます。

【深堀委員】理解をしますけれども、資料にも書いてありますし、各種団体からの要請もありと今、答弁でも言われました。それはそうだと

思うけれども、県の責務として、業界団体が言ってきたからというのは私は違うと思いますよ。

本県の農業、我が国の農業を守るという自負があるなら、団体が言ってこようが言ってこまいが、つくらにゃいかんのじゃないですか。そういうものじゃないんですかね。と、私は思います。

さらに、今のウクライナ情勢の云々という話もずっとあるわけです。これって特殊なことですけれども、地球上で考えた時に、いろんな産地が、例えば地震であったり台風であったり、水害であったり、干ばつもあります。そのようなことでいつ何どき、食料の危機がある可能性があるわけですよ。今はウクライナのこともあり、そういうことを想定しながら我が国、長崎県の食料を守るという観点からというふうに立てば、やっぱりできるだけ速やかに、このような作物を守るための条例は、県の役割として作らなければいけなかったんじゃないかという思いがあるわけですよ。

そのことを申し上げて、責任者の部長に、このことに関して少し気持ちを聞かせていただいて終わりたいと思います。

【綾香農林部長】県としての責務は何ら変わっておりませんで、平成30年当時、どのような方向でいくかという議論の中で、基本要綱でいこうと決定をして、それを関係団体、生産者等の意見も聞いたうえで今まで取り組んできたわけですが、もう一つの方法として当初から条例という方法をとった県も確かにありました。

県の責務、県が種子の安定生産、供給体制をしっかり取り続けるところは何ら変わっておりませんし、基本要綱で続けてきている現在においても、そこは実際ゆらいできておりません。

ただ、その方針を変えるに当たっては、先ほどあった世界的な情勢や、団体からの要望など、そのようなところも総合的に勘案をして条例化に踏み切ろうということになった次第でございまして、県としては今後も、基本要綱時代、それから条例を制定後も変わらず、種子の安定生産、供給には責任をもって取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひご理解いただいて、よろしくお願ひしたいと思っております。

【山下委員長】ほかにございせんか。

【八江委員】幾つか、ちょっとお尋ねと、激励も兼ねてしたいというのは、お茶の品評会で、東彼千綿の皆さん方が頑張っていたいただいて、連続4連勝といたしますか、1年遅れて、また日本一を奪還したと、本当に素晴らしいことだなと思っておりますね。

お茶の産地は日本にたくさんありますけど、品評会でなかなかいい成績を収めているということは、今後、地域の知名度、あるいはブランド化等に大きく貢献をしてくる、それがひいては所得向上、売上につながってくると、産地化が拡大していくことになって、本当にいいことだなと思っております、敬服をしながら絶賛もしております。

そういう中で、彼杵には長崎県の茶業試験場もあったと思います。そういうことを考えて、県と一緒に連携をしながら、育種された長崎玉緑茶等がどのような形で育成をされているのかということもありますけど、県の試験場の役割も相当大きかったんじゃないかと思っております。

そのことについてどのように評価し、また報告をいただければと思っておりますけど、いかがですか。

【清水農産園芸課長】今回、全国茶品評会にお

きまして、長崎の玉緑茶の生産者が日本一を獲得いたしました。昨年は日本一をとれませんでした。日本一を奪還したという状況であります。

これに当たりましては、昨年、日本一を逃しましてから、日本一奪還のためのプロジェクトチームという活動を行いまして、試験場、普及組織、普及指導員を含めて対策を練ってきたところでございます。

その中で、やはりしっかりと肥培管理、肥料などの管理を改めて見直し丁寧な肥培管理を行ったことや、試験場の職員、また普及職員が、かなり頻繁に圃場にも出て、生産者の方とやり取りをしながら進めてきたところであります。

また、今年は日本一奪還に向けて手摘み。昨年はコロナの関係で人を集められず、機械で葉を刈り取って品評会に出品したのですが、今年は品評会用に手摘みをしました。そのための手摘みをする方々も、東彼杵町を中心に人を集め、応援を集めたところです。私自身も参加をしてまいりました。そのような結果として、本年の全国茶品評会での日本一につながったと考えております。

その中で試験場の果たした役割は、相当大きかったものと認識しております。

【八江委員】東彼杵町のおのうえ茶園、尾上和彦さんの農林大臣賞受賞などを中心に、いろいろ活動をいただいていることは、試験場等の職員の皆さんをはじめ、大いに活動いただいたことだと思います。

長崎県も世知原茶とか五島茶とか、それぞれ産地はありますけど、お互い切磋琢磨することによって、あるいはその技術力が影響して、いろんな産地が拡大をしていくことになりますので、その点は十分理解をしながら、我々も当然

支援をしていく立場であります。また県としても、それを一つの糧にして、茶業研究室の充実、あるいは技術の強化をまた進めていかなきゃならないと思うんですけど、その点は、今のところ。

今日は、後でお尋ねしますが、試験場の関係が見えていないんですけど、茶業研究室に対する支援というものは、今までどおりでいいのかということ、何かその点は別に考えていませんか。

【苑田農政課長】試験研究に係る対応でございますが、農林技術開発センターとしましては、これまで例えば生産性を上げるためのスマート産地の確立といった部分で、令和3年度からは茶葉を剪定する機械の実証とか、また令和4年度からは農林技術開発センターも含めたコンソーシアムを民間等と立ち上げまして、茶の栽培管理や、ドローンによる茶の生育予測にも取組を進めるような形で、農林技術開発センターの職員も含め、民間との連携などにより取り組んでいるところでございます。

今回、日本一を奪還いたしましたので、引き続き農林技術開発センターとしても、このような試験研究、実証の取組を、さらに進めていければと考えているところでございます。

【八江委員】いろんな会社、組織的な組合、そのようなところの全体で、チームでやっていただいているということだと思います。今後もちろん頑張っていたきたいと思います。

つい先日、新幹線の試乗を兼ねて嬉野に行って、嬉野お茶ちゃ村というところにも行ってまいりました。嬉野茶は、彼杵茶以上に以前から知名度が高いところではありますが、長崎県が頑張っていることに対して危惧しながら、向こうも切磋琢磨して日本一を取ろうという思いは

変わらない立場だろうと思いますので、そういう競争相手がたくさんあると思います。それに負けられないためには、このような機会に、一つひとつ充実させながらやっていかなきゃならないのかなと思って、お尋ねをいたしました。

それと併せて、今度は和牛能力共進会が、6日から10日にかけてある。そして、先日は出品者の壮行会に我々も参加をさせていただきました。

「令和に輝け長崎和牛」というタイトルで盛大に開催されて、選手団というか、本県から21頭参加をするようになっていっている。種牛13頭、肉牛7頭、特別が1頭、計21頭ということであります。

その点は、平成24年に本県で、ハウステンボスのところで開催された第10回の大会では、内閣総理大臣賞を獲得して、それに続けと、大会での勢いをもって出品をされているし、関係者も努力をされてきたと思います。今、入賞はどうかこうかと聞くのは、なかなか難しいと思いますけど、いい成績に収まるだろうと期待をしているんですけど、何分、全国区でありますからですね。

そこで、全国のブランド的なところがあると思います。例えば、午前中に申し上げた神戸牛とか松阪牛とかとありますけど、大方どのくらいのところに長崎県が位置されているのか、そのことは、畜産関係の皆さん方だったら、大方目安がつくんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

【富永畜産課長】委員お尋ねの、全国和牛能力共進会に関係する、これまでの肥育成績というもので少しご紹介したいと思います。

全共の前哨戦と言われます九州枝肉共励会というものがございまして、九州各県で代表牛をそれぞれ食肉センターに搬入し、格付けや成績などを競うものです。今から3週間ほど前だっ

たと思いますが、その時の成績では、九州の中で2位でした。1位は鹿児島県でございまして、ビーフマーブリングスタンダード、いわゆる脂肪交雑が12番でございました。ということは、全頭出したものが12番というふうな、非常に高いレベルの枝肉でございました。それにわずか0.1ポイント及ばず、長崎県が第2位になったということでございます。

こういうこともありまして、今回の全国和牛能力共進会につきましては、肉牛の部に、7区に脂肪の質評価群というものが新設されました。こちらにつきましては、オレイン酸の濃度を公表し、測定し、それを競うのが主な採点となっておりますので、県の種雄牛の勝乃幸は非常にいい脂肪の質なり、脂肪の育種価が高い牛でございまして、ここに期待をしているところであります。

また、全国もこの7区に非常に注目を集めておりますので、長崎和牛のブランド化のためにも、ぜひともこの7区で良い成績を取りたいと考えております。

同時に、ほかの区においても優等賞を獲得したいと考えております。それぞれ肉牛の部、種牛の部、それぞれで全体を通して、日本一であります優等賞というものを狙っていきたく思っています。

何より、皆さん肉用牛改良に不断の努力を行って来ました。出品牛については特段の事故もなく、正調に仕上がっていると聞いておりますので、ぜひとも目標達成ができるように、県といたしましても、関係機関と連動してしっかりとサポートを行っていきたく思っております。

【八江委員】今お聞きすると、九州で第2位だったと、枝肉の部門でしょうけど。

報道によりますと、鹿児島県、宮崎県は、前々



回からずっとですけど、一番優秀な畜産県といえますかね、生産量も含めてですね。そういうところでもありますから、今回は非常に盛会に開催されようということでもありますので、我々も視察をしながら激励をしたいと思っております。

その中で入賞されることが一番、次のブランド化にもつながってくると。長崎牛は、ややもすると佐賀牛よりも、長崎県のスーパーなどで売っているのも佐賀牛のほうが多いんじゃないかと言われるぐらいになっている。そのもとは、子牛は長崎県のものであったと思いたすけどね。

それに負けずにブランド化を確立させるためには、日々努力はしていただいているけど、やっぱりそこには全力投球して、平戸の種畜場等の試験場におられる皆さん方が一団となってやっていただいているおかげだと、先ほどの茶業試験場じゃないけど、このようにも思っております。

そして併せて、農事試験場の関係のことを申し上げますと、肉牛とか何とかは平戸の肉用牛改良センターがあって、いろんなことが展開できていると。

それからもう一つ、ばれいしょの試験場は、アイユタカ、ニシユタカをはじめ、暖地ばれいしょの中の長崎県のばれいしょが、全国に誇っているものの一つでもありますし。

また、果樹試験場は、西海みかんをはじめ、日本一をとっており、試験場が中心になって育成をし、また栽培指導をやっている立場から考えたり、花も、本庁の方から、カーネーションをはじめ、新しい品種の創出を考えていただいております。それが今、長崎県の特産の、あるいは長崎農産品の生産高につながっていると、こう思うとですね。

私、今日は名簿を見たら、農林技術開発センターの所長さんはおられるかなと見たら、載っていないんですね。前は、農水経済委員会に来たら農林技術開発センター所長が座っておられたんですけど、人事的なことを聞くのはおかしいんですけど、どなたかが代行してやっていたいでいるんでしょうか。その点、確認したいと思いたすんですけど、いかがですか。

【苑田農政課長】理事者の範囲でございますが、農林技術開発センター所長につきましては、整理といたしまして、例えば11月のこの委員会でございますと、試験研究の評価などの直接的に関係する部分がございます。また、2月の定例会でございますと当初予算などで、具体のところに関連する部分がございますので、決算審査もそうですが、そのように直接的に所管するものがある機会に出席するような形で整理をさせていただいております。それ以外につきましては、申し訳ございませんが、私どものほうで、所管する業務についてお答えする形で対応をさせていただいている状況でございます。

【八江委員】人事的なことまで申し上げるところではなかったんですけど、私、おられるものと思って一覧表を見よったところが、なかったものですからね。

以前の農林試験場長は副知事待遇の、熊澤三郎さんという方たちがする時は副知事待遇でおられたときから、ずっと部長級の皆さん方が入ってきておった。それなのに、今は必要に応じて出席されるということであれば、それはそれで、できないとは言えないことですけど。

一つは、技術的なことが長崎県の大きな生産を生むところの要因であれば、全体の意見を、議会の意見を聞きながら、それを対応していただく環境も必要じゃないかと思いたすね。こ

それは余分なことで申し訳なかったんですけど、そういうことでお尋ねをいたしました。

農政課長が代理を務めると、所管の立場は十分わかりますけど、技術的なこととなってくると、やっぱりなしていただく。

そして、今、一番頑張っていたとそれが目に見えてきたのは、茶業の日本一、それからみかんも西海みかんなどは日本一を考える、ばれいしょもそうだし、そして畜産ですね、そのようなものもあると考えれば、もう少しやっぴかにやいかんと。

もう一つは、農林技術開発センターも、今の農林技術開発センターは、諫早の外環状線ができてから、そのど真ん中に分断されて、農大と別れております。そういうことで、少し狭隘と申しますか、いろんなものの老朽化も進んでおるし、そのようなものも考えていく時期が来ているのではないかなという思いもありますので、それは今日はもう申し上げませんが、そのようなことを考えていけば、もう少し、試験場に対しての考え方は進めていかなきゃならないと思います。

それは部長には一応、その話を聞いておく必要があると思います。その点、部長はどのようにお考えですか。農林試験場関係の統括的な立場から考えれば、今申し上げたこと等をどのように受け止めておられるか、ちょっとご発言をいただきたいと思いますが。

【綾香農林部長】本県の農業振興を図っていくうえで、技術開発、品種の開発等で最大の立役者の一人が試験場だと考えておられて、先ほど八江委員から話があったように、各品目ですばらしい成果が、畜産も野菜も花もお茶も出てきておりますので、その研究が、しっかり地域の課題に即して、長崎県の農家の所得向上につ

ながるような課題にできるだけ即するような形で、限られた予算ではありますが、効率的に一生懸命に限られたスタッフで頑張ってくれているところがございます。

今、農林技術開発センター、それから農業大学のあり方検討も内部で進めておりますので、どういう機能をさらに伸ばしていくか、どのような人員を研究員として配置していくか、そこも含めて今後また議会のほうにもお諮りしながら、長崎県の農業の中で農林技術開発センター、農業大学校、肉用牛改良センター等、そのような機関が力を発揮できるようにご相談してまいりたいと思いますので、今後もよろしく願い申し上げます。

【八江委員】今の部長のお話を聞き、一応、理解は十分いたしますので、今せっかく非常に伸びている生産高、技術力、そのようなものが大きな成果をあらわしてきている時ですから、ここで一致結束してというか、チーム長崎県として、もう少し農林部としての大きなビジョンを抱えながら進めていただくことが必要かなと思って、ちょっと申し上げましたので、これはまた、以後、何かある時にはお願いをしていきたいと思っております。

最後に基盤整備の関係ですけど、今、盛んに農業基盤整備については順調に、大型の畑地事業などは進められておりますので、そういう意味では、狭隘な長崎県の土地が、ある程度集約化されて、そこで生産もうまくいっているし、島原半島のブロッコリーや、あるいはねぎ、いろんな団地ができております。諫早も幸いに飯盛の団地が、ばれいしょのげんきくんとか、にんじんとか、いろいろありますので、大きくそれが伸びていることも事実だと思っておりますので、大型の事業については順調に進んでいると思

ますけど、中小がですね。長崎県は中山間地帯ですので、中小のものがいま一つ、これから出てくるのかなと、またお願いしていかにかいかなとかなという思いがありますけど、その取組についてはどのようにになっているか、お尋ねして終わりたいと思いますが、いかがですか。

【野口農村整備課長】中山間地域における条件不利地での農地整備をどのように進めていくのかというお尋ねでございます。

一般質問でもお答えさせていただきましたが、地形状況の厳しいような条件不利地、中山間地域では、平地のような大規模な農地の基盤整備は、費用対効果の面もあり困難でありますので、県としましては、地形条件に応じた狭地直しとか、進入路の整備など簡易な基盤整備を、地域の営農条件の改善に結びつくような整備を進めていきたいと考えております。

今後、関係者と地域の理解を得ながら、そのような取組をしっかりと進めていきたいと考えております。

【八江委員】以前は、基盤整備が済んでしまえば、そのままほったらかしということではなかったんですけど、実質ほったらかしで、作物の導入が絵に描いた餅みたいなことだったのが、今はそうではなくなってきて、しっかりとやっていただいているのは我々、確認をいたしておりますし、特に施設団地などは、それがないと効率化といえますか、省エネ的にもできないし、また、後継者の育成にもつながってこないことになりますので、その点はしっかりと、中小の基盤整備についても、これから地域に合わせたことをしっかりと、市町と合わせてやっていただきたいと要望を申し上げて終わりたいと思います。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(泰)委員】私も、種子条例の制定についてお尋ねいたします。

まずは、この条例の制定に至ったきっかけを明確にご答弁願います。

【清水農産園芸課長】経緯といたしましては、先ほどご説明したものに加えて、種子法の廃止から振り返りますと、平成30年に主要農作物種子法が廃止され、根拠規定が、法的な根拠がなくなったことで、どのように対応するか検討する中で、当時は種子法廃止の経緯が主要農作物の種子生産に民間活力の活用を促すという観点であったことから、即時に県が条例化をするのは見送り、基本要綱という形で根拠通知を出して、この稲・麦・大豆の種子の安定供給体制を維持してきたところであります。

当時、種子法が廃止された際に、本当に稲・麦・大豆の種子の供給は大丈夫なのかと不安視する生産現場の声があったことも事実です。それに対して県といたしましては、基本要綱に基づいてしっかりとその体制を維持することで、不安払拭に努めてきた経緯がございます。

種子法が廃止された当時は、全国の都道府県の中で即時に条例を制定したのは9県にとどまっております。その中で徐々に他県において条例化が進み、現時点では31の道県で条例化されている状況にあります。

本県におきましても、資材供給を含む食料安全保障の重要性を鑑みた時に、また生産現場から、まだ不安だと、条例にしてほしいという声根強いことも踏まえて、本県といたしましては今回、基本要綱にかえて条例を制定して、しっかりと法的根拠のある形で安定的な制度にしていこうということで条例化の判断をしたところでございます。

【中村(泰)委員】質問の仕方がよくなかったで

す。きっかけを明確に言っていただきたくて。経緯はもう十分、先ほどのご答弁でいただいていますので、そこは結構なので。

今の話を整理すると、そもそも基本要綱で耐えられるとおっしゃっていた中で、変えたわけです。変えたことはもちろんありがたく受け止めておりますけれども、今のご答弁だったら、要は農業団体の皆さんが不安だったから変えたというふうに私はとったんですけど、違いますか。

【清水農産園芸課長】生産現場からの不安の声があったのは確かに一つございます。また、全国的な状況として、年々条例化する県が増えてきて、全国の3分の2の県が条例を制定したという経緯もございます。

そのような状況を踏まえて、本県でもしっかりと法的根拠のある形で条例化をすることが適切ではないかという判断をしたわけでございます。

【中村(泰)委員】他県がしたから、やったんですか。

【清水農産園芸課長】他県の条例制定は、状況の変化ということでもあります。

もう一つ申し上げますとすれば、種子法廃止後の国のスタンスもでございます。種子法が廃止された当時は、都道府県に対して、「これまで行っていた種子に関する業務の全てを直ちに取りやめることを求めているわけではない」と事務次官通知の中でうたわれておりまして、それもあって、県が種子の業務から手を引いてしまうのではないかという生産現場の不安もあったところでもあります。

ただ、その国の側のスタンスも、令和3年4月の次官通知の中で、「都道府県に対し種子の業務を取りやめることを求めているわけではない」

という形で変化をし、また、食料安全保障の重要性に鑑みて、都道府県が主要農作物種子の安定供給にしっかりと役割を果たすことが位置づけられたこともあり、そのような意味では、当初、種子法廃止後、即時に条例化をするのはやや慎重であった本県ではありますが、国のスタンスの変化も踏まえて、食料安全保障の重要性も鑑み、条例化をする判断に至ったわけです。

【中村(泰)委員】私としては、これは法的根拠が必要だから、この制定に至ったというふうに書いていらっしゃるし、条例ってそういうことだと思うんです。

国の変化というふうに今おっしゃったんですけど、国の変化と法的根拠を求める、国の変化があったから法的根拠が必要になったということ、つなげてご説明をいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

【清水農産園芸課長】本県として、主要農作物の種子の安定供給に係る業務は、県の責務として平成30年以前も、あるいは平成30年以降も、現時点でも変わらないと考えております。

そのような中で、この主要農作物種子制度を取り巻く状況の変化として、国のスタンスとしては、できるだけ県から民間活力を促すというスタンスから、しっかりと県が役割を担うべきだというスタンスが示されたのは、一つ判断の中の材料になったと考えております。

【中村(泰)委員】私も国の動向をなかなか理解できていないんですけど、国からどういう時期にどういう発言があって、それが、責任があるということがすなわち法的根拠と県は考えて、この条例を制定したというふうに取りました。

具体的に国のどういう動きがあったのか、そのあたりをご説明いただけないでしょうか。

【清水農産園芸課長】先ほど来、答弁申し上げ

ております国のスタンスについては、種子に係る農水省の事務次官通知というもの、稲・麦類及び大豆の種子についてという次官通知が出されております。

これは、まず平成29年11月に通知が出され、これがまさに農作物種子法の廃止の議論が行われていた時の通知ですが、その当時には、「都道府県がこれまで実施してきた稲・麦類、大豆の種子に関する業務の全てを直ちに切りやめることを求めているわけではない」となっております。

これが改正をされたのが令和3年4月でありまして、新たな通知の中では、「都道府県がこれまで実施してきた稲・麦類及び大豆の種子に関する業務を取りやめることを求めているものではない」と、「都道府県は、稲・麦類及び大豆の種子について農業者が円滑に入手し利用できることが我が国の食料安全保障上重要であることに鑑み、その安定供給を確保する」という形で改正がなされたという経緯がございます。

【中村(泰)委員】要は、令和3年4月に、国が県に対して、責任をしっかりと持つようにという発言があったと。

そこで昨年、我が会派として、これに関して答弁を求めた時に県は、基本要綱で耐えるというようなことを発言されているんだと思うんですけど、そこはなかなか矛盾というか、納得感がなくてですね。そのあたりはどうでしょうか。

【清水農産園芸課長】昨年5月の委員会で、私も基本要綱で対応しますという答弁をさせていただきました。

この次官通知が改正されたのは昨年4月であります。それを受けた対応について、昨年5月の時点で、しっかりと部内で対応方針が議論できていなかったことで、従前のスタンスで、基本

要綱で払拭に努めますという答弁をいたしました。その後、部内で検討を重ねた結果、先ほど来申し上げております他県の情勢とか、農業者団体の不安の声等々も鑑みますと、やはり条例化をすることが適切であろうという判断をしたということでございます。

【中村(泰)委員】ちょっと話がそれるんですけど、農業団体の方から要望があったのは、令和4年4月が初めてなんですか。

【清水農産園芸課長】農業者団体から条例化の要請をいただいたのは、本年の4月でございます。

【中村(泰)委員】わかりました。これで終わります。

国の動きがあったと、そこは納得がありました。ただ、時期的に、改正がされた後、少し遅れたとおっしゃっていただきましたので、よかったですら、そのような内容も含めてここに書いておられるのか、私には読めなかったんですけど、そのようなことを含めて書いていただければ、より良いかなというふうに思いましたので、よろしくお願いします。

【山下委員長】ほかにありませんか。

【浅田委員】「こんな長崎どかんです会」で、若い方々と農業経営についていろいろとお話しいただいたということです。その中で様々なご意見が出ているかと思うんですが、まとまっているのがネットにも上がっていませんので、ここに「新規就農者を含め産地全体で支えあうことが必要」などの様々なご意見が出ていたというふうにあるんです。

この春に、農地の下限面積の撤廃が国会で決まって、来年施行されるに当たって、若い人が今後、新規農業をしやすくなったりとか。

ここでどういった意見が出ていたか、もっと

詳しく教えていただきたいんですが、そういう中において、面積が撤廃されることによって就農がしやすくなることがわかっている段階で、いろんなご意見を聞いて、新しい政策というか、何か県として考えていることはありますか。

【溝口農業経営課長】今おっしゃいました農地法の関係につきましては、今年の5月に法律ができて、施行が来年4月からとお聞きしております。

農地法の部分の改正で、いわゆる下限面積、新規参入する場合に50アールという基準があるということがございます。ただ、実質は、例えば中山管理事業とか、そのような法律、別の農地基盤強化法で、新規就農につきまして、この下限にこだわらずに、貸し借りも実質行っているということが一つございます。

こちらの、今回の大きな趣旨の目的は、法律ですけれども、いわゆる半農・半Xを含めて多様な人材、農業だけで生活するのではなくて、このような方を幅広く受け入れるということで、全国でいろいろ決まりがあります。

各市町によって、今も特例措置で面積を下げることはできるんですけれども、例えば一定移住するための住居も、営農するところに住まなければいけないなどの縛りが一切なくなりますので、そのような方々が入りやすくなったということがございます。

移住新規就農者を受け入れて、知事の関係でも話はありますが、新規就農者、様々な方を受け入れていく必要があると思っております。そのためにも、最初はそのような移住的な関係である半農・半Xでも、将来的には農業に入っていられる方もおられますし、そのような方は今回の法律によって非常にハードルが低くなったのではないかなと思っております。

逆に、新規就農で本当に農業をやっているという方につきましては、従来どおりの中間管理事業を活用しながら、施設等の事業等を入れて、研修等もしっかりして、新規就農として入っていただくことも進めていきたいと思っておりますので、幅広く人材を確保するという意味で、県としては、今回の制度改正を使って取り組んでいきたいと考えております。

【浅田委員】ある意味チャンスだと思いますし、例えば特に長崎市など、農地とかいろんなものが狭い地域においては、割と入りやすくなったとか、今まで空き家を借りて一緒に農地とかあったじゃないですか。そういうことがなくなって、政策というか、PRというか、もっと明確に打ち出す部分が必要なのではないかなと思ったので改めて聞かせていただきました。

こうやってわざわざ農家ということをテーマに、もうかる姿を見せて、もうかるような農業をと提案することで、知事とこういう若い人たちが話した中で、いろんなご意見があったと思うんです。来年度に向けて、そこを形にしていくことが必要だと思っているんですが、そこはどうでしょうか。

【溝口農業経営課長】今おっしゃるとおりで、新規就農に関しましては、今回の法律だけに限らず、常に確保していかなければいけないと考えております。農地にこれだけ人が減ってきておりますので、特に外部から人材等を確保していかなければならない状況になっております。

県の中では今、技術の習得研修とや年間の研修等をさせていただいておりますが、地域によって様々な考え方の方がおられます。農家、非農家の方もおられますので、地域でしっかり受け止めて、地域で育てていかなければいけないと思っております。

まずは手始めにJAで、しっかり農業の研修施設を立ち上げていただくために、現在、県下7JAがありますが、ほぼその7JAで今年度までに立ち上げていただくようお願いしております。

さらに、市町によっては、小値賀町や南島原市など、独自で研修をして農地に受け入れることも取り組んでおりますので、そのようなところと連携を取りながら、しっかり実施していきたいと考えております。

実際、来られた時に、ハウス含めて、施設を含めて優良農地、優良物件がなければなかなか難しいと思いますので、そのようなベースの受け入れ体制もしっかり組んでいきたいと考えております。

今言われました、いろいろな多様な人材を、今回ハードルが下がりますので、一つの目安になるのではと考えておりますので、そのような方々を含めて意見交換をしながら、しっかり受け入れていくように、活動として取り組み、当然今後、次年度の予算を含めて検討してまいりたいと考えております。

【浅田委員】いろんな手を今後打っていくということで、既にやられていると。来年4月にしっかり施行されるわけですから、その時に形としてどういう状況になるのか。

これが撤廃されて、やりだした時点で、長崎の耕作放棄地みたいなところがどの程度、数として解消できるとか、そのようなところまで考えて動かれているのでしょうか。

【溝口農業経営課長】耕作放棄地につきましては、現在、農業委員会等の調査で1万7,000ヘクタール程度県下にあるということで、耕地面積からいきますと、大体3割弱ぐらいになっています。非常にこれが増えてきているのではない

かと思っております。

一方で農地化、非農地化といった手続もしているのですが、実際は人が減り、農地がどんどん荒れていっているという実情でございます。

その中で優良農地を確保していくことが必要なのですが、なかなか手がかかりますので、地域でまとめて、絞って施策を打っていかないと進みません。優良農地を確保して新規就農者を受け入れる体制にもっていく必要があると思いますので、そのような取組は今の支援でもありますので、しっかり支援していきながら、少しでも遊休農地の解消、耕作放棄地の解消に取り組んでいきたいと思っております。

【浅田委員】何かをやりだす時には、その数字もしっかり示していただければと思います。

また、すみません、私が不勉強でわからないんですが、新規就農者を増やす流れと、こうやって農業がやりやすくなったのはあっても、150日間は働かなきゃいけないというところまでは撤廃されていないんですよね。あれも自治体で決められるんですか。

【溝口農業経営課長】今回の改正につきましては、面積の要件だけが、経営することという部分が廃止されたとお聞きしております。

【浅田委員】そうだなという感じで思っていたんです。先ほど言った新しい方、半農みたいな感じで生活基盤をほかにも持ちながらという方々がやっていくには、やはりまだまだ厳しい状況であって。

例えば地域性に応じて、先ほど深堀委員も自給率を上げることがすごく熱くおっしゃっていましたが、そういうことを踏まえても、今度は日数的なことに対しても改めていただく必要があるのかどうなのか、県としては、そのあたりはどのようにお考えなのか、国にそのような

ことも要望すべきということも踏まえて、考え方を教えていただきたいんです。

【溝口農業経営課長】確かに、半農・半Xというような状況ですと、150日間働くというのは非常に厳しいところはあるかと、現実問題はるかというふうには思っておりますので、そこは少し私どもも精査しながら、今回、法律も施行されまして、今は周知期間ということで、国の様々な農地の関係の法律が全部、今回変わりましたので、今、国に確認をしている最中でございますので、市町とも、農業委員会の意見もよく踏まえて、国とも調整してまいりたいと思っております。

【浅田委員】それぞれの都道府県とか、いろんなところの実情とかを、私たち議会としても、またそれを要望していかなければいけないのかなど改めて感じるところでもありました。

大学と提携をして、若い方たちのアイデアももらいながら、積極的にそういうこともやられている長崎県として、今後のあり方として、そのあたりも含めて部長、どのように思われますか。

【綾香農林部長】そのあり方をご答弁する前に、先ほど、農業経営課長から150日の部分の答弁がありました。150日の要件というのは、農業生産法人の役員要件の一つでございまして、家族経営で農業をやる場合は、その縛りはもともと存在しないので、今度の農地の要件の撤廃とともに、小面積で、例えば100日農業をやって、100日はほかの仕事をして、150日は自分の好きなライフスタイルを送るなどというのも恐らく可能になってまいりますので、多様な働き方、多様な農業への関与の仕方というのが今後出てくるものと思います。

ただ、内容を精査して、国に要求すべき点が

ございましたら、国へ要求してまいりたいと思います。

それから、あり方のご質問ですが、先日、このきっかけになりました「こんな長崎どがんです会」に私も参加させていただいて、知事と私と8人の農家の方で話をする中で、一番興味がかかれたのが、長崎の工業高校を出て、日本最大の自動車メーカーに20代半ばまで勤めていて、そこを20代半ばで辞めて、今、7年目だと、30代前半です。今、イチゴづくりでサラリーマン時代の2倍の所得を上げられております。

それを当時の仲間とか昔の友達に、イチゴづくりはもうかるよと話したら、自分もやりたいという話があるのだけれども、土地やハウスがなかなか確保できないと聞きました。自分も日吉で研修を受けたけれども、土地とハウスは琴海で確保できたということでした。

その辺を、新規就農の人が農地とかハウスとかを心配せずに、就農をしたい人が、本当にやりたい人が就農をスタートできるよう条件が整えられれば、他県よりも長崎を選んでいただける、若者が農業でしっかり頑張っていただけのような形になるのかなというふうに感じたところです。

ですので、そのようなことも含めて、来年なのか再来年なのかわかりませんが、新しいあり方を描きながら、新規の予算ということで、どこかのタイミングでまた議会にご相談をしながら、長崎の農業がまた発展していくように、若い人たちがしっかり、かっこよく、快適でもうかる農業を実践していただける世の中を、ぜひみんなと力を、議会の皆様のお力も借りながら実現していきたいと、お答えになっているかどうかわかりませんが、そのようなことに踏み込んでいきたいと思っております。



【浅田委員】部長から前向きな答弁をいただけたのではないかなと思います。

もちろん家族経営の、今までの兼業農家という形であれば日数とかというのは関係ないと思うんですけど、私が聞いたかったのは、そこではない部分で新規できちっとというところでも、そういうふうな違った仕事として、日数撤廃がなされればもっと進んでいくのではないかと、自給率も上がるのではないかと思ったので、例えば全国的にそういう声があるところまで上がっているものなのかどうか、今後の動向もまた改めて教えていただければと思っております。よろしくをお願いします。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

-----  
午後 3時55分 休憩

-----  
午後 3時55分 再開  
-----

【山下委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退出のため、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時56分 休憩

-----  
午後 3時57分 再開  
-----

【山下委員長】委員会を再開いたします。

これより、決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたし

ます。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩します。

-----  
午後 3時58分 休憩

-----  
午後 4時 0分 再開  
-----

【山下委員長】委員会を再開いたします。

予算決算委員会農水経済分科会の決算審査の日程については、お手元に配付いたしております審査日程案、10月21日金曜日、午後は14時からということの案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 4時 1分 休憩

-----  
午後 4時 1分 再開  
-----

【山下委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

-----  
午後 4時 2分 閉会  
-----

# 農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和4年9月29日

農水経済委員会委員長 山下 博史

議長 中島 義 様

記

## 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 90 号 議 案	知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 101 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 102 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原案可決

計 3 件（原案可決 3 件）

## 2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 1 号	「駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長」に関する請願	採 択

計 1 件（採択 1 件）

委員長（分科会長）                      山 下    博 史

副委員長（副分科会長）                坂 口    慎 一

署 名 委 員                                八 江    利 春

署 名 委 員                                深 堀    ひろし

---

書 記                      山 口 祐一郎

書 記                      河 内 隆 志

速 記                      (有)長崎速記センター